

ブラジル
に於ける

日本人發展史

上卷

ブラジルに於ける日本人發展史 上卷

「**ブラジル移民文庫編集部**」注・

本文庫の作業は

①原本をスキャナーで画像として写す。②その画像から日本語変換ソフトを使って、テキスト文書に変換する。
③そのテキスト文書をページメーカー、インデザイン、フォトショップなどを使ってコンピューター画面で読みやすく編集する。④それをPDFに変換して、栞などをつける。

大体、以上の工程を経るのですが、②の作業がもつとも時間がかかります。日本語変換ソフトは明朝体とゴシック体の活字を読みとるようになっていますが、古い

本は活字の字体が異なるため変換率がかなり悪いためです。

本書は昭和16年の発行ですが、活字の字体も変わっていて変換ソフトの解読率は50パーセント程度にとどまり、ほとんど手入力に近い作業になりました。したがって文字遣いの不統一が目立ちますが（たとえば、ソフトが読めた場合、あるいは漢字だけ入力した場合は「言ふ」となり、手入力の場合は「言う」となる。あるいは「國」であつたり「国」だったりする）、以上の理由なのでご容赦願います。

ふつう、ここまで変換率が悪いと収録を見合わせるのですが、にもかかわらず本書を収録したのは、本書が基本的な資料の一つということもありますが、執筆者の野田良治と輪湖俊午郎のふたりの先達の文章を「移民文庫」にも収録したいという願いからです。

本書の刊行委員長の青柳郁太郎は桂首相などの後押しで、ブラジルで最初に日本人の入植地「イグアツペ植民地」をつくった人ですが、輪湖は初期にそこに入植した一人で、のちにアリアンサ、チエテなどの重要な入植地の建設に尽力しました。青柳はブラジルへ来るまえにペルーでアマゾンの源流を見ていますが、「自分より前にアマゾンの源流を視察したのは野田良治くらいのものだろう」と言っています。野田良治はながらく在ブラジル日本大使館で通訳官や書記官としてはたらき、日本においてブラジル通の第一人者でした」

序

一、ブラジルに於ける日本人発展史刊行の趣旨並に其委員は左の通りである。

皇紀正に二千六百年、日本民族の海外発展は、遠く南米ブラジルに及び、在伯本邦人二十萬に達する外、会社銀行等の同国に進展するもの亦すくなくならず、ブラジル国の産業開発と共に、日本民族の膨脹に多大なる貢献を致して居ることは邦家民族のため、誠に慶祝に耐へざる所であります。

日伯両国の交渉が開始されてより約半世紀、其の間に於て変転せる情勢と、先覚者の苦心經營・同胞の流汗努力と、その発展の経路は、日本民族海外発展途上の一大偉観であります。

之を記録し一は以て、更に大なる発展を約束されたる後進者の資に供し二は以てブラジルに於ける同胞後継者たる二世三世への遺贈とすることは、極めて緊要にして有益な事業であります。

且、今日之を敢行せざれば、資料は散逸し当事者は他界し、途に正確なる資料を蒐集する能はざるに至るの恐れが十分にあると存じます。

故に同感の者相会し、「ブラジルに於ける日本人発展史」を刊行し、皇紀二千六百年記念事業の光輝ある一挙と致

したいと存じます。

大方有志の甚大なる御支援を切望致す次第でございます。

「ブラジルに於ける日本人発展史」刊行委員会

委員長 青柳郁太郎

同 多羅間 鍼 輔

委員 渥美育郎 武田寛一

安東義喬 ○田口道造

青木熊夫 ○永田稠(しげし)

○入江寅次 ○野田良治

上塚 司 ○原梅三郎

江越信胤 ○藤田嗣雄

大野勝己 福原八郎

香春敏夫 宮木廣大

金田近二 宮腰千葉太

坂本正治 宮坂国人

渋沢信一 ○輪湖俊午郎

(五十音順 ○は編纂委員を兼ねる)

二、委員会 委員は昭和十五年一月、丸ノ内中央亭に会合して委員長、編纂委員、事務所、刊行方針、予算等を決定し、直ちに実行に着手した。

後、必要ある毎に数次の委員会を開いた。

三、ブラジル方面に於ては、委員会直後多羅間、宮腰、宮

坂の三委員渡伯したるを以て輪湖委員と緊密に聯結し、同氏がブラジル方面の資料を蒐集し、日本にきて編集に参加することになると共に、寄附金及び予約を募集した。

輪湖委員は、中央線連合日会其の他関係団体、椎本文也、野村忠三郎、北島文子、藤田克己、北村豊治、松本圭一、阿部三郎、中林敏彦、伊藤八十二、半田知雄、佐藤念腹、岩波菊治、長谷川武、坂元靖諸氏の甚大なる協力を得、なお本史のため特にヴァルガス現伯国大統領からの近影贈与を受け、多大なる感謝を以て日本に來たり、編集主任野田委員と協力して原稿を整備した。

四、かくて本史の原稿は、野田、輪湖両委員の筆による所が大部分であるが、其の他の方々の執筆した部分もあり、出版については入江委員の労にまつものが多い。

五、刊行費 本史の刊行に要する経費は、外務省、拓務省の御補助の外大部分は篤志者の寄附に依り、一部分はブラジル方面の預約金によつた。

寄附された篤志の諸氏は左の如くである。

大阪商船株式会社、東山農事株式会社、海外興業株式会社、日南産業株式会社、鐘淵紡績株式会社、日本郵船株式会社、横浜正金銀行、アマゾニア産業株式会社、商米拓殖株式会社、日伯拓殖株式会社、日本中南米輸出入組合聯合会、野村合名会社海外事業部、大日本紡績株式会社、山下汽船株式会社、東洋紡績株式会社、東洋棉花

株式会社、伊藤忠商事株式会社、株式会社兼松商店、川崎汽船株式会社、川崎重工業株式会社、日本棉花株式会社、南米土地株式会社。

又現地に於ては帝国大使館、在サンパウロ帝国総領事館、横浜正金銀行リオ支店、蜂谷兄弟商会、三井物産株式会社リオ代理店、日伯経済協会、西谷商会、東商会、共栄会、白土貫治、野口元造、ブラジル拓殖組合、海外興業株式会社ブラジル支店、カーザ東山、ブラスコット、南部綿花会社、サンパウロ貿易幹旋所、大阪商船株式会社ブラジル支店。

六、本史は関係方面には寄贈をなし、ブラジル国内に於て一部分を発売し、その利益は在伯同胞の文化事業に寄附する予定である。

七、本史の刊行につき直接間接寄興せられたる各位に対し、本委員会はここに深甚なる感謝の意を表するものである。

昭和十六年十二月

ブラジルに於ける日本人発展史刊行委員会

例 言

一、本書上巻の中、第一章から第八章までは、主として本邦側委員の編述せるもの、第九章および第十章並に下巻の大部分は、現地担当輸湖委員の執筆せる所である。

二、本書は其の歴史たる性質に鑑み、人名には故人・生存者ともに敬称を省略することとした。

但し他書等から引用した文中に敬称の用いてあるものは、そのままとした。

三、爵名・官職名・学位等は、敬称としてでなく、その資格を示す意味に於て、成るべく之を附記することとした。

四、邦人の氏名には、難訓のもの、および誤読され易いものがあるから、それらはなるべく最初一回振仮名を施し、正しい読みかたを示すこととした。

五、ブラジル人の氏名はそうとう長いものもあるが、他人と混同を避けるため、少くとも最初一回は全名を掲げるやうに努めた。

六、文体・用語・かな使い・迭仮名等の統一をかいてゐるのは・執筆者を異にせるため、已むを得ざる所と諒察されたい。

東西南北の中間方位をしめす語としては、国語の伝統に従い、東南・東北・西南・西北を採ることとした。

七、ブラジル語の和訳にあたっては「大臣」を「相」、「州

統領」を「州知事」、「聯邦区」を「聯邦府」、「移民牧容所」を「移民宿泊所」、「植民地」を「移任地」と一定するに努めたとはいへ、乙れ亦 統一をかいてゐる箇所もあらう。

八、ブラジルを主とする外国の地名・人名および物名詞の写音は、だいたい左の標準は依ることとしたが、時には之に依らざるものもある。

(イ) d i はデイ・d u はドウ

(ロ) f の綴り音はファ・フェ・フィ・フォ

(ハ) g e , j e はジェ

(ニ) t i はテイ・t u はトウ

(ホ) v の綴音はヴァ・ヴェ・ヴィ・ヴォ・ヴ

(ヘ) 最絡綴の母音に昂音符を附けたものは長音符を加へた。例せばバウル・ジュキアー・パラ・パラナー・ジュゼー・ビドゥー・ソドレー・ババツスーなど。

九、年は皇国年号と西暦紀元とを、随時併用し、特に括弧内に封照年を記入した所もあるが、一般には何れか一方だけを記入した。

十、巻中往々「本年」と記せるは、昭和十五年のことで、「今より何年前」など記してあるのも、同じく昭和十五年を基本としたものと了解されたい。

ブラジルに於ける日本人発展史 上巻 目次

第一章 序 説…………… 21

第一節 発展の舞台ブラジルの全貌…………… 21

一 地理 概 略……………

位置・面積・地勢・ 山脈・瀑布・湖沼・ 海岸・
気候・風土・天産物・人口及人種構成

二 歴 史 概 観…………… 40

発見・国名起源・ ポルトガル植民地時代・独立帝
政時代・ 共和制時代・歴代大統領およびその代理
執政者 ―一九三〇年の革命 ・第二共和国および
一九三四年の憲法・一九三七年の政変および新憲
法・『新国家』

三 文 化 ・ 産 業…………… 51

ポルトガル文化の移植・新土に於ける発達・ 優
美典雅なポルトガル語 ― 美術（絵画 彫刻）・
音楽・文学・法学・医学・ 自然科学・ 学術お
よび芸術団体・ 新聞・宗教・ ブラジル人の特
性・産業・農業〔主作物珈琲・トウモロコシ・棉
花その他〕・ 林業・畜産・鉱業・工業・外資およ
び移民・内外人均等待遇・国民第一主義

第二節 ブラジル移民送出国としての本邦情勢の変遷

……………68

日露戦争後の農村窮乏と海外発展・欧州大戦と日本経済の膨脹・欧州大戦後の経済界の恐慌とブラジル移民推奨・伯国政府の移民制限と大陸発展・日支事変後のブラジル移民

第二章 日伯外交および文化関係……………81

第一節 日伯外交概観……………81

ブラジルに足跡を印した最初の日本人・孤立的事跡・修交通商航海條約の締結・公使館の開設・大使館に昇格・歴代の大公使および代理・各大公使在任中の主なる事跡

第二節 日伯移民交渉および排日的言動対策……………95

対日移民感情は路始概して良好・(一)渡航開始前に於けるブラジル人の日本移民観 (二)渡航開始後の十六年間・一九〇九年の聯邦予算中の差別的字句問題・サンパウロ州政府の移民契約破棄 (三)同州政府が興へんとした差別待遇・之が阻止に関する非公式交渉 (四)聯邦議會に於ける排日的言論―レイス移民法案の提出―ブラジル医学士院の法案賛成決議―通過阻止対策―親日家の尽力―オリヴェイラ・ボテリョ議員の意見書―中央農会の諮問―リラ・カストウロ議員の意見書―法案の最後― (五)一九三〇年革命前

後の反日本移民状勢―各国移民の制限― 日本移民の
激増と反対論者―(六)―一九三四年の新憲法制定と移
民制限条項―(七)―移民制限条項の実施と日本移民

第三節 日伯親善運動： 144

日伯医学者その他名士の往来― 両国文化の交換―民
間諸団体の協力

第四節 在伯帝国領事官 156

在リオデジャネイロ帝国領事官―在サンパウロ帝国領
事官―リベイロン・プレート分館― 在サント
ス帝国領事官―在バウル―帝国領事官― 在ベレ―
ン帝国領事官― 在クリチ―バ帝国領事官―在ベレ―
ン帝国名誉領事

第三章 移民関係法規及機構：…164

第一節 移民関係法規：… 164

移民保護規則―移民保護法―同喝施行細則及施行細則
取り扱い手続き―移民収容所官制及之に関する内務省
啓示― 移民収容所規則―梅外移住組合法及同施行
細則

第二節 移植民事務の所管および諸施設：…165

外務省(大臣官房移民課・通商局・通商局第三課・同
第二課・再び第三課・同移民課・三たび第三課・亜米

利加局第二課）――歴代の通商局長および移民課長
――内務省社会局――拓務省（拓務局第三課・同南
米課・拓南局第三課）神戸移住教養所――拓務省関
係の他の施設――（イ）宣伝および事情紹介・（ロ）奨励
（ハ）拓殖訓練（ニ）移民輪送監督・（ホ）サンパウロ
総領事館勘業部・（ヘ）日伯農事協会・ブラジル拓植組
合・（ト）北伯地方に於ける施設

第三節 ブラジル関係の移民会社………177

皇国殖民合資会社――竹村興右衛門――南米植民
株式会社――東洋移民合資会社――森岡移民株式合資
会社――ブラジル移民組合――海外興業株式会社

第四節 海外興業株式会社の業績………181

移民会社の大合同――勝田蔵相の勸奨――海外興業
株式会社の創立――ブラジル事情の宣伝――移民保護
奨励施設に関する進言（イ）移民政策の積極化（ロ）渡
航費の補助（ハ）渡航支度金の補助――移民取り扱
い実績――取り扱い移民数年別――ブラジルに於ける
諸施設（ブラジル官民との接触、会社経営事情）

第四章 航路・貿易及投資………190

第一節 航路………190

臨時船時代――定期航路の開始――大阪商船株式会社

― 就航船の増加・改良 ― 日本郵船株式会社 ―
両社の協定成立と郵船会社の撤退 ― 川崎汽船株式
会社 ― 山下汽船株式会社

第二節 貿

易……

199

輸出入額の漸増 ― 移民送金額 ― 横浜正金銀行
支店 ― 日伯貿易の開始者藤崎三郎助

第三節 投

資……

213

南伯に於ける主なる本邦投資 ― 「カーザ東山」(商
事部・銀行部・農事部・工業部・地所部) ― その事業
概要および特色 ― 野村南米農場 ― 小麦試作上
の功績 ― 日伯拓植株式会社のバーラ・マンサ農場

第五章

移民誘入に関する日伯交渉由来

228

- 一 最初の移民交渉と当時のブラジル事情……228
- 二 官命乞帯びてブラジル視察……233
- 三 東洋移民会社移民輸送計畫頓挫……236
- 四 日本移民会社の契約と伯国移民業者の来朝
……………242
- 五 歐洲各国の伯国警戒とイタリア移民の惨状
……………247

第六章 移民渡航前景・・ 252

- 一 楽郷福土、杉村公使の呼びかけ・・ 252
- 二 黎明の渡伯者・・ 259
- 三 水野龍の渡伯とその交渉・・ 264
- 四 移民契約本極り・・ 271

第七章 移民渡航開始と当初の困難 275

- 一 第一回移民の渡航とブラジル人の絶賛・・ 275
- 二 移民配耕と耕主との契約・・ 281
- 三 移民就労後の紛争とその離散・・ 285
- 四 耕地生活の貧困・・ 291
- 五 耕地の現実と耕主の態度・・ 296
- 六 移民会社の困難・・ 302
- 七 植民地設定の特権放棄・・ 307

第八章 第二回以後十二年間の移民情勢・・ 311

- 一 一萬五千誘入後の中絶・・ 311
- 二 補助金中止の原因・・ 316
- 三 州政府補助並に移民の復括・・ 321
- 四 同胞五萬、州政府の補助廃止・・ 325

第九章 同胞発展の地帯別概観（上） 329

- 一 旧珈琲園地帯・・ 331
- 二 サンパウロ市近郊・・ 335
- 三 ジュキアー鉄道沿線・・ 338

四	ノロエステ鉄道沿線……………	346
---	----------------	-----

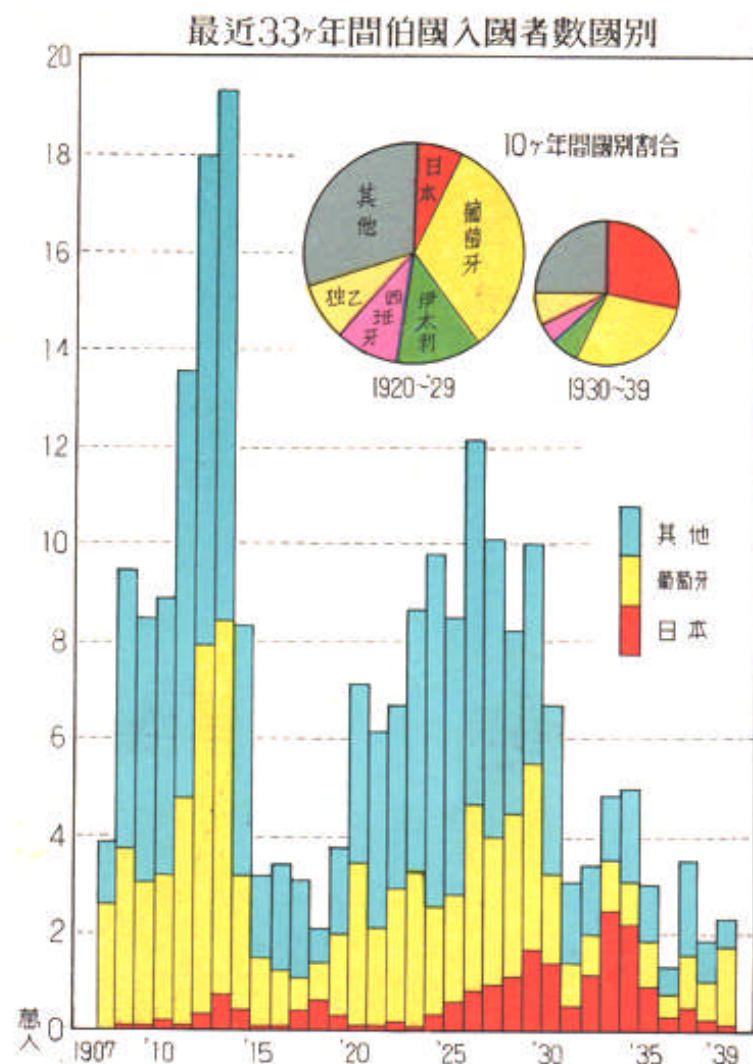
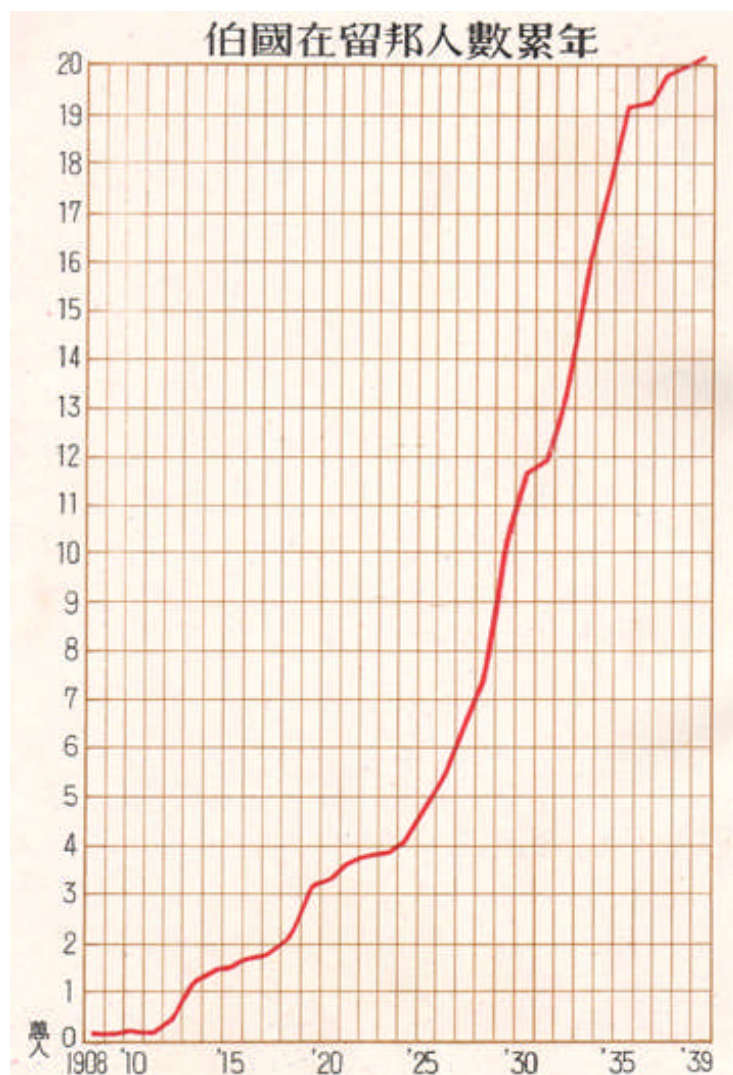
第十章	同胞発展の地帯別概観（下）	371
-----	---------------	-----

五	パウリスタ延長線地帯……………	371
六	ソロカバナ鉄道沿線地帯……………	376
七	パラナー地方……………	388
八	中央鉄道沿線地帯……………	402
九	リオデジャネイロ州……………	410
十	三角ミナス及ゴヤース州……………	419

上巻目次終り



ブラジルの共和大統領ゲトウリオ・ドルネレス・ヴァス





大正八年十二月現在サンパウロ州日本人分布状況



大正十一年、ブラジル独立百年記念祭に際しリオデジャネイロ市に開催せられた萬國博覧會日本館



本邦第一回ブラジル移民七百八十一名の輸送船笠戸丸



第三回ブラジル移民とその輸送船若狭丸（寫眞に第二回とあるは、東洋移民會社社長第二回の意なり）



昭和三年、ブラジル移民の保護、教養を目的として設立せられたる国立神戸移民教養所



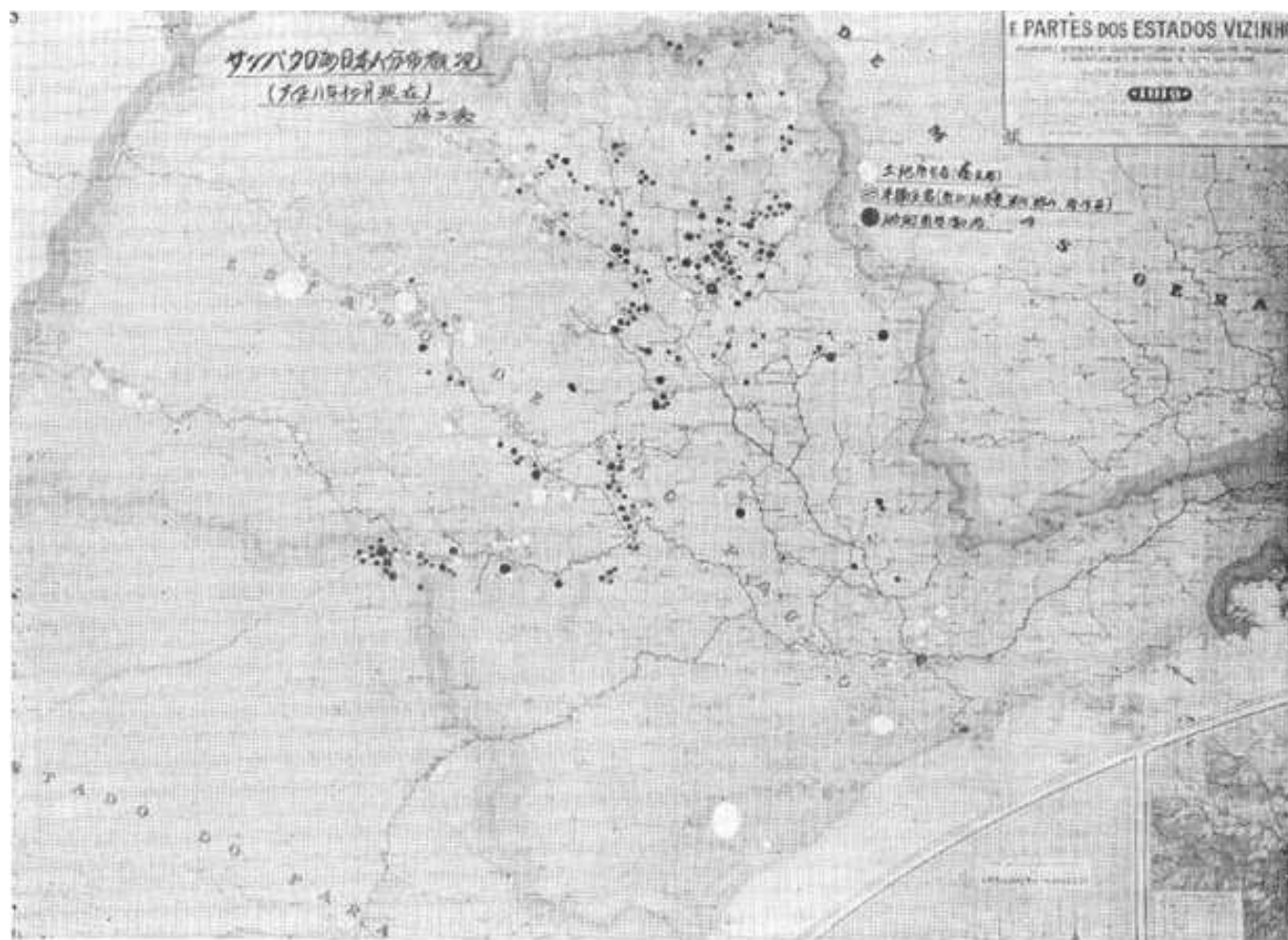
昭和十二年サンパウロ州官約外国移民誘入五十周年記念博覧會に於ける日本館入口



昭和十一年八月起工、同十四年四月落成せるサンパウロ日本人病院



第一回移民渡航三十周年記念碑（昭和十四年サンパウロ日本人病院前庭に建つ、裏に同十一年ブラジルに迎へたる島崎藤村、吉田の歌四首を記す）



大正八年十二月現在サンパウロ州日本人分布状況

第一章 序 説

第一節 発展の舞台ブラジルの全貌

一、地理 概略

位置―面積―地勢―山脈―河川―瀑布―湖沼―海岸
気候―風土―天産物―人口及人種構成

位置・面積 ブラジルはクリストフコロ・コロンボ（コロンブス）によつて発見された新大陸の南半すなはち南アメリカ洲の東部に位し、国の大部分は南半球に在るが、北方の一小部分は半球にのび、北緯五度十分より南緯三十三度四十五分、西経三十四度四十五分より七十四度八分五十九秒の間を占め、南半球に於て我が国の対蹠地となつてゐる。

北は佛・蘭・英三国分領のギアナと、ヴェネスエラ及コロンビア両共和国、西はペルー、ボリヴィア、パラグアイ及アルヘンティナの諸共和国、南はウルグアイ共和国と境を接し、東は大西洋に面してゐる。

面積は八百五十一萬千八百九十九方呎で、地球上の全陸地の約十五分の一 アメリカ大陸の五分の一以上、南アメリカ洲の殆ど半分を占め、我が国に比較すれば、帝国全領土の十三倍、属領地を除いた本土の二十二倍を超える。

この大国は行政上一個の聯邦府（デイストリト・フェ
 デーラール）と、二十の独立州（エスタド）及一個の聯
 邦直轄州（テリトリオ・デ・アクレ）とに区分されてゐ
 るが、これ等二十二個の行政区域の各一の面積は、次の
 如くである。

州 府 名	面積(方軒)	比 較
アラゴアス	二八、五七一	四國より大、九州より小
アマゾンナス	一、八二五、九九七	日本全帝國の略々二倍半
バイア	五二九、三七九	北海道より小なるも九州よりは大
セアラ	一四八、五九一	四國、九州、北海道を合せたるものより稍々大
聯邦府	一、一六七	東京市の二倍、東京府の約半分
エスピリト・サント	四四、六八四	九州より少しく大
ゴヤ	六六〇、一九三	略々日本全帝國に匹敵す
マラニョン	三四六、二一七	日本本土より九州及琉球を除いたものに匹敵す
マトグロッソ	一、四七七、〇四一	日本全帝國の二倍有餘
ミナス・ジェライス	五九三、八一〇	日本本土と朝鮮を合せた面積より少しく小
パラ	一、三六二、九六六	日本全帝國の二倍
パラíba・ド・ノルテ	五五、九二〇	九州と千島の面積を合せたものに恰當す
パラナ	一九九、八九七	日本本土即ち舊日本の半分
ペルナンブコ	九九、二五四	四國と北海道を合せたものに相當す
ピアウイ	二四五、五八二	本州、四國、琉球を合せたものに相當す
リオデジャネイロ	四二、四〇四	九州と琉球を合せたものより少しく小
リオ・グランデ・ド・ノルテ	五二、四一一	九州に千島を合せたものより稍々小
リオ・グランデ・ド・スール	二八五、二八九	本州、四國及九州の合計面積に相當す
サンタ・カタリナ	九四、九九八	北海道及千島の合計面積
サンパウロ	二四七、二三九	本州、四國、琉球を合せたものに略々相當す
セルジッペ	二一、五五二	四國に琉球を合せたものに匹敵す
アクレ直轄州	一四八、〇二七	四國、九州、琉球及北海道を合せたものより大

地勢 国の中部には隆起した廣大な中央台地が形成され、之と相對して北方にギアナ高地があり、西方には降接諸国の領域内に連続するアンデス高地がある。

中央台地とギアナ高地との中間にある窪地はアマゾン流域となつて隣国に延び、また中央台地とアンデス高地との中間にある窪地は、アマゾン流域と反對の方向すなはち南方は傾斜してパラグアイ及パラナーの二大河流域地帯となつてゐる。

中央台地の東方にあたり、大西洋岸に略々並行して連なる海岸山脈と、之に属してゐる二條の小山脈が、その内方に在るので、海岸山脈の外側すなはち東方には、概して地幅の狭い平低地が形成される。

同山脈の内側から流下する河川は、山源と中央台地との間にある低地に入るが、中部以北では一旦北流した後、山脈を横断して大西洋に注ぎ、中部以南では海岸山脈を横断するものなく、悉く内方に向つてパラグアイ及パラナー流域に注ぎ、末はラ・プラタ大河となつて南大西洋に入る。

故にブラジルは地形上、中央台地・北方斜面即アマゾン流域・南方斜面即ウルグアイ及パラナー流域ならびほ海岸斜面の四に大別することができる。

山脈 海岸山脈とは、北は北緯十五度附近に起り、南はウルグアイ河の東岸に至るまでの全長に対する総称で、諸所に部分的な呼称があり、北部ではボルボレマ連山中

部ではオルガン連山、南部では総山脈と呼ばれる。

北方の幾分を除いては概して海岸に向つて急勾配でそびえている。

海岸山脈と同系に属するマンティケイラ山脈は海岸山脈の内側の原野に隔てられて一旦分岐しふたたび海岸山脈に合するものである。

この外にマンティケイラ山脈の分派としてエスピニャソ山脈があり、なほ海岸山脈の内系として中西部山脈と呼ばれるものがある。

河川・瀑布・湖沼　ブラジルの河川は、アマゾン平野及ラ・プラタ平野に向つて注下するものを除き、その他は中央台地から海岸山脈の間を通過して直ちに大西洋に注ぐものが多い。

後者の中最大なものはサン・フランシスコ大河である。したがつて水理上、全国をアマゾン河系、ラ・プラタ河系及サン・フランシスコ河系の三河系に区分することが出来る。

アマゾン河系に属するアマゾン大江は、世界河川の帝王とも稀すべきもので、延長に於ては北米ミシシッピー河及アフリカのナイル河には劣るが、河幅・水量・浸潤区域・可航距離・動植物の種類等の点で、はるかに両河を凌駕してゐる。

その幹流の水源は西隣ペルー国内アンデス大山系中のヤサリー・コチャといふ一小湖で、その少量の水は細い

流となつて賤しい溪間を下り、無数の溪流及小川を集めて漸次その水量を加へ、マラニョン河となつて千数百哩を流れ、それよりブラジルに入ると、約八百哩はソリモーイス大河となつてマナオス市の附近に到り、ここから河口に至る約九百哩が眞のアマゾン大本流となる。

アマゾン大江の全長は三千八百三十二哩、流域はブラジルの外ボリヴィア、ペルー、エクアドール、コロンビア及ヴェネスエラの諸国に亙る。

アマゾン大本流の部分は河幅著しく拡大し、江心に船を浮べる時は兩岸を望むこと難しと言はれるほどで、河口は更に広がりて幅百五十八哩、大西洋に向つて毎秒五十萬立方フィートの濁水を注ぎ、洋上数十哩の間が黄色に變る。

下流の水深は二百四十フィート乃至三百二十フィートが普通である。

河口からマナオス港まで九百哩の間は、大型の航洋汽船が容易に往来することができる。河上汽船によれば更にこれより千数百哩上流に航行することが出来る。

左右兩岸からアマゾン幹流に注ぐ支流は頗る多いが、その中主ななる十一大河の線延長は一萬四千四百七十二哩に達し、内六千四百二十九哩は大型汽船の航行に適し、更に上流三千五百九十一哩の間は小舟を行ることが出来る。

アマゾン流域地方は一面に太古以来堆積した肥土によつて深く蔽はれ、種類無数の植物が繁茂してゐる。

水流に棲む魚族の種類も亦おびただしい。

サン・フランシスコ河系及ラ・ブラタ河系に属する河川は、一部には水運に便利なる所もあるが、諸所に大小無数の瀑布が散在するため、航行運輸の便と妨げられてゐるものが多い。かつては之が内地の植民および開発上大きな障碍となつていたが、今や此等瀑布の持つ水力を発電のために利用し、その電力によつて運輸・交通・産業の発達を促す時機に向つた。

ブラジルの大瀑布中もつとも有名なものは、「ブラジルのナイアガラ」と呼ばれるパウロ・アッフォンソで、サン・フランシスコ河の全河水が花崗岩の屏風の中間を急転直下し、その落差約百十米である。

また水力利用上もつとも重要なものはイグアッス―瀑布及セテ・ケダス（七瀑布）である。

前者はイグアッス―河がアルヘンティナ国との境界に於てパラナー河に会せんとして落下するもので、幅一萬三千百三十三フィート、落差百九十六乃至二百十ふいと、全水力千四百萬馬力、発電に利用し得る水力は五十萬馬力と推定されてゐる。

パラナー河のセテ・ケダス一名グアイーラ瀑布は、全河水が花崗岩の障壁を突破して第一の瀑布となり、次いで七個の瀑布に岐れる。その幅合計二哩、落差平均三百十呎で、全水力はナイアガラの約二十三倍すなはち八千万馬力と推測されてゐる。

地城的に見て最も多くの瀑布のあるのはサンパウロ州

とマトグロッソ州で、また個々の河川について見れば、ティエテー河の五十五個、パルド河の三十三個などが挙げられる。

ブラジルは水理上、河川には甚だ優秀なものがあるのに反し、湖水の数は多いけれども大にして重要なものが少い。比較的大きいものは海岸に接近した鹹湖で、奥地にある淡水湖は小湖ばかりである。一般的に見て魚族に富むもの、航行の便を供するものは極めて少数である。

海岸 海岸は大西洋に臨んで、ひらがなの「く」の字を左文字に書いた形、又は「へ」の字をよこにした形で、サン・ロケ岬に於て突起屈折し、一方は西北に向ひ、他方は西南に向つてゐる（この突起部は東北地方と呼ばれる）。

だいたいには於て海岸線の出入少く、半島海灣を欠き、突出した部分は岬および埼をなし、陸地に向つて潜入した部分は、比較的小さい浦や入江をなしてゐるに過ぎない。港はリオ・ゲランデ・ド・ノルテ州以南に多く、その中リオデジャネイロ州のリオデジャネイロ港が最も広い良灣とされてゐる。

南端部に至つては一体に低い砂濱となり、船舶の寄泊は困難となり、良港に乏しい。

気候・風土 国の北部には地理学上の赤道が通過してゐるが、最高等温線はアメリカ大陸に於ては、パナマー

から中米地方を通過しており、ブラジルは夫れよらはるかに南方に位すると同時に、南極の寒帯地からも遠ざかつてゐるから、全国を通じて極度の暑熱も寒さもない。しかも地形上国の過半は高地で、海岸は長く南北に延び、河川多く、かつ廣大な森林を有するので、その海拔の高いことと、海上よりくる軟風と、水および森林の存在と、之に伴ふ繁な降雨とにより、国の大部分は所謂熱帯圏内に含まれてゐるに拘はらず、温度は著しく和げられる。全国を大体熱帯・亜熱帯および温帯の三帯に別つことが出来る。

(イ) 熱帯地 巖密に熱帯に属する地域を指すのではなく、大体赤道附近の熱帶的氣候を有する地帯のことで、三地帝の中もつとも広大な面積を有する。

平均温度は摂氏二十五度乃至三十七度であるが、その位置および雨量の關係によつて、更に三区に別たれる。第一はアマゾン平原一帯の地域で、氣候は炎熱で湿氣が多いが、「フリアージェン」と呼ぶ時期の外は急激な温度の変化はない。「フリアージェン」とは熱い風のない日が数日間続いて、大氣が稀薄となつた結果、アンデスの寒冷な風が吹き下して、大氣は清涼に変じ、時として寒冷になる現象を謂ふ。

アマゾン地方の氣候は一般世人の唱へるほど陰惡でなく、朝と夜間は清涼爽快である。平均温度は二十六度五三で、五月から七月にかけて「フリアージェン」が起る。雨量は一時に多くはないが度数は頻繁で、二月から六月

までに多い。

第二はアマゾン河地方以南の内奥地で、平均温度はアマゾン地方と同じであるが、気候の変化・温度の高下は急劇で、湿気を含んだ強風又は寒風が俄かに襲来する。

第三は東南海岸地方で、気候は一年中殆ど平均して四季の区別なく、風向と降雨によつて季節を別つ。平均温度二十六度である。

(ロ) 亜熱帯地 すなはち気候温暖な地帯で、南緯十度付近より南回帰線に至る地帯で、平均温度は海岸および内奥の平低地に於ては二十三度二六、中央高地に於ては十八度二一である。この地帯のうち北部の海岸地方は気候温和で変化少く、気温は平均二十三度から二十六度の間を上下する。十二、一、二月に温度やや高く、六月から八月までが最も涼しい。雨量は此の清涼季に最も多いが暑季にも驟雨があり酷熱を覚えることはない。

亜熱帯地の中央部から南部にかけての海岸地方は平均温度二十三度二四で、雨は十二月より四月までに多い。南方のリオデジャネイロ市は絶対最高温度三十九度、最低十度二、平均二十三度二で、此のへんから季節の差異が顕はれ初め、夏冬の区別は明瞭になるが、春秋にあたる季節は目立たない。

中央高地附近は気候最良で、歐洲の南部に似た気候を有する所もある。

サンパウロ州リベイロン・プレト市の平均温度は二十一度四である。

中央高地以西の内奥地は大陸の中核に位するが、気候は熱帯地の第二地方に似ている。この地方の中心にあるクヤバー市の平均温度は二十五度五で、西北の風は温暖、東北の風は寒く乾いてゐる。夏季には「バンベイロ」と呼ぶ西南風が吹き、暴雨をもたらして温度を急に降下させる。

(ハ) 温帯地 亜熱帯地以南に在って気候中和を得た地帯である。平均温度十六度一。六月より八月までの冬季は寒気やや強く、歐洲人の健康に適するばかりでなく、更に旧世界のあらゆる作物の栽植に適して居るので、歐洲からの移任者の多くは好んで此の地方に定住する。

この地帯の雨季は他の地帯と異なり、秋冬の二季に降雨が多く、また内奥平野地はブラジル全体の平均温度よりはるかに低く、湿度も全国平均より低い。最南部のリオ・グランデ・ド・スール州は、その気候西部欧羅巴に近似して居り、四季の差別明瞭で、冬季には気温が氷点以下に下ることも屢々ある。温帯地に最も多く吹く風は「ミヌアノ」と呼ぶ寒い湿気をおびた東南風および「バンペイロ」である。

ブラジルの風土病と見做されてゐた黄熱は、実は固有のものではなく、他から輸入されたのであつた。この病が初めてリオデジャネイロに現われたのは、一八四九年で、それ以来一九〇三年に至るまで約六萬の死亡者が出た。

この悪疫は「ステゴミヤ・カロプス」と呼ばれる一種

の蚊が媒介者となり、病毒を移して他人に感染さすものであるから、単に病毒の撲滅ばかりでなく、此の蚊を絶滅しなければならぬ。そのためには衛生工事の完備が必要であるので、一九〇三年にオスワルド・クルース博士が中央衛生局長に挙げられて黄熱撲滅の任にあたつた。博士は世人の反対を押切つて硫黄蒸気消毒を行つて業績をあげ、吏に巨費を投じて大々の衛生工事と企画し、その完成によつて国都はまったくの健康地と化した。

博士の就任前年の国都に於ける黄熱の死亡者は九百八十四名であつたが、就任後は年々漸減し一九〇八年には四名、一九一〇年に至つて死亡者は皆無となつた。

最近是他からくる本病感染者によつて稀に輸入されることがあるのみで、それも患者を速かに且完全に隔離し嚴重に消毒を行うから他に伝播することは殆ど無い。

リオデジャネイロ市と共に黄熱の巢窟と見做されてゐたサントス及ベレーン（俗にパラ）の両港も、衛生工事が完成して之と駆逐し、黄熱は北部の或る地方に余喘を保つてゐるに過ぎない。

本病以外の各伝染病も完全な衛生法規の履行によつて予防されてゐる。

以上を総観してブラジルの氣候風土は、世界の各地方から移任してくる人が、安樂な生活を営むに適したものであり、数年に一回干ばつの災のある東北部一帯の地でも、貯水・灌漑等の設備が着々行はれつつある。

殊に其の奥地の気候は乾燥清快で健康に適すとの評がある。

天産物 ブラジルは其の国土が熱帯・亜熱帯および温帯に跨つてゐるため、乙れ等三帯に生育する動植物に富み、かつ国内到るところに多種の鉱物が存在し、その埋減量極めて大なものもある。

ブラジルは動物分布の上から見て新熱帯地帯に属し、昆虫類中では、その種類無慮五千の多きに及ぶ蝶類があつて、その中には美麗かつ珍奇なものが多い。魚数も淡水魚、鹹水魚ともに豊富で、淡水魚は特にアマゾン大江および其の支流に多い。

鳥類は其の種数千六百以上もあり、形状および羽毛のおどろくべく美麗なもの、または鳴声の劉亮美妙なものが多々ある。

野獸の中で種類の多いのは猿類で、十三属五十七種に達するが、概して体は小さく且無害である。

猛獸というべきものは殆ど無く、比較的多くの危害を人間に加へたのは毒蛇で、その種類二十四に及ぶも、これは血精療法によつて確実に治療可能である。

以上を要約してブラジルの動物界は、魚、鳥、獸の肉、脂油、皮革、羽毛等と多量に供給する。

植物に至つては其の種類更におおく、殊にアマゾニアは其の分布極めて濃厚であつて「天然」は植物の種子を世界の各方面に播布した後、なほ多量に残れる分を悉く

アマゾンに播いたのではないかと言はれる程である。ブラジル各地の林野には、ゴムや木材を始め、果物・薬材・染料・油。なめし皮料・繊維・樹脂・澱粉等を産する甚だ多種類の植物が、人工栽培を待たず、野生状態に於て極めて豊富に存在する。

従つて在来のブラジル住民は、狩猟の外林野の天産物を採集するだけで、十分に衣食住の物資を獲たから、農業の如きはポルトガル人の移任後に起つたものであると言ふも過言ではない。

次にブラジルが鉱物に富めることは、定評ある所で、ポルトガルの宮廷が其の領地であつたブラジルから獲た金や金剛石で輝いてゐたことは著明な事実である。

金は昔日ほどではないが、今なほ引つづき産出し、銀の埋蔵量は極めて豊富である。

その他の金属では、マンガン、銅、ニッケル、銀、クローム、ジルコン、タンタル、鉛、ボーキサイト等を産し、非金属鉱物では、金剛石の外工業用黒色ダイヤモンド、水晶、各種宝石類に富む。

石炭は良質のものを産せざるも、戒る程度の採掘が行はれて居り、石油は調査試掘中で、油脈発見の曙光は既に見えた。

その他の鉱物に至つては開発の初步に在るもの、および未開発に属するものの外、未だ発見せられざるもの多々あるべく、その未踏査地域のなお広大な事と其の地質構成から見て、ブラジルが莫大な鉱物資源をもつ国で

あることは、何人も疑はざる所である。

人口および人種構成　ブラジルの人口は、前世紀の末年に行はれた調査以後、願著な増加を示してゐる。

すなはち、

一九〇〇年	(調査)	一七、三七一、〇六九
一九〇六年	(推計)	二一五〇〇、〇〇〇
一九二〇年	(調査)	三〇、六三五、六〇五
一九三〇年	(推計)	四〇、二七二、六五〇
一九三九年	(年末推計)	四五、〇〇二、一七六

で、三十九年間に二倍半余の増加であつた。

この増加は毎年平均して人口千に封する出生三十七・死亡十八の差より生ずる自然増殖の外に、多數の外国移民が入国定住した結果である。

人口密度は州によつて大差がある。

たとへば国都を含む聯邦府は別として、サンパウロ州は一平糶につき略々三十人、ミナス・ジェライス州は十人足らず、その他の中南部諸州は概して人口比較的緻密であるが、これに反し北部殊にアマゾニアの三州は甚だ稀薄で、パラ州は一方糶平均一人二分三厘、アクレ州は平均一人に足らず、アマゾナス州に至つては、じつに平均二分五厘即ち面積四方糶毎に人口一人といふ稀薄さである。

またブラジル全国を通じての人口密度は一方糶あたり平均五人三分であるから、我が国本土の人口密度平均百

八十一人と比較すれば、大凡三十四分の一の稀薄さである。

以てブラジルが今後なほ数億の人口を包容するに足る廣大な余地を有する事を知ることが出来るであらう。

人種について述べれば、元来ブラジルには先住民「アメリンディオ」(アメリカ印度人のことに以下印甸人と略す)がゐた。そこへ先づ白人種のポルトガル人が移任し、つづいてアフリカの黒人が奴隸として輸入され、更に前世紀以来多数の移住民を、主としてヨーロッパ諸国から受入れた。斯うして印、白、黒の三成素は、難居共存したばかりでなく、互に通婚混血し、之に因つて生じた雑種人との間にも、幾回となく通婚混血が繰返されたから、むろん原人種の純血を保持せる者もありとはいへ、混血人の數が可なり多く、したがってブラジル国民の人種構成は甚だ複雑なものとなつた。

之を前記の三基礎種と雑種人の四に大別して概観すれば左の如くである。

(イ) 印甸人 ブラジル印甸人の起原については、蒙古人と同祖先であるとの説もあるが、未だ充分に信頼すべき根拠なく、多分アジア大陸から移動してきたものであらうと推測されるにすぎない。

ブラジル発見当時には土人の種族数は百六十以上に及んだといはれてゐるが、その後外来人種の圧迫をうけて海岸地方より漸次内地に移転し、現今海岸地方に残存するものは極めて少く、遠隔の奥地に僅かにその残余も保

てるに過ぎず、而かもその人口は年々減少の傾向をしめし、ついに絶滅した種族も多いやうである。

現在ブラジル国内に生息する印旬人の数は凡そ八十萬、その中三十萬は全く野蛮の状態にあると言はれるが、果して之が事実に近いか何うかは疑はしく、また如何なる種族が如何なる州にどれだけ分布してゐるかを詳知することも出来ない。

現存の印旬人は、その使用する言語又は種族の如何に論なく、ただ多少文化に浴せると否とによつて之を二種に區別し、全然未開の状態にあるものを「インディオス・ブラヴオス」（剽悍な印旬人）といい、多少文化に浴してゐる者を「インディオス・ドメステイカドス」（馴らされた印旬人）または「インディオス・マンソス」（温和な印旬人）と呼ぶ。前者が生蕃で後者が熟蕃である。

熟蕃はすでに外来人種に接近し、馴致された印旬人であるから、素より半開ではあるが、多くは一定の土地内に常任して幼稚ながら幾らか農牧の業をし、また大部分はカトリック教を信奉してゐる。

生蕃は全く外来人種と相親しまず、之を見れば忽ち襲撃するといふ危陰な種族で、従来文明人の植民地建設、内地開発等を以て自己の運命を窮地にいれるものとし、探検隊を脅やかしたり、開墾を妨害する等の暴行としたが、内地開拓の業の進捗するに徒つて、漸次その勢力と棲息区域を縮小され、今は漸く森林地帯若くは低地の湿润な不健康地帯に住んで、天然痘、熱病その他の悪疫に

より、徐々に減少しつつある。

ブラジル政府は近來土人の馴致に意を注ぎ、土人保護局を設け、宗教に依らずして土人を文化に導くことに努力してゐる。

(ロ) 白人種 ヨーロッパから移任した白人種中、ブラジル国民の構成上、もつとも深密な関係を持つてゐるのは、古い歴史的伝統のあるポルトガル人である。

ポルトガル人は印甸人および黒人とさへも通婚することゝを厭はざる傾向を有したから、通婚・混血によつて此等異人種を融和し結合し、かつ本国から齎らした言語および文化を以て異分子を指導し、ブラジル国民の中堅となつた。

ポルトガル人に次いで、ブラジル国民の構成に貢献した他の一民族はイタリア人である。イタリア人は最も多くサンパウロ州に移住し、その言語・風習の近似せるため、容易にブラジル人と同化し通婚し、初代は永住する者多く、二世以後は殆んど皆ブラジル人となり了つた。

次に多数ブラジルに移任し、子孫がブラジル人となつて、国民組織中に織込まれたのはドイツ民族である。

一九〇四年の推計に於てすでに四十萬人のドイツ民族が、主として南部諸州に住むであつたので、しばしば「ドイツ禍」の唱へられた事もあつたが、第一世は別として、二代三代となるに従い、ドイツ民族の長所を或る程度まで保有せる、善良なるブラジル国民と化しつつある。

エスパニヤ人その他諸外国人の子孫も、またブラジル

国民の構成に参加した。

(ハ) 黒人種 アフリカの黒人種を奴隷として輸入したのは一五八三年以後、一八六〇年まで二百七十七年間の事である。

現在果して幾何の純黒人がブラジルに存在するかは判明しないが、一九〇七年には約二百二十万人の黒人が在ったとの説がある。黒人種はギニア、コンゴ、アンゴラ、モザンビークから連れ来られ、その出所の異なるに従つて種族を異にした。

現今黒人種の最も多い地方はバイア、ペルナンブコ、リオデジャネイロ、ミナス・ジェライスの四州で、東北諸州に於ては多く甘蔗の栽培その他の農業労働に従事し、其の労働能率は白人労働者の遠く及ばざる所である。

(ニ) 雑種人 雑種人中、白人と印旬人との雑種は、カボクロ又はマメルコとなへられる。

植民地時代に移住したポルトガル人は殆ど独身者であつたため、土人の女を妻とし多数の混血児をあげた。しかし土人の男がポルトガル婦人を娶つた例は殆んどなかった。植民地時代にサンパウロ州の内地からミナス・ジェライス方面に発展した「バンデイランテス」は、この混血人の一部で、今日、「パウリスト」と呼ばれるサンパウロ州の中堅を成す豪族の祖先である。

白人種と黒人種との混血児ムラトも、亦白人の独身移住者が同種婦人の少いたため奴隷の境地にあつた黒人種の女を妻妾とし、その間にあげた所産である。しかしムラ

トは更に二代白人とつづいて混血すれば、殆んど黒人種の特徴を失ひ、著しく白人化する。故にブラジルに於ける黒人の血液は漸次白人の血液の中に吸牧されて滅し、結局ブラジルは白人国になるであらうと想像されてゐる。黒人と印甸人との混血は一般に劣悪な結果をもたらすものとされて居り又この雑種は数も比較的少い。

以上の諸人種の割合は、一九一三年には白人（純白人）でなくとも白人に甚だ近い混血人と含むものと思はれる）五〇％、印甸人一三％、黒人九％、混血人二八％であつた。

而して過去数年間に互る統計の示すところに依れば、白人および印甸人は増加の傾向を呈せるに反し黒人および混血人は減少しつつあるから、若し今後も同一の調子で推し進めば、西紀二〇一二年（今より七十一年後）には、黒人種は全滅し、白人八割、印甸人一割七分、混血人三分となるであらうと言はれてゐる。しかし此の場合白人と謂ふ中には、印甸人又は黒人の血液を少量有する者も含まれてゐるのである。

地域的に見て印甸人は海岸地方は極めて稀で奥地の森林地帯に多く、黒人種人口は北部および中部に密で南部に薄く、白人は正にそれと反対である。また階級的に見て社会の上層は多く白人の占めるところではあるが、しかし印甸人、黒人または混血人も亦少からず、国人の間に人種差別の無い国と言える。

二、歴史概観

発見―国名起原―ポルトガル植民地時代―独立帝政時代―共和制時代―歴代大統領および其の代理執政者―一九三〇年の革命―第二共和制および一九三四年の憲法―一九三七年の政変および新憲法―『新国家』。

発見・国名起源　ブラジルはポルトガルの航海者ベドロ・アルヴァレス・カブラールが、国王ドン・マヌエルの勅命を奉じ、印度に殖民地を建設するため東洋に向い、アフリカの西海岸に沿ふて航行中、赤道海流のために押流され、偶然発見した国である。それは西歴一五〇〇年五月三日の事で、その少しく以前に今のブラジルの北部に達したエスパニヤ人が二人あつたけれども、その発表が遅れたため、発見の功はカブラール、その領有はポルトガル国に帰した。

カブラールは其の発見した国土にテーラ・デ・ヴェラクルーズ（眞十字架の地）といふ名稀を興へたが、程なくテーラ・デ・サンタ・クルーズ（聖十字架の地）に改められた。

その後の古い地図には「鶴鷄の地」、「ブラジルの地」などと記されたが、ブラジルなる呼称に一定した。これは此の地方からヨーロッパに向けて輸出され、専ら染料に用ひられた「ブラジル木」（蘇方木）からでたものである。

発見後現今に至る四百四十年のブラジルの歴史は、これを左記の如く、先づポルトガル植民地時代、独立帝政時代および共和制時代の三時代に大別し、更に各時代を二期または三期に区分することが出来る。

(一)ポルトガル植民地時代(自一五〇〇―至一八二二
三二二年間)

第一期アヴィス朝(一五〇〇―一五八一)

第二期ハプスブルグ・アラゴン朝(一五八一―一六四〇
五九年間)

第三期 プラガンサ朝(自一六四〇年

八二年間

(一) 独立帝政時代(自一八二二年―文政五年

六七年間

第一期 ドン・ペドロ一世治期(自一八二二年

九年間

第二期 ドン・ペドロ二世治期(自一八三一年

五八年間

(三) 共和政時代(自一八八九年

五二年間

第一期 第一共和國(自一八八九年

四一年間

第二期 第二共和國(自一九三〇年

一二年間

ポルトガル植民地時代

この時代に於ける主なる史実は、一五三一年ポルトガル政府から派遣されたマルティン・アツフォンソ・デ・ソウザは、艦隊および四百名の植民を率いてバイアに上陸し翌年南方にサン・ヴィセンテ植民地を創始し、漸次南下しラ・プラタ河のあたりまでを探検した。

次いで国王ドンジュアン三世は、植民奨励策として一

五三四年、ブラジルを十三のカピタニアと称する領地に分割し、封建制度にならない、世襲として之を功臣に付与した。その結果、開拓は進んだけれど、領主たちはいずれも暴慢に流れ、他方外敵防御のため植民地を総括する中央政調の必要が起つたので、一五四九年バイアに植民地政府を置き総督が任命された。

爾後凡そ百年に互る線督執政期がつづき、その間練督メーン・デ・サーは、一五六七年南部地方に侵入せるブランス人を撃破してリオデジャネイロ市を建設し、一五八〇年には、エスパニア王フェリペ二世が、ポルトガルを併合した結果、一六四〇年にポルトガルが分離独立するまで、ブラジルは一時エスパニヤの領有する所となつた。此の時代にイギリス人及オランダ人は、屢々ブラジル海岸に出没して掠奪を行ひ、殊にオランダ人は今のベルナンブコ州オリンタを占拠し、総督を置いてゐた事もあつたが、ポルトガル人は能く之に抵抗し、遂に之を撃退した。一六四〇年ポルトガル国王ドン・ジュアン四世はブラジルを大守国とし、リオデジャネイロをその駐在地と定めた。

その後百八十年間の植民時代中、注目に値することは奴隸制度廃止問題の発展である。

十六世紀末に於てブラジル植民地在住の白人二萬五千に対し、アフリカより輸入された黒人一萬三千と帰順した印甸人一萬九千とが奴隸として存在した。ブラジル植民開始と共に耶蘇会の宜教師は、奥地に入つて印甸人の

教化の任にあたり、多大の効果を拳げてゐた。然るに他方一般植民者・深検隊等は、或は印甸人を迫害虐殺し或は奴隸として使用することが盛んであつたから、耶蘇会宣教師と植民者の抗争が屢々起り、その確執は連年止む時なかりしも、遂に一六五二年、印甸人を奴隸として売買することが禁止されるに至つた。

しかし印甸人に代るアフリカ黒人の輸入は益々盛であつたから、ヤソ会宣教師はその廃止を主張して植民者と争つた。

時に国王ドン・ジュゼー一世の宰相として国政を執つてゐたボンバール侯は、ブラジル植民政策に意を注ぎ、ブラジルに於ける産業・貿易の發達を策し、商業上勢力のあつたイギリス人を駆逐し、封建私有地としてのこれる植民地をすべて国王の直轄とし、或はブラジルと隣国との国境を確定するなど、中央集権制を以て業職を拳げたが、とくに植民地内部の対立を一掃するため耶蘇会士を圧迫し、一七五九年には彼等をブラジルから追放するに至つた。

斯くて奴隸廃止問題に於ける耶蘇会士の活躍はやむが、壮界一般の情勢はすでに奴隸廃止にむかつて進んでゐたからブラジルも亦其の後一世紀を経て奴隸廃止を断行することとなつた。

ドン・ジュゼー一世が崩じて後、ボンバール侯の政策は行はれず、ブラジルのために不利な政策が行はれて發展が停滯するに至つた。かかる植民政策の朱敗があつた

矢先、アメリカ合衆国独立の成功が刺戟となつて一七八八年最初のブラジル独立運動が起つた。運動は先づポルトガルのコインブラに在つたブラジル留学生の間に起り、ジュゼー・アルヴェス・マシエールは、出身地ミナスジェライスの人民が重税に苦しめられて不平満々たるに乘じ、之を利用して独立の大業を画策したけれども、不幸にして陰謀発覚し、その党類多くは一旦死刑の宣告を受け、後減刑の恩典に浴した。

しかしひとり齒拔師のジュアキン・ジュゼー・シルヴァ・シャヴィエールのみは、罪を一身に引受け絞殺の刑に処せられた上、屍体を四つ斬りにして晒された。それは一七九二年のことで、この独立先駆者「テイラデントス」(齒拔師)の名は永くブラジル史上に輝き、その処刑された四月二十一日はブラジル国祭日の一として守られてゐる。

一八〇七年ナポレオンは其の大軍をポルトガルに進めた。時の摂政ドン・ジュアンは抵抗の不可能なるを見、王族をあげてブラジルに避難することとなり、一八〇八年以後リオデジャネイロは一時ポルトガルの国都となつた。一八一五年ドンジュアンはポルトガル、ブラジル及アルガルヴェス聯合王国の摂政たる旨を宣してブラジルを王国となし、翌年女王ドナ・マリア一世の崩ずるや、王位をついでドン・ジュアン六世となつた。

ポルトガル宮廷のブラジル移転の結果、直に其の港を開放して貿易を自由とし、税関を設け、国内産業の発達

を策し、或は印刷所・兵器廠等を建て国立図書館・国立博物館を創設する等、経済的にも文化的にも著しい発展が見られた。

しかし之がためブラジルと本国ポルトガルとは其の地位を転倒し、ブラジルの商工業発展は、ポルトガルの経済的發展を阻害したから、本国人は大に不平であつた。而かもナポレオン失脚し、ヨーロッパの秩序が復するに及び、ポルトガル人は頻りに国王の帰国を求むるに至りしと同時に、一方ブラジル人は国王の帰国を以て自己に不利であるとして対立し、ドン・ジュアンは何れに傾くべきかを決しかねたが、途に王子ドン・ペドロを摂政としてブラジルに留め、一八二一年帰還して国都を再びリスボンに置いた。

独立帝政時代 摂政としてブラジルに留まったドン・ペドロは弱年であつたため、ブラジル内の保守派、即ポルトガル本国派は摂政を抑へ、本国の利益のためにブラジルの發展的施設を悉く阻止せんとし、又本国政府はブラジルを財政難に陥らしめてその政權を奪はうとし、ブラジル仮政府を置いて旧植民地制度を回復すること、ドン・ペドロを本国に召還することの二法令を發した。ブラジル人はこの命令に反対の決意を表はし、ドン・ペドロも亦人民の輿望を納れて一八二二年一月九日ブラジルに留まる旨を公然發表した。同じ年の九月七日ドン・ペドロ親王は、サンパウロに行啓中、イピランガといふ小川の岸に於て、ポルトガル宮廷から送り來つた誹謗的公

文を受とり、おおいに憤慨し、即座に『独立か然らざれば死あるのみ』と叫んでブラジルの独立を宣言した。つづいて十月十二日の自身の誕生日にブラジル帝国を宣言し、十二月一日厳粛な戴冠式をおこないドン・ペドロ一世の称号をもつて帝位についた。

当時米大陸の他の部分に於ては、一般の風潮であつた自由主義の影響を受けてエスパニヤの植民地は相ついで独立し、何れも共和国を建設した。ひとりブラジルのみは、上の事情により、まづ帝政が施かれたとはいへ、何時かは共和政に変ずべき運命を持つてゐた。

皇帝ドン・ペドロ一世は初めはすこぶる人望を博したるも、漸次、これを失ふに至り、ついに一二八三年四月位を其の子ドン・ペドロ二世に譲つてポルトガルに去つた。

ドン・ペドロ二世の即位後、国内漸く政党の乱立をきたし、内治益々困難となり内乱しきりに起ると共に、パラゲアイに対するブラジル、アルヘンティナ及ウルグアイ三国同盟の大戦争（一八六五―七〇年）があつた。

甚だ賢明な良君で治績大に見るべきものありしも、晩年身心衰弱して自ら政務とすることができず、皇嗣ドナ・イザベル内親王を摂政とし、ついで位を之に譲らうとした。

しかし人民は之を喜ばず、加ふるに内親王の配偶者エウ伯も亦民望を失い、帝政に封する反感は益々高くなつたので、共和党はその機に乗じ、平素薄給のため政府を

怨嗟してゐた海陸軍人と結び、一八八九年十一月十五日革命を起し、時を閲すること僅に二十四時間、唯一人の生命をも損せずして共の目的を達成し、共和制を採用すると共に皇帝及皇族に国外退去を迫つた。皇帝は直に此の要求を容れ、翌日一族を率いてポルトガルに去り、陸軍大将デオドロ・ダ・フォンセカが拳げられて共和仮政府の首長となり、一八九一年二月二十四日を以て聯邦憲法が制定發布せられ、同時にフォンセカ將軍が初代大統領に選ばれた。

共和政時代 二期に区分せられる本時代中、正式大統領・および代理・若くは臨時政府主席として 其の職務を執つた国政主宰者は左の如くであつた。

共和政体採用後に於ける国内情勢は、初代大統領の武断政治および意法達反行為のため、議會との衝突甚しく、また国内諸所に暴動相つぎ、経済的恐慌も襲来して政情すこぶる不安な時が續いた。

第二代大統領として就任したプルデンテ・モライスは、内乱を抑へ国内の秩序回復に努力して成果をおさめ、第二代大統領カンポス・サレスの任期以後、国政は漸く軌道に乗り、その任期中特に財政改革に見るべきものあり、諸外国の信用を回復することが出来た。一九〇〇年の初頭から第六代大統領の任期終了する頃までは内政は順調に行はれて、国運は駁々たる發展を続けた。

第一期			
假政府時代	自一八八九・一一・二二 至一八九一・一一・二二	陸軍大將マヌエル・デオドロ・ダ・フォンセカ	
第一代理	自一八九一・一一・二二 至一八九一・一一・二二	同上	
第二代理	自一八九一・一一・二二 至一八九四・一一・二二	副大統領陸軍大將プロリアノ・ヘイショート	
第二	自一八九四・一一・二二 至一八九八・一一・二二	フルデンテ・ジュゼー・デ・モライス・イ・パードス	
第三	自一八九八・一一・二二 至一九〇二・一一・二二	マヌエル・フェライス・デ・カンボス・サレス	
第四	自一九〇二・一一・二二 至一九〇六・一一・二二	フラレシスコ・デ・パウラ・ロドリゲス・アルヴェス	
第五	自一九〇六・一一・二二 至一九〇九・一一・二二	アッフォンソ・アウグスト・モレイラ・ヘナ	
同 殘 期	自一九〇九・一一・二二 至一九一〇・九・一六	副大統領ニロ・ベサニャ	
第六	自一九一〇・九・一六 至一九一四・一一・二二	陸軍大將エルメス・ロドリゲス・ダ・フォンセカ	
第七	自一九一四・一一・二二 至一九一八・一一・二二	ウエンセスラウ・ブライス・ベレイラ・ゴメス	
第八	自一九一八・一一・二二 至一九二二・一一・二二	フランシスコ・デ・パウラ・ロドリゲス・アルヴェス（就任せずして逝去す）	
同 代理 期	自一九二二・一一・二二 至一九二六・一一・二二	副大統領デルフィン・モレイラ	
第八代 殘 期	自一九二六・一一・二二 至一九二九・一一・二二	エビタシオ・ベッソア（正式大統領として被選）	
第九	自一九二九・一一・二二 至一九三三・一一・二二	アルトゥール・ダ・シルヴァ・ベルナルデス	
第十	自一九三三・一一・二二 至一九三七・一一・二二	ワシントン・ルイス・ベレイラ・デ・ソウザ（革命のため満任前離職）	
第二期			
臨時政府主席	自一九三三・一一・二二 至一九三四・一一・二二	ジェトゥリオ・ドルネレス・ヴァルガス	
大統領 憲法による	自一九三四・一一・二二 至一九三七・一一・二二		
大統領 新憲法による	自一九三七・一一・二二 至 現 今		

ブラジルが対外的に其の地位を高めるやうになつたのは、第七代大統領執政期間中に進展した第一次世界大戦以来の事である。

ブラジルは初め局外中立を宜したが、やがてドイツの無制限潜水艇戦により、ブラジル汽船が犠牲に供せられるに至って联合国側に加はつて参戦し、艦隊の地中海派

遣・飛行将校および医師団のヨーロッパ派遣を行い、特に物資供給によつて聯合國を援助した。

これによつてブラジルの国際上の威信は大いに輝いた。この間内政に於ても殖産興業の為に積極的手段を執り、国民の戦争気分を利用して生産業を著しく發展せしめた。大戦終結後はヴェルサイユ條約の履行によつて利益を得、国際聯盟に於ても常任理事国として重要な地位を占めるに至つた。

一九二二年ブラジル独立百年記念祭を行い、各国は特派大使・使節・軍艦等を派遣して祝祭に光輝をそへた。時の大統領エピタシオ・ペッソアは非常な積極政策を行い、組織・制度の改革・国家的施設の創始もしくは拡張・事業の發展に力を尽したが、一方これがため国費を著しく膨脹せしめたから、財政紊乱の批難が加へられ、なおその上に後任大統領の選挙に際して不当干渉を試みた結果、一九二二年七月の陸軍暴動が起ち、国内は再び不安に陥つた。

そして此の不安は第九代大統領の任期に入ってから、一九二四年七月の革命となつて現はれた。政府は幸に之を屈伏せしめることが出来たが、第十代大統領ワシントン・ルイスの満期直前、一九三〇年十月二十五日反政府革命成功して同大統領を退職せしめ、軍人執政委員会が成立し、議会および一八九一年の憲法の大部分を廃止し、リオ・グランテ・ド・スール州知事であつジエトウリオ・ドルネレス・ヴァルガスが、推されて革命臨時政府主席

となり、独裁者として国政統理にあたることとなつた。
これ以後を第二共和国時代といふ。

この革命臨時政府は爾後四年間續いたが、国内に憲政復歸の要望次第に高く、これがため一九三二年七月サンパウロ州が決起していわゆる護憲革命なるものを起した程であつた。

かくして一九三三年十一月十五日憲法制定議会在召集され、翌年七月十六日その制定公布を了り、翌日同議会はヴァルガスを憲法の規定による正式大統領に選挙し、七月二十日をの就任宣誓式が挙行された。

然るに此の第二共和国憲法は、政府提出の草案に対し、主義・思想を著しく異にせる多敢の議員が、各自思ひ々に提出した修正條項をはめ込むものであつたため、條目煩瑣を極め、前後矛盾瞳着せる点も少からず、又立法部郎ち議会の権限が過大であるに反し、行政部如ち大統領の植限は大に制限されてゐたので、その後の議會は瘕に自ら会期を延長し、議員は空論を弄するのみで、一向に業績挙がらず、実施上不便甚しき事が経験に依つて漸次明白となつた。

また大統領の任期は旧憲法と同じく四年と定められ、二期続いて再選は禁じられており、ヴァルガス大統領の場合に限り、任期は一九三八年五月三日まで、すなはち四年に少しく欠ける事になつていた。

徒つて一九三七年に入り、後任大統領の選挙をめぐつて、政府派と反対派との間に熾烈な競争が行はれ、政界

は甚しき混乱状態に陥った。

且これを機会に共産主義運動が俄に活発になったので、ヴァルガス大統領は一九三七年十一月十日共産党の撲滅・強力な新政治機構の確立を名として、突如クーデターを起し、軍部の支援と右翼団体たるインテグラリスト党の協力をえて之に成功した。

斯くて此の政変により、一九三四年の憲法は廃止せられ、即日新憲法が制定公布され、議会は解散となつた。而して新憲法は追て大統領令を發して定むる所の方法に依つて、之を人民投票に付することになつてゐるが、まだ其の投票実行の運びにいたらず、また新憲法に依る議會も今以て何時成立するやも判然せず、それまでは大統領が行政権と併せて立法権をも行使することになつてゐる。すなはち大統領が殆んど独裁的に国政を処理し得る体制であつて、クーデター以後のブラジルは「新国家」と呼ばれ、新体制下に置かれてゐる。

同一人が十年の久しきにわたつて、継続的にブラジルの政權を把握した事は、共和制採用以来未だ前例なき所である。ヴァルガス大統領は、常にブラジル人の為のブラジルといふ一貫せる方針を以て国利民福をはかり、其の治績大に見るべきものがある。

三、文 北・産 業

ポルトガル文化の移植―新土に於ける發達―優美典雅

なポルトガル語―美術（絵画・彫刻）―音楽―文学―法学―医学―自然科学―学術および芸術団体―新聞―宗教―ブラジル人の特性―産業―農業（主作物珈琲・とうもろこし・棉花その他）―林業―畜産―鉱業―工業―外資および移民―内外人均等待遇―国民第一主義―移住者の子孫より成れる国

文化 前節の歴史概観により明瞭である如く、皇紀二千六百年は、ブラジルに於ては国土がポルトガル人により発見されてから満四百四十年、独立後第百十九年、共和政体採用後第五十二年に当り、彼我の歴史の長短には貸に著大な差がある。

従つて日本の文化がブラジルの文化よりははるかに古く且円熟したものであることは、何人も異議をとなへることは出来ないけれども、ブラジルの文化は決して其の独立の年または発見の年に創まったものでなく、既に高度の發達を現示してゐたポルトガルの文化が、新土ブラジルに移植され、そこで更に一段の進歩をとげたものであることを吾人は忘れてはならない。

十六、七世紀に於けるポルトガルの国運は隆々として昌へ、エスパニヤと比肩し、英・佛・蘭の諸国と相對して、世界の海上に雄飛し、文化また大に進み、日本に西洋文明を輸出せる最初の国であつた。

そのポルトガルは官吏・軍隊・植民者・特に宣教師を

通じて、本国の言語・宗教・学術・芸術・風俗・習慣等あらゆる文化を、植民地ブラジルに移植したが、先住民たる印甸人の間にも、低度ながら亦その文化が在ったから、それがポルトガル文化に加はって、之に或る程度のブラジルの色彩と新鮮味を興へ、後年更にポルトガル以外の歐洲諸国なかんづくフランスの文化が之に影響して、遂に今日のブラジル文化を築き上げるに至つたのである。それゆゑブラジルの現代文化は、欧米諸国の夫れと同一水準に在ると言ふも決して失当ではない。

著し夫れ古き文化を有する諸国と新しきブラジルとを比較して、彼是相異する点を求めるならば、それはブラジルの文化が未だ全国にしみわたつてゐない、数育の如きも未だ全国に普及してゐない事であつて、これは領域廣漠・人口稀薄、交通不便等に原因するものと思はれる。既に文化の浸潤せる海岸地方および海岸と交通の便ある地方、特に此等地方の都市に於ては住民は歐洲諸国と同程度の文化生活をしてゐるが、それより奥地には、未開の印甸人がブラジル発見以前に於けると同様の原始生活を續けてゐるのである。

国語 ブラジルの国語はポルトガル語である。

元龜・天正より文祿・慶長年間にかけ、日本に切支丹（カトリック教）を伝へた宣教師が、日本語彙中に幾十かの単語を遺した斯のポルトガル語である。

世界文学に於ける一大記念碑たるルイス・デ・カモエ

ンスの『ルジアダス』が書かれた優美典雅な語である。この語を用いてブラジル人によつて書かれた歴史・文学（散文および韻文）・法学・医学等に関する文献は甚だ豊富で、フランス語その他の外国語に翻訳されたものも少くない。

美術 ブラジルに於ける美術は、ドン・ジュアン六世王がポルトガルから避難し来つて後、一八一六年から政府の意を注ぐ所となり、リオデジャネイロに美術学校が創立されたが、美術家は其の前にも既に出てゐた。

その後画家としてはベドロ・アメリコ・デ・ファイゲイレド・イ・メロ、ヴィトル・メイレレス・デ・リマ、ジュゼー・フェラーズ・デ・アルメイダ・ジニーオール、ロドルフォ・アモエド、デシオ・ヴィラーレス、フランシスコ・アウレリオ・デ・ファイゲイレド、ゼフェリノ・コスタ、ジュアン・バティスタ・カタニエト、ペドロ・ヴァインガートナー、エンリケ・ベルナルデリ、ペルミロ・バルポーザ・デ・アルメイダ、エリゼウ・ダンジェロ・ヴィスコンティ、ジュアン・バティスタ・ダ・コスタ等の大家があつたし、現代画家中にもカンティド・ポルティナリの如き著名な者が幾多ある。

ブラジルが出した最初の彫刻家は、ポルトガル人の一貴族とムラタ（白黒混血女）との間に生れたヴァレンティン・フォンセカ・イ・シルヴァであつた。彼の作品は今なおリオデジャネイロの公園や寺院に存在する。

彼の後にはフランシスコ・マヌエル・シャーヴェス・ピニエイロ、その二門弟カンディド・カエタノ・デ・アルメイダ・レイス、ロドルフォ・ベルナルデリ及びジュゼー・オタヴィオ・コレア・リマ等が出た。

音楽 由来ブラジル人は、能く音楽を解し且すこぶる好む傾向がある。

中流以上の家庭でピアノを有せざるは殆どなく、音楽は教養の主要な一部と見做されてゐる。

現今ブラジル国立大学の一部を成せるリオデジャネイロ市の音楽学校の前身は、一八五四年の勅令を以て美術学校に併置された「コンセルヴァトリオ」であつた。

爾来ブラジルが出した音楽家には、一八九〇年創立の国立音楽学校長となつたレオポルド・ミゲース、国歌の作曲をしたフランシスコ・マノエル・ダ・シルヴァ、多数の礼拝曲および宗教唱歌の作者たる紳父ジュゼー・マウリシオ・ヌーネス・ガルシア、有名なブラジル歌劇「グアラニー」の作者カルロス・ゴメス、オルガン及ピアノの名手であり且作曲家として知られたアルベルト・ネポムセノ、一時音楽学校校長であつたエンリケ・オスワルド、シンフォニーの大家フランシスコ・ブラガ、他の作曲家エンリケ・ブラガ、エンリケ・デ・メスキタ及びマ・コウティンニョ、ブラジルのルビンスタイン又はバデレウスキーと呼ばれたアルトゥール・ナポレオン等々があつた。

現今世界的に有名なブラジル芸術家には、ピアノの女流名手ギオマール・ノヴァエス、女流声楽家ビドゥー・ヤヨンなどがある。

文学 文学界に於ては、十九世紀以後に在つては、ロマン派時代を代表せる三詩人アラグアヤ子爵マガリヤーエス、サント・アンジェロ男爵ポルト・アレグレおよびゴンサルヴェス・デイーアスを始めとし、ジュゼー・デ・アレンカル、マヌエル・デ・マセド、『ブラジル全史』を著したポルト・セグーロ侯爵ヴァルニャーージェン、史家ロシャ・ポンボ、同カピストラノ・テ・アブレウ、詩人としては指をルイス・デルフィン・ライムンド・コレア、ギマラエス・パソス、サトウールニノ・メイレレス、黒人のウルース・イ・ソウザ、メロ・モライス・フィリョ、愛国詩人オラヴォ・ビラツク、詩人の王と崇められたアルベルト・デ・オリヴェイラ、マガリヤーエス・デ・アゼヴェド、オレガリオ・マリアノ等に屈すべく、散文の大家にはエンリケ・マキシミアノ・コエリョ・ネット、マシャド・デ・アッシス、アルイジオ・アゼヴェド、シルヴィオ・ロメロ、ジュゼー・ヴェリシモ、ジャクソン・フィゲイレド、ウンベルト・デ・カンポス、クラウディオ・デ・ソウザ、ベンジャミン・コスタラー等がある。

学界 昔日のブラジルに於ける高等教育は、法学および医学を主としたから、文士・詩人は法・医学科の大学

卒業生中から、また自然科学の研究家は多くは医科大学または工業学校から出た。

法学者で而かも博学多識を以て世界的に有名であつたルイ・バルボーザを始め、エスメラルデイノ・バンデイヤ、カルロス・マキシミアノ・ペレイラ・ドス・サントス、ロドリゴ・オタヴィオ、パウロ・デ・ラセルダ、エドワルド・エスピノラ、クロヴィス・ベヴィラクア、エヴァリスト・デ・モライス等の法学者が多数輩出した。

医学界にも幾多の大人物を出したが、就中顕著なのは今世紀に於ては、オスワルド・クルース、ミゲール・コウト、ジュリアノ・モレイラ、アドルフオ・ルツツ、モウラ・ブラジル、カルロス・シャガス、アブレウ・フィアリオ、レイトン・ダ・クニヤ、フェルナンド・マガリヤイス、エイトール・アンネス・ディアス等である。自然科学の研究者として有名な者には、植物学に於てはゲスタヴォ・ペツコルト・ジュアン・バルボーザ・ロドリゲス等、動物学者のロドルフォ・フォン・イヘーリング、項 鉱物学者ジュアキン・カンデイド・ダ・コスタ・センナ等があつた。

外交官として日本に駐在したことのあるオリヴェイラ・リマ、歴史家アッフォンソ・セルソ、民族学者エツガー・ロケット・ピント、蛇の研究家ビタール・ブラジルなども世界的に有名な学者である。

多数の学術および芸術団体中特に指を屈すべきものは、『ブラジル歴史地理学会』、『ブラジル文芸院』、『医学士

院』の三である。

『ブラジル歴史地理学会』(Institut Historico Geografico Brasileiro) は一八三八年十月二十一日に創立されたもので、ブラジルの歴史・地理・民俗学および考古学に関する研究を目的とする学術団体である。

最初から皇帝ドン・ペドロ二世の庇護を受け、爾來歴代の大統領を名誉会長に推戴し、毎年創立記念組会には、大統領が臨席するのを例とする。

『ブラジル文芸院』(Academia Brasileira de Letras)は、フランスの「アカデミー」に倣って、一八九七年七月二十日に創立されたもので、正会員の敷を四十名と限り、欠員を生じたときは、候補者中より会員の投票を以て選挙し、第一流の文学者のみから成立つてゐる。『歴史地理学会』に次いで權威ある知識団体である。

『医学士院』(Academia Nacional de Medicina)は、一八二九年六月三十日の創立にかかり、百年以上の歴史を有する權威ある医学者の団体である。

多教の研究所中、ブラジルが世界に向つて誇りうるものが二ある。その一は『ブラジルの北里』とも称すべき医学者の名を記念せる『オスワルド・クルース研究所』(伝染病研究所)である。これは首都の近郊マンギーニヨに在る。二はサンパウロ市の郊外ブータンタンに設立された血清療法研究所で、特に毒蛇の習性の研究と蛇毒に対する血清の調製とに主力を注ぎ、毒蛇の害を預防す

る方法を教示し且血清をひろく頒布し、貴重な多くの人命を救助して大なる功積を示しつつある。

首都を始め、国内の主要都市には大学その他の高等・中等学校、各種の知識団体、図書館、博物館等がある。

新聞 ブラジルで初めて新聞の発行されたのは、一八二一年のことであつたが、今なお首都に存続せる諸新聞中最も古参のものは、一八二六年にフランス人エミール・セーニョー・ブランシェーが、『エスペクタートル・ブラジレイロ』なる名称を以て創刊し、翌年十月八日に改題した所の『ジオルナル・ド・コメルシオ』である。しかしブラジル全国としては、レシフェ市の『デイアリオ・デ・ペルナンブコ』のほうがほぼ一年早く創始された。

首都の『ジオルナル・ド・コメルシオ』サンパウロ市の『ウ・エスタド・デ・サンパウロ』等の大新聞は、毎号大版十六ページ以上で、外電の如きは少くも全二面を占め、其の体裁及記事の豊富な点に於て、歐洲及北の大新聞と肩を比べることが出来る。

宗教 ブラジルの憲法は信教の自由を認めて居り、従つて別に国教なるものはないけれども、国民の大多数の信奉する宗教はカトリック教である。

最近二、三十年前までは大小の都邑に於て、最も宏壮な建築物と云へば必ずカトリック教の寺院であつたし、今

日も尚其の建築の莊嚴を誇り、内部に壁画・天井画・彫刻の傑作等を保存してゐる植民地時代若くは其の後の造営に係る寺院が国内に多々ある。

ブラジル人の特性 ブラジルは政治的には完全に独立した一国家を形成してゐるけれども、その人種構成は可なり複雑であり、ブラジル人といふ一新民族型を形造る過程の途中に在る。したがってブラジル人の国民的特性を把握して、明確に之を指示することは、甚だ難事である。併しながらたとえ環境の影響に因り多少の変化は蒙つてゐるにせよ、長所・短所の両面に亘つて、ラテン民族に共通な性格が、一般ブラジル人の性格の基調を成してゐると言へよう。

その美点としては、柔和・寛容・率直・單純・優雅・礼讓・怜利・敏捷・直觀力の豊富などを挙げることが出来る。

その半面に於て、動もすれば寛容は放任に、優雅は怠慢に流れ易き等の欠点があり、意思の恒久性の欠如・深遠な思索の欠乏・素行の放縱の如き、ラテン民族に共通の弊も認められる。

ブラジル人の外国人に対する態度の親切さは、また格別である。法令から推し又は官憲の眼から見れば明かに外国人であつても、一般ブラジル人は、それ等外国人と内国人との間に差別の壁を設けようとはしない。これは先住民（印甸人）の子孫を除けば、今日のブラジル人は

悉く是れ昔日の移住者（外来者）の子孫である。従つて新来の外国人といへども、ブラジルに永住すれば、やがて将来のブラジル人の父祖となること、恰も白己の祖先如くであると観ずるため、内外人を平等視して、親切に外国人を迎へ、これと接触し親睦するものと思はれる。ブラジル人の外国人に対する此の態度は、単なる旅行者に過ぎざる外国人にも其のまま向けられる。

産業 ブラジルは農林業・畜産業および鉱業を主たる産業とする国である。工業も或る程度の發達はとげてゐるが、未だ工業国と呼ぶことは出来ないであらう。

農業 農業が如何に重要な地位を占めてゐるかは、輸出貿易額の九割が各種農産物および其の加工品であることを知れば足る。

農作物中最も重要なものは珈琲である。珈琲は元来エチオピアの原産植物であつたが、佛領ギアナを経て一七二三年ブラジルの北部に移植され、漸次南進して今日ではサンパウロ州を第一とし、ミナス・ジェライス、リオデジャネイロ、エスピリト・サント、バイア、パラナ―、ペルナンブコの諸州が主要栽培地となつてゐる。

ブラジルの地味氣候が其の栽培に適せるため、現在では世界最大の珈琲生産国たる地位を占め、全世界消費量の三分の二を供給してゐる。

国内に栽培せる樹数は、無慮二十九億本を超え、栽培地面積は三百九十七萬エクトールに上つてゐる。

その栽培に徒事する農業労働者の数は、サンパウロ州だけでも大約四十五萬人に上り、転業等に因る労力の不足を補ふため、年々數萬の入移民を必要とする。

珈琲の輸出高は毎年一袋六十キロ入のもの千三百萬乃至千六百萬袋の間を上下し、ブラジル総輸出価格の五割乃至七割を占めてゐる。

栽培面積および生産量に於て、珈琲の右に出るものは玉筍黍である。その栽培は全国に亘つて行はれるが、特に南部諸州に著しい。その生産量は北米合衆国に次いで世界第二位であるが、その大部分は農民の食糧および家畜の飼料として国内に於て消費されるから、国外への輸出量は此輕的少い。

棉花は曾ては国内消費に應ずるを標準として栽培を行つてゐたが、近年国外輸出のためにも盛んに栽培されるやうになり、急に異常の發達をとげ、輸出額は珈琲に次いで第二位に進み、日本へも多量に輸入される。

その産地はサンパウロ、パライーバ、リオ・ケランテ・ド・ノルテ、ペルナンブコ、アラゴアス、ミナス・ジェライス等の諸州で、サンパウロ州は全国生産の六割以上を占めてゐるが、同州生産量の約半分は日本人によつて栽培されてゐる。

その他の農産物には、カカオ・煙草・甘蔗・マンデイオカ薯（マニオック）・米・蓖麻子・フェイジョン豆・馬

鈴薯・甘藷・バナナ・オレンジ等があり、従前外国からの輸入にのみ依存してゐた小麦は、近年南部諸州に於て其の栽培を奨励せる結果漸次増産しつつある。

林業 林産物としては木材・マテ茶・カルナウバ蠟・ババースー（製油原料）・ゴム・ブラジルナッツ・種々の搾油用種子および繊維植物・薬用植物・なめし皮料を供する植物等を挙げ得べく、多くは自然生の植物より採取し、かつ多少の加工を行ふのみで、殆んど栽培は行はれてゐない。

畜産業 畜産も亦重要産業の一で、最も多数に飼養せらるる牛・豚の外に、綿羊・馬・山羊・ろ馬・ら馬を合せて、全国に一億頭以上の家畜が飼養されて居り、これより生産する冷凍肉・乾肉・缶詰肉・獣脂・生乳および其の加工品・皮革・羊毛等の産額莫大な数量に達し、国内の需要を充たした上、なほ多量に外国に輸出される。

鉱業 ブラジルはポルトガル植民地時代に於て、既に多量の金・ダイヤモンド等を産し、夙に鉱産物の豊富を以て知られ、就中その産出の多かつた地方にミナス・ジェライス（大鉱山の義）なる名が興へられた程である。従つて鉱業は年と共に発展し、かつ其の範囲はひろく他種の鉱物にも拡張され、現今採掘若くは採集および冶金のおこなはれてゐるのは、金・鉄・鋼・満俺・ボーキサ

イト・ウロム鉱・ジルコン・銅・ニッケル・タングステン・ダイヤモンド・諸種の宝石および准宝石・水晶・雲母・ベリリウム・石炭等である。

工業 ブラシルは従来主として各種原料品の生産国たる役割を演じ、工業は綿糸紡織業の外は殆んど見るべきものなく、製造品の多くは専ら外国からの輸入にまつ状態であつたが、第一次欧洲大戦中、外国製品の輸入杜絶若くは減退し・自給自足の必要に目覚めたため、爾来国内に於ける工業は急速の進歩を示し、他方政府は保護関税・為替制限等の政策を以て、その勃興を助長し來つた。工業用の天然資源が豊富である上に、水力に著しく恵まれてゐるから、国外から資本・技術および労力の援助があれば、将来の發展は刮目して見るべきものがあらう。

現今ブラジルに於ける工業は、既記の綿業の外、絹および羊毛織物業・製紙業・煙草製造業・冶金および製鉄業・化学工業・造船業・陶業・製材業・家具製造・ゴム製品工業・繊維および其の加工業・皮革工業等である。

以上略叙した所は、ブラジルが抱有する無尽蔵とも称すべき天然資源および農牧業等に利用しうべき広大なる土地のわずかに一部分を開発せる産業の現状に過ぎない。今後益々之を拡張し増進させる余地の如何に大なるかは、識者を待たずして明白である。

而してブラジルの産業を、現今の程度にまで発達せし

めたのは、勿論ブラジル官民の措置と努力に依つたものであるとはいへ、外資および無数の入移民によつて供給された外国の労力に負ふ所また甚だ多かつた事を否定する事は出来ない。

共和政体採用当時のブラジルの為政者および識者は、国力未だ充実せざるに鑑み、ブラジルの資源を開発して、之を富強国とするためには、外国から労資を誘入するところが絶対に必要であることを洞察した。而して外国から資本と移民とを誘入するためには、外国人に出来得る限り多くの植利を興へ、その投資を保障し、外国人の渡来を容易にし、かつ入国後に於ける活動に対して便宜を供することが適當であると悟つたから、一八九一年制定の共和国第一憲法に於ては、ただ参教権のみを除き、私権の所有に關しては外国人に対して内国人と同様の待遇を興ふる規準を採用し、諸方令の如きも此の内外人均等待遇の主義に基づき、外国人に關しすこぶる寛大な規定を含むであつた。

その後国内の人口増加し、国運益々隆盛に趨くや、国民的自覺も漸次明瞭となり、徒来外国人に対して興へてゐた待遇は寛大に過ぐるにより徐々に之を制限せんとする傾向があらわれて來た。

この傾向がブラジル立法の上に現はれたのは、之を一九二五・六年に行はれた憲方の一部改正に見ることが出来る。

一九三四年の第二憲法に於ては、国民第一主義の傾向

が甚だ濃厚にあらはれ、旧憲法に於ける内外人均等待遇主義は其の影を没した。すなはち外国人に対して興へられる権利は著しき制限を蒙った。而して此の主義は一九三七年の新憲法に敢ても、又その後の諸法令に於ても採用し続けられてゐるが、然かも外国人は、一定の制限の下に充分な活動の自由を保障されており、殊に外国人の子女といへども、ブラジル国内に於て出生した者は之をブラジル人とみとめ、ブラジル人が有する一切の権利を有せしめ、同時に一切の義務を負はしめ、祖先以来数代引続きブラジル人たる者との間には勿論、人種・民族若くは父母の国籍に因る差別待遇は少しもない。

ブラジルの外国資本および移任者に対する徒来の歡迎的態度は斯くの如くであつたから、最大投費国たる英国のブラジル投資額は二億六千萬ポンド、これに次ぐ北米会衆国の投資額は約二億弗に垂んとし、フランス・ドイツ・イタリア其他諸国の投資も相当の巨額に上り、それ等費本は公債の外、鉄道・海運・航空・銀行・鉱業・電気事業・工業・農牧業等に運用されてゐる。

外国移民の入国数は、以前の分は別として、一八八四年から一九三三年までの総計四百萬人を超え、就中一九〇四―一九一三年の十年間が入移民最盛期で、年平均十萬人を突破した。

その国別はイタリア人の百四十萬が第一位で、ポルトガル人の百十五萬が之に次ぎ、エスパニヤ人五十七萬七千、ドイツ人十五万四千、日本人は二十六年間に十四萬

二千四百五十七で第五位を占めた。諸外国移民の大部分はブラジルに定着し、その子孫は繁殖して数倍の多きに上った。日本人第二世も既に萬を以て数ふるに至った。

地理・歴史の上からと、文化・産業の方両から概覽したブラジルの全貌は上述せる如くである。而して之を日本人發展の舞台として觀察するとき、次の加き事が言へるであらう。

一、ブラジルは農林・畜産の諸業に適する土地甚だ広大にして而かも人口密度極めて稀薄である。したがって人口包容力絶大である。

二、気候は地方により温帯・亜熱帯および熱帯の何れかであるが、何れの地帯も概して日本人の定住活動に適し、かつ此等異りたる気候に適應する極めて多種の作物を栽培し、豊かな收穫を得ることが出来る。

三、天興の資源に富むだ新国であるから、此等資源の開発事業を始めとし、未だ国内に存在せざる農・工業の新方面に業を起し進田し得る余地多大である。

四、サンパウロ州に於ける珈琲および棉栽培の如き、日本人に適した農業が既に盛大に行はれてゐて、その耕地は多数の労働者を需要するから、新渡航者は先づ此等の耕地に傭はれて労働し、その労働中に蓄積した資金を以て、ブラジルの法律が外国人に対しても其の所有植を許している土地を求めて自作農となることが出来る。

五、ブラジルり憲法および法律は衡平寛大であつて、在住日本人は他外国人と全然均等の待過を受ける。ま

た日本人に対する態度は常に親和的である。

ブラジルが日本人発展の舞台となつたのは此等の有利条件を具備せるがためであり、また此等の条件こそ数百万の諸外国移民、庄額の外資をブラシルに誘引した要因であつた

第二節 ブラジル移民送出国としての本邦情勢の変遷

日露戦後の農村窮乏と海外発展―欧洲大戦と日本経済の膨脹―欧洲大戦後の経済界の恐慌とブラジル移民奨励―伯国政府の移民制限と大陸発展―日支事变後のブラジル移民

邦人発展の舞台、ブラジルの全貌は前節詳記せる通りである。而してこのブラジルと日本との国交は明治二十八年（一八九五年）の日伯修好通商條約の調印を以て始まり、同国に於ける本邦人の足跡となると、後に記するが如く、更にずっと遡ることが出来るのであるが、しかしそれらは何れも偶然又は孤立的稀事であつて、大体明治三十年在ブラジル帝国公使館開設以後十年間を、邦人発展の序幕時代とし、同四十一年の移民開始を以て、愈々本筋を発足するものといはなければならぬ。

それで、ここではその移民開始前後より今日に至る迄の、出移民国としての本邦事情の変遷を見ておく必要が

ある。

凡そ世の出来事を現象論的に取扱ひうるやうに、移民とその歴史も社会諸現象中の一として取扱ひ得なければならぬ。

本邦ブラジル移民現象造成の先験的條件ともなるべきものは、極めて複雑多岐に亘ものであるが、その中でも比較的緊密度を有するものを挙げれば、第一は戦争と我が国力の伸展の関係、第二は国内に於ける経済事情と国民生活の関係、第三は移住すべき対手国およびその他海外事情一般、第四は海外発展に関する指導助長機関乃至指導者等の関係である。

今これ等の諸條件を頭に置きながらブラジル移民開始以来三十三年間の歴史を検討すれば、大体左の五時代に区分されるであらう。即ち

第一期 日露戦後の農村窮乏と海外発展（明治三十九年より大正三年まで）

第二期 欧洲大戦と日本経済の膨脹（大正四年より九年まで）

第三期 欧洲大戦後の経済界の恐慌とブラジル移民奨励（大正十年より昭和九年まで）

第四期 伯国政府の移民制限と大陸発展（昭和十年より昭和十四年）まで

第五期 日支事変後のブラジル移民（昭和十五年以降）

第一期 日露戦後の農村窮乏と海外発展

日露戦争は我国開闢以来比類なき大戦争で、二年に亘つて世界環視の下に国運をとじて戦つたのであるが、この戦争中に於て、我国民は朝鮮および大陸に対する認識を深め、且つ更に世界情勢の動きに対する自覚を新たにした。

即ち戦後外に對しては從來の島国根性を棄てて朝鮮および大陸の經營に専念せねばならぬこと、又内に經濟力の充実と軍備の独立拡充のため、近代の工業の發達を期せねばならぬことを深く自覺したのである。

而して明治三十八年ポーツマスに於ける日露講和條約の締結に依つて平和克復後の三十九年及四十年の我が經濟界の動きを見るに、地方農村は戦埒帰還兵を迎へ勞力の復活せるに拘はらず、米値は一石十六円四十二銭（東京平均相場）にして、戦時中より幾分上昇せるも、一股に農産品の価格低落の傾向あるに對し、都市に於ては戦後処置として実力以上に事業熱旺盛にして、通貨は四億六千萬円台より五億円台に膨脹し、企業資金の動きも十一億五千万円より一躍十八億三千万円に躍進し、各種機械工業殊に紡績業の如きは著しき發展を企画されたのであるが、それは一時的虚勢であつて、三月に至るや資本の欠乏・銀行の休業・泡沫会社の解散・富豪の破綻・失業者の続出など現はれ、農村には漸次小作爭議等戦前に見ざる農民運動が萌芽し始めた。

之に加ふるに明治初年以来出稼の好適地であり青年血気の者の奮闘地であつた北米は、戦争以前より既に排日

的空氣が醸成されてゐたところへ、米布合併により布哇契約移民が禁止され、その結果北米への自由渡航者が年と共に増加し、明治四十年には在留邦人約九萬人に達した。

かくて戦後日本移民制限熱は頓に濃厚となり、ついに明治四十年十二月には日米紳士協約の成立を見、翌年カナダも同様の措置を講ずるに至った。

ここに於て、さしもの我が海外発展熱も一時に冷却降下状態となり、渡航者数は四十年に一萬人であつたのが、四十一年には四千人、四十二年には僅に二千人に激減した。

以上国の内外に於ける諸情勢の下に在つて、戦後我が国民の新に発展すべき地は布哇にあらず、北米に非らず、南米ブラジルなりと觀察して立ち上つたのが水野龍である。水野は明治三十八年十二月東京を發し、翌年三月ブラジルに到着、同国サンパウロ州政府に対して日本移民誘入計画を交渉し、四十年再びブラジルに到り、十一月に至つてサンパウロ州政府との間に日本移民誘入契約を締結し、翌四十一年第一回移民七百八十一名を渡航せしめた。

このブラジル移民送出路の開拓は、海外移民と云へば布吐、北米もしくはメキシコ、ペルーなりとの従来の通念を一変せしめたのみならず、我が八方塞りの農村と海外発展熱に千萬有の清風を吹き送つたもので、我が海外発展史中劃期的事件の一である。

然しながら三十九年より四十四年に至る六年間、戦後の我が国内情勢は、国費は膨限し都市に於ける資本主義的諸事業は漸次旺盛に赴き、通貨の膨脹・新規事業資金の増大（三十九年十一億五千萬円、四十二年二十億円、四十三年二十五億円、四十四年二十九億円）となり、物値は引頼き騰勢を示し、農村資本は国費の負担乃至都市企業に吸収せられて、愈々涸渇の一途を辿り、正に農村危機をかもしつつあったのであるから、ブラジル移住熱が農村深くしみ込んだことは無理のない所である。

かくしてブラジル移民はサンパウロ州政府の船賃補助と内地農村の窮乏とに依って順調に発展し、大正六年までの七年間に一萬五千四十六人を送出したのである。

第二期 欧洲大戦と日本経済の膨張

大正三年は春以来農村に於ては米値の下落甚しく、石十六円十五銭と云ふ有様であつて、都市企業方面に於ても沈滞気味にて漸次日本全体に不況の波強く、大隈内閣は米値問題財界不況打開策に腐心してゐたのであるが、六月に至り、偶々セルビア青年のオーストリア国皇儲狙撃事件起るや、欧洲各国は平和の仮面を脱ぎ棄て、文字通り世界未曾有の大戦乱を捲き起すに至つた。

然し我国に於ては、この戦乱の帰趨と経済界に及ぼす影響に就いて朝野とも判然とした見透しが出来ず、寧ろ一般に警戒的気構へ強く、米値は漸落し一般財界は不況を示し、そのまゝ大正四年を迎へた。

同年下半年期に至って漸く歐洲および第三国筋の品不足に因る本邦への注文現はれ、輸出の好転を現出して大正五年になったのであるが、この年に入つて初めて交戦国および非交戦国に対する物資および製品の供給国としての我が国の地位が明確となり、閑戦当時の不安不況から脱却するに至った。

斯くして企業熱は高調し、新規企業資金は四十三億八千萬円台より一躍五十億四千萬円台に飛上り、通貨は二億円の膨脹を来して七億五千萬円に達し、戦争景気を露骨に反映するに至った。然し此の景気は未だ都市に於ける各種輸出工業方面に限られたもので、地方農村資金は都市に吸牧され、農村は却つて不況の底に徘徊してゐた。即ち米値は四年に石十三円六銭、五年に十三円六十六銭と云ふ有様で、目露の戦前戦後にも見ざる惨落振りを示し、徒に都会地方の工業景気を遠望するに過ぎなかつた。

従つて日露戦後僅に萌芽した農民運動は、大正六年に至り其の当時使用された言葉を以つてすれば温情主義的外皮を脱剥し、固結の力に依つて地主に対し正面より小作爭議の戦陣を布き、また都市に於ては賃銀値上待遇改善等の叫びを挙げて労働組会運動が勃興するに至った。而してこの農村および都市に於ける労働運動は年と共に激化し行くに拘はらず、戦争景気は底止する所を知らざる發展振りをしめし、大正七年の新規事業資金は前年の六十六億円台より九十二億八千萬円に、翌八年には百三十三億五千萬円と云ふ数字を示し、通貨は十億一千萬円、

十三億八千萬円、十八億八千萬円に躍進し、正に開戦当時の三倍より四倍強の発展をとげ、通貨の膨脹輸出の好転に伴ふ戦争景気は天井知らずに上昇し、物値の高騰も之に伴い、大正七年初夏より長年沈滞状態にあつた米値に動きを見せ、七月ついに三十四円五十銭を称ふるに及び、富山・大阪その他各所に彼の有名な米騒動を勃発せしめた。

斯くして戦争景気をよそに社会不安は益々深刻となるものがあつた。

斯の如き状態にあつたため、我が農村および都市労働者乃至サラリーマン階級中には、進んで新しき運命と海外に拓かんとする者が相次いで現はれ、六、七、八の三年間はブラジル移民と謂はず北米、布哇、カナダ方面に進出するものが毎年六万人以上を数へ、我が海外発展史上稀有の黄金時代を現出した。

惟ふに此の移民現象は、国内に於ける経済事状、生活問題、世界戦争に因る帝国の国際的地位の向上と戦争に因る国民の発展性の爆発等の諸條件に基くものと観らるるであらう。

第三期 経済恐慌と移植民の奨励

大正八年六月ヴェルサイユ條約の調印に依つて、さしも六年に亘る戦乱も終止符を投げられ、平和の鐘が鳴り渡つたのであるが、下半期の経済界は戦後の見透も付かず暮れて了つたが、翌年二月に至るや戦時物資不要の

怒濤に襲はれ、世界経済界は一大恐慌に陥り、我が国にも資本家・事業家・銀行業者の中に倒産続出し、事業の縮小・整理・閉塞相次ぎ、未曾有の混乱に陥った。都市農村を通じ労働者使用人は洪水の勢を以て失業の深淵に放出された。

政府は大正十年に帝国経済会議、大正十三年に人口食糧問題調査会を開催し、朝野の群智群力を集めて当面せる企業・金融・労働・社会等各般の問題に対する解決方を策を審議せしめて、金融政策・物值政策・失業乃至社会政策の実施を急ぎ、戦後の経営に努力したのであったが、失業者の続出と生活問題の深刻とは、国内的救助方策のみを以ては容易に解決しうる所でなかった。

ここに於て、政府は大正十年初めてブラジル移民を積極的に奨励助長するの方針を樹て、先づ移民会社に対し海外事状の宣伝に要する経費の支給・移民会社の移民斡旋手数料の免除・其の他乗船港および船中に於ける保護教養費の一部の補助等を開始し、更に大正十二年関東震災被災者に対して船貸全額補助の前例をひらき、その翌年には全般的にブラジル移住者の船賃補助を為すと共に、海外移任の宣伝奨励を積極的におこなうに至り、更に昭和二年には海外移住組合法を制定公布して移住者の保護を一層強化するの途を講じ、昭和四年には拓務省を設置し特に一局を設けてブラジル移住の奨励保護に萬全の施策を講じ、また昭和五・六・七 years 米値の下落に基く農民の窮乏ならびに東北地方冷害農民救助等のため、特

にブラジル移民を奨励し、かつ支度費なきため移住困難なる者多き状況に鑑みて渡航支度金補助の道を講じる等、官民協力して極力移住の斡旋に力めたのである。

是等総合的施策の結果大正十年より昭和九年ブラジル政府が外国移民の入国制限を開始するまで十四年間に十三萬七千八百三十人の移住を見た。

明治四十一年より大正九年までの十三年間に移住せる二萬八千六百六十一人に対比して実に四割八分の増加率を示し、ブラジル移民全盛時代を現出したのである。

おもふに此の期間の特徴は、大戦後の経済恐慌と関東震災の打撃との重複せる深傷の結果、国内に於ける国民生活の不安が容易に去り難き情勢にあつたこと、戦後国民の海外発展慾の旺盛なりしこと、移住対手国の事情が我が国民の移任に最も適してゐたこと、ならびに官民の指導奨励が比較的整備したること等のため、ブラジル移住が其の全盛期を現出したのであるが、他面移住奨励の理由乃至目的が、国家的に見れば人口問題或は社会問題解決のためであり、個人的に見れば新しき運命の開拓であり生活改善の手段であつたことで、後述する所の満洲開拓移民の理念乃至日支事変勃発後於ける移住奨励の目的と甚だしく其の趣を異にしてゐることに特徴がある。

第四期 伯国政府の移民制限と大陸発展

前述の通りブラジル移民は大正十年より昭和九年まで

の十四年間は大体に於て順調に進展して居たのであるが、之をブラジル側に就いて見るならば、必しも終始好條件にあつたとは云へないのである。

昭和五年（一九三〇年）十月革命の結果成立したジェトウリオ・ヴァルガス大統領は、同年十二月国内労働者の保護並に失業者救済の目的を以て外国移民入国制限令を公布し、翌年一月より実施することとした。

これは当時珈琲市値の暴落と一般農産物値の下落のため、伯国人労働者間に失業者の続出したる上に、歐洲移民にして農場労務に従はず、都市に集中して失業者の群に加はるもの続出し、産業おまび社会不安を現出したるため、一時外国移民の入国を制限するの必要に出たのだが、幸に日本移民は農場を去らず、失業問題とは関係なく、農場主間に好評にして依然として需要多くして供給不足の状況なりしたため、特に日本移民に限って例外的取扱を受け、従来通り入国を継続した。然しながら歐洲移民を制限せる際、ひとり日本移民のみ依然として多数入国を特許され居る事實は、たとえ失業問題に関係なしとするも、ブラジル国内に於て種々論議の種となり、早晩問題化するの兆候があり、日本側に於ても自発的警戒の必要を論ずるものもあつたが、我が国内事状は到底自発的制限をおこないうる状態ではなく、むしろ一人でも多数の移住奨励を余儀なくされてゐたのである。

然る処昭和八年（二九三三年）十一月招集された新憲法制定議會に於ては移民問題に関し、優生学並に国家主

義的見地に於て種々論議され、結局将来のブラジル国民の人種型構成の優生学的必要の理由を以て、外国移民に封し一定の制限を設けることとなり、一般移民の毎年入国数を、各国別に過去五十年間に入国せる移民数の二分とすることに決定し、日本移氏に対しては僅々二千八百四十九人を限度とすることとなった。

この新憲法の実施さるるや、我がブラジル移民は国内事状の如何に拘はらず他律的に其の適用を受くることとなり、当然其の数を激減し、現地に於ける邦人に対しては固より、移植民関係官民をして非常に落胆せしめたものであるが、他方昭和六年滿洲事変勃発し、翌七年滿洲国の建国を見、日滿議定書に依つて日滿共同不可分の大義明かとなるに至つて、對滿洲国策遂行上、滿洲移民の重要性が認識され、昭和七年以来大規模の移住計画が重要国策として力強く実行さるるに至りたるのみならず、農業以外の各方面に於ても、各種の産業開發建設計画の進捗に伴つて大規模の人および資本の大陸移動が開始され、国民の大陸進出が国民の最大関心事たるに至つたことはブラジル政府の移民制限と相まつて、ブラジル移住熱を根底より冷却せしめ、一般国民は殆んどブラジル移民の必要を忘却せるかの如き状を呈するに至つた。

そこで政府は單りブラジル移民の奨励のみならず、パラグアイ移住の奨励保護を開始し、更にアルヘンティナ其の他への実習移民制度等をも実施して、其の奨励發展に努めたのであるが、昭和十年より十四年に至る補助移

民数はブラジル一萬五千六百四十九人、パラグアイ六萬七十三人、アルヘンティナ百十人、共の他百三十九人と云ふ有様であつて、特に十三、十四兩年のブラジル移民の如きは、はるかに入国割当数に達せざる凋落振りで、誠に慘澹たる状況を示したのである。

第五期 日支事変後のブラジル移民

移民は社会現象の一相である。社会諸情勢の変化に因つて移民現象も亦変化する。

ブラジル政府の移民制限と大陸発展政策の下に於て、過去数年開ブラジル移民の惠義と其の重要性は国民の間に忘却されたかに見えたのであるが、昭和十二年七月蘆溝橋事件を契機として日支事変が勃発するや、帝国は抗日 将政権の打倒と其の背後関係の排撃を行い、以て東亜共栄圏の確立を期するため、先づ国内諸制度の革新を図ると共に、戦時下に於ける計画経済の樹立と国民生活の再組織を断行し、以て長期戦の態度を確立強化するに至つたが、戦時必需物資の需給計画上より、或は海外貿易市場の確保拡充政策上より、将又統制経済の実施に作ふ転失業者の指導上等、新に発生せる事態の下に、ブラジルをはじめラテン・アメリカ諸国との経済提携の強化と移住の奨励が、再び重要問題として眞面目に考究され実行さるるに至つた。

之がため、昭和十五年下半年より、ラテン・アメリカに対する国民の人的発展および経済的進出の機運漸く高

調に達し、一時凋落状態にあった移民熱は再び盛り返し、毎船満員の盛況を呈するに至り、他方東亜共栄圏内より供給又は補給し得ざる物費が、これ等ラテン・アメリカ諸国より輸入せらるることとなり、輸出入関係業者も俄然この方面に注目するに至った。

換言すれば満洲事変以来久しく南方諸域特にラテン・アメリカ地方は、我が大陸の経営乃至東亜共栄圏の確立に対して無関係の地位に在るものの如く觀察せられてゐたが、事変の推移と今次歐洲戦乱の進展の結果、ラテン・アメリカ諸国に於ける邦人の強力なる存在と其の活動が事変処理の或る段階に於ては、政治的に見て又経済的に見て、極めて重要な役割を有すること、即ち東亜共栄圏の確立上我が重要な兵砦線の一部をなすものであることが認識さるるに至り、この方面に於ける民族の集团的活動の壁に厚みを加へることの必要性を認むるに至った訳である。

ここに於てブラジル移民ないし廣くラテン・アメリカに対する邦人移住の意義は、従来何れの時代にも持たなかった新なる理念と加へたものと謂ふべきであり、この新理念に依つてたとえその数は多からずといえども、ブラジル移民は世界動乱の現段階に不測の変化が起らざる限り今後とも健全なる発展を継続するであらう。

第二章 日伯外交および文化関係

第一節 日伯外交概観

ブラジルに迫跡を印した最初の日本人―孤立的事蹟―修通商航海條約の締結―公使館の開設―大使館に昇格―歴代の大公使および代理―各大公使在任中の主なる事蹟

日本とブラジルとの国交は、明治二十八年（一八九五年）十一月五日パリに於て、両国全権委員会 曾禰荒助およびガブリエル・デ・トレド・ピザ・イ・アルメイダにより、修好通商航海條約が調印された時に始まる。（『移民文庫』編集部注・日本側調印者は曾禰荒助。禰の偏は示）

しかし四名の日本人が、偶然にも其の足跡をブラジルの一角に印したのは、それより九十二年前の享和三年（二八〇三年）であつた。

この史実を詳記した『環海異聞』（別名『漂客紀聞』）から、その要領だけを摘撮して見ると、更に十年前の寛政五年（一七九三年）に、陸奥国石巻港から江戸に向つた小帆船『若宮丸』が、途中逆風に遭い、洋上に漂流すること七箇月の後、極北の二僻島に漂着し、ロシア人に助けられた。乗組員十六名の内、十名は其の後露都に送られ、更に其の内津太夫・儀兵衛・左平・太十郎の四名だ

けが、日本に送還されることになった。

当時ロシアでは初めて二艘の軍艦『ナデシユダ』(Nadeschda)と『ネヴァ』(Neva)を東洋に派遣することになってゐたので、四人は『ナデシユダ』に乗せられ、一八〇三年八月十一日クロンスタッドより出帆し、途中丁抹のコペンハーゲン、英国のファルマス、カナリア列島のテネリフェに寄泊し、それより針路をブラジルの方に向けたが、航海中難風に迫って帆柱を折られたので、それを取替へるなどのため、十二月二十一日ブラジル国サンタ・カタリナ島と大陸との中間に入港投錨した。その港ノツサ・シニョーラ・ド・デステーロこそは、現今のフロリアノーポリスの旧称である。

露艦は翌一八〇四年二月四日まで前後四十五日間碇泊したから、四名の日本人は見物のため上陸し、かつバナナ、ココなどの珍果を試食する機会をえた。特に太十郎は港より凡そ二十里の奥地にある戸数一千ばかりの町を訪づれ、津太夫は水車精米所を見物した。

それより四人はアメリカ洲の南端を回り、太平洋を航して先づ露領カムチャツカに赴き、それから長崎に送還され、文化二年(一八〇五年)十三年ぶりで故郷に帰る



露艦ナデシユダ

ことが出来た。

その後明治三年（一八七〇年）に至り、海軍練習生として英国軍艦に乗組むでゐた青年二名の内、前田十郎左衛門がバイア碇泊中に割腹した事や、ブラジル側からは明治七年（一八七四年）に、フランシスコ・アントニオ・デ・アルメイダが、フランスの天文観測隊に加はつて来朝したこと、明治十三年（一八八〇年）軍艦『ヴィタール・デ・オリヴェイラ』が日本に寄港したこと、清国に派遣されたジャセグアイー公使が同じく日本に立寄ったこと、明治十五年（一八八二年）にも清国駐在エドゥアルド・カラド公使が帰国の途次数日間日本に滞在したものと、明治二十二年（一八八九年）軍艦『アルミランテ・バローゾ』の日本寄港、および後に葡和辞典二種および和葡辞典を編纂した大武和三郎が同艦でブラジルに渡航した等の事蹟があつたけれども、此等は寧ろ孤立的稀事と称すべきものであつた。



葡和及和葡辭典の著者
大武 和三郎

前記條約締結に先だち、ブラジル政府は一八九二年十月五日附の法律第九十七号を以て、支那移民および日本移民の自由入国を規定したが、これは一八九〇年六月二十八日制定の移民規則に、アジア人種移民の入国を禁じ

る規定があつたから、それを廃止したものであつた。

條約は調印後批准交換を了つて直ちに実施せられ、両国互に公使を交換することになり、初代弁理公使として後の伯爵珍田捨巳が任命せられ、着任のうへペトロポリスに帝国公使館を開いたのが、明治三十年（一八九七）八月二十三日であつた。

明治四十年になつて特命全權公使を駐在させる事になり、大正十二年五月一日を以て公使館を大使館に昇格した。

公使館開設以来、歴代の公使、大使および其の不在中の臨時代理は次の如くである。

在ブラジル帝国外交官

就職年月日	官名	姓	名
明治三〇、八、二三	弁理公使	珍田	捨巳
同 三一、六、一	事務取扱	三浦	弥五郎
同 三一、一〇、一二	臨時代理公使	三浦	弥五郎
同 三二、七、四	弁理公使	大越	成徳
同 三六、五、二七	臨時代理公使	堀口	九萬一（くまいち）

同三八、四、一九

辦理公使

杉村 潜

同三九、五、二一

臨時代理公使

三浦 荒次郎

同四〇、三、一五

辦理公使

内田 定植

同四〇、一〇、九

特命全權公使

内田 定植

同四二、一、一六

臨時代理公使

野田 良治

同四三、五、一六

特命全權公使

内田 定植

同四三、六、一六

臨時代理公使

野田 良治

同四四、一、八

同

藤田 敏郎

大正二、七、一四

同

野田 良治

同二、八、一八

特命全權公使

畑 良太郎

同六、三、二四

事務取扱

加藤 外松

同六、三、二五

臨時代理公使

野田 良治

同七、六、二八

同

野田 良治

同七、一〇、三〇

特命全權公使

堀口 九萬一

同二、五、一

臨時代理公使

堀口 九萬一

同二、五、二八

同

野田 良治

同二、八、一六

臨時代理公使

赤松 祐之

同二、八、三一

特命全權公使

有吉 明

昭和二、一、二五

臨時代理公使

縫田 榮四郎

同五、四、一六

同

黒澤 二郎

同六、二、一五

特命全權大使

林 久治郎

同七、八、一四

臨時代理公使

内山 岩太郎

同九、九、一三

特命全權大使

澤田 節藏

同〇、一、一八

臨時代理公使

天城 篤治

同三、一、二二

特命全權大使

桑島 主計

同四、一、一〇

臨時代理公使

工藤 忠夫

同五、九、二七

特命全權大使

石射 猪太郎

同五、一、一三

特命全權大使

(明治三十九年五月二十一日任所に於て薨去)

初代珍田、次代大越両弁理公使の在任通計六、七年の間は、日伯両国の関係稀薄で、後年のための国情調査時代であったが、第三代杉村弁理公使の時に至って、



初代公使珍田捨巳

移民導入の準備時代に入り、その端緒さへ開かれた。

同公使は自らサンパウロ、ミナス・ジェライスの諸州を旅行し、主として移民導入の見地から具さに視察をとげ、自ら筆を執って『伯刺西爾移民民事状附貿易状況』『南米伯刺西爾国サンパウロ州移民状況視察復命書』『南米伯刺西爾ミナスゼライス州視察復命書』等の極めて有益なる長文の報告書を外務省に提出した。

外務省では之を印刷に付し、廣く配付を行ったので、大に識者の注意を惹き、ここにブラジル移民実現の気運は促進され、水野龍の移民契約のための渡伯、先達移住者若干名（隈部三郎一家、明穂梅吉、鈴木貞次郎等）の進出となつたのであった。杉村公使が任所に於て死去したのは、眞に惜むべき事ではあったが、同公使はブラジルに於ける日本人発展のために立った最初の人柱であつて、遺骸は首都サン・ジュアン・バティスタ墓地（基区第一、三三二号）に安らかに眠り、英霊は永へに同胞の発展を欣喜且励ましてゐるのである。

第四代内田公使の時になって、移民の導入が実現したが、公使は橡ねてより、単に移民を送るのみでは充分の発展は出来ないから、よろしく之を定着せしむべしとの意見を抱いて居ったので、入国した移民をして好成績を挙げしむると共に、邦人を移民より植民に導くため、大に努力した。

ブラシル海軍の練習艦 『ベンジャミン・コンスタン』が、世界周航の途次、ホノルル発航後当時無人島として知られてゐたウエーク島に於て、日本人二十名（小形帆船宝久丸乗組）を救助して横濱に入港し、艦長アントニオ・コウテイニヨ・ゴームス・ペレイラ中佐（後に海軍大将に進み、我が国より勲一等に叙し瑞宝章を授けられた）が、人命救助の功により紅綬褒章を授けられたのは、明治四十一年すなはち我がブラジル移民開始の年であつた。 明治四十三年六月十日に、帝国巡洋艦『生駒』がブラジル訪問第一艦として、リオデジャネイロに入港した。



初めてブラジルを訪問した軍艦生駒

アルヘンティナ共和国独立百年祭に特派された帰逸、海軍を通じて日伯交歓を行ふためにブラジルを訪問したのであつた。

艦長は莊司義基大佐で乗組将校中には字佐川知義、山梨勝之進（当時は何れも少佐）百武源吾大尉などがあり、子爵関博直、男爵眞田幸世、衆議院書記官津久井利行、鈴木力（号天眼）、志賀重昂、大庭景秋（号河公）注・河の偏は木）、下斗米（後に田中館）秀三を混へた。

帰朝中であつた内田公使は、この軍艦訪伯の時だけ一時帰任した。

藤田臨時代理公使の在任中には、イグアペ植民事業の計画及び其の開始があり、移民事業指導の外、特に該事業援助のために尽力するところが多かつた。

畑公使の任期中には、後に記述する如くサンパウロ州政府の移民契約廃棄に続いて、日本移民を差別的に待遇せんとした事件が起り、これを非公式に解決する為、長期に亘つて苦慮尽瘁し、趣に其の目的を達することを得た。

次の堀口公使の任期中は、前任者時代に一時陰鬱であつた空がはれわたり、後任者の代に暴風襲来するまでの間、両者の中間に挟まれた天気晴朗の泰平時代であつた。

大正九年（一九二〇）十一月に舟越（一棹四郎）海軍少将の率ゐる『浅間』、『磐手』の二艦より成る帝国練習艦隊が、リオデジャネイロとサントスに寄航して、両国親和に貢献した。

続いて大正十一年（一九二二）ブラジル独立百年祭の挙行せらるゝや、日本は祝賀のため、『浅間』『磐手』出

雲』の三艦を以て編成し、谷口海軍中將を司令官とする練習艦隊を特派し、堀口公使も特派大使として祝典に参列し、天皇陛下よりはエピタシオ・・ペッソア大統領に大勲位菊花大綬章を御贈進あらせられた。

なお其の上に日本は独立百年記念萬国博覧日に参加し、日本館を建設して出品すると共に、東京商業会議所会頭山科礼蔵を団長とし、左記の団員より成る南米実業視察団を組織し、恰も百年祭挙行中にブラジルを訪問して祝意を表せしめた。

南米視察實業團

全國商業會議所聯合會	團長	山科禮蔵	東京拓殖株式會社	谷川浩
東京商業會議所代表		青柳郁太郎	日本貿易株式會社	神谷忠雄
海外興業株式會社代表		山本直良	第十九銀行(上田市)	黒澤利重
南米企業組合		八巻連三	片倉製絲紡績株式會社	片倉象太郎
三菱合資會社		野守廣	同上	土橋源藏
三井合名會社		川口留吉	大日本紡績聯合會	岩城重喜
日本郵船株式會社		松原季久郎	横濱商業會議所	加藤平次郎
大阪商船株式會社		津山英吉	京都商業會議所	奥村安太郎
横濱正金銀行		柏萬次郎	三井物産株式會社	根尾克巳
株式會社鈴木商店				
東洋汽船株式會社	太田長三		東京商業會議所書記	以下
農商務省	野間馨雄		片倉製絲紡績株式會社員	古川大斧
同上	間部彰		(外に隨員三名)	有賀文雄

なほ其の際艦除に便乗してブラジルを訪問した邦人に、東京外国語学校教授金澤一郎、青山師範学校教諭中泉正雄、大阪毎日新聞記者浦田芳朗、大阪朝日新聞記者井上堅があつた。

従来の公使館が大使館に昇格されたのは、大正十二年

(一九二二) 五月二日であつた。

初代田付大使は八月十六日着任したが、その後二週間に
して、故国に關東大震災あり、任国に於ては、二カ月
後の十月二十二日に、レイス移民法案(別節に詳述す)の
聯邦下院に提出せらるるあり、翌年はサンパウロに革命
起り、また同州奥地早魁のため邦人の被写甚しく、所謂
『八五低費』の貸出を行つて之を救助する等の大事件發生
し、その在任中は実
に多事多難であつ
た。



初代大使 田付 七 太
(昭和六・五・三一薨去)

しかも其の間に於
て、邦人のアマゾニ
ア進出が企画、やが
て実行され、マナオ
スに名誉領事館が設
けられ、またローマ教皇の允許により、カトリック教司
祭中村長八郎師の渡伯を見る等、田付大使の努力と功績
はすこぶる著大であつた。

次の有吉大使の任期中は、前任時代の波瀾重疊の暴風
雨時代が漸く過ぎ去り、而して後任林大使時代に於ける
憲法制定議会の移民制限問題の最大受難期に入る前の、
比較的静平な時代であつた。

この静平時代に於ける事柄としては、邦人のアマゾニ
ア進出が具体化して其の緒に就いたこと、故国に移住組
合が組織せられ、その手で企業移民の誘入及び定着が企

画されたこと、昭和三年九月リオデジャネイロに於て第十三回萬国議院商事會議が開かれ、本邦からは文学博士澤柳政太郎、子爵保科正昭、男爵斯波忠三郎、法学博士土方寧、男爵稻田昌植、多額納税議員高廣次平の各貴族院議員と貴族院書記官長長世吉とが之に出席したこと、翌三年八月二日日伯協会（今の神戸日伯協会）理事松岡英介がワシントン・ルイス・ペレイラ・デ・ソウザ大統領に謁見し、同協会創立滿二周年記念として、高田溪仙揮毫の大日本八名所画帖を、会長山県治郎の名に於て捧呈したこと等が挙げられる。

なほ賜暇帰朝中の野田大使館一等書記官（当時勅任待遇）が、宮中御学問所に召され、ブラジル一般国状ならびにサンパウロ方面に於ける邦人の活動状況およびアマゾンアへの進出につき、天皇陛下に対し奉り、一時間余に亘つて具さに御進講申上げたのは、有吉大使在任中の昭和四年十一月十一日の事であつた。

大使以外の地位でブラジルに関して御前講演の光栄に浴したのは、その後昭和十年に訪伯經濟使節団長平生欽三郎（注・欽は金偏に八）があつたのみで、平生は其の使命を終つて帰朝後、友邦ブラジルに於て受けた歓待の模様、邦人の發展状況、日伯両国の經濟關係などにつき御進講申上げた。一九三〇年十月の革命、後に日伯中央協会会長に推された侯爵徳川頼貞のブラジル視察旅行などは、縫田代理大使の在任当時であつた。

昭和七年八月第三代林大使が着任した時には、既にサ

ンパウロ州が所謂『護憲革命』を起して、聯邦政府と對抗し、両軍戦を交へてゐて、其の任期中に風雲の捲起るべきを最初から預言せるかの如くであつた。

その革命は十月に入りサンパウロ側の降伏によつて終りを告げたが、その際の了解によつて新憲法の制定が促進されることになり、政府は制定議會に対する議員の選挙を行ふと共に、委員會を設けて憲法草案を作成せしめた。

それより憲法制定議會の開会となり、排日議員より移民制限條項を修正案として提出してより、いよいよ夫れが可決するに至るまでの顛末は、別節に之を記述するが、之が対策を講ずるために、大使以下館員が、如何に悪戦苦闘したかは、想像に難からざる所と信ずる。

移民制限立法の問題と別として、昭和七、八、九の三年間に於ける事柄は、東京に高松宮殿下を総裁として奉戴せる日伯中央協會が創立されたこと（七年十一月二十九日）、サンパウロ市において日本移植民渡伯二十五周年記念祭が挙行されたこと（八年六月十八日）、神戸日伯協會よりヴァルガス臨時政府主席に一大刺繍壁掛を贈呈したこと（同年八月十五日）、同年天長節の佳辰に当り、在伯日本人同仁会外七箇所の邦人医療施設に対し御下賜金があつたこと、日本棉業親察団のブラジル訪問（同年三月）、日伯中央協會総裁宮殿下よりヴァルガス大統領及び頭官に対し記念品の贈与があつたこと（六月）等が挙げ得られる。

第四代洋田大使の住期中は、受難時代は過ぎ去つてゐたけれども、新憲法中に挿入された各国移民制限條項を実施するための移民法集が、議会と移民委員会とに於て審議せられ、又上院に於けるアマゾナス州土地コンセッションを縫つて国粹主義を標榜せる団体などが、頻りに排日的言動を敢てしたので、之に対する工作を施す必要があつた上に、積極的に両国の経済的接近を強化するため、昭和十年には平生欽三郎を団長とせる日本経済使節団のブラジル訪問があり、翌十一年には之に対する答礼の意味で、ブラジルから同種の使節団が日本を訪問した。また文化交流のためにも積極的工作が行はれ、昭和十一年リオデジャネイロに『伯国日本文化協会』(Institut Brasileiro de Cultura Japonesa)が設けられ、同十三年には海軍少将山本信次郎が、カトリック国民使節としてブラジルを訪問するなど、多事にして而かも国交上收穫多き一期であつた。

ブラジルを訪問して、日伯経済関係の緊密化に、多大の貢献をした経済使節団は、左記の諸員から組織されてゐた。

二十一二日東京に於て調印された日伊文化協定（ならびに昭和十三年十一月二十五日同じく東京に於て調印された日独文化協定）と、大体同様のものである。

すなはち日伯両国政府に於ては、両国の永き伝統に基礎を置く固有の文化を相互に尊重し、かつ両国間の各種の文化関係を増進し、以て両国間の相互的理解を深めると共に既に幸に両国を結合せる友好および相互的信頼を益々強固にするため、両締約国はその文化関係を堅実なる基礎の上に樹立するため努力すべく、かつ之がため最も緊密なる協力をなすことを約し、この目的達成の為に、学術、美術、音楽、文学、演劇、映画、写真、無線放送、運動競技等を通じて、両国間の文化関係を常に増進する事が眼目となつて居り、之が実施に必要な細目は、両締約国の権限ある官憲の間に於て協議決定すべき旨の規定が含まれてゐる。

昭和十五年十一月十三日に着任した石射大使は、一週間目の十九日に、第十三回聯邦府国際見本市の日本館開館式を挙行し、また同年十二月に 天皇陛下からヴァルガス大統領に贈与の御沙汰あらせられし大勲位菊花大綬章を、翌十六年四月八日に御親書と共に大統領に伝達棒呈した。

第二節 日伯移民交渉ならび排日的言動対策

対日本移民感情は終始概して良好―（一）渡航開始前に於けるブラジル人の日本移民観―（二）渡航開始後

の十六年間―一九〇九年の聯邦預算中の差別的字句

問題―サンパウロ州政府の移民契約廃棄―(三) 同州当局が興へんとした差別待遇―之が阻止に関する非公式交渉―(四) 聯邦議會に於ける排日的言論―レイス移民法案の提出―ブラジル医学士院の法案賛成決議―通過阻止対策―親日家の尽力―オリヴェイラ・ボテリョ議員の意見書―中央農会の諮問―リラ・カストウロ議員の意見書―法案の最後―(五) 一九三〇年革命前後の反日本移民情勢―各国移民の制限―日本移民の激増と反対論者―(六) 一九三四年の新憲法制定と移民制限條項―(七) 移民制限條項の実施と日本移民

全体としてのブラジル国民の対日感情は、終始一貫して友好的であり、日伯両国民の親善関係は未だ曾て傷害されたことは無かった。

しかしブラジル政府の移民方針は、最初の無選択時代から発足し、漸次選択時代をへて制限時代に移ったが、斯かる方針の変転は時勢の然らしめた所であり、かつ諸外国移民に対する一般的のもので、決して日本移民のみを目標としたものではなかった。

我が移民のブラジル渡航が開始された當時に於ては、ブラジル側では、廣大なる未開墾地を開拓し農業を振興するため、大に外国移民の多数入国を希望して居り、徒つて公衆の保健上有害なる者および入国後公共の扶助を要するが如き虞ある者を除き、その他は苟くも労働の

目的を以て渡来する者でさへあれば、何等の制限を設けず、悉く之を受入れ、多々益々弁じるといふ時代であつた。

また聯邦政府に於ては、此等外国移民中の希望者のために、国内諸所に移住地を設けてゐたと同時に、各州が自ら移民を誘入し、かつ州営移住地を設けて、之に移住者を就地せしむるの権利と自由とを十分に認めてゐた。

連邦諸州中、農業の發達特に顯著で、かつ財政も最も裕かであつたサンパウロ州は、その主要生産業たる珈琲栽培のためだけに、毎年數萬の新移民を必要とし、歐洲からの移民だけでは到底その所要を満たすことが出来なかつたので、この不足を補充する意味に於て、日本移民の試験的誘入が考慮されたのであつた。

その前後に於て、サンパウロ州政府は、汽船会社との協定により、又は各移民に対し後日渡航船賃全額を償還する方法により、歐洲移民を誘入してゐたが、日本移民は其の航海距離遠大にして多額の船賃を必要とするにより、全額の約半分に相当する英貨八ポンドだけを州政府から補助した。

尤も此の渡航船賃補助額は、その後移民誘入の契約または協定が改められる毎に増額され、また一時無補助の過渡期もあつた。大正十三年以降は、日本側に於て渡航費の全額を支給し、昭和七年以後は、なほ其の上に支度金までも補助することになった。

斯かる間に世界の大勢は推移し、ブラジルの状勢も

従つて変化し、その移民方針の如きも、従前の自由寛大から、徐々に移民の素質厳選に。わり、移民の入国は聯邦政府これを統制することなり、国民第一主義の勃興に伴ふて、逐に移民入国数の制限を見るに至つた。

一、渡航開始前に於けるブラジル人の日本移民観

日本移民が實際導入さるるに先だつて、その誘入がブラジルのため果して有利なりや否につき、夙に可否の論が闘はされてゐた。

ブラシル帝政時代の末年に奴隷制度が全廃され、之がため失はれた農園の労働者を得る一方法として、支那人労働者の誘入が企てられ、特に使節を支那に派遣して條約を結んだ事さへあつたが、この支郡移民誘入の可否については、盛んに論議された。

当時使節の書記官で、後に駐日公使となつたエンリケ・リスボアは、その著書中に、支那人も日本人も共に移民としてブラジルに適當であると論じた。

そして帝政時代に唯一同試みられた支那移民が不成績に丁つたためか、或は支那移民を不適當とする説が勝利を得た結果であつたか、兎に角共和制採用の翌年二八九〇年）六月二十八日制定の大統領令第五二八号移民導入配置規則第一條を以て、労働に適する者の入国は自由なるも、アジア人アフリカ人は、国会の承認を経たる場合限り、その契約條件に従ひ導入することを得との制限

的規定が設けられた。

しかし斯かる規定は、ブラジルと支那との間に締結された條約の実施を妨ぐると共に、新に日本と修好通商條約を締結する上に障礙となるので、此等の理由を明示して一八九二年十月五日附法律第九七号を以て、日・支両国民の自由入国を許すこととなつた。

パラ州知事ラウロ・ソドレーが、一八九五年中某外国会社と日本移民三千名を同州に導入する契約を結んだ一事は、縦令その契約は実施を見るに至らざりしとはいへ、当時既に熱心な日本移民賛成者の存在した事実を立証する。

続いていよいよ日本移民がサンパウロ州に導入される機運に向つた際にも、盛んに其の可否が論ぜられたが、明治三十四、五年にかけ、代理公使として日本に駐在したオリヴェイラ・リマは、帰国後出版した著書および講演中に『日本人は支那人と同人種なるも、支那人ほど柔和でなく、殊の外自負心強く、それが少しでも傷けられると、反抗する。若し耕地主が之に歐洲移民と均等の待遇を與へざるときは、日本人は甚しく憤慨するであらう。日本人は幾多の美点を有するとはいへ、ブラジルへの移民としては歓迎したくない。また日本人も環境の著しく異つたブラジルに於ては幸福を感じぬであらう』との趣旨を述べ、結局日本移民誘入に不賛成の意を表した。

以上記述した所により、實際導入せられる以前に於て、既に日本移民賛成者もあり、同時に不賛成を唱ふる者も

あつた事が知り得られる。

二、渡航開始後十六年間日本移民反対情勢

日本移民の導入は、サンパウロ州政府にとつて試験的であつたと同時に、最初若干年は日本政府にとつても亦試験であつた。

第一回移民は、一般ブラジル人から、一種の好奇心と果して適当なりや否との疑問とを以て迎へられた。

何分初めての事ではあり、言語、風習等の著しく相異せるため、移民と耕地主側との間に屢々葛藤を生じたなど、その成績は決して馨しいものではなかつた。

従つてブラジル側では期待を裏切られたやうに感じ、日本移民誘人に不賛成を唱へてゐた人々は、『それ見た事か』とばかり、或は口に或は筆に反対論を繰返した。

かゝる反対論の影響が初めてブラジル聯邦議會に及んだのは、第一回移民が渡航した年の暮であつた。

すなはち翌一九〇九年の聯邦歳出予算法中、移植民の項、内地輸送費の目に『アジア移民は之を除く』との字句が含まれてゐた。

而して支那移民の誘入が、全然問題となつてゐなかつた当時の事として、このアジア移民なる語は日本移民を指すものとすれば、日本移民は差別待遇を受ける事となり、明かに日伯條約に反するものと認めねばならぬのであつた。

よつて内田公使から、直に説明を求めたところ、ブラジル政府当局は、該字句の挿入は、日本移民反対論者たる一議員が橡算案修正締切のどさくさ紛れに乘じ行つたもので、全然政府の知らざりし所である。従つて政府は此の規定を日本移民に適用せざるは勿論、日本移民を歐洲移民と全然均等に待遇すべき旨返答した。

そこで内田公使は後日のため、この返答を文書として取付け置くを適當と思考し、公文を外相リオ・ブランコに送り、外相からは、国会が予算法中に挿入規定した制限は日本移民には関



内田 定雄

係がない。なんとなれば日本人は日伯條約を以て保障されて居り、その條約実施中は、両国の何れたりとも、普通法を以て該條約の規定條項に違反することは許されない。かりに該條約が無いにしても、その活動進歩及労働を好むの精神を以て、自国を一等国たらしめた人民、而かもブラジルが之に恒久的公使館を設置してゐる友邦の人民が、広大なブラシル国領土に来往するのを拒絶せんと試み、若くは之に不利益を興ふるが如き意思は、ブラジル政府の有せざる所である。一九〇八年十二月三十一日の法律第二、〇五〇号に挿入された字句に關しては、誤解の起るのを防止するため、一九一〇年の橡算法中には、これを掲記せざることとした。

したがって

伯国に渡来する日本人は前記條約第四條に従ひ其の移民たると否とを否はず、最恵国人民が現に受け若くは今後受くべき一切の特典及免除を享受すべし。但該條文はブラジル国政府が何れかの他外国移民を契約し著くは他外国に於てブラジルに来るべき移民を奨励する場合に於て日本又は他の最恵国条約国に於ても同様に移民を契約すべき義務をブラジル政府に負はしむるものにあらず。

との趣旨を言明し來ったので、この問題は円満に解決を告げた。

然るに他方第一回移民の不成績は、日本政府をして翌年の移民渡航を中止せしめた。翌々四十二年（一九一〇年）に第二回移民を送ったが、これ亦予期の成績を挙げざりしたため、更に其の翌年も新移民渡航は見合せとなった。

明治四十五年から大正三年（一九一四年即ち世界大戦勃発の年）まで三年間、日本移民導入は順調に行はれたが、一九一四年一月に至り、サンパウロ州は財政上の都合と、試験のためには既に同州に誘入された日本移民（二万有余）で十分と認むとの理由を以て、同年春季の誘入を最後として移民契約を廃棄する事となった。

サンパウロ州政府の此の措置は、契約中に掲記された條項（第四條）に基いたもので、ごうも異議を挟む余地は無かったが、然らば日本移民が自発的に渡航費自弁で着伯した場合、其等日本移民に対し歐洲移民に対すると同様、後に渡航船賃の還付を行ひ、かつ移民宿泊所の使

用、内地輸送費の州費支弁等の思恵を興へられるかと、移民取扱人側から書面を以て伺出たのに対し、州農務長官は、自費で渡来する自由移民に対し後日渡航船賃を還付する州移民法中の規定は元来歐洲移民を目標としたものであるから、之を日本移民に適用することは出来ないと回答した。

この回答によれば明かに日本移民は不利な地位におかれ差別待遇を受くることとなるから、畑公使は州当局をしてかかるあやまれる見解を是正せしむるため、直ちに非公式交渉を開始した。

三、サンパウロ州が興へんとした差別待遇阻止に関する交渉

最れより先、両移民取扱人（東洋及竹村）に於ては、廃棄された補助移民導入契約の復活を希望し、その意義に於て運動を試みようとしたが、それは時宜に適せざるもの



畑良太郎公使

と認められたから中止し、その代り同年秋渡航費自弁の移民を誘入する計画を立て、その旨両移民取扱人の代理人から畑公使へ申出があった。

之に対し公使は、両代理人をして極めて慎重なる態度

を執らしむる必要ありとし、州法令により補助を受け得べき日本移民の数および補助金額につき州当局に交渉を試み、且耕主の注文に基き秋季誘入せんとする移民に關しても、篤と当局の意向を確かめた上で、考慮すべき旨注意する所があつた。

而して預め当局の意向を確かめずして、文書など捏出することなきやう希望したるも、両代理人は大要次の如き趣旨の質問書を作成し、連署の上七月三日これを州農務長官に提出した。

両移民会社は多数耕主の注文に應じ来る十月末までに就働せしむるため、汽船二隻を以て日本移民(三千人)を誘入したきに付左の事項につき質問す

(一) 州政府は上記両移民会社に対し、官令(註・一九一三年七月十日の州移民規則)第二章第二項第一款に基き導入する移民の旅費補助として歐洲移民に対すると同様の額を支給せらるべきや

(二) 前項認可せらるるとせば、日本自由移民は同官令第一〇一條に基き、歐洲移民と同様旅費の還付を受け得べきや(註・歐洲自由移民に対する旅費還付は其の後間もなく全廢された)

(三) 前記移民を誘入したる場合には、官令第三章第一項に規定せられたる恩恵は、日本移民も之に該当し得るものと解釈して差支なきや。

この質問即ち伺出に対し、農務次官は長官の名に於て、同月九日附で左の如き回答を與へた。

第一問及第二問に關しては、移民誘入に對する補助および自發的渡來移民の旅費還付に關する方律の規定は確定的のものにあらず。また有らゆる移民に付与する權利を構成することなし。

右は政府に於て適當と思考するとき、適當の形式および條件を以て、此等思恵を許與することを得る單純なる權能を政府に付典せるものに過ぎずと思料す。

而して政府は過般日本移民誘入のために存在したる契約を廢棄し、而して日本補助移民を引続き誘入することを適當とする何等の事狀なきにより、上記二問に對する回答は勢ひ否定的たらざるをえず。

第三問に關しては、自由移民と認められたる三等船客に与ふることとなれるサントス港に於ける上陸、移民宿泊所までの輪送、その就地するまで同所に於ける滞在および内地の目的地までの輪送の恩恵は予め政府の許可を経るを要せずして總ての移民に普及するものとす。

但し法律はたとえ明言しおらずとはいへ、歐洲より出發し來る移民若くは歐洲起原の移民のみに關するものと考量せざるべからず。何となれば立方者は、該法律制定の當時、アジア移民に關して考慮する所なく、アジア移民は單に例外の手段としてのみ考察し、之が奨励のためには特別の形式を設定せるを以てなり。

而してここにいわゆる特別の形式とは、日本移民のために締結せられたる契約即ち是れなり。

この同答就中第三問に対する部分は、明かに日本人に対し差別的待遇をあたえんとするの意思を表示せるもので、日本側では到底黙止することの出来ないものであった。

然しながら、表面より州当局の見解を反駁するが如きは、却って其の感情を害するのみならず、日伯條約第四條に基いて、公然抗議を申込むなども、徒らに世人の注意を喚起し、少数排日家に論議の機会を与ふることにもなり、不得策と思はれたので、先づ以て非公式に州知事を始め有力なる政治家の援助をかり、裏面工作により本件の円満解決をはかることとなつた。

而して本件解決のため、先づ第一に我方に援助を興へたのは、予ねて親日家として知られたパラ州選出の連邦上院議員預備海軍中將（後に大將となる）アルツール・インディオ・ド・ブラジル・イ・シルヴァ（略してインディオ・ド・ブラジルと呼ぶる）であつた。

その意見に依れば、

サンパウロ州に關係ある多数の政治家に事を諮る時は、その間さまさまの議論も生じ、却って工作の進捗を妨げる虞があるから、同州出身の聯邦上



親日上院議員
海軍大將インディオ・ド・ブラジル

院議員フランシスコ・グリセリオ將軍に萬事を一任する方が得策であらうとの事であつた。

將軍は自州に多数の乾児を有する元老政治家である上に、人格崇高、州内官民の間に尊敬せらるる大物であり、インディオ提督とは別懇の間柄で、同提督の依頼とあれば如何なる事をも辞せず、また將軍自身も日本人に対して好感を抱いて居り、すでに水野龍がサンパウロ州政府と珈琲販路拡張に関する契約を結んだとき、これに多大の援助を与へた関係もあり、かたがたインディオ提督の勧告に従ひ、事件の解決をグリセリオ將軍に一任し、その尽力を乞ふこととした。

州知事ロドリゲス・アルヴェスは、病氣のため一年前より其の職を離れてリオデジャネイロ市に於て静養中で、副知事ギマラスが州政權を執つてゐたので、グリセリオ將軍は一面知事と会談すると同時に、執政中の副知事および農務長官に書面を送り、畑公使もグリセリオ將軍と橡め打合せたる上、自ら州知事を非公式に往訪して、その斡旋尽力を依頼し、次ぎにグリセリオ將軍より更に州上院議長ドットル、ジュアン・アルヴァレス・ルビオン・ジュニオールに諮り兩人協力して事に当り、我方は絶えず両者を督促するとともに、適宜の工作に尽すること実に十箇月の長きに及んだ。

この非公式交渉の第一の目的は、州政府当局に対して、日本移民は他外国移民と均等の待遇を享受すべきは勿論、いやしくも日本人を除外せんとする一切の立法的企画は

之を避けざるべからざる所以を説明し、その反省を促すにあつた。

而して幾多の困難と障礙があつたに拘らず、遂に州政府当局をして、主義上日本移民を歐洲移民と同様に待遇する旨を、口頭を以てルビオンに対し言明させることが出来た（一九一四年九月）。

しかし我方では後日のため出来うれば右言明を文書を以て確かめ置かんことを翼望し、更に交渉を続けさせた結果、漸く州政府は文書交換に應ずることになり、我方より文書を提出すれば、それに対して先方より回答すべき文案までも内示せしめ、今一息で文書交換が出来る所まで漕ぎつけたけれども、恰かも其の頃になって、離職中であつた知事が複職し、而して知事は離職当時は文書交換に異議なかりしに拘らず、復職後急に其の態度を一変し、既に州政府が日本人除外の意思なき旨を言明し、かつ事実を以て之を確認し居る以上、更めて文書を以て之を声明する必要を認めずと称し、断乎として文書交換を肯ぜざりしたため、この第二段の目的を達することは出来なかつたが、第一段の目的は完全に達成されて、本件は解決を告げたのであつた。

一九一五年六月十九日附を以て、グリセリオ將軍から提出した本件交渉顧末書の終末に次のやうな数節がある。

既に州政府は、日本移民を歐洲移民と同等の基礎に於て待過せねばならぬことを了解し、最早 何等日本移民

を除外するの意思を有せざるに至ったことが確信される。而して明年州政府が更迭し、かつ目下恐慌中の経済的秩序が遠からず回復すれば、情勢はおのづから一変し、新規の運動に依つて日本移民の利益および便宜を益々拡充しうる新機会が現出するであらうから、この際強ひて文書交換の必要なのみか、之を迫るは却つて不得策と思はれる。

すでに企てられた文書交換が希望通り行はれなかったことは、甚だ不本意とする所であるが、努力の効空しからず、その結果として州政府をして日本移民を欧州移民と同等の基礎に於て待遇するの正当なるを認識せしめ、かつ口頭ながらも此の原則を言明せしめ、なお事実を以て之を確証せしめ得たと確信する。すなはち拙者の非公式斡旋は充分に其の目的を達したものと云ふべく、お互に専心尽した使命はここに首尾よく終局を告げたものと認める次第である。

グリセリオ將軍がここに述べてゐる通り、爾来サンパウロ州政府は日本人に対して何等差別的待退を興へた事なく、かつ其の翌年（大正五年）、州政府は我が『ブラジル移民組合』がアントウ・ネス・ドス・サントスとの協定により、州政府より渡航費の一部補助を受けて、向ふ四年間に日本移民二萬人を導入することを承認した。

なほ当時の州農務長官ドットル、パウロ・デ・モライス・バーロスは、下野して後家族同伴で極東に旅行し、日本にも数週間滞在して具に視察を遂げた結集、その日本

および日本人觀一變し、親日家となつた。

四、聯邦議會に於ける言論特にレイス移民法案

一九〇九年の聯邦歳出予算法中に『アジア移民は之を除く』との字句が挿入されたのは、既記の如く偶然の過誤から生じたものといふべく、之に關聯して議員の發言などは一切無かつた。

それ故移民問題に關係なき日本に關する最初の議會演説、すなはち親日下院議員ジュゼー・マリーア・モレイラ・ギマラス中佐（後に陸軍少將となる）が、大正元年九月乃木將軍の殉死の直後に爲した追悼演説は別として、日本移民攻撃演説が、初めて聯邦議會に於て試みられたのは、大正六年（一九一七年）のことで、演説者は聯邦府選出の下院議員マウリシオ・パイヴァ・デ・ラセルダであつた。

同議員は少壮ながら下院外交香員の一人であり、屈指の能弁家で、新聞紙上に於て珍しい記事を読む毎に、それを基礎として頻々議會に質問書を提出するのを得意としたため、世人から『質問博士』の綽名を与へられてゐた。

斯かる人物であるから、イグアペ日本人移任地設置に關する新聞記事を見るや、直に其の契約内容に關する質問書を提出すると共に、その理由を説明するため六月十一日下院に於て演説をなした。

而して其の演説たるや、サンパウロ州に於ける日本の移民および植民事業を彼是混同せるのみならず、誤れる報道と自己の偏見に基いて、日本人を理不尽に罵倒せるものであった。

こえて同年十一月、同議員は、イグアペ移住地小学校に勤務するため日本教員数名が、たこ丸で来着したとの新聞記事を読むで、又もや日本学校開設に関する質問書を提出し、それより二日後に、その理由説明演説を行った。

しかし此の両回の演説は、幸にして弧立的のもので、少数排日家の矛先が偶然議會に現はれたに過ぎざる觀があり、その影響は極めて微弱であつたが、その後にはける日本移民の増加と其の廃展振りは、著しく排日論者を刺戟したため、遂に排日を目的とする最初の移民法案が、大正十二年（一九二三年）十月二十二日を以てミナス・ジェライス州選出議員フィデリス・レイスから聯邦下院に提出された。

同時に提案者の日本移民攻撃演説があつた。

この法律案提出者は、曾て約二年間聯邦政府の移民官として国内の二州に派遣せられ、次に一九〇八年頃アフオンソ・ペナ大統領の任期中、逋信工部長官の囑託を受け、アルヘンティナ国に於けるユダヤ人植民地の状況を視察したことがあり、越えて一九一三年には、ミナス・ジェライス州の囑託により、歐洲移民を多数同州に誘入するため、イタリア其の他諸国に於ける移民事状の調査

に従事し、イタリア人と謀つてイタリア移民の誘入を企てたが、間もなく世界大戦となつたため、ついに其の実現を見るに至らずして止むだ。種々の機会に於て既に数回日本移民反対説を發表したことがあり、純然たる排日家の一人であつた。

その提出した法律案は、『歐洲農業家旅の国内誘入を奨励援助する権能を（該政部に）付与する法律案』といふ標題で、全部僅々七カ條より成り、第一條に於て歐洲農業家族の誘入を奨励援助すべしと規定し、同條補項に於て、この目的の為には、ブラジル向け移民の出国を許可し且援助する諸国は関税上の便益を与へて、之と労働通商條約を締結すべしと定め、なほ聯邦は州をして移民奨励に伴ふ経費を其の收受する移民数に應じて分担分担せしむるため州と協定を結ぶべく（第二條）、土地植民局官制を改正すべし（第三條）、また政府は国民性の人種的・道德的及精神的形成に害ある分子の入国を遮止するため、移民に關し嚴重なる統制を行ふ、べし（第四條）と定め、然る後第五條に於て 黒人種移住者のブラジル入国を禁止す、黄色人に就ては国内に在る同起原者の百分の五に相当する数に於て毎年入国を許可す。

との規定を含めるものであつたが、これは其の前年七月二十八日にシンシナト・ブラガ及アンドラデ・ベゼーラの両代議士から、当時北米合衆国より移住の風説ありたる黒人移民を禁止する法律案を提出し、同法案は農工委員会付託となり、同委員会の一員であつたレイス議員

が其の報告委員に指名されたので、同議員は歐洲移民奨励を表看板とし、黒人移民を全禁する條文中に、黄色人移民制阻規定を折込んだものであるから、前記黒人移民禁止法案に対する農工委員会の修正案と看することも出来る。

現に後に記載するブラシル医学士院の決議文中にはレイス案を一の修正案と見てゐるのである。

而して此の法律案提出せらるるや、新聞紙上に於ては固より、各方面に於て、日本移民導入の可否に関する議論が盛んに現はれた。

其の上提案者は、知名人士および諸会団に檄して、法律案に対する賛否の意見を求め、自己に有利な回答は、新聞紙上に之を發表させた。

レイス移民法案に対し、率先して反対意見を表示したのはサンパウロ州上院であつた。

すなはち十月二十六日の本会議に於て、パドア・サレス議員（イグアペ日本人移住地設置契約を成立させた前農務長官）は、一場の演説をなして、一面同法案に対して抗議すると共に、他面日本移民の長所を挙げて、その弁護に努めた。

而して同上院議員から即時提出した『好ましからざる者以外の移民入国に対する一切の制限に反対して、聯邦議會に建白せんことを提議す』との建議案はフォンテス・ジュニオール、ジュアン・マルティンス等の日本移民に有利な演説があつた後可決した。

このサンパウロ州上院の決議は、更に連邦議会に反映し、十一月一日下院に於ける聯邦府第二区選出ドットル、ヴィセンテ・フェレイラ・デ・コスタ・ピラジペの法案反対演説となった。

ピラジペ議員は其の演説に於て、先づ『法案第五條はブラシルの伝統を忘却し、吾人が採用せる宗教の至上教訓に違背するものである。提案者は、戦争の影響により苦める歐洲人を多産・多幸のブラジルに誘致するは、人道上の義務なりと称へながら、その人道なるものを有色人に及ぼさざるは甚しき不條理である』との趣旨を述べ、次にサンパウロ州上院の態度を称賛した後、『いやしくも性質善良にして、吾人と共にブラジルの経済的發展のために努力せんと欲する者である限り、ブラジルの門戸は有らゆる膚色、有らゆる人種の人間に向つて之を開放して置かねばならぬ』と主張し、人類平等觀の上に立つて、人種差別的なレイス移民方案に反対した。

却説この移民法案は、その性質上農工・財政および場合により憲法委員会の審議を経べきものであったから、先づ農工委員会付託となり、同委員会を構成する九名の議員中、サンパウロ州第三区選出ジュアン・デ・ファリーアが、その報告委員として指名された。

よつて同議員は報告作成の基礎資料をうる方法として、サンパウロ州農業協会その他の意見を徴しなどした後、年末の議会閉会近く（十二月二十日）になつて、報告と共に代案を委員会に提出し、出席委員五名中一名の留保

附で委員会を通過し、財政委員会に回付されることになった。

十二月二十七日提案者レイスは、本法案に関して再び演説をなし、院外のオリヴェイラ・ヴィアナ外数名から回答し来った意見（我に不利なるもの）を朗読した。

斯くて法案は委員会付託のまま翌一九二四年に持越されたが、同年の議会開会（五月三日）に先だち、ブラジル医学士院は、四月二十四日突然レイス移民法案賞讃を行った。

その決議の全文は　ブラジル医学士院は、人は一国の伝襲財産たること、ブラジルは此の伝襲財産に留意し、其の　人種的構成を改良し、且その社会的淘汰を主宰する最先義務を有すること、アジアの人民は其の　価値の如何に拘らず宗教・言語・性格・慣習の根本的相異のため、西洋に於ては絶対に同化　せざるものなること、優生学上および経済上の法則は、該起原の分子のブラジル領土に入来するに反対なることを考量したる上、院則第二條に従ひ、左の通り決議す。

一九二三年法律案第二九一号を修正し、毎年のアジア移民の数を、既に各州に定著せる明かに農業者たる者の百分の五に減じたる農工委員会の修正案に対する本医学士院の賛辞を下院に呈す。

であつて、院長ミゲール・コウト博士を筆頭に、すべて二十八名が之に署名した。

この決議文はコウト白ら之を作成したものを携帯し来

り、別段討議を行はず、これを当日出席せる会員に提示して即座に者名を求めたもので、カルロス・ヴェルネツク・ジュリアノ・モレイラ、エンリケ・ロシヨ、ジュリオ・デ・ノヴァエスの四博士は、この決議に反対して著名せざりしも、著名者中には、むしろ日本移民賛成者であるに拘らず、日本人なる称呼が用ひてないため之に氣附かざりし者もあり、また之に氣附きながらもコウト会長の發議なるが故に余儀なく署名した者もあつた。

この医学士院の決議についても、新聞紙上等に於て賛否の意見が發衷された。サンパウロ市の国権論者の団体『リガ・ナシオナル』と、新聞では『リオ・ジオルナル』が、医学士院の決議に共鳴したが、之に反対して日本移民を弁護したものには、先づ第一に医科大学教授ブルーノ・ロボが、会見談の形式で『コーレイオ・ダ・マニヤン』紙上で發表した意見があり、之に次いでは『ウ・ジオルナル』の社説、パウロ・ダヴァーレス、オト・ブラゼーレス、フェリシオ・トーレスの寄書等があつた。

次に議會の形勢を一瞥するに、二月十七日に行はれたる下院議員全部の改選に於て、提案者レイス、報告委員たりしフリーア議員共に再び當選し、且議會開会后に行はれたる各部委員の選挙に於ても、両議員ともに再び農工委員に挙げられた。

而してレイスは六月五日、別の移民奨励法律案を提出し、これ亦我に不利なものであつたが、農工および財政の両委員会を通過し、本會議に上程せられたる後、第三

読会に於て修正説が出たため、再び両委員会付託となり、財政委員会に於て否決せられ消滅に帰した。それは七月下旬の事であつた。

七月五日サンパウロ市に革命的動乱起り、續いて国内諸所に飛火したため、世人の注意は一時その方に注中せしめられたが、レイス一派の排日家は、なお生残れる前法案の通過を図り、院内外に於て躍起運動を試み、その結果下院に於てはパラナ州選出議員ブリニオ・マルケスの日本移民排斥演説があり（十月二十八日）、ミナス・ジェライス州選出バジリオ・デ・マガリヤーエス代議士も、印甸人保護演説に於て、日本移民を攻撃した（十月三十一日）。

そこで農工委員会から法案の回付を受けた財政委員会に於ても、その審査に着手することとなり、曩にレイス新法案の報告委員として反対意見を發表し、之を否決に了らしめた親日議員オリヴェイラ・ボテリヨ（全名フランシスコ・シャールヴェス・デ・オリヴェイラ・ボテリヨ）が、本件法案の審査に当ることとなつた。

それは前記プリニオ・マルケスの演説直後の十月三十日の事であつた。

オリヴェイラ・ボテリヨ議員は、つと



レイス移民法案に致命傷を與へた
フランシスコ・シャールヴェス・デ・
オリヴェイラ・ボテリヨ

にレイス法案中の日本移民制限を目的とせる條項を排撃するに止まらず、更に一步を進めて、日本移民の誘入奨励を主張せんとの考へを抱いて居り、之がためには自らサンパウロ州に出張し、主なる日本移民集團地を巡回し、つぶさに其の実情を視察して、充分に反対論者を説服するに足るだけの論拠をうるの要ありとし、財政委員会の了解を得た上、十二月七日出発し、汽車および自動車にて昼夜兼行、リベイロン・プレト方面より三角ミナスに入り、転じてアララクアラ鉄道清緑地帯よりノロエステ鉄道沿線に進入し、再転してイグアペ方面をも視察した後、二十二日帰京したが、歳末の議會閉会まで余す所わずかに九日に過ぎざりしにより、報告意見書は議會閉鎖中、避暑先に於て充分入念に作成し、翌年の議會開けを俟って提出することにした。

従つてレイス法案は更に第三年に持越される事となつた。聯邦下院に提出されたレイス法案に対して、我が方は如何なる措置を執ったかといふに、独立国家の立法行為に外国が容喙することの出来ないのは勿論ながら、萬一にも同法案にして下院拉に上院を通過して法律とならんか、我が国戚を傷け且我に不利益を蒙らしひること甚大なるのみならず、日伯国交の親善に害あること勿論であるから、ブラジルの内政干渉とならざる程度および範圍に於て、或は政府当局の注意を促し、或は院内外の有力者特に親日家の協力を求むる等、同案の通過を阻止するため出来得る限りの努力が為された事は当然である。

我が方から依頼したのでなく、ブラジル人としての愛国的見地から、または人類平等の正義観から、或は日頃親日家たるの故を以て、自発的に我が方と協力した人々は、既に名を挙げた外に、パラ州選出下院議員にして中央農会長たるリラ・カストウロ、サンパウロ州選出下院議員アルティノ・アランテス、人類学者ロケット・ピント教授、土地植民局長ドウルフェ・ピニエイロ・マシャド、リオデジャネイロ地学協会の会長ゴームス・ペレイラ提督、モレイラ・ギマラエス少将（後に会長となる）、シモエンス・ローペス、弁護士ネストル・アスコリ、中央農会書記長エイトール・ベルラン等があつた。

就中特筆せねばならぬのは、ネストル・アスコリ、オリヴェイラ・ボテリョ、リラ・カストウロの三人であつた。

ネストル・アスコリは、曾て一九〇九年リオデジャネイロ州会議員在任中、司法立法教育香員の資格で、同州低地に日本人移住地を設置する契約に関し、州会は宜しく之を承認すべしとの我に有利な意見書を、同委員会に提出すると共に、成く之を發表した事があり、レイス一派の不條理な排日的言論に憤慨し、彼等の蒙を啓くために一大論文を起草し、一九二四年九月ニテロイ師範学校講堂に於て、翌十月中央農会に於て講演したる後、之を主体となし、なほ自己の所論の根拠あることを示すため、附録としてブラジル名士の日本移民を賛成弁護せる論說二十二篇を加へ、菊版大二百三十頁の一書を編著し、同

書二千部の外、別に付録を除いた三十四頁の冊子一千部を発行して、之を議員・新聞社を始め各方面に配付し、日本および日本人に関する誤解を是正して輿論を好転せしめる上に貢献する所すこぶる大なるものがあつた。

次にオリヴェイラ・ボテリヨ議員は、既記の如く親しく現地に就いて日本移植民の実状を視察した結果として、作成せる報告意見書を、翌一九二五年七月八日の下院財政委員会に於て朗読した。

この文書は堂々数十頁に亙る長文のもので、徹頭徹尾日本移民のため有利であり、レイス法案中の黄人種移民制限條項は、之によつて粉碎し尽くされた概があつた。

下院に於て印刷されたこの文書は、我方に於て更に二千部をを印刷させ、なほわが方に於て英譯させたものをも印刷して、廣く之を頒布した。

前記オリヴェイラ・ボテリヨ議員の報告意見書と相俟つて、レイス移民法案に止めを刺したものは、リラ・カストウロ議員の創意により、中央農会が行つた移民問題に関する諮問の結果の報告であつた。

リラ・カストウロ議員もオリヴェイラ・ボテリヨ議員と同じく、財政委員会の一員たると共に亦親日家であつたから、同委員会に於てレイス法実の否決に協力せんと意図を抱いてゐた。



親日下院議員にして中央農会長たるリラ・カストロ（一九三六・八一〇没）

しかし極めて慎重な態度を執る性質であつたから、ボテリヨの如く自説として法案に反対の意見を直説発表することを避け、ブラジルの輿論は之に反対であることを示して、その目的を達せんと企てた。

かつて自分が会長である中央農会をして、十一項目より成る移民問題に関する諮問書を作り、一九二五年一月之を各方面に送つて、意見同答を求めた。

而して諮問の眼目は、日本移民は制限すべきものなりや否の意見を諮ふに在つたに拘らず、十一項目を掲げて広く移民問題について諮問し、かつ第四項目を『黄色人種移民に関する貴見如何』と記し、日本移民なる語の使用を避けたのは（我方としては支郵人と混同される不利はあるが）、これ亦カストウロ議員の細心の反映であつた。

斯くてカストウロ議員は、同僚ボテリヨが既記の日本移民賛成意見書を財政委員会に提出した際、慣行に従ひ委員の一人として同意見書の閲覧を求め、之に対して可否の意見を表明することになつたが、その意見の根拠とするための上掲農会の諮問に対する回答が渉々しく集まらなかつたので、意見書の提山も遷延を重ね、途に其の年も暮れて、レイス法案は又もや翌年即ち提案から起算して第四年に持越される事になつた。

十一月十六日までに中央農会に到達した回答は、諮問書發送数無慮六千通に対し、僅に百六十六に過ぎなかつたが、書記長エイトール・ベルトランが、会長指揮の下

に其の内の百六十一につき整理・審査を行つた結果、黄色移民の誘入を可とするもの七十五、反対七十九、可否の意見を表明せざるもの七で、反対意見が四だけ多かつた。しかし反対意見の多くは、日本移民の未だ導入せられ居らざる北部諸州から出て居り、日本移民に接触する機会なく、其の値値を知らざるため北米合衆国などの排日論に惑はされた感もあつたので、農会に於ては、ブラジルの与論は大体に於て日本移民に賛成であるとの結論を下した。

因みに農会に於ては諮問回答書全部を編纂し、約五百頁の一書として之を印行した。

而してカストウロ議員は漸く一九二六年七月二十六日に至り、すでに閲覧を求めたる以来永らく手元に留め居たるオリヴェイラ・ボテリオの報告意見書を返戻すると共に、之に反対ならずと結べる自己の意見書を財政委員会に提出した。

所が其の会合に於て、今度は他の委員（ミナス・ジェライス州選出カミロ・ブラテス）が、ボテリオ意見書の閲覧を求め、委員会之を承認したるため、レイス法案の進行又もや停止したるまま、年末閉会となり、一九二七年に持越され、同年二月には下院議員全部の改選が行はれた。

而して提案者レイス、農工委員会に於て之に修正を加へたフアリーア、財政委員会に於て意見書閲覧を求めたブラテス等劫れも再選し、提案者は飽くまで同法案を通

過させると主張したが、結局提案後足懸け五年を経て、上院へは素より下院の本会議へも回付せられざるまま、財政委員会に於て握り潰されて了つた。

レイス移民法案は、初代の駐伯田付大使着任後間もなき頃提出せられ、その在任中を通じて後任者の時まで下院の懸案となつてゐたから、同大使および館員一同の苦心と努力は並大抵ではなかつた。

五、一九三〇年革命前後の反日本移民情勢

一九二六年十一月十五日サンパウロ州出身のワシントン・ルイス・ペレイラ・デ・ソウザが第十期大統領として就任し、上述せるレイス移民法案に致命傷をおはせたオリヴェイラ・ボテリヨは一旦上院議員となつて後、蔵相として、またリラ・カストウロは下院議員から農相となつていずれも入閣した。

同大統領の任期将に満ちんとする際、一九三〇年十月の革命が起り、大統領および閣員は悉く辞職せしめられ、憲法の一部は停止となり、議会は消滅に帰したので、後に説く所の憲法制定議会の成立開会までは、日本移民問題は議会の論議には上らなかつた。

しかし少数者によつて代表された日本移民反対意見は、依然一道の暗流となつて流れて居り、それが時々表向に奔迭して、新聞紙上の評論、寄書等の形で現はれてゐた。

就中レイス移民法案に対し、医学士院をして賛成決議

を行はしめたミゲール・コウトは、頑強に反日本移民態度を持続した。

コウトの反日は決して一時の気紛れ又は感情から出たものではなかった。

学者には得て有がちの偏狭固執の欠点を持ってゐた上に、日本移民問題研究のため読んだ文献は、北米人の手に成れるものが多かった関係から、大に米国かぶれした痕もあつたとはいへ、其の言動は眞面目に日本及日本人を研究した上での確乎たる自信に基いたものであつた。而して其の研究を進めるに伴れて、一面日本民族の優秀性を認識すると共に、他面日本怖るべしとの念を益々強くするに至つたことは、其の演説、文章等の中に歴然とあらはれてゐた。

一九二七年七月コウトがブラジル教育協会に於て爲した演説は、大に傑出せるものとして其の筆記はひろくブラジル国民の間に読まれたが、其の演説の最初の部分に於て日本が短期間に長足の進歩發達を遂げ、世界の一大強国となつたのは、畢竟するに明治大帝の五箇條の御誓文に淵源する教育の普及奨励の賜である云々と述べてゐる節があるため、コウト博士は日本礼賛者に転向したかの如く思惟した人々もあつた程である。

然し焉ぞ知らんコウトは其の演説の他の部分に於て、不用意な人々には気付かれない様な婉曲な言辞を以て、著し日本移民の無制限入国を許せば、将来ブラジルは日本に征服されるか、然らざれば日本との共同統治の下に

おかれる国と化し了るであらうとの趣旨を巧妙に表現した。

続いて其の翌年六月医学士院創立九十九年記念会に際しコウト博士は平素の持論をくり返した後、同院の創立百年を記念する事業として、第一回ブラジル優生学会議の開催を提唱した。而して其れが実現して一九二九年同会議の開催せらるるや、博士は之を利用し、自己同様の反日家であるシャヴィエール・デ・オリヴェイラ其他の門人同志をして、日本移民反対の決議を行はしめんと企てたが、公正な学者ロケット・ピント其の他の不賛成意見が勝利をえて、その意図はついに不成功に了つた。

その後間もなく、既記一九三〇年十月の革命が起り、勝利を得た革命派の臨時政府が成立し、ジェツリオ・ヴァルガスが其の主席（臨時大統領）となり、その下にリンドルフオ・コロールが農相として任命された。

而して其の年十二月十二日附で発令された臨時政府令第一九、四八三号（外国人三等船客の入国を制限し内国人労働者の就職、保護及其の他の措置を定むる令）は、その標題を見ても明白であるが如く、内国労働者保護を主眼とし、国内の経済及社会状態と睨合せて、一九三一年一月一日以後一年間（この期限は後に延長された）、外国人三等船客即ち移民の入国を制限せるものであつた。その制限は数によらず、移民の従事する業種その他の資格によることとし、家族を構成せる外国人農業者にして、

制規の資格を備へた私人・協会又は会社により誘入される者は制限外に置かれた。

之がため、歐洲諸国の非農移民は、多大の制限を受けたのに反し、大部分農業家族より成る日本移民だけは殆ど制限を蒙らず、ただ毎年の導入数について、預め許可を出願すれば可いこととなつた。

その結果、日本移民のブラジル入国数は、昭和六年（一九三一年）には前年の革命および珈琲市値暴落等の影響を受けて、一旦五千数百名に減じたけれども、翌年は二倍、翌々年は更に其の二倍に激増し、歐洲移民国の何れと較べても多過ぎるばかりでなく、他外国移民の入国数の合計よりも日本移民だけの数がなお多いといふ未曾有の現象を呈した。

この日本移民の激増は、既に数年来日本移民の導入制根を主張せるコウト博士一派を甚だ強く刺戟した。

博士は一九三二年六月医学士院創立百三年記念会に於て、式辞に続いて爲した演説中、人種、宗教の著しく異つた日本人の無数入国は、ブラジルの人種型構成に害がある、従つて北米に倣ひ其の入国制限を行ふ必要あるは勿論、政府は既に外国移民制限令を發したにも拘らず、望せしからざる日本人の爲に例外を設け、一萬三千名の入国を許可したことは実に言語道断であると獅子吼した。また伝統的に親日態度を示してゐた『ジヨルナル・ド・コメルシオ』紙の如きすら、満洲事件および上海事變發生以来、急に其の態度を変へ、コウトの反対説に共鳴し、

之を支持する排日論を頻々その紙上に掲げるに至った。

なほコウト博士は一九三三年中、非売品の印刷物二種を当局者、知人等の間に頒布したが、その一は従来の演説、文章等を取まとめた書籍、他は『社会淘汰』(Social淘汰)と題する冊子であつた。

いづれも標題には其れとあらわさずして、然かも内容は日本移民制限の主張を眼目とせるもので、後に挙げた方の骨子の末尾に掲げられた『最後の警戒』と題する文中には、新聞電報に依れば、芳澤大使は一九三一年十月十三日国際聯盟に於て、『日本が互額の投資を為せる満洲に他から容喙するのは、日本の存在自体を侵害せんとするものである』と言つたさうであるが、今後幾年かの後には、支那が満洲を失つたと同様に、ブラジルはアマゾンニアを失ふに至るであらうと、預言めいた事を巧妙な筆致で書いた。

日本がブラジルに移植民を送つてゐるのは、友邦の国土の開発、生産の拡大、国富の増加、文化の向上に貢献し、共存共栄を計る以外に、何等の企図も野心も無いことは勿論であるに拘らず、コウトの如き学者が、恐日病の高熱に侵されて、日本が生命線擁護のために東亞に於て行つた所を、そのままブラジルに対しても行ふであらうとの妄想をたくましくし、幻影の悪夢にうなされたことは、両国親善のため甚だ遺憾な事であつた。

しかしコウトが十年一日の如く執拗に主張した所は、必しも日本移民の全禁ではなく、ブラジル国が外来分子

を消化して、之を国民組織に吸収し得る限度に、移民入国数を制限することが其の眞意であつたと推量される。

六、一九三四年の新憲法制定と移民制限條項

一九三〇年革命後の臨時政府は、一九三二年のサンパウロ護憲革命の直前七月八日に、新憲法制定の準備として、既に憲法案起草委員会を設けてゐたが、同年十月初旬護憲革命の終局後、いよいよ眞剣に其の準備を急ぐこととなり、同月二十六日同委員会の委員数二十一名を三十一名に増加して新規任命を行ひ、委員会は十一月九日發会式を挙げ、アフラニオ・メロ・フランコを委員長として、爾後五十二回の会合を重ねて審議の末、いよいよ憲法章案が出来上つたのは、一年後の一九三三年十二月六日であつた。

他方同年四月五日附臨時政府令を以て、憲法制定議会議事規則を制定し、五月三日憲法制定国民議會（原語 *Assembleia Nacional Constituinte* 以下制憲議會と略書す）に対する議員選挙が行はれ、八月十九日制憲議命召集令が發せられ、十二月十五日の国祭日に其の開院式が挙行された。

新憲法中に日本移民制限條項を設けることは絶対に必要であるとかねて唱道してゐたコウト博士が、單に大学敢授としてのみならず、眞の仁術を施す名医として、地位・学望ともに高かりし故を以て、制憲議員選挙に於て、

聯邦府とリオデジャネイロ州から、二重に選挙され、前者を辞して後者の選出議員となつたため、日本移民問題が同議會に於て論議され、遂に新憲法中に各国移民制限規定が挿入されるに至つたのであつた。

蓋し既記の政府任命に係る憲法案起草委員會に於て作成された草案には、移民に関しては、

帰化・入移民・旅券及外国人追放に關し立法するは聯邦議會の權限に專屬す（第三十三條第十号）

聯邦法は国利に鑑みて入移民及出移民を禁止し、制限し、若くは奨励することを得（第二百十 八條補項第二）の二規定があつたのみで、詳細なる規定は之を通常立法に依る移民法に譲るといふのが、政府ならびに起草委員會の執つた方針であつた。

上記の如き簡畢な移民關係規定を含める憲法草案が、政府試案として制憲議會に提出され、議會に於ては同憲法案を、本會議第一読会を経たものと見倣し、そのまま十二月十七日憲法案作成委員會（委員数により二十六人委員會とも呼ばる）に送付し、他方議員をして之に対する修正案を十二月七日（後に至り同月二十四日までと改算す）までに提出せしめ、修正案は提出せらるる毎に委員會に回付すべく、委員會に於ては逐一審査のうへ取捨を行ひ、可決した修正案を政府提出試案中に編込むで、新に議會の憲法案なるものを作成し、それを本會議第二読会にかける事になつた。

制憲議員の椅子を占めたコウト博士が、年来の素志を

貰く時期到れりとし、この機会を利用したことは言ふまでもなき所で、十二月三十日附を以て アフリカ人及アフリカ人系の入移民は之を禁止す、アジア人の入移民は国内に現在する同起原の入 移民の総数に対し毎年百分の五の割会を限り之を許可す

州が本條の規定に反して入移民導入のために契約を締結することは之を禁ず

の外、他の事項に関する十一の修正を含む一修正案（第一次修正案第二二号）を単独で提出した。

この移民に関するコウト修正第二項が、その内容実質に於て、十年前のレイス移民法案第五條と全然同一であつたことは、コウトの多年主張せる所は、日本移民制限に止まり、決して全禁ではなかつたことを証示する。

またコウトは其の修正案に提出理由書を添附したが、アフリカ人移民全禁およびアジア人移民制限の論拠は、主として優生学にあつたと同時に、その引援せる著書等に拠つて見るもコウトの日本移民觀は、人種偏見強き米国人および英国人にかぶれたものであることが、明かに看取された。

却説十二月二十四日の締切までに提出された第一次修正案は、無慮千二百四十四件の多きに上り、一件僅かに一條項又は數條項に過ぎざるものあると同時に、數十條を含むものもあり、また一篇の憲法別案を提出したもののさへあつて、全部を箇條に引直すときは、ほぼ三千の多きに達した。

伍て二十六人の委員会は八個の分科会に分れ、経済および社会事項を担当せる第八分科会（一に五人季員会）が移殖民に関する修正案を審議することになった。

移植民に関する修正案としては、上記コウト案の外に、『入移民は白人種分子に限り之を許可す国内何れの地点に於ても大集团的集中を禁ず』とのアルトゥール・ネイヴァ提出案、ならびにテオトニオ・モンテイロ・デ・バールス案（これは教育に關係あるため他の分科委員会付託となる）、シャヴィエール・デ・オリヴェイラ案があつた。

各分科委員会の審査は修正案多数のため、翌一九三四年二月二十二日まで継続し、二十六人委員会が憲法案を作成して其れを本會議に同付したのは三月八日であつた。而して此の委員会の事業終了まで二箇月有余の間、本會議に於ては憲法案自体を討議する事が出来なかつたので、議員一同は各自欲する所の問題につき、自由に發言を求め毎日のやうに演説を試みた。

この期間に於て、日本移民に関し前掲移民條項修正案提出者コウト（二月十六日及二十七日の二回）、モンテイロ・デ・バールス（一月十八日）、シャヴィエール・デ・オリヴェイラ（一月二十五日）、ネイヴァ（二月三日）の日本移民攻撃演説及びサンパウロ州選出議員カルロス・デ・モライス・アンドラテの熱誠な日本移民称讃兼弁護演説（一月二十二日）があつた。

また諸新聞はしきりに日本移民賛否両様の記事論説を

構げた。

コウト修正案を始め 日本移民のため不利な他の修正案は、分科会に於ては勿論、全委員会に於ても否決されり、委員会が作成した憲法案中には、第百六十一條として

法律は入移民の同化を確保する意義に於て国利に副ふべし（意釋、国家の利益に鑑み入移民の同化を確保するは法律に依る）との條項が採用され、既掲政府提出草案の第百二十八條補項第二に代った。

即ち憲法に於ては単に大綱のみを規定し、詳細は移民法に依るべしとの根本方針は、委員会に於ても依然専重されたと同時に、コウトのアジア移民制限、ネイヴァの白人種以外の移民全禁を目的とする修正は、すべて拒否されたのであつた。

然るに憲法制定の手續として、一方この憲法案作成委員会の成案を、三月十三日の本會議に上程し、第一次修正案可決と認めて翌十四日より第二読会を開いて討論を継続しつつ、他方同案に対して更に第二次修正案を同十四日以後四月十三日までに提出せしめ、修正案は提出さるるに従つて之を委員会に回付することとした。

第二次修正案としては既に委員会で否決となつた第一次修正案を再び提出した議員多かりしたため、合計千九百六十二件の多数に上つた。

是に於てか第一次修正案に失敗したコウトは、今度は他の三修正案提出者と合流提携し、既に委員会で否決さ

れた第一次修正案と同趣旨のアジア移民を二分に制限する修正案を再び提出せんと企て、議員間に賛成署名を募りつつあることが知れたので、斯かる差別的立法は国交に害ある所以を説き、適当なる方法を以て、その提出を中止させることに成功した。

それは三月九日以降四月上旬までの事であつた。

けれどもコウト一派はなほ其の素志貫徹を断念せず、更に戦術を変へ、各国移民の入国数を一律に制限する左の如き修正案を、コウト以下議員百三十名の連署を以て締切当日（四月十三日）に提出した。

国の領土内への移民の入国は其の出所の何れたるを問はず法律の定むる制限を附して自由とす 但し各国の移民潮流は最近五十年間に国内に定着したる当該国人の総数に対し毎年其の百分の 二の限度を越ゆることを得ず 補項、移民の集中は聯邦の領土の何れの地点に於ても之を禁ず外来分子の精選・就地及同化に 関する事項は法律を以て之を規律することを要す（第二次修正案第一、六一九号）

このコウト一派の第二次修正案は、第一次案と異り、各国移民を一律に制限する建前となつてゐたため、国交に害ある差別的立法であるとの理由を以ては之を阻止し難きのみならず、政府の議会に対する圧力は、内政の關係上以前に比し大に薄弱となつてゐた。

しかし幸にして委員会に対する工作その攻を奏し、分科委員会に於ては四月二十五日同修正案を次の如く修正し

た。

国の領土内への移民の incoming は移民の人種的結合ならびに體質的及市民的資格を保証するため必要なる 制限を附せらるべし。

集中は法律を以て之を禁ずることを要し移民流入に対し法律を以て其の歩合を定むることを得 すなはち憲法に於ては大綱のみを規定し、詳細の規定は之を移民法の制定に挨つとの既定方針を依然格守し、コウト案を骨抜きとしたのであつた。

而して此の委員会修正は、即日本会議に報告されたに拘らず、コウト博士は其の一派と共に頑強に其の提出案の通過を図り、第三読会が五月七日から討論・採決に入るや、議事混乱状態に陥りたるに乘じ、その個人的勢力を十分に利用し且眞に一命を賭して（提出修正案可決後十三日日に急死した）運動したため、当該條項表決の前日に至つて、委員会の修正を斥け、コウト一派の修正原案が優先的に上程されることとなつた。

是より先第二及第三読会に於ても、日本移民に関して攻撃および弁護の演説が数回あつたが、五月二十四日いよいよコウト等の第二修正案（五月二十三日に提案者自ら辞句を修正せり）が本会議に上程された際には、モライス・アンドラヂ、アルーダ・ファルコン（ペルナンブコ州選出）、アベール・シエルモン（パラ州選出）、アドルフ・コンデル（サンタ・カタリナ州選出）、エウヴァルド・ロテイ（職業代表）の五議員は、同案に反対の

演説をなし、コウト、ネイヴァ、モンテイロ・デ・バロス、シャヴィエール・デ・オリヴェイラ外四名は同案支持の演説を行ひ、賛否の議論は交る交る白熱的に闘はされたが、如何せんコウト案は議員総数二百五十四名の半数を超ゆる賛成署名があつた上に、『内国労働者保護のために、諸外国移民を一律に制限する』といふ看板を掲げて通過をはかつたため、ついに二百四十六対四十一の圧倒的多数を以て可決通過を見たのであつた。

しかしここに注意を要することは、斯かる移民制限規定が実施される暁、各国移民入国数は實際幾名づつなるか、また入国制限の結果、国内の労働者需給関係はどうなるかを考慮した議員が果して幾人あつたかといふ点である。

現に最も多数の移民を必要とするサンパウロ州選出議員の少くとも三分の二がコウト一派の修正案に賛成したものと認められたが、幾くもなく州内に労力不足の怨声を聞くに至つた事実に徴するも、その議決の軽卒さが察せらるると共に、移民制限條項を憲法中に加へることは、国民の総意でも、輿論の反映でも、まだブラジル政府の希望でも無かつたと見る事が出来るのである。

以上述べた所を要約すれば、アジア移民を差別的に制限せんとした第一コウト案は、委員会に於て否決となり、第二次修正として同趣旨の別案を提出せんとせしも、それは賛成署名募集中に闇から闇に葬られて提出の運びに至らなかつた。

多数議員の賛成を得て提出した各国移民二分制限を目的とする第二次修正案は、委員会に於て修正されたに拘らず、コウト一派の原案が上程され、表決の結果圧倒的多数を以て可決となったのであった。

なほ此の二分制限のために、實際苦痛を感じないのは、過去五十年間に多数の移民を渡伯させたイタリア（割当二萬七千余）、ポルトガル（同約二萬三千）、エスパニヤ（一萬一千余）の三国で、ドイツは日本と略々同数に制限され、その他の諸国は更に一層大なる制限を受けることになったのであった。

憲法中に移民制限條項殊に差別的のものが挿入されるのを阻止するため尽力した議員には、五月二十四日の本會議に於て演説した既記の五名の外に、リオ・グランデ・ド・スール州選出カルロス・マキシミリアノ・ペレイラ・ドス・サントス博士（著名の法学者にして二十六人委員会委員長）、リオデジャネイロ州選出クリストーヴァン・バルセロス將軍、サンパウロ州選出議員リーダー・アルカンタラ・マシャド、ミナス・ジェライス州同上ワルドミロ・マガリヤーエス等があり、院外に於ける尽力者中には、ブルーノ・ロボ教授、ネストル・アスコリ、アレシヤンドレ・コンデル如き、功勞顯著の士があつた。

ブルーノ・ロボ教授は、夙に親日家として知られ、大正十四年（一九二五）四月勲三等に叙せられ旭日章を賜はり、一九二六年に『日本及ブラジルに於ける日本人』、

一九三二年に『日本人よりブラジル人に』、一九三五年に『祖先を忘れ外国人を排撃すとは』と題する著書を出版し、日本および日本人の紹介、ならびに日本移民の弁護に努めかつ同一の目的を以て諸新聞に寄書せるもの甚だ多く、制憲議会開会中は、サンパウロ在留日本人有志者の委嘱を受けて、斡旋する所が特に多かった。

レイス移民法案の通過阻止に関して尽力したネストル・アスコリは、ネイヴァ議員が二月三日制憲議会に於て為した極端な排日演説に甚しく憤慨した。

しかし議員でないため間接射撃の方法を採り、かねて懇意の間柄であるモライス・アンドラデ議員に宛てた書翰の形式で、堂々たる長文の反駁書を起草し、同議員をして之を議場に於て朗読させることにした。

三月十九日本会議に於て発言したモライス・アンドラデ議員は、時間切迫せるため、その書翰を朗読することは出来ざりしも、議事録に之が掲載方を請求して容れられ、三月二十日の制憲議会全文報に掲載された。

アスコリは更に同書翰を『ブラジルに於ける日本人』と題する九十六頁の一書として出版し、弘く之を配付したが、サンパウロ日本人文化協会に於ても、これを五十頁の別版として多数印刷配付した。

この書翰は、ネイヴァの所説中の虚妄の点および曲解せる部分を完膚なきまでに反駁是正せるものである。

アレシヤンドレ・コンデルは、アドルフオ・コンデル議員の甥である。

ドイツ系第二世のアドルフオは、ドイツ移民が日本移民と略々同数に制限せられることを、ブラジル人としての立場から憂慮して行動したものだと思はれるが、アレシャンドレは多年日本人と接触交際せるため、日本人の親友たるブラジル人として行動したのであった。

アレシャンドレ・コンデルは種々奔走した以外に、『日本移民に関する事実と意見』なる二百二十頁の一書を編著出版したが、同書は日本移民がブラジルのために如何に貢献せるかを示すに足る事実と、公平なるブラジル名士の日本移民に関する意見とを集録したもので、これを制憲議員その他に配付して、日本移民の眞値を認識せしめようと努めたのであった。

七、移民制限條項の実施と日本移民

コウト一派の提出した各国移民制限條項は、字句の整理を経て、一九三四年七月十六日に公布された憲法中に、左記の如く挿入された。

第二百一十一條

補項第六 国家の領土内への移民の入国は移民の人種的集結拉に體質的及市民的資格を保障するため必要なる制限を受くべし但し各国の移民潮流は最近五十年間にブラジルに定着したる当該国人の総数に対し毎年其の百分の二の限度を超ゆることを得ず

補項第七 移民の集中は聯邦の領土の何れの地点に於ても之を禁ず外来分子の領地及同化に関する事項は法律

を以て之を規律することを要す

故に若しもブラジル政府に於て、日本移民制限の意思があつたとすれば、憲法の大部分が發布後直ちに効力を発生した事でもあるから、その年の日本移民は既に割当数以上入国せるに鑑み、この移民制限條項に基き、直に其の後の導入を差止める事も出来たのである。

然るにブラジル政府は同年末まで従前通り其の入国を許したので、同年中の入国数は二万千九百三十名に上り、ポルトガル、ドイツ、イタリア、エスパニヤ四国移民の入国数合計より多きこと、なほ五千六百三十三名で、日本移民は前二年と同じく第一位に在った。

翌一九三五年（昭和十年）には、憲法中の移民條項実施のため必要な移民法末だ制定に至らざるため、過去五十年に於ける各国移民入国数（定著数を知ることとは殆ど不可能である）に基き算出した暫定割当数を定めたが、それに拠れば日本移民の人国割当数は二千八百四十九名に過ぎざりしにかかわらず、前年入国を許可したる分の積残りなる名目の下に、別に六千七十名の入国を認めたので、實際入国数は再渡航者を加へて九千六百十一名に達し、依然として第一位を占めた。

続いて一九三六、七年の入国割当数を暫定するに當つても、『最近五十年』を常に其の前年までと解釈して、毎年自動的に一年づつ繰下げ、前年の人国数を基本数に加算し、尚その上に十四歳未満者を割当外としたため、両年の割当数は夫々三千四百八十名と三千五百四十六名と

であつたのに対し、實際入国数は五千五百六十四名（ブラジル政府統計三、三〇六）と四千六百五十四名（同上四、五五七）で、この両年に至つて初めて第一位をポルトガルに譲り第二位となつた。

却説前節に述べた制憲議會は、新憲法の制定の外に、憲法上の正式大統領を選挙するために、特別に選挙され且召集されたものであつたから、一九三四年七月十七日（憲法公布の翌日）を以て、ヴァルガス臨時政府主席が大統領に選挙せられ、二十日議會に於て就任宣誓式が挙行された時を以て終了すべく、新憲法による議會を構成すべき上下両院議員の選挙は、更めて之を行ふべき筈であつたが、便宜上七月二十一日以後制憲議會が、通常議會に早變りすることに決し、従つて制憲議員は其のまま下院議員となり、かつ下院が上院の職務をもかね行ふことになり、而して此の臨時の變態議會は、翌一九三五年五旦二日の通常議會成立まで続いた。

斯くて通常議會は其の後中間に唯四箇月の体止期があつたのを除き、一九三七年十一月十日のクーデターまで連続的に開かれてゐたから、憲法の移民條項実施のため必要な移民法の如きは、先づ第一に制定されねばならぬのであつたが、種々の経緯があつて、法案の提出はあつたけれども未だ議了制定に至らざる以前に、政府自らクーデターを敢行し、一九三四年の憲法（便宜上一八九一年の憲法を旧憲法、この憲法を前憲法、一九三七年の現行憲法を新憲法と呼ぶ事とす）を發して、新憲法を

布き、聯邦上下両院・各州議會等は当然解散となった。

通常議會が存在した一九三六年（昭和十一年）に、アマゾナス州土地コンセッション問題が、聯邦上院に於て討論された。

そもをも此の土地コンセッションは、一九二七年中、アマゾナス州政府と栗津金六、山西源三郎との間に調印されたオプシヨン契約を、後に上塚司が譲受けたもので、会社組織のために定められた期限を三回延長の末、漸く一九三五年（昭和十年）に至りアマゾニア産業株式会社設立を見たので、翌三十六年に入り州政府と確定契約を結ぶことになったのである。

然るに一九三四年の憲法第百三十條には『面積一萬エクター以上土地のコンセッション付与は各場合に連邦上院の承認を経たる上にあらざれば之を行はず』との明文があつたので、州政府は上院に対し其の手續をとつた。

ところが問題の土地は百萬エクターといふ大面積のものであるため、斯かる大面積の土地付与は、独り日本人に対してのみならず、何れの外国人に対しても之を行ふは不可なりとの議論が院の内外に起り、殊に国防上から軍部の強硬な反対もあり、また排日家の策動もあつて、ついに不承認に了つた。

但しパラ州に於ける南米拓殖株式会社および米国フォード会社等のコンセッションは、同憲法制定前に既に確定契約調印済みで、同じ憲法の第百十三條第三号に

より不可侵を保障された既得権にぞくするの故を以て、何等問題は起らなかった。

意外に感じられたのは、むしろ一九三七年の新憲法中に、辞句の上にこそ若干の相異はあれ、実質に於ては前憲法と何等異なる所なき移民入国二分制限の規定が、而かも『定着せる』といふ語を其のまま使用して、依然として保存されてゐる事であつた。

すなはち第一百五十一條に

国の領土内に於ける移民の入国・分配及定着は法律の定むる要求及條件に従ふべし但し各国の移民流入は最近五十年間にブラジル国内に定着したる当該国人の総数に對し毎年其の百分の二の限度を超ゆることを得ずとの規定がある。

而して新憲法による議会在成立するまでは、立法権は行政権と共に大統領の併せ行ふ所であるから、上記憲法中の移民條項実施のための法令の制定は、議会のありし時よりも比較的迅速に渉り、翌一九三八年五月四日の法律令第四百六号ブラジル国外国人入国法、及び同年八月二十日の同法施行規則（大統領令第三千十号）が公布された。

この新規則中に於て、憲法中の『最近五十年』を一九三三年までとした解釈は、文理上疑問の存する所ではあるが、それは別問題として、日本移民の毎年の割当数は、外国人入国法施行規則附属第一号表により、いよいよ二

千八百四十九名と確定したのであるから、一九三四年の前憲法中に規定された各国移民制限條項の眞の實施は、五年後の一九三九年から始まったと言ふも、敢て失当ではあるまい。

なほ前憲法第二百二十一條補項第七、外国移民の多数集団するを禁じ、かつ外来分子の同化（ブラジル国民化）を図るため、法律を設くべしとの規定は、新憲法には明記されてゐないけれども、国民第一主義は新憲法の幾多の條文中に現はれて居り、外国人入国法第八章集中及同化に関する規定（第二十九條乃至第四十四條）、農村学校の教授はブラジル國語を以て行ひ、十四歳未満者に外國語の教授を禁じ、外國語印刷物の發行は其筋の許可を要すとの規定（同法第八十五條乃至第八十七條）、一九三九年七月十八日の外國語新聞雜誌發行取締規則、同年八月二十五日附法律令第千五百四十五号を以て制定された外國系ブラジル人の同化促進に関する法律、及び此等の法令を強化若くは補足するため制定された其の後の法律規則の如きも、總べて各人種または國籍の外國人若くは其の子孫たるブラジル人に対して一律に適用せられるもので、決して或る人種または國人に封し差別待遇を興ふるものではない。

ドイツ、イタリア其の他の諸外國人および其の子孫も亦これらの法令によつて律せられるのであるが、ただ日本語はヨーロッパ諸國の言語と較べて、全然其の系統を異にするため、日本人は其の不便を感じずる程度が殊に甚

だしいのである。

これ等の事状を篤と考慮し、ブラジル政府および一般国民の眞意を諒察することは、今後ブラジルに於ける日本民族発展のために極めて肝要な事である。

第三節 日伯親善運動

日伯医学者その他名士の往来―両国文化の交換―民間諸団体の協力

日伯親善は国交開始以来常に両国官民の翼望せる所であつたから、その増進のためには種々なる形式と方法とが採られた。

而して両国の経済關係が逐次緊密となるに伴れて、親善運動も漸を逐ふて濃厚となつた。

両国朝野名士の来往が、この目的達成の上に与つて力ありしことは言ふまでもない所であるが、日本人のブラジル視察旅行は、ブラジル人の日本訪問よりも頻繁であつた事が認められる。

そして其等名士の地位、職業、旅行の動機および名義は、各場合により夫々異つてゐて決して一樣ではなかつたけれども特に医学者の来往が多かつた。

研究、視察または其許他の任務を帯びて、ブラジルを訪問しもしくは同国に滞在した日本の医学者には、宮島幹之助、平野憲正、古宇田倣太郎、野口英世、石原喜久太郎、藤浪鑑、江口季雄、半井朴、佐伯矩、戸田正三、松

岡冬樹、和田馨、高木逸麿、林文雄、河田明、野口雄三郎、山口壽、中村豊、新垣恒政、鎌田竹次郎、木村稔などがあつた。

大部分は訪伯当時すでに医学博士であつたが、後に学位を得た者もある。

日本を訪れたブラジル医界の名士として筆頭に上るのが、前サンパウロ州農務長官パウロ・デ・モライス・バロスで、後に政界に入つたが、元来医界出身であつた。その来朝は大正五年（一九一六）であつた。

その後リオデジャネイロ国立精神病院分院長ロドリゲス・カルダス博士（大正七年頃）、前サンパウロ州衛生局長アルトゥール・ネイヴァ（大正九年）、オスワルド・クルース研究員エラクリテス・セーザル・ソウザ・アラウジョ、国際聯盟から寄生虫病調査のため派遣されたオリンピオ・ダ・フォンセカ・フィリョ（大正十五年）、国立精神病院長ジュリアノ・モレイア博士（昭和三年）、サンパウロ大学医学部の助教授および学生の一団を率ゐた同大学のエルネスト・デ・ソウサ・カンポス教授（昭和九年）、同上パウラ・ソウザ教授（昭和十四年）などが之に続いたが、カルダス及ソウザ・アラウジョ両博士の外は、いづれも妻同伴来朝し、大に日伯親善に資する所があつた。

上記医学者の外に、ブラジルを訪問した日本の医学者および各方面の名士は、決して少くはなかつたが、なかんづく専門学者としては、法・農学博士矢作栄蔵、文学

博士井上円了、同 原勝郎、農学博士高岡熊雄、林学博士本多静六、理学博士山崎直方、工学博士高壮吉、法学博士鳥賀陽然良、同山本美越乃、理学博士郡場寛、農学博士木田芳三郎、理学博士木村栄など、また他の方面の名士としては、成川房幸、神田正雄、江口定條、色部米作、坂本正治、子爵西尾忠方、松原致遠、相半馬治、鈴木梅四郎、中村嘉壽、漢那憲和、白柳秀湖、石川達三、侯爵徳川頼貞、今井五介、田崎慎治、島崎藤村、丸山鶴吉、大島正徳、根津嘉一郎、望月軍四郎、南郷三郎、衆議院議員田中武雄を団長とし、最上政三、今井健彦、石坂豊一の三代議士および衆議院書記官西澤哲四郎より成る同院使節団一行があつた。

他方ブラジルからは、陸軍工兵少佐ジュゼー・デ・リマ・イ・ファイゲイレドが、昭和十三年に觀戦武官として来朝し、一年間日本および支那・満洲等を視察のうへ帰朝し、翌十四年には葡文日本略史の著者たる親日家アレシヤンドレ・コンデルが夫人及二娘を同伴して来朝し、これ亦日本各地および朝鮮・満洲・北支を視察した。

コンデルと同船でサンパウロ法科大学のジュゼー・ソアレス・デ・メロ教授およびジャルマ・デ・フォンセカ・エルメスが、いづれも夫人同伴で日本を訪れ、翌昭和十五年には著名の文士クラウディオ・デ・ソウザ（夫人同伴）の外に、神戸日伯協会の斡旋によるブラジル実業家ニコラウ・ペビー及マリオ・デ・ヴィーヴオ、別に経済視察者フェーリス・ギザール・フィリョ夫妻等の来

朝があつた。

日伯両国の親善関係を尽々緊密にするため、両国の文化交換が以前に倍して重要視され、従つて強化されるやうになつたのは、最近数年以来の事である。

先づ昭和十年に、元のブラジル駐在公使堀口九萬一が、文化使節として国際文化振興会から派遣され、夫人令嬢同伴、ブラジルを振り出しにアルヘンティナ、メキシコを歴訪した。

翌昭和十一年北海道帝国大学医学部教授中村豊博士（氏名前出）が、文化交換の使命を帯びて、ブラシル、アルヘンティナを訪問した。

昭和十二年には人数学の権威、文学博士鳥居龍蔵が先づブラジルを訪問して、講演・発掘および研究を行ひ、翌十三年には既記の如く（第一節参照）カトリック国民使節山本海軍少将の訪伯があり、十四年には東京帝国大学法学部教授法学博士田中耕太郎が、ブラジル日本文化協会等の招請により渡伯して、首府およびサンパウロ市に於て学術講演をなし、日本文化をブラジル人の間に紹介せる外、帰朝後或は講演または寄書に、或は著書によつてブラジルの文化を日本に紹介した。

日本画家でブラジルを訪問した者には、大正十四年以後に村田丹下・松尾松涛・藤田嗣治・矢崎千代二・岡田泰祥（日本画）・有島生馬・大橋良介などがあつた。

村田は昭和十三年になつて、東京にリオデジャネイロの風景画展賢会を開いて、その作品凡三十点とヴァルガ

ス大統領の肖像画を展示したが、その肖像画は日伯中央協会から之を同大統領に献上することとなり、観戦武官として来朝したジュゼー・デ・リマ・イ・ファイゲイレド工兵少佐（帰国後中佐に進む）が、その任務を終って、翌昭和十四年九月出発帰国する際これに託送し、同年十一月十二日大統領に贈呈された。

これが絵画を通じて日伯親善の行はれた一例であつて、昭和十五年に大橋良介が渡伯したのも彩管使節としてであつた。

演劇・音楽等の芸術方面に於ては、すでに三浦環ほか二三の日本女性芸術家が、ヨーロッパ人の組織せる劇団に加はつて、ブラジルに赴き出演したことがあつたけれども、文化に依る日伯親善のために、特にブラジル（其他南米諸国）に出向いたのは、テノール歌手藤原義江で、同人は昭和十二年七月末出発して、ブラジルに赴き、リオデジャネイロおよびサンパウロで演奏し、日本文化の宣伝および在留人の慰安に資する所大なるものがあつた。

なほ藤原は其の後昭和十四年再び大阪商船会社の新造船あるぜんちな丸の処女航に際し、之に優乗往復して、前回と同様の任務を果たした。

これに続いて舞踊家崔承喜・ピアニスト井上園子などがブラジルに派遣された。

学生を通じての日伯交歓は、昭和三年に慶應義塾大学産業研究部学生十七名の一団が、見学のためブラジルを

訪問したのを嚆矢とすべく、昭和九年には既に別節に於て述べた如く、サンパウロ医科大学生十三名が、助教授七名と共にソウザ・カンポス教授に引率されて日本を訪問し、昭和十二年には、リオデジャネイロ工科大学訪日見学団（団員十一名中には二世山県文男工学士があつた）が、団長ルイ・マウリシオ・ペレイラ・デ・リマ・イ・シルヴァ教授（夫人同伴）に率ゐられて来朝し、また同年中ブラジルから日本への最初の留学生ルイス・アントニオ・ピメンテールおよびモザート・ヴァレラの二名、翌十三年には更に二名の留学生ルイス・カナジオ及ウロヴィス・コレイア・ガスタールが到着した。

昭和十五年にはサンパウロ日伯文化研究会会長、ブラジル柔剣道聯盟会長、サンパウロ貿易斡旋所顧問弁護士、の三肩書を有するマリオ・ボテリョ・デ・ミランダを団長とし、サンパウロ法科及医科大学等二十名より成る日本文化見学団が来朝した。

スポーツを通じての両国親善の第一歩は、昭和八年に日本移民渡伯二十五周年記念事業の一として、左記六名の陸上選手がペルー・チレ・アルヘルテイナを経てブラジルに到り、サンパウロ及リオデジャネイロ両市に於て、ブラジルの同僚と競技ならびに交歓を行つた時に在る。

福井行雄 任吉耕作 大島謙吉 藤枝昭英 朝隈善郎 大江秀雄

次には昭和十年水泳選手斉藤塊洋が、ブラジル海軍運動協会から水泳師範として招聘され、九箇月間滞在して

完全に其の任務を果したことは、特筆に値する所で、同人は其の後昭和十五年大阪商船会社のぶらじる丸初航に際し、水上連動選手遊佐正憲・葉室鉄夫の両名を率ゐて再びブラジルの地を踏み、水泳を通じて日伯親書に寄興した。

この間に於て、昭和十四年、南部忠平（走幅跳記録保持者）はスポーツ親善使節としてブラジルその他の南米諸国を訪づれた。

なほ一行中にブラジルの国籍を有する第二世を含む在ブラジル日本人陸上競技代表六名が、監督井上清一に率ゐられ、紀元二千六百年記念第十一回明治神宮体育大会に参加したことは、連動競技を通じての日伯親善の上から見て、特記すべき一事件であつた。代表選手六名は

島田二郎　峰定実　石田登　小田幸太郎　玉置清　松原宗高であつた。

純真なる童心を通じて両国の親善増進を図るためには、早くも昭和二年に、神戸の日伯協会により、同協会創立一周年記念事業の一として、日伯児童作成絵画交換が発企され、日本側よりは絵画一万二千枚を送り、之に対しブラジルからは昭和四、五両年にわたってパラ―、マラニョン、バイア三州児童の作成絵画を送付し来り、互に之が展示を行った。

その後昭和十一年に至り、ブラジル教育普及期成会会長ドクトル、ゲスタヴォ・アルンブルスト（Gustavo Aramburst）から同会所属の児童六千名

の名に於て、日本児童に対し、ブラジル国旗を寄贈し來ったので、日伯中央協会を通じて、これを日本少年赤十字団に伝達することとし、同年七月十三日日本赤十字社に於て其の伝達式を挙行し、かつ返礼として日本側よりは、日本国旗一旗および日本小学児童の就学状況を撮影せる活動写真ならびに児童手芸品を贈った。

続いて昭和十二年クリスマスに際し、サンパウロ市イピランガ小児病院が、病棟拡張資金募集のため、各国の玩具バザーを開催するにつき、日本側よりも援助ありたき旨、わが出先官憲を通じて希望申出があつたので、わが国よりは「やまと」人形一對より成る日伯親善人形使節を送り、かつ之に添へて多量の玩具を寄贈した。

神戸日伯協会が昭和十三年度の事業として企画した第二回日伯交歓児童美術作品（輸画および手工品）展覧会は、翌十四年先づ日本側より作品を蒐集して之をブラシルに送り、同年八月二十五日から十五日間リオデジャネイロ市の国立美術学校に於て、ブラジル国文部衛生省主催として公開されたのを手始めに、全国主要都府に於ても展覧会が開かれ、多大の成功を収めた。

之に対しブラジル文部衛生省では、全国各州に指令して答礼作品を蒐め、約四千点の作品中より四百余点を厳選し、駐伯帝国大使を通じて昭和十五年十二月神戸日伯協会に送付し來ったので、国際文化振興会、日伯中央協会、神戸日伯協会が主催者となり、東京外七大都市に於て其の展覧会を開催した。

植物交換による日伯親善関係の増進も発企され且着々実行された。昭和十二年五月二十四日イタリア公園開園式の機会に、津田大使の配慮により、日本櫻樹の苗木四十五本が同園へ寄贈された。

この苗木は夫れより三年前に在サンパウロ帝国総領事館勘業部に於て日本から取寄せ、適当なる移植地なきためカンピナスの東山農場に預けてあつた中の一部であるが、これを契機になお多数の楼樹の苗木を、直接日本からブラジルに贈り、国内の他の適地にも之を栽植して、日伯親善の美花を咲かせる事になり、神戸日伯協会が幹旋の労を執り、昭和十三年一月に最初の苗木一千本を送出し、翌年二月に五百本、翌々年一月更に五百本を夫々追送した。

その外にも日本国有の植物が聯邦府その他へ宛て寄贈された。

ブラジルからは、昭和十一年に訪日経済使節団が携帯したぶらじる木（すなはち蘇方木）の苗は二箇月の航海中に衰弱して移植不成功に了つたけれども、その移植が成功するまで幾回にても繰返される事になつて居り、他のブラジルの原産植物、就中珍しい蘭などは、個人によつても多量に日本に移入されてゐる。

昭和十四年八月二十六日東京羽田飛行場を出発した大阪毎日新聞社及東京日日新聞社の日本機『ニッポン』号が、世界一周大飛行の途次、ブラジルをも訪問し、天候のために、サンパウロに予定の着陸をなす能はざりしも、

十月一月リオデジャネイロに着陸し、同機に搭乗せる親善使節大原武夫は、日伯中央協会会長徳川侯爵からヴアルガス大統領およびブラジル日本文化協会長に宛てたメッセーシ、ならびに神戸日伯協会会長から同じく大統領に宛てたメッセーシを委託されて、その伝達の使命を果たした。

この内神戸日伯協会からののは、日本一の細字書家、本間擁堂が、米一粒に葡語を以て細書し、これを『ニッポン』機の純銀製模型（横六三耗・縦四二耗・高さ一五耗）の胴に納めたものであつた。

この外に昭和十一年には日伯間に無線電話通信が開始され、十三年からは日本よりブラジル向け放送が開始され、また活動映画、写真等を通じての文化交流も、逐年その度を濃厚にした。

本節を終るに臨んで、記述しておかねばならぬ事は、神戸日伯協会、日伯中央協会等の諸団体の日伯親書運動に於ける協力である。

神戸日伯協会は、最初『日伯協会』なる名称を以て、大正十五年五月八日に、当時の兵庫県内務部長黒瀬弘志を始め、平生鉄（かね）三郎、岡崎忠雄、川西清兵衛、小曾根貞松等の有志者により創立されたものである。

その後昭和十一年十二月に至り、従来の名称を日伯経済協会に譲って「神戸日伯協会」と改称したが、創立以来十五年間経始一貫して日伯親善、経済関係及文化交流

のために努力し、特にブラジル行移民に援助、便宜、慰安等を興ふるため大に尽した。

その実行した事業の一端は、既に記述した日伯親善工作の所々にも現はれてゐるが、創立以来同協会の理事であつた中村直吉（昭和十四年一月二十日没す）が、神戸から移民船が出る毎に、日伯国旗と「御健康と御成功を祈る」及「渡航記念」の文字を染出した手拭一筋づつを、移民各自に洩れなく寄贈した美談がある。

斯うして大正十五年以来その存生中に贈った手拭の数は、合計無慮十三万六千七百余筋の多きに達したが、没後も末亡人たまによ

つて、この慰問と激励のための手拭餞別の美挙は続けられ、昭和十五年神戸日伯協会創立十五周年に亙るまでに、累計十四万一千五百九十七筋の多きに達した。



故 中 村 直 吉

日伯中央協会は、昭和七年十一月二十九日東京、大阪、神戸、名古屋の各地の官界、実業界その他のブラジル関係有力者が、外務次官官邸に集せり、日伯両国間の親善増進を図る目的を以て創立されたもので、創立当時は蜂須賀侯爵を会長、徳川頼貞侯を副会長としたが、峰須賀侯は同年十二月未薨去につき、徳川侯が会長となつた。

総裁として高松宮殿下を推戴することになり勅許を得たので、十二月二十七日東京会館に於て、同宮拉に同妃両殿下の台臨を仰いで奉戴式を挙行了た。

爾来主として社交及文化交流によつて日伯両国の親善増進に努め、昭卸十二年リオデジャネイロ市に伯国支部を設け、十四年十月五日高松総裁宮、同妃両殿下の台臨を仰いで、大阪支部発会式を挙げ、その活動を益々拡大強化することとなつた。

日本ラテンアメリカ協会は、明治四十二年の創立に係り、その関係廣く他の諸国にも渉るとはいへ、ブラジルとの親善のためにも大に尽力し、殊に日伯協会の設立前に在つては、日伯親善に寄與せる唯一の団体であつた。ブラジル外務省記録局長ナポレオン・レイス来朝中、大正四年九月に日本伯刺西爾協会の設立を見たるも、同協会は何等見るべき成績を挙ぐるに至らずして自然消滅に歸した。

海外婦人協会は、日本民族の海外發展を、婦人の立場より奨励援助する目的を以て、昭和二年十二月松平俊子、上杉貴子、竹内茂代その他同志の婦人達によつて創立されたもので、当初は日本婦人海外協会と呼ばれ、昭和十一年に改称したものである。

これ亦その關係せる所は廣く諸外国に及ぶといへども、ブラジルは同協会により最も注意された一国で、同協会は或はブラジル開拓日本人のために配偶者斡旋の勞を執り、或は在伯日本人に書籍雜誌等を送り、又ブラジルよ

り名士、学生等の来朝する場合には、之が歓待に協力する等、その功績顕著なるものがあつた。

第四節 在伯帝国領事官

日伯両国の外交を概説せる本章に、一節として掲げねはならぬのは、ブラジルに於ける帝国領事館の沿革と、その館長の異動の大要である。

明治三十年（一八九七）八月二十三日、我が公使館の開設と同時に、在リオデジャネイロ帝国総領事館が設置されたが、しかし是れは別に独立して総領事が任命され、かつ独立した庁舎が設けられた繹ではなく、珍田弁理公使が総領事兼任を命ぜられ、名義上の庁舎がベトロポリスなる帝国公使館内に併置された姿になつてゐたのである。

この在リオデジャネイロ帝国領事官の管轄区域は、ブラジル全国を包括してゐた。

そして第二代大越・第三代杉村両公使は、珍田公使と同様に弁理公使にして総領事を兼ね、第四代内田公使は最初は弁理公使、後には特命全権公使として同じく総領事を兼ね（その下に初めて副領事が任命されたが、しかし其れも野田二等通訳官の兼任であつた）。

藤田臨時代理公使は、その本官たる公使館一等書記官として領事をかねた上、総領事代理の一資格で職務を行つた。

第五代畑公使の時から公使は組領事をかねざること

なり、主席書記官松村貞雄が総領事兼任を命ぜられ、野田通訳官は従前通り副領事をかねてゐた。

この間にサンパウロ州に於ける我が移民事業は開始され、移民の渡航同数も重なり、その累計人員一萬数千に達した。而して第一同移民が渡航後間もなく耕地側と葛藤を生じた際には、遠方のペトロポリスからは如何ともし難いので、善後措置を講ずるため、特に三浦（荒次郎）通訳官を出張させた程である。

リオデジャネイロ帝国総領事館を、サンパウロに移すことは、極めて必要となつてゐた。

勿論公使館からは度々之を上申し、我が政府に於ても之を認めてゐたに拘らず、予算の関係上不本意ながら其の実現が遷延してゐた。



初代サンパウロ総領事
松村貞雄

然るに大正三年に至り、既記の如くサンパウロ州政府が、日本移民誘入契約を破棄したのみならず、日本移民に対し不利な待過を興へんとする意向を示したので、在リオデジャネイロ総領事館のサンパウロ移転は、絶封に緊要となつて来た。

そこで正式の移転は予算通過後翌年度に之を行ふべきも、差当り臨機の処置として、総領事を出張の名義でサ

ンパウロに定駐せしめ、実質に於て移転が行はれたと同様に職務を執らしむる事とし、松村総領事に、サンパウロ永続出張を命じた。

よつて松村総領事は大谷（弥七）書記生を随へて、同年九月一日サンパウロ市に出張し、翌二日からアウグスト街二九七番地の出張事務所に於て、ブラジル全国を管轄する在リオデジャネイロ帝国総領事として、館務の取扱を開始した。

続いて正式にサンパウロ総領事館が開設せられ、松村総領事が初代館長として就職したのは翌大正四年七月十四日であつた。

そしてリオデジャネイロ帝国総領事館は、名義上の存在十九年の後、サンパウロ総領事館の開館後直ちに閉鎖されたから、実質的には同一総領事館が、リオデジャネイロから、サンパウロに移転したものと見る事が出来る。

その後わが移殖民および一般在留人の数は遽年増加し、ブラジル国内に於ける邦人発展地域も、漸次拡大されるに至つたので、今度は在サンパウロ帝国領事館が、ブラジル全国を管轄することは適當でない状態となつて来たのに鑑み、ここに一旦閉鎖された在リオデジャネイロ総領事館を、領事館として復活させることになつた。

しかし同地には帝国公使館が存在するため、以前の例に依り、館員中の有資格者の一人に領事を兼任させ、かつ別に領事館なる庁舎を設けず、公使館（後に大使館）事務所内に併置の姿で再開されたのであつた。

斯く二個の領事館設置を見るに至った結果、ブラジル全国を南北の二部に分け、サンパウロ州の外、ミナス・ジェライス、ゴヤース、マトグロッソ、パラナ―、サンタ・カタリナ、リオ・グランデ・ド・スールの六州を、在サンパウロ領事館の管轄とし、聯邦府・リオデジャネイロ以北の各州およびアクレ直轄州は、在リオデジャネイロ領事館の管轄区域と定められた。

その後大正七年に至って、リベイロン・プレートにサンパウロ総領事館分館が設置され、大正十年一月にはバウル―領事館が新設され、昭和二年サントスに設けられたサンパウロ総領事館出張所は昭和十一年十一月以降独立の領事館となり、またパラ―、アマゾナス州等北部ブラジルに邦人の発展を見るに至ったので、昭和九年八月ベレーンに領事館が開かれ、またパラナ―州に於ける邦人の発展に鑑み、最初は領事官の出張を見たが、最近昭和十六年に領事館設置の運びとなり、初代小峰領事は三月十九日に着任、同月二十六日を以て在クリチ―バ帝國領事館を開館した。

此等領事館の増設せらるる毎に、その管轄区域は適当に分け直された。

各領事館の歴代の館長および其の代理者は次の通であった。

在リオデジャネイロ帝國領事官

就職年月日	官名	姓名
明治三〇、八、二三	總領事	珍田捨巳
同 三一、七、四	同	大越成徳
同 三八、四、一九	同	杉村 滯
同 四〇、五、二	同	内田定植
同 四〇、一〇、九	同	内田定植
同 四四、一、八	領事	藤田敏郎
大正 二、二、二八	總領事	松村貞雄

(大正四年八月閉鎖)

(大正八年四月再開設)

同 八、四、五	領事	公使館三等書記官	岩手嘉雄
同 九、九、二二	事務代理	外務書記生	小峰俊一
同 一一、五、二八	領事	公使館二等書記官	野田良治
同 一五、三、二二	領事代理	副領事	早尾季麿
同 一五、一、二六	領事	公使館二等書記官	市毛孝三
昭和 五、五、九	領事代理	副領事	早尾季麿
同 六、七、一四	事務代理	外務書記生	佐藤宣正
同 七、三、二	領事		市毛孝三
同 九、九、九	領事代理	副領事	小峰俊一
同 一四、九、三	領事		早尾季麿

在サンパウロ帝國領事官

就職年月日	官名	姓名
大正 四、七、一四	總領事	松村貞雄
同 八、七、八	總領事代理	野田良治
同 九、九、八	總領事	藤田敏郎
同 一一、一、三〇	總領事代理	春日廓明
同 一二、九、六	總領事	齋藤 和
同 一四、一、二三	總領事代理	春日廓明
同 一四、二、二	總領事	赤松祐之
同 一五、九、一	總領事代理	春日廓明

昭和	二、二、一	總領事	赤松祐之
同	三、四、二五	總領事代理	濱口光雄
同	三、五、二〇	同	海本徹雄
同	三、二、二三	總領事	中島清一郎
同	六、四、二三	總領事代理	川西豐藏
同	六、七、四	總領事	内山岩太郎
同	九、九、一〇	同	市毛孝三
同	一二、二、四	同	坂根準三
同	一五、五、一一	總領事代理	成瀬廉
同	一六、八、二	總領事	原馨

リベイロン・フレート分館

大正	七、七、一	主 任	三隅 樂藏
同	八、六、五	同	多羅間鐵輔
同	九、二、一	同	早尾季麿
同	一二、六、三〇	同	早尾季麿

同	一五、三、二七	同	外務書記生	中川徳太郎
同	一五、四、二五	同	副 領 事	濱口光雄
昭和	二、五、二〇	同	外務書記生	古關富彌
同	五、一、一	同	同	原口七郎
同	五、五、一	同	副 領 事	成瀬 廉
同	八、七、二二	同	外務書記生	齋藤武雄
同	一四、一〇、五	同	副 領 事	福岡 章

在サントス帝國領事官

(大正十三年三月二日より昭和十一年十一月一日まで在サンパウロ帝國總領事館出張所)				
就 職 年 月 日	官 名	姓 名		
昭和	二、六、二三	主 任	副 領 事	濱口光雄
同	三、四、二四	主任代理	外務書記生	石井 壽
同	三、五、二〇	主 任	副 領 事	濱口光雄
同	四、五、三	同	外務書記生	南 條 榮
同	七、七、一	同	副 領 事	南 條 榮
同	八、一、二三	主任代理	外務書記生	金田宜雄

同	八、八、二	主 任	副 領 事	南 條 榮
(昭和十一年十一月一日領事館に昇格)				
昭和	一一、一一、一	領 事 代 理	副 領 事	南 條 榮
同	一四、二、二三	同	同	古 川 靖

在パウルー帝國領事官

就職年月日	官 名	姓 名
大正 一〇、一、二〇	領 事 代 理	多羅間鐵輔
同 一三、一一、四	事 務 代 理	古 關 富 彌
同 一五、三、二五	領 事	多羅間鐵輔
昭和 四、一、四	事 務 代 理	中 野 了 義
同 四、五、四	領 事	濱 口 光 雄
同 七、一一、二八	事 務 代 理	原 口 七 郎
同 一一、九、二八	領 事	早 尾 季 麿
同 一四、八、三一	事 務 代 理	石 原 直 憲

在ベレーン帝國領事官

就職年月日	官 名	姓 名
昭和 九、八、一〇	領 事	濱 口 光 雄
同 一〇、七、二九	領 事 代 理	古 關 富 彌
同 一四、五、二八	事 務 代 理	佐 藤 善 省
同 一四、七、二八	同	佐 藤 宜 正
同 一五、三、二三	領 事 代 理	佐 藤 宜 正

在クリチーバ帝國領事官

就職年月日	官 名	姓 名
昭和 一六、三、二六	領 事	小 峰 俊 一

なほ明治三十四年(大越公使時代)に、ブラジル人ドットル、オリンピオ・レイテ・シエルモン(Dr. Olimpio Leite Chermont)が、在ベレーン帝國名誉領事に任命され、五月十五日就任したが、明治三十八年一月二十日に至り退職した。

在ベレーン帝国領事館が未だ設置せられざりし当時（田付大使時代）、マナオスに名誉領事を置くを適当とし、マトス僧正の推薦した民兵大佐レオポルド・デ・マトスが任命された。同名誉領事は大正十四年二月十二日就任したが、昭和三年一月二十一日病没したので、当時の外務大臣田中養一大将から、遺族に懇篤な弔電を送り、且恰かも同地方旅行中であつた野田大使館書記官をして、大臣の名に於て墓前に金属製花輪を供へさせた。

その後任として、州知事エフィジエニオ・デ・サレスの推薦せるマナオス屈指の富豪ジュゼー・ジュアキン、アラウジョの息工業技師アルイジオ・デ・アーフウジョ（Aluysio de Araújo）が任命され、昭和三年九月二十九日、に就任した。

しかし同名督領事は一身上の都会により、昭和八年挙家リオデジャネイロ市に転居し、名誉領事の職務は、マナオス市に於て齒科医を開業せる一紳士ペドロ・テルモ・バルバが代理して在留邦人の世話をしてゐるが、アラウジョ名誉領事は、昭和十六年四月十三日リスボンにおいて客死した。

第二章、移民関係法規及機構

第一節 移民関係法規

移民保護規則―移民保護法―同施行細則及同施行細則取扱手続―移民牧容所官制及之に關する内務省告示―移民収容所規則―海外移住組合法及同施行細則

日本に於ける最初の移民会社として、日本吉佐移民会資会社が設立されたのは、明治二十四年十二月のことで、当時種々の名義を以て海外に渡航する者著しく増加し、従つて此等渡航者を周旋し又は募集することを營業とする者も亦少なくはなかつた。

然るに渡航者中には或は移住地の法令に違反して渡航せるため空しく送還される者もあり或は募集者の甘言に欺かれて無條約国に渡航せるため、言ふに忍びざる困難に陥る者あるなど諸弊百出し、移民の募集又は周旋を業とする者も、また渡航周旋料の収得のみを目的とし、移民に対する義務を履行せざる傾向があつたので、一面移民を保護すると共に他面移民取扱業者を取締るため、相当の規則を設くる必要が認められ、外務内務両省に於て協議を重ねた末、明治二十七年四月十二日勅令第四十二号を以て、初めて移民保護規則が制定せられ、続いて外務省令第六号を以て、その施行細則が定められた。

この規則並に細則に代つたのが、明治二十九年制定の

移民保護法（四月七日法律第七十号）及同施行細則（四月廿七日外務省令第三号）で、何れも六月一日から施行された。

そのうち施行細則は明治四十年六月八日外務省令第二号を以て全部の改正があり、また外務省訓令第二号の同細則取扱手続の規定を見た。

なほ此の移民保護法および同法施行細則は、その後必要に應じ、数回部分的改正を加へて今なほ引続き実施されてゐるが、これ等法令は専ら移民の保護と移民取扱業者の取締を趣意とするもので、移民奨励を目的とするものとは言へないであらう。

日本政府が積極的に移植民奨励に乗出したのは、後に記す如く大正十二年に内務省社会局が移植民宣伝のために補助金を支出したのが嚆矢で、昭和四年拓務省設置後に至り、本格的に移植民奨励が行はれるやうになつたのである。

その結果、昭和二年七月十三日勅令第二百二十九号の移民收容所官制、之に関する翌三年一月四日の内務省告示第一号、同年三月九日の移民牧容所規則、昭和七年十一月十日勅令第三百四十三号の移住教養所官制、ならびに昭和二年三月二十九日法律第二十五号海外移任組合法、同年四月三十日内務省令第二十八号同施行細則などが、それぞれ制定公布された。

第二節 移植民事務の所管および諸施設

外務省（大臣官房移民課・通商局・通商局第三課・同第二課・再び第三課・同移民課・三たび第二課・亜米利加局第二課）―歴代の通商局長および移民課長―内務省社会局―拓務省（拓務局第二課・同南米課・拓南局第二課）―神戸移住教養所―拓務省関係の他の諸施設―（イ）宜伝および事情紹介・（ロ）奨励・（ハ）拓殖訓練・（ニ）移民輸送監督・（ホ）サンパウロ総領事館勸業部・（ヘ）日伯農事協会・ブラジル拓植組合・（ト）北伯地方に於ける諸施設）

移民事務は事外国に関するの故を以て、夙に外務省の所管に属した。

明治二十四年七月、時の外務大臣榎本武揚は、その頃我が国移民の嚆矢たりしいわゆるハワイ官約移民制度が、極めて円滑に進捗中であつたこと、および将来わが国民の海外移住の甚だ有望なることを看取し、益々これを保護奨励するため内閣に於ける種々の異論を排し、大臣官房に初めて移民課なる独立の一課を設置し、海外出稼および移住民に関する一切の事項を管掌せしめた。

所が明治二十六年に至り、当時の臨時行政取調委員たる通商局長原敬から、移民課は榎本外務大臣の時代に、移民を奨励せんがため、内閣に於て種々異論ありしに拘らず、之を官房の一課としたものであるけれども、爾来その実況を観察し且その性質を講究すれば、到底一課として分立せしむべきものではない、また移民事務は通商

事務と連帯して居り、分離すべきものではない。現に移民課が在っても、その課長は常に通商局長が之を兼勤してゐる有様であるから、断然これを廃止すべしと主張し、結局同年十月の外務省分課規程の改正により、移民課を廃止して之を通商局に併合し、なほ通商局は之を分課せしめざることにした。

日清・日露の戦役後、世界に於ける帝国の地位大に上がり、重要な渉外事件著しく増加したので、外交機関を整備する必要が生じたのみならず、明



子武提本時代使公使金命時

治三十二、三年頃から北米行移民の漸増に伴ひ、その渡航および移民会社取締に関する事務をも処理する必要に直面するに至ったので、明治四十一年五月林（薫）外務大臣は欧米諸国の制度を参酌し、鋭意改革を図った結果、同年十二月分課規程を改正し、通商局を三課に分ち、第三課をして移民・旅券および戸籍に関する事項を管掌せしめることになった。

大正二年に至り、未曾有の行政整理が断行された結果、同年六月の分課規程改正によつて、通商局は二課に分たれ、移民・旅券および戸籍に関する事務は、第二課が之を掌ることになったが、他方我国民の海外移住熱勃興と共に、南米方面への移植民事業進展し、移民事務は著しく膨脹し来ったので、再び独立の一課を設けることとな

り、大正八年七月通商局に三課と迫商公報係を置き、第三課をして（一）移民・戸籍および国籍拉に在外帝国臣民の保護に関する事項、（二）在本邦外国人および渡来外国人に関する事項を主管せしむることとした。

翌大正九年十月の外務省官制および分課規定改正に於ては、地域別管轄制が採用せられ、大臣官房の外に新に亜細亜局および欧米局が設置されたけれども、通商局には何等変更はなかった。

しかし越えて天正十年七月一日に至り、通商局に総務課・整理課・移民課・商報課の四課を置くこととなり、従来通商局第三課に屈した主管事項は悉く移民課に引つがれた。

大正十三年再度の行政整理の結果、十二月に分課規程が改正せられ、通商局に第一課・第二課および第三課を置き、楚の移民課を第三課に復すると共に、その主管事項も其のまま之に移された。

その後移民関係事務は九箇年有余に亘り、引続き通商局第三課の掌る所であつたが、昭和九年五月三十一日勅令第四百四十四号を以て行はれた外務省官制改正の結果として、欧米局から別れて新に亜来利加局が設けられ、移民及び旅券に関する事務は、通商局から切離されて、新設の亜米利加局は移った。

そして三課より成る同局に於ては、同様に改正された所の分課規程に従ひ、北米合衆国・および其の属地に関

する事務は第一課に於て、それ以外の地域（註・ブラジルを含む）に於ける移民に関する事務は第二課に於て、旅券に関する事務は第三課に於て、それぞれ之を管掌することとなり、以て今日に及んでゐる。

以上述べた外務省の移民事務主管局の沿革を了解し易からしめるため、表にして示せば左の如くである。

明治三十四年	七月—同	二六一年一〇月	大臣官房移民課
同	二六一年一〇月—同	四一年一二月	通商局
同	四一年一二月—大正二年	六月	通商局第三課
大正二年	六月—同	八年七月	通商局第二課
同	八年七月—同	一〇年六月	通商局第三課
同	一〇年六月—同	一三年一二月	通商局移民課
同	一四年一月—昭和九年五月		通商局第三課
昭和九年	六月—現	今	亞米利加局第二課

またブラジル移民開始の少しく以前より現今に至る期間に於て、その事務を主として管掌した歴代の局長および課長は次の通りであつた。

通商局長

明治三十七年	十一月—	四一年六月	石井菊次郎
同	四一年六月—	四四年九月	萩原守一
同	四四年九月—大正五年一〇月		坂田重次郎
大正五年	一〇月—	七年六月	中村巍
同	七年六月—	七年一〇月	塩原正直
同	七年一〇月—	八年一月	松田道一
同	八年一月—	一〇年一〇月	田中郁吉
同	一〇年一〇月—	一一年七月	古谷重綱
同	一一年七月—	一三年九月	永井松三

同 一三年 九月―	一五年 八月	佐分利 貞男
同 一五年 八月―昭和	二年 七月	齋藤 良衛
昭和 二年 七月―	七年 一月	武富 敏彦
同 七年 一月―	九年 六月	來栖 三郎

亞米利加局長

昭和 九年 六月―	一一年 四月	堀内 謙介
同 一一年 四月―	一二年 四月	岡本 季正
同 一二年 四月―	一五年 九月	吉澤 清次郎
同 一五年 九月―現	今	寺崎 太郎

課長（時代により通商局主任書記官、第三課長、第二課長、移民課長、亞米利加局第二課長）

明治三九年 二月―	四一年 二月	外務書記官 中村 巍
同 四一年 二月―	四三年 七月	第三課長心得總領事 齋藤 幹
同 四三年 七月―大正	二年 六月	第三課長 田中 都吉
大正 二年 六月―	五年 二月	第二課長 古谷 重綱
同 五年 二月―	六年 七月	第二課長 大野 守衛
同 六年 七月―	八年 七月	

同 八年 七月―	一〇年 七月	第三課長 赤松 祐之
同 一〇年 七月―	一三年 二月	移民課長 赤松 祐之
同 一三年 二月―	一四年 六月	第三課長 石射 猪太郎
同 一四年 六月―昭和	二年 二月	第三課長 大橋 忠一
昭和 二年 二月―	四年 八月	第三課長 坂本 龍起
同 四年 八月―	九年 六月	米局第二課長 坂本 龍起
同 九年 六月―	一〇年 九月	第二課長 塚本 毅
同 一〇年 九月―	一三年 四月	第二課長 澁澤 信一
同 一三年 四月―	一六年 二月	第二課長 大野 勝巳
同 一六年 二月―現	今	

斯くの如く移民に関する事務は、外務省が主管で、移民地に於ては在外公館をして保護、監督および指導に当らしめ、内務省は移民保護法の国内に於ける運用上、地方長官（東京府に在りては警視総監）を通じて之に関与せるだけであつたが、大正十年以後は、内務省社会局に

於て移植民奨励に関する事務を掌ることとなり、海外興業会社に補助金を交付して、移植民宣伝を行はしめ、大正十二年度には更に一步を進めて、移住奨励の見地よりブラジルに於ける本邦移民の衛生状態改良の任に当らしめるため、邦人医師をブラジルに留学せしむる制度を創設し、同年十二月第一同留学医四名を簡拔派遣したが、同制度は翌大正十三年度外務省に移管された。

また大正十三年臨時議会の協賛を経て歳出豫算中に初めて移植民保護奨励なる費目が加へられ、同年以降ブラジル行移民に対し、渡船舶賃全額が補助されることになったが、この補助金は内務省から海外興業会社を経て交付されたのであつた。

昭和四年六月十日拓務省が設けられ、移民に関する事務の一部は、同省に於て之を管掌することとなつた。すなはち官制に従へば渉外事項に関するものを際くの外、移植民に関する事務および海外拓殖事業の指導奨励に関する事務は、拓務大臣これを管理し拓務大臣は此等の事務につき、外務大臣を経由して領事官を指揮監督することになった。

同時に領事官職務規則中にも改正が加へられ、領事官は移植民に関する事務および海外拓殖事業の指導奨励に関する事務につき、外務大臣を経由して拓務大臣の指揮監督を受くべきこととなつた。

また拓務省の分課規程によれば、移植民に関する事務は拓務局に属し、同局第一課に於ては移植民の奨励に関

する事務、第二課に於ては移植民の保護、指導および移民牧容所に関する事務、第三課に於ては海外拓殖事業等の指導奨励に関する事務を、夫々掌ることになった。

すなはちブラジル移植民に関しては、渉外事項ならびに移植民の衛生および子女の教育に関する事務は外務省に於て之を管掌し、その他の事務は拓務省拓務局の三課が之を分掌することになったが、昭和十年四月一日の拓務省分課規程改正により、拓務局の旧二課は地域的に東亜課、南米課および南洋課となつたので、ブラジル移植民に関する事務は南米課の掌る所となり、後更に昭和十五年十一月十五日の同省官制改正の結果拓南局第三課に於て之を取扱ふことになった。

ブラジル行移民のために極めて重要な役割を演じた施設に神戸移任教養所がある。

従来ブラジル移住者は、その出発港たる神戸で、十数軒の所謂移民宿なるものに分宿して、乗船の出帆を待つ慣例であつたから、移住者各自の経済上にも、また渡航に必要な種々の手続を為す上にも、不利不便が多かつたばかりでなく、その風紀・衛生・教養等の上から見ても、甚だ遺憾とする点があり、これがため我が国策ならびにブラジルに於ける我が移住者の将来にも悪影響を及ぼす虞があつた。よつて海外移住は国家としても最も緊要な政策の一であるに鑑み、移住者のために保護・教養の機関を設置し、上記の如き不利不便を除くの目的を以て、乗船港たる神戸に国立移民牧容所を設くる必要が認めら

れ、既記昭和二年七月の勅令第二百二十九号を以て移民收容所官制が公布され、建築費二十三萬余円を投じて工事に取かかり、翌二年二月寢台數六百を具へた鉄筋コンクリート五階建の移民收容所が落成し、三月から開所された。

而して時運の推移に伴ひ渡航者益々増加せるため、昭和五年三月更に十萬円を以て増築を行ひ、寢台二百五十を増設し、千二百名の收容力を有せしめた。

この收容所は初めは内務省の所管であつたが、拓務省設置後これに移管され、昭和七年十一月に至り、移住教養祈官制により、その名称は神戸移住教養所となつた。同年長崎市にも南洋方面移住者のために移住教養所が設置されたが、神戸移住教養所は移民收容所の名称を以て創設された時から、ブラジル行移民を收容するを以て主眼とし、牧容力に余裕あればブラジル以外の国に渡航する移民も入所し得らるることになつてゐた。

要するに昭和三年開所以後のブラジル移住者は、悉く約八日間以内無料宿泊し、その間にブラジルの言語・地理・風俗・習慣・衛生・宗教・一般事情・農業事情等に関する知識を興へられ、教養および保護上多大の思恵に浴した。

なほ比の移住教養所以外に、拓務省がブラジル移植民の奨励、保護および指導のため、直接関係せる機関乃至諸施設は、これを国内に於けるものと、移住先ブラジルに於けるものとに區別することが出来るが、先づ国内施

設の主なるものは左記の通りである。

(イ) 宣伝、事状紹介に関する施設

政府は移植民の安全保護のため、正しき移植民思想の普及発達を計らんとし、初めには海外興業株式倉社に補助を与へて適切な宣伝施設を有はせたが、更に大正十二年度よりは政府の直接宣伝奨励費を設け、自ら宣伝の事に当り、進んで移住地の事情および移植民の状況を調査し、或は新移任適地を調査選定し、各所に於ける移任地事情講演会講習会等に講師を派し、或は活動写真等に依つて其の実状を紹介するに努めた。

昭和六年度よりは拓務省内に海外移住相談所を設け、移任希望者に対して直接相談に應じ、また各種の照会に対して應答し、是亦相当の実績を挙げて居る。

(ロ) 奨励に関する施設

政府に於て実施して居る移植民奨励施設としては、移植民の汽車賃割引・渡航船賃の補助・移民取扱手数料に対する補助・支度金の補助等があるが、此等はいずれも移植民の渡航費を軽減し、以て移住を容易ならしめんがためである。

此等補助の内、渡航費補助は、大正十二年関東大震災の際の羅災者中移任希望の者に対して初めて之を行ひ、翌年からは之を一般渡航者に及ぼし、以て移植民奨励の一助とした。

(ハ) 拓殖訓練に関する施設

昭和八年度より文部省所管として、海外に移住せんと

する意志強固にして身体強健なる青年に対し、三箇所の拓殖訓練所が設置されたが、宮崎高等農林学校内第三拓殖訓練所は、南洋・南米方面の移住者を入所せしめ、訓練期間は一箇年である。現に渡伯した同所修丁者も少くない。

なお移植民の保護教養に資するため、従来横濱・神戸・長崎等の海外渡航者講習所に交付金を與へておったが、移植民出發港に於ける移民の宿泊・衛生・教養等の改善を図るため、既記の如く昭和二年神戸に移民牧容所を設置し、後昭和七年十一月十一日名称を神戸移任教養所と改め移住に要する各般の教養を実施し、收容開始以来昭和十四年二月末までの收容回数は百九十八回、收容人員は実に十二万余人の多数に達した。

(二) 移 民 監 督

輪送途上に於ける保護のために移民監督の施設がある。此の移民監督は拓務省これを任命し、各移民船に一名づつ乗船せしめ、更に助手及び船員とも協力して、航海中移民の教養と保護に当るを以て其の任務とする。

次に移住先ブラジルに於ける拓務省関係の機関乃至施設は左の通りである。

(イ) サンパウロ総領事館勸業部

サンパウロ総領事館内の農事部を外務省から拓務省に移管すると同時に名を勸業部と改め、従来よりも一層積極的に在ブラジル移植民の指導を全からしめ、移植民を

して其の定着性を強固ならしめる上に相当の成績を示すに至った。

(ロ) 日伯農事協会の設立

昭和十一年度の拓務省の豫算により日伯農事協会の設立を見た。

同協会是在ブラジル同胞の農事改良増殖を其の目的としたものであるが、すでにエメボイ農事實習場が昭和六年四月に開設せられ、海外興業株式会社を経営となつてゐたのを、同十一年八月に日伯農事協会に移管し、更に十三年十月之を海外興業会社に返還し、新にサンパウロ市近郊に五町歩の土地を得てカシンギ農事試験場を設置して、諸種の農事試験を開始し今日に至って居る。

(ハ) ブラジル拓植組合

昭和二年五月海外移住組合法が制定せられ、これと同時に各府県に海外移住組合が設立せられ、同年八月には本部を東京に有する海外移任組合聯合会が設立された。而して後來此等の事務は内務省の主管する所であつたが、拓務省の設置とともに同省に移管せられ、民間の関係団体と協力して我国海外発展の実を挙ぐる事になった。此等の組合はいずれも政府の方針の下に、従来の労働移民とは性質を異にした所謂企業移民すなはち初めより土地を購入し自作農として定着せしむる事を目的として居る。

此の海外移住組合聯合会の代行機関としてブラジル国法に準拠して設立されたものが、現在の『財団法人ブラ

ジル拓植組合』である。

聯合会のブラジルに於ける事業の進展に伴ひ、更に之を積極化せんがため、昭和十二年法律第四十三号に基き同年七月、日南産業株式会社の設定を見るに至った。

同社の目的は現移住地の経営完成に当る外、金融・一般商品の供給・伯国産物資を本邦へ輸入する業務を行ひ、ブラジル以外の外国に於ける新移住地の購入および経営をも行ふに在る。

(二) 北伯地方に於ける諸施設

北伯地方に於ける拓務省の施設中には、パラ州ベレーン領事館に設置された勸業部があり、拓務省は之に駐在官を派し、在留邦人の産業上の保護指導にあたつて居る。

尚拓務省はアマゾン地方に設置せられた本邦企業会社、すなはち南米拓殖株式会社およびアマゾン産業株式会社の公益施設を助成して居る。

第三節 ブラジル関係の移民会社

皇国殖民合資会社―竹村与右衛門―南米植民株式会社―東洋移民合資会社―盛岡移民株式会社―ブラジル移民組合―海外興業株式会社

明治二十四年十二月に設立された日本吉佐移民合資会社が、日本に於ける最初の移民会社であつた。

同社は明治三十年二月に至り、組織を変更して東洋移

民会社と改称した。

これに次いで其の後十数年間に移民会社が雨後の筍の如く族出したけれども、中には存在期間の極めて短かったものもあり、明治三十一年四月五日の現在は、九会社と個人名義の森岡眞とに過ぎなかった。しかし其の後再び増加して、明治三十八年には会社および個人を合せ、移民取扱人の数は二十九の多きに達してゐた。

而して此等移民取扱人は、主として濠洲・カナダ・メキシコ・ハワイ・フィリピン行移民を取扱つてゐたのであるが、濠洲は明治三十四年聯邦の成立と同時に、フィリッピンは明治三十八年の初頭に至り、ベンゲット道路その他の大工事の終了と共に、またハワイは明治四十年十二月の日米紳士協約の成立に因り、何れも移民渡航の途杜塞し、従つて移民会社活動の余地が無くなり、カナダも明治四十年のルミール協約の成立に因り、大量移民を送ることが出来なくなつた。

ここに於てか手回しの良い移民会社は、夙に方向轉換を策して、南米方面に活路を開いたけれども、全部が之に倣ふわけには行かず、ここに期せずして移民会社の一大自然淘汰が行はれ、その結果明治四十二年中なほ營業を続けるものは、東洋移民合資会社・森岡商会（森岡眞）・皇国殖民合資会社等わずかに十会社に過ぎなかった。

而してブラジル移民に最初手をつけた我が国の移民会社は、別章に記す如く、吉佐移民会社および其の後身たる東洋移民会社であつたが、後者がブラジルに送らうと

した移民は、後述の如く出発間際になつて、中止されて了つたので、実際第一回日本移民をブラジルに渡航させたのは皇国殖民合資会社であつた。

皇国殖民合資会社は、自然淘汰の結果として残存した前記十会社の一であつたが、第一回移民輸送後、財政困難に陥り、營業を継続する能はざるに至つたので、水野龍の出身地たる高知県の富豪竹村与右衛門（多額納税者、後に貴族院議員となる）が、同社の権利義務を継承し、移民保護法上は個人名義の移民取扱人として、また外部關係に於ては竹村殖民商館なる商号を以て營業し、明治四十三年の第二回移民から大正三年の春季移民まで五回に、七千六百三十名を渡航させた後、竹村も亦これを投出し、前記皇国殖民合資会社の業務担当者であつた水野龍に譲つたので、水野は新に南米植民株式会社を設立した。

これより先、東洋移民合資会社は、同様にサンパウロ州珈琲園労働移民の誘入に乗出し、州政府と交渉の末、明治四十三年（二九一〇年）十一月十二日州政府当局と同社業務代理人豊島昌との間に、竹村と同一條件の契約を結び、明治四十五年三月神戸出発の同社取扱第一回から大正三年の春季輸送まで、前後四回に移民六千五百余名をサンパウロ州に誘入し、なほ別に大正二年にミナス・ジェライス州鉱山行移民百七名と、大正五年に農業移民十三名を歐洲經由で渡航させた。

斯くしてブラジル移民の實際導入は、大正三年までは竹村・東洋の二社併立して之を行つてゐたが、大正二年

に森岡商會を改組して森岡移民合名会社となし、更に其の後大正七年十月に森岡移民株式合資会社と改称した移民会社も亦両社の間に割込むで、ブラジル移民を取扱はんとし、大正三年中西坂万吉をブラジルに派遣し、サンパウロ州政府に対して運動を試みさせた。

その運動は成功せざりしも、移民会社間の無益の競争を避けるため、外務省の勸導と公認の下に、三社会同して『ブラジル移民組合』を設けることになり、その決定を外務省に届出たのは、大正五年三月三十一日であつた。なほ此の合同についての外務省の勸誘は、畑公使からの上申によつたものであつた。

従つて大正三年サンパウロ州の契約廃棄により一時中絶してゐた日本移民誘入を再開するため、州政府・アントウネス・ドス・サントス商會間の契約に基き、州政府より渡航費の一部の補助を受けて、四年間に日本移民二万人を誘入する協定を、大正六年に同商會との間に成立せしめたのも、また其の協定に基いて、同年以降大正九年までの間に、十八回に亘り約一万千二百名の移民を導入したのも、『ブラジル移民組合』であつた。

この期間に於て、大正六年十二月、南米殖民・東洋移民・日本殖民ならびに日東殖民株式会社の四社が合体して、新に海外興業株式会社が設立せられ、九年十一月に至つて、森岡移民株式會資会社も亦これに買収されたので、ここに移民会社は唯一となり、従つてブラジル移民

は爾後二十数年に亘り、海外興業株式会社が一手に之を取扱ふこととなった。

以上移民開始以来、これを取扱った諸会社・個人および組合を、年代順に表別して見ると、次の如くである。

明治四一―二年

皇国殖民合資会社

同 四三―大正三年

竹村・東洋両社併立

大正 四―九年

ブラジル移民組合

同 九年以降

海外興業株式会社

第四節 海外興業株式会社の業績

移民会社の大合同―勝田蔵相の勸奨―海什興業株式会社の創立―ブラジル事情の宜伝―移民保護奨励施設に関する進言（イ）移民政策の積極化（ロ）渡航費の補助（ハ）渡航支度金の補助―移民取扱の実績―取扱移民数年別―ブラジルに於ける諸施設（ブラジル官民との接触、会社経営事業）

上記ブラジル移民の誘入に当った五会社一個人中、究極に於て移民事業を統一した海外興業株式会社は、最も長期に亘ってブラジルに於て活動し、十六万有余の移植民を送入し、なほ其の他の事業をも営み、ブラジルに於ける邦人の発展に貢献する所最も多く、其の功績顕著なるものがある。

移民会社濫立の弊害は、朝野各方面の夙に憂ふる所であつたに拘らず、改革の機遅は久しく到来しなかつたが、既記の如く大正五年四月に至り漸く『ブラジル移民組会』の結成を見た。

この新組織はたんに移民の取扱上、その歩調を一にせんとするに過ぎざりしとはいへ、後の移民会社の大会同、すなはち海外興業株式会社の創設に達する道程の端緒を開いたものとして、重要な意義を有する。

大正六年からブラジルへの邦人移民導入の途が再び開かれたと同時に、当時世界の変革期に際会し、我が国内に於ても各種の社会問題起生し、人口問題・食糧問題等が眞剣に論議せられ、かつ戦後に来るべき世界の新状勢に対処するため、国民海外発展の必要が強調さるるに至り、之がためには、移民組合の如き不徹底な組織を以てしては、到底満足し能はざるは自明の事であつた。

この時に当り寺内内閣の勝田（主計）大蔵大臣は、大正六年八月七日大臣官邸に各移植民会社の代表を招集し、合同方を勘奨したので、その翌日関係会社の代表より成る合同に関する第一回委員会が開催せられ、その後同月三十一日まで数次に亘り会合し、彼是あいまって当時存在せし諸移民会社合併の議漸く熟し、ここに従来の移民会社が到底企画し得ざりし国策遂行の使命を担ふ海外興業株式会社が、大正六年十二月一日を以て創立された。

これは既存の東洋移民会資会社・南米殖民株式会社・日

本殖民株式会社・日東殖民株式会社の四社合同より成るものであつたが、その後海外興業会社が当初の預定通り、大正八年四月に伯刺西爾拓殖株式会社を、更に同九年十一月森岡移民合資株式会社を併合したので、ここに初めて日本移植民事業の統一が成就した。

斯くして従来群立せし移民取扱業者は以後単一の移民会社となつて、移民国策の代行機関たる地位を確認せらるると共に、その品位と信用を著しく高めた。

この海外興業会社の創立により、政府の積極的移民政策は其の萌芽を示したけれども、未だ確固たる政策の樹立を見るには至らなかつた。

よつて同社は世論未だ南米の移住地に就ては固より、海外發展の必要をすら認識せざりし當時に於て、南米就中ブラジルを以て将来邦人進展の好適地となし、全国に亘つて大に其の事状を宣伝し、一方政府当局に対しては、有らゆる機会に於て積極的保護奨励施設の必要を進言し、之が實現に努めた。

これ等諸施設中国国内的に最も主要なものは

(イ) 移民政策の積極化

(ロ) 渡航費の補助

(ハ) 渡航支度金の補助

であつた。

(イ) 移民政策の積極化に就ては、同社は創立直後の大正七・八年中は、薄資者のブラジル移住を奨励するため、会社自ら渡航費の貸付を行ひ、相当の成績を挙げた

が、その後資金の関係上貸付を中止したのと、第一次大戦後の好景気に伴ふ国内産業の勃興に囚る渡航者の激減その他内外諸種の原因のため、移民界は一時不振状態に陥った。

同社は斯かる一時的現象のため、わが国民の海外移住の氣勢に頓挫を来さんことを憂慮し、海外殊にブラジル事情の真相宣伝ならびに移住者渡航費の軽減を計るの急務なるを認め、百方これを力説した結果、大正十年度より政府は相当の豫算を計上し、内務省社会局をして移民奨励に関する事務を掌らしむることとなり、同局は同年先づ海外興業会社に補助金を交付し、民間に於ける移民宜伝施設を助成するの端緒を開き、是れより所謂官民協力時代が現出した。

大正十二年度以降、政府は予算中に移植民奨励費なる一項目を設け、政府自ら海外移任殊にブラジル移民の宣伝を行ふこととなり、なほ会社が従来移民から徴収してゐた手数料を、同年より全廃せしめ、之に対し会社に報償金を交付することとなつた。

会社は更に移住者の負担を軽減する目的を以て、汽船会社に交渉を重ねた末、従前のブラジル移民船実一名二百五十円を二百円に低下せしめ、かつ鉄道省に請蹴して、移任者の郷里より乗船港までの汽車賃半減の許可を受くる等、移住者のために極力利便を計った。

(ロ) 渡航費の補助に関しては、海外興業会社は預てより、ブラジル移民奨励保護の趣旨を徹底させるには、

細農に対する渡航費補助を以て最も有放適切な方策と認め、しばしば事状を具して政府に訴ふる所があつたが、偶々大正十二年九月の関東大震災に際会し、被災農民救済の一策として、船賃全額補助を内務省に請願し、翌十三年三月羅災農民一百名を限り補助される事になつた。これは我が政府より渡航費全額補助の先例を開いた点に於て、わが国の移民政策上特筆すべき一事実である。

續いて同年五月大阪毎日新聞社は、東宮御成婚奉就記念事業として海外興業会社と協議の上、ブラジル行移民二百名に対し、船賃全額の補助を行つた。

斯くしてついに大正十

三年臨時議会の協賛を経て、初めて橡算中に移民保護奨励費なる新費目が加へられ、同年九月以降ブラジル行移民に対し、全般的に渡航船賃全



海外興業株式会社社長 瀧美吉郎
(昭和十一年十二月就任)

額補助の特典が付與せらるることとなり、故に移民の保護奨励は、愈々本格的に軌造に乗った。

(ハ) 渡航支度金の補助につき、海外興業会社は、更に其の後漸く深刻化する農村不況救済のため、また一には海外移任を益々奨励するため、ブラジル移住者に対し、前記渡航費の外なほ支度金交付方を政府に進言し、その容るる所となり、昭和七年九月から実施を見るに至った。

次に同社の主眼とするブラジル移民の取扱については、上述せる如き宣伝の効果により、ブラジルの実状が漸く我が国内一般に知れ亘ると同時に、大正の末葉以後、次第に緊迫し来れる農村の窮乏はやがて海外移民の趨勢を馴致し、政府の奨励これを助長し、その結果殊に昭和初年以降は、ブラジル移住者の数逐年著しく増加し、昭和九年に至るまでを最盛期として、この間年々一、二万人に及ぶ渡航者を送出した。

昭和十年以後はブラジルに於ける各国入移民制限の結果として、その数減少の已むなきに至ったとはいへ、近年に於ける我が海外移民事業の発展は、海外興業会社の努力に負ふ所すこぶる大なるものがあつた。

同社の移民取扱の過程は、従来宣伝・募集・乗船手続・輸送・配耕および保護に分たれ、民設移民取扱機関として優秀な機能と組織とを具備したが、昭和十五年同社は内外諸状勢の変化に順應せしむべく其の移民取扱機構を改善し、海外移住組会聯合会との緊密な提携の下に、移民事業の運営を行ふこととなつた。

同社創業以来昭和十五年末までの取扱移民総数十九万一千有余名の内、実に十六万四千有余名がブラジル渡航者であつた。従つて現今のブラジル在住日本人（ブラジル生れの子女を含む）大約二十二萬の内、その大部分は海外興業会社の斡旋により渡航したものである。

同社が取扱つた毎年のブラジル行移民数は左の如くであつた。

年次	人 員
同社創立前渡航人員合計	一八、八〇〇
大正 七年 <u>ブラジル</u>	五、九〇三
大正 八年 <u>移民組合</u>	二、六七九
同 九年 <u>時 代</u>	九八二
同 一〇年	九二三
同 一一年	九六五
同 一二年	八九一
同 一三年	三、七〇五
同 一四年	四、六三八
昭和 元年	八、一九二
同 二年	九、一五二
同 三年	一一、二三一
同 四年	一四、八九七
同 五年	一三、〇九一
同 六年	五、四六二
同 七年	一五、〇二一
同 八年	一三、一五二
昭和 九年	一三、八三二
同 一〇年	五、六四八
同 一一年	五、二九八
同 一二年	四、六四二
同 一三年	二、五五五
同 一四年	一、三〇三
同 一五年	一、五五六
合 計	一六四、七一八
總 計	一八三、五九八

また同社は、現地ブラジルに於ける諸施設としては、後に別章に記述するイグアペ移住地の経営の外、ブラジル官民との接触・在ブラシル日本人の指導・農場の経営等につき、大要左の如き業績を挙げた。

海外興業会社の事業区域は、独りブラジルのみならず、汎く他の南洋諸国および南米に及んでゐるが、その中で最も主力を傾注せるはブラジルであつて、伯国支店に於ては移植民の接受・配耕を行ふと同時に、常に駐伯帝国官憲と聯絡して、ブラジル要路その他各方面と接触を保ち、交誼を厚くして国民外交の衝に当り、革命等の非常時は固より、移民に関する諸問題の發生に際しても機宜の処置を講じ、以て日本移民の入国を円滑に取運び來つたが、同社の功績はブラジル側に於ても亦これを認めてゐる。

会社は既にブラジルに送入したる十六万余の邦人移住者に対して、専ら其の指導・保護の任に当り、克く之が責務を完うしつつある。

即ち或は耕地通訳協会を設立し、或は在伯日本人同仁会・在伯邦人教育普及会・日伯農事協会等の設立の素地を作るなど、教育・衛生・農事は固より、人材の供給その他各般の施設等に瓦つて移住者の福祉増進を図り、その發展に寄与せる所多きのみならず、ブラジル企業者に満足を与へ、常に日本人歡迎の声を喚起せしめつつある如き、日伯両国の共存共栄のため貢献する所鮮からざるものがある。

会社のブラジルに於ける事業には、移民事業の外に、『アルマゼン海興』の名称を以て商事貿易を、また『海興銀行』の名を以て銀行業務を営み、サンパウロ市郊外エメボイ町に於て土地分譲事業を行ひ、なほアニニューマス

農場、リオ・グランデ・ド・スール植民地、エメボイ農
事実習場を経営した。

アノニューマス農場は、今より二十年前、日本人経営
の珈琲園が稀なりし頃、珈琲耕地労働者が独立して農事
自営に従事する場合、実地につき之を指導する模範農場
とする目的を以て、大正八年四月サンパウロ州パウリス
タ鉄道沿線地ジャボチカパルに在る既成耕地（総面積二
千五百町歩、栽培珈琲樹数約三十余万本）を買収して開
設したものである。

爾来日本移民に対し、珈琲園経営に関する企業のおよ
び技術的指導を与へ来ったが、現今サンパウロ州ノロエ
ステ鉄道、ソロカバナ鉄道等の沿線地方に見らるる日本
人開拓者の功績は其の指導に負ふ所が少くない。

近来棉花の栽培をも兼ね行ひ、すこぶる顕著な成績を挙
げつつあったが、最近都合により之を、パウリスタ鉄道
会社に売却した。

リオ・グランデ・ド・スール州植民地は、ウルグアイ
河流域に於ける同州政府の植民地内に、昭和十一年開設
したもので将来同方面に於ける日本人移任の基地とする
目的に出たものであつたが、昭和十五年に至り之を同植
民地在住者の自治に一任した。

最後にエメボイ農事実習場は、ブラジルに於ける同胞
の堅実な発展を期するには、将来日本人の中堅となりて
活動しうべき人材養成の急務なるを認めた結果、会社は
昭和六年九月サンパウロ市郊外に、建設費十五万五千円

（内三万円は拓務省より補助）を投じて、エメボイ農事実習場を開設し、日本に於て中等程度以上の課程を卒へた青年、ならびに在伯日本人の子弟にして之と同等の教養あるものを選抜入場せしめ、悉く之を寄宿舎に収容し、二年間専ら農事の実習および農場に於ける諸種の労作により、心身の鍛錬と人格の修養を積ませ、併せてブラジルの実状に適切な学科と実務を習得せしめ、卒業後実社会に出でて直に開拓者として活動し得べき有用な人材の養成に努めた。

由来育英事業を民間会社の附設経営とするは、甚だ難事とする所であるに拘らず、海外興業会社は多大の犠牲を忍びて克く之を経営し、所期の目的達成のために鋭意努力し、昭和十一年八月日伯農事協会の設立せらるるや、之が経営を同協会に移譲した。

第四章 航路・貿易及投資

第一節 航路

臨時船時代―定期航路の開始―大阪商船株式会社―就航船の増加・改良―日本郵船株式会社―両社の協定成立と郵船会社の撤退―川崎汽船株式会社―山下汽船株式会社

ブラジルに於ける邦人の発展は、移植民事業が其の根幹を成したといへる。

而して移住者を輸送するために、最初は間欠的に臨時船の往来を見たに過ぎなかったが、それが徐々に頻繁となるにつれて、遂に定期航路の設定となり、定期航路の便は移住者の渡伯を益ます容易にすると同時に、我が国と南米大西洋岸諸国および其の中間に位する南阿方面との貿易の發達を促がし、移植民事業および貿易の發達は、やがて航運の隆昌を招来することとなり、弦に移植民・航運および貿易の三者は、絶えず相互に因果関係を繰返しつゝ進展の一路を辿り、以て他の企業に対する段資をも誘致したのであつた。

本邦船の対伯就航は、第一回移民七百八十一名を乗せ、明治四十一年四月二十八日神戸を出帆し、印度洋より南アフリカの南端を迂回して、六月十八日サントスに着いた笠戸丸を以て嚆矢とする。

同船は元ロシアの病院船で、日露戦役により本邦に於て接收したものである。当時東洋汽船株式会社的手中に在ったのを、皇国殖民会社が移民輸送のため往航だけ臨時に傭船したものであつた。

続いて明治四十三年の第二回（竹村第一回）移民は原田汽船株式会社所有の旅順丸によって送られ、明治四十五年には、日本郵船会社汽船神奈川丸は、東洋移民合資会社取扱第一回移民を、東京市尾城満友の所有汽船巖島丸は竹村第二回移民を輸送し、大正二年には中村精七郎（山県勇二郎実弟）所有汽船第二雲海丸が竹村第三回移民を、日本郵船会社汽船若狭丸が第二回東洋移民会社取扱

移民を、神戸鈴木商店の経営せる南満洲汽船株式会社に属し大連に船籍を有する帝国丸が、竹村第四回移民を夫々輸送し、翌大正三年には既記の若狭丸と帝国丸（第二次）とが、東洋第四回および竹村第五回移民をブラジルに輸送した。

明治四十一年の笠戸丸以後、大正三年の帝国丸まで、十航海の輸送移民数は、三千七百三十四家族、一万四千八百八十六人に達した。

而して最初は春季唯一回の渡航であつたのが、大正二年から春秋二回移民を送ることになったのは、同年中六箇月間永続的にサンパウロ市に出張中であつた野田通訳官から、六月十日附を以て、『伯国サンパウロ珈琲園行本邦移民を秋季にも渡航せしむるを可とする意見書』を、藤田臨時代理公使を経て外務省に提出し、外務省が之を是認した結果であつた。

旅順丸には竹村移民取扱人を代表して、山地土佐太郎が便乗渡伯して、四箇月に亘り事業上の視察調査を行ひ、また帝国丸の初航に際しては、船主代理として森田棕光（注・棕は草冠あり）が之に便乗往復した。

同船の機関長柿崎柳太郎は、腸狭窄症のため、本船帰航の途中リオデジャネイロに於て入院したが、手術を受けた後、間もなく長逝した。その墓はサン・ジュアン・バティスタ墓地に在る。

明治四十一年以後、大正五年までの臨時船時代に於て、東洋移民会社は日本郵船会社と事業上密接な関係があり、

常に後者の汽船を備用し、またブラジルに送出する移民数が、一船を艤するに足らざるため、歐洲航路の定期船を利用し、歐洲の一港に於てブラジル行外国船に乗つがせたこともあつた。

定期航路は大正五年十二月、先づ大阪商船会社により開始され、翌六年四月日本郵船会社も、また定期航路を開き、爾後昭和六年春、郵・商両社の協定成立し、日本郵船会社が南米東海岸航路を廃止するに至るまで、前後十五年間、両社併立の時代が続いた。

この期間に於ける両社の航路並に配船状況を概観すると、先づ大阪商船会社の定期初航船は、すでにブラジル第一回移民輸送の歴史を有する笠戸丸で、同船は其の後一旦海軍省に帰属してゐたのを、明治四十五年三月同社が払い下けを受けたのであつた。同船は大正五年十二月二十九日横濱を發し、神戸・長崎・香港・シンガポールをへて、南アフリカのダーバン及ケープタウンに寄港し、リオデジャネイロを経て、アルヘンティナ国ブエノスアイレスに到着した。

しかし此の第一船と、大正六年三月に神戸から發航した第二船たこま丸とは、当時移民の導入が中絶しゐたため、その輸送はなかつた。

同年六月第三船しあとり丸が横濱から就航し、笠戸丸を除く他の二隻を以て、年四航海としたが、更に同年十月これにばなま丸を加へ、此航船三隻を以て航海度数を年七回に増加した。

越えて七年、移民数の増加に鑑み、前記七航海の外に、臨時にはわい丸、あるぷす丸、来福丸をこれに配し、同時に各船複航船腹の閑散に備へて一部船舶の北米經由復航を開始した。即ちその第一船は、七年五月横濱を出帆したばな丸で、同船はブエノスアイレスよりリオデジャネイロ・サントス・トウリニダッド・セントルシア・コユールレアンス・パナマ・サンフランシスコを経て、本邦に帰航したのであるが、その際同船はブラジルよりニューオルレアンスへ珈琲を、ニューオルレアンスより我が国へ棉花・銑鉄等を輸送して好成績を収めたので、爾後これを継続し、九年二月には更にかなだ丸、めきしこ丸、しかご丸の三隻を加へて六隻となし、年十航海とすると共に、復航は全部北米經由とした。

これより先き同社は大正六年七月より最早補助を受くる必要のなくなった北米航路の補助を辞退し、その代りとして開航日なほ浅き南米航路に対する補助を申請したのであるが、漸く九年政府の容るゝ所となり、十月以降通信省の命令航路となつた。命令航路の第一船は、同年十月神戸を出帆したかなだ丸である。

斯くして命令航路となつて以来、同社の南米航路は躍進の一途を辿り、十二年九月よりは復航ヴィトリア（ブラジル国エスピリト・サント州）に臨時寄航を開始すると共に、十二月従来のだこま丸に代へてまにら丸を就航せしめ、同時に特に南米向渡航旅客輪送船として建造した、當時に於ける我が国最初の快速航洋型ディーゼル船

さんとす丸を就航せしめ、次で十五年五月にはさんとす丸型のらぷらた丸を、同八月には更にもんてびでお丸を就航せしめて、めきしこ丸、ぱなま丸を撤退した。

その後昭和四年九月以降アマゾン流域の出入口ベレーンに寄港を開始し、第一船まにら丸は同月十六日、日本船として同港に最初の投錨を為した。

爾後年三回寄港して渡航客の輸送に當つて居る。

同四年十一月まにら丸の代りに一万噸級のぶえのすあいれす丸を就航せしめて航海回数を年十一回に増加し、五年六月にはぶえのすあいれす丸と同型のりおでじやねいろ丸がはわい丸に代り、その使用船五隻は悉くデイズル船となつた。五年十一月囊に臨時寄港地とせるヴィトリアを定期寄港地に改めた。

一方日本郵船会社の定期第一回船若狭丸は、大正四年四月、移民一千三百五十一名を乗せて神戸を出帆したのであるが、七年四月以降使用船三隻に増加し、昭和三年以後また之を六隻に増加、年十二回航海にまで躍進した。

同社の本航路は横濱・ブエノスアイレスを起終点として、殆ど各船往復とも南アフリカの南端を経由するコースに住ったが、中には積荷の都会で紐育に廻航し、パナマ經由本邦に帰還せるものもあつた。ブラジルに於ける主なる寄港地はサントス、リオデジャネイロである。

かくて昭和六年春、大阪商船会社との間に協定成立後は、専らシヤトル航路の経営に従事することとなり、同年四月横濱を出帆した神奈川丸を以て南米東岸線の最後

としたのであるが、大正六年この航路開始以来、こゝに至るまで同社が南米に移民を輸送した延船数は八十五隻で、渡航移民数は約四万人に達した。

日本郵船会社の東海岸航路廃止後は、定期航路に関して当然商船の独占時代を展開し、その他は国際汽船株式会社等の貨物船が時々ブラジル諸港に出入するに過ぎず、これが昭和十二年貨物輸送を目的とする川崎汽船株式会社、山下汽船株式会社線の開始まで続いた。

この間大阪商船会社は、七年十二月よりバイアに、十一年十二月よりリオグランデに、それぞれ臨時寄港を開始し、また此の期間以後十四年八月より往航太平洋・パナマ經由線開始、十五年四月よりは、リオグランデを以て隔月定期寄港とした。

昭和十四年には、更に豪華船あるぜんちな丸を新造して、七月十五日日本航路に就かせ、その姉妹船ぶらじる丸は、翌年一月十二日処女航海をなして二月二十一日リオデジャネイロに入港した。

続いて同年七月二十六日同じく豪華船報国丸を、この航路に就かしめ、従来他のデイズル船が、日伯両国間の航行に要した四十五日を、更に十日短縮し、移民輸送および貿易上に益ます偉大な貢献を為した。

これより先き、川崎汽船株式会社では、昭和十二年九月通信省の期間六カ月以上に亘る遠洋航路開設奨励に促進せられ、「日本―印度―紅海―北米アトランチック」、

「北米アトランチック―南米東岸」、「南米東岸―北米ガル
フ―桑港―日本」と三つのセクションを有する航路を開
始し、第一船のるほう丸は、昭和十二年一月第二セク
ションたる北米よりブエノスアイレスに回航、揚荷の後
サントス、アングラ・ドス・レイス、リオデジャネイロ、
ヴィトリアの諸港に於て、北米ガルフ揚の珈琲を積載し、
続いて二月同社の傭船たる諾威船エイズボルド号が同じ
く北米回航、サントス、リオデジャネイロの二港に於て
ガルフ揚の珈琲および日本揚の伯国棉花を積載して回航
したが、本航路は積荷の関係上佳か右二船の就航を以て
中止されて了った。

また山下汽船株式会社は、昭和十二年十月新造貨物船
山里丸を第一船として、極東―紐育―南米を結ぶ定期航
路を開始することとなり、山里丸は同年十二月リオデ
ジャネイロに入港した。

爾来同社では山里丸の外山風丸・山彦丸・山浦丸・山
月丸および山霧丸の新造貨物船六隻を以て本航路の経営
に従事し、月一回の配船を続けて来た。

而して同社本航路のブラジルに於ける主なる寄港地は
ベレーン、ペルナンブコ、バイア、リオデジャネイロ及
サントスで、その寄港地が示す如く、特にブラジル北部
地方との通商開拓に力が注がれてゐる。

顧みれば、明治四十一年笠戸丸を以て始せる臨時船時
代より、郵商船両社併立時代を経て今日に至るまで、日
伯両国を繋ぐ本邦船の航路は、極めて円滑に、また極め

て迅速に発展した。たゞ移民の輸送に関し、記憶すべき航海中の出来事としては、

一、大正七年、郵船若狭丸乗船移民中に流行性脳脊髄膜炎発生、シンガポールに停船二十四日、神戸出帆よりサントス入港まで八十四日を費し、この一航海中死亡者五十三名を出したこと、

二、翌大正八年、博多丸に再び同病発生、サントス港着までに死亡者三十六名を出したこと、

三、昭和三年、はわい丸にコレラ発生し、羅病者六十名、死亡者十七名を出したこと、

四、昭和十二年りおでじやねいろ丸香港碇泊中、小蒸汽船爆破のため、乗客中四十名の遭難者を出したこと、等が挙げられる。

このうち最後に掲げた事件は、五月十三日移民および他の舶客合せて約三百名を乗せて神戸から出帆したりおでじやねいろ丸の乗客中、同月十七日見物または買物等のため上陸した人々の一部が会社の小蒸汽船堂島丸に乗り、本船に帰らんとした際、香港埠頭に於て起った変事で、死亡者二十八名中二十四名と、負傷者十二名中五名は、いづれもブラジル行移民であり、また死亡せる唯一人の一等船客は、ダイヤモンドの原石獲得のため調査の目的を以てブラジルに向へる、ダイヤモンド研磨株式会社重役池田健六であった。

しかし此等の事件は、三十年以上に亘り、三百回を超える競海中稀に起った所であつて、これ以外には汽船の

衝突・難破等は皆無で、日伯兩國を結ぶ汽船の往来は、要するに幸運の連続であつた。

第二節 貿易

輸出入額の漸増―移民送金額―横浜正金銀行支店―日伯貿易の開始者藤崎三郎助

日伯貿易が開始せられたのは一九〇六年〔明治三十九年〕九月二十四日サンパウロ市に藤崎商会支店が開設せられた時にありといふべく、その以前に於ては日本商品はドイツ人等の外国商会により取扱はれてゐたに過ぎなかつた。

續いてリオ市に日伯商会、峰谷商会（後に蜂谷兄弟商会と改称）藤崎商会支店、京都合同物産会社支店、日本貿易会社、出島勇三郎の出資に係る山県商会、それを承経して出口峯一郎が大正十一年五月死去するまで経営してゐた出口商店等が開設せられ、サンパウロ市に日本貿易会社支店、伊東硬一商店が開設されたが、一九二二年（大正四年）にはなおわずかに輸入額三五、九三三金ポンド、輸出額に至つては辛うじて二、九三一金ポンドに過ぎざる有様であつて、ブラジル全体の貿易額に比較すれば、輸入は一万分の五・三、輸出は十万分の五に過ぎざる有様であつた。此の時代に於ては輸入は主として陶磁器・貝釦・セルロイド製玩具・歯ブラシ・扇子等であつて、輸出は水晶および珈琲であつた。

しかるに世界大戦末期より歐洲諸国よりの輸入杜絶に
乗じ、諸雜貨の外に新に金物類の輸入増加し、一九一八
年（大正七年）には輸入額三二六、二二六金ポンド（全
輸入額の〇・六一八％）となり、輸出額も亦一四、九七
七金ポンド（全輸出額の〇・〇二四％）となり、翌一九
一九年（大正八年）には輸入は急激の増加を来し、其の
額五〇〇・六二四金ポンド（全輸入高の〇・六九七％）と
なり、輸出も亦増加して其の額二〇、一八一ポンド（全
輸出高の〇・〇一七％）となつた。

此の年の七月に横濱正金銀行支店がリオ市に開設せら
れ、日伯貿易は愈々發展の一路を辿るかにみえた。

この時代に於ける輸入は従来の陶磁器・貝釦等の外に、
鉄鋼製品・機械類等が加はり、其の金額も多額に上るこ
とゝなつたが、輸出は依然として水晶・珈琲等であつて、
金額は多額に上り得ざる有様であつた。

續いて一九二〇年（大正九年）には、前年の好況を続
け、輸入額五九一、八〇六ポンド（全輸入高の〇・六七
四％）、輸出額一八、六七五ポンド（全輸出高の〇・〇二
三％）となり、此の年ブラジルは未曾有の多額の輸入超
過（六、〇二三、〇〇〇ポンド）となり、伯貨為替は約
五割の激落を為したにも拘はらず、輸入額の如きは前年
度以上の高上を示して居る。

然るに一九二二年（大正十一年）以後一九三一年（昭
和六年）まで十一箇年間は、戦時中に於けるブラジル産
業の發展と戦後に於ける欧米諸国の貿易恢復の影響を受

け、鉄鋼製品・機械類の輸入は杜絶し、其の輸入額は八十萬円乃至一百萬円（全輸入高の一厘八毛乃至二厘七毛）に過ぎず、輸出額も亦十萬円乃至五十萬円（全輸出高の一毛乃至九毛）に過ぎざる程度で不振を続け、扇子は夙に出口商店が案出実行してゐた部分品を本邦より輸入し、ブラジルに於て之を組立てる方法を、各商店とも一般に行つて漸く其の販路を推持し、貝釦・齒ブラシは一九二九年（昭和四年）頃より材料品を輸入し、国内に工場を設けて製造することゝなつた。

殊に一九二九年末よりは珈琲価格暴落し、一九三〇年（昭和五年）には政変あり、一九三二年（昭和六年）までは日本商品も売行捗々しからず、多量の手持品をのこすに至つた。

一方輸出は漸増してはゐるが、輸出品は水晶・珈琲を主とし、牛骨・冷凍肉等の範圍を出でなかつた。

然るに一九三二年（昭和七年）に至り、国内の景氣回復と円貨暴落との影響を受け、新に電球・銅線・セルロイド板等の新品の輸入あり、大勢やや進境を示してゐたが、伯國為替管理のために輸入為替代金の回金延滞し、充分に發展することを得ず、一九三三年（昭和八年）に至り、円貨統落と本邦輸出補償法の影響を受け、本邦商品の進出旺盛となり、輸入額は一五四、一九四ポンド（全輸入高の〇・五四五％）となり、前年の約倍額となるに至り、輸出も亦その金額六〇、二五九ポンド（全輸出高の〇・一六八％）に達し、空前の盛況を呈するに至つた。

然し貿易品は未だ旧態を脱せず、輸入は陶磁器・雑貨・電球・電氣器具等、輸出は水晶・珈琲等に過ぎざる有様であつた。

一九二四年（昭和九年）には、新に織物用毛糸および織物用絹糸（生糸および絹練糸）の進出あり、工業材料・自動車部分品等の新品も加はり、輸入額漸増して来たが、伯国為替管理による輸入為替代金の回金延滞は依然輸入の障礙となり、其の金額は前年度より僅に増加して、一六九、四六五ポンド（全輸入高の〇・六六五%）となつたに過ぎず、輸出に於ては前年度に試験的買付を行った棉花が、愈々本格的に買付けらるることとなり、前年度に比し約七五%の増加を示し、金額一〇五、二〇二金鎊（注・以下に金鎊、あるいは金碗などと変換しているのは、すべてポンドの意味）（全輸出高の〇・二九九%）となつた。

一九三五年（昭和十年）には、本邦經濟使節団の訪伯あり、また伯国為替管理の緩和・凍結為替の解消等に因り、輸入は一般に増加し、殊に毛糸・絹糸の増加著しかりしたため、輸入額は前年度に比し、約四五%の増加を示し、二四六、八五二金碗（全輸入高の〇・九%）となるに至つた。

輸出に於ては棉花買付前年度に比し、更に約一三二%を増加したため、輸出額一五八、〇九八金碑（全輸出高の〇・四七九%）となつた。

一九三六年（昭和十一年）には、サンパウロ市に日伯

棉花会社の支社たるブラスコットおよび小西商店の支店が設置せられ、リオデジャネイロ市に日伯経済協会が開設せられ、またブラジル経済使節団の訪日あり、日伯貿易関係愈々密接となつて来たが、輸入は為春管理一層の緩和に伴ひ、陶磁器・雑貨の増加せる外、毛糸・絹糸も亦激増し、新に針金・紙類の輸入があつたため、輸入額は前年度に比し更に約四二％の増加を示し、三四九、六〇九ポンド（全輸入高の一・一六三％）となり、輸出に於ては棉花買付前年度に比し、更に約十五倍に増加したため、輸出額は約十一倍となり、一、六八三、三三三金確（全輸出高の四・三〇八％）となるに至つた。

ここに於て、六年前の一九三〇年には、輸入に於ては第二十二位、輸出に於ては第三十三位であつた日本は、輸入に於ては第十二位、輸出に於ては一躍第五位に進み、なお一九一三年度に比して輸入は約十倍、輸出は約五百六十一倍となつた。

一九三六年度に於ては、斯くの如く単に貿易額が激増した計りでなく、日伯貿易開始以来輸入超過を続けてゐた貿易尻を、輸出超過に急転せしめ、而かも其の輸出超過額は十三、三三三、七二四ポンド（約四千三百万円）の多きに達し、米国・フランスに次ぎ第三位の輸出超過国となるに至つた。

一九三七年（昭和十二年）には、日伯貿易の躍進に伴ひ、本邦商社の進出著しく、従来リオデジャネイロ市にあつた峰谷兄弟商会・西谷商店・東商店・サンパウロ市

にあつたカーザ東山、蜂谷兄弟商会・西谷商店・伊藤商会・村瀬商店・国井商店・中矢商店・日本毛織株式会社出張所並に前年サンパウロ市に設置せられた日伯棉花会社支店・小西商店支店の外に、新にリオデジャネイロ市に三井物産会社出張所、サンパウロ市に東洋棉花株式会社支社（アルゴドエラ・ド・スール）が設置せられ、なほ従来拓植事業を主としてゐた『ブラジル拓植組合』が改組せられて、日南産業株式会社となり、『カーザ・ブラ拓』と称する商事部を設け、野村南米農場も貿易業務を営むことゝなつた。

一九三七年度に於ては、絹糸・毛糸の輸入何れも約倍額に激増した外、普通針金・屋根及暗渠用亜鉛引生子板・鉄筒管および附属品等の鉄銅製品の輸入も亦激増し、新にレールおよび線路接合品・殺虫剤・鬼針金・白働自転車等の輸入があつたため、輸入額は前年度に比し、更に約八五%の増加を示し、六四七、四七二金碗（全輸入高の一・五九四%）となり、輸出に於ては棉花男付前年度に比し、約九%増加したため、輸出額は約二六%の増加を示し、二、一二二、一〇六金碑（全輸出高の四・九九二%）となつた。

一九三八年（昭和十三年）には、リオデジャネイロ市に日伯商業会議所が設立せられ、経済視察団の訪伯もあり、更にサンパウロ市には兼松商店・伊藤忠商事会社の出張所が設置せられ、絹糸の輸入は更に増加したが、支那事変の影響を受け、レール・線路接合品の輸入杜絶し、

普通針金・屋根及暗渠用亜鉛引生子板および平板・鬼針金・電鍍製品等の鉄鋼製品の輸入激減したため、輸入額は前年度に比し、約二四％に減少し、四七三、〇九六金碑（全輸入高の一・三一七％）となり、輸出に於ては棉花買付前年度に比し、数量は的一八％に増加したるも、価格低落のため、金額三・五％に減少し、また水晶・雲母の輸出は激増したるも、珈琲・カカオ・鍼力屑（後半期に於て輸出禁止となる）の輸出激減したため、輸出金額は前年度に比し約二一％減少し、略々前々年度と同額の一、六五〇、六〇一ポンド（全輸出高の四・五九二％）となつた。

一九三九年（昭和十四年）には、サンパウロ市並にレシフェ市に貿易斡旋所が設立せられ、本邦輸出商の出張員・調査員しきりに派遣せられ、従来の各輸出入商社も亦規模を拡張し、日伯貿易は一増の進展を示しつつあり、前記邦人諸商社の外に、リオデジャネイロには本邦向水晶輸出商として白土貫治商店、丹羽徳商店の進出あり、サンパウロ市には雜貨商として瀧波商店支店、書籍輸入商として遠藤書店・東洋書店の発展あり、共の他新に貿易業を開始するもの多く、日伯貿易は隆々たる前途を示すに至つた。

一九四〇年（昭和十五年）に入りては、更に五月中南米駐在帝国大公使会議のリオデジャネイロ市に開催せらるゝあり、六月在伯大使館に初代商務官の着任を見る等、日伯貿易は内容形式ともに正に黄金時代に入らんとして

居る現状である。

此の間横濱正金銀行リオ支店は、開店以来二十一年間
絡始一貫幾多の犠牲を忍び、只管日伯貿易進展のために
努力して来た。

斯くて日伯貿易は、其の貿易額に於て、一九三六年を
一新紀元として、其の後健全なる発展振りを示して居る
が其の金額・全輸出入額に対する比率および一九二三
年度を基礎とする発展率は次の通りである。

日本よりの輸入

年 度	金額(金磅)	全輸入に對する比率(%)	一九一三年度を基礎とする發展率
一九一三	三五、九三三	〇・〇五三	一〇〇
一九二〇	五九一、八〇六	〇・六七四	一、六四七
一九三五	二四六、八五一	〇・九〇〇	六八七
一九三六	三四九、六〇九	一・一六三	九七二
一九三七	六四七、四七二	一・五九四	一、七九七
一九三八	四七三、〇九六	一・三一七	一、六〇四
一九三九	四七九、九三〇	一・五〇九	一、三三六

日本への輸出

年 度	金額(金磅)	全輸出に對する比率(%)	一九一三年度を基礎とする發展率
一九一三	二、九三一	〇・〇〇五	一〇〇
一九二〇	一八、六七五	〇・〇二三	六三七
一九三五	一五八、〇九八	〇・四七九	五、三九三
一九三六	一、六八三、一〇六	四、三〇八	五六、一〇〇
一九三七	二、一二一、一〇六	四、九九二	七〇、七三三
一九三八	一、六五〇、六〇一	四、五九二	五六、三一五
一九三九	二、〇二九、五八三	五、四四一	六九、二四五

ブラジル貿易に於て、斯くの如き高率の発展を示してゐるのは、対日貿易だけであつて、其の他の諸国に対する貿易は、一九一三年度を基礎とすればスウェーデン（一九三八年度輸出一一八、輸入三〇〇）デンマーク（一九三八年度輸出三九八、輸出一九八）以外は総べて減少してゐる状態にある。

斯くて一九三六年乃至一九三八年の三年間に於ける輸出超過額のみにてても三、九八五、八六三金碑

（約一億二千七百万円）に達し、日伯貿易開始以来過去三十年間に於ける輸入超過額を補ひて 尚余りあることゝなつた。

伯國貿易高と日伯貿易高との比較（一九一三年—一九三九年）

年 度	伯國輸出高 (一千金磅)	伯日輸出高 (金磅)	比率 (%)	伯國輸入高 (一千金磅)	伯日輸入高 (金磅)	比率 (%)
一九三三	六五、四五一	二、九三	〇、〇四	六七、一六六	三五、九三三	〇、〇五
一九三四	四六、八〇三	四、七七一	〇、〇九	三五、四七三	一〇、一五八	〇、〇三
一九三五	五三、九五二	—	—	三〇、〇八八	一〇、七五八	〇、〇三
一九三六	五六、四六二	七	—	四〇、三六九	一三、三三二	〇、〇五
一九三七	六三、〇三二	二二、三三八	〇、〇三四	四四、五二〇	七、三三二	〇、〇二
一九三八	六一、一六八	一四、九七七	〇、〇二四	五二、八七	三六、三三六	〇、〇六
一九三九	一一七、三三八	二〇、八八一	〇、〇一七	七一、八六七	五〇、六四	〇、〇七
一九四〇	八二、三四六	一八、六七五	〇、〇二二	八八、三六九	五九、八〇六	〇、〇六
一九四一	四五、四一一	二〇、九六九	〇、〇四	四六、〇三三	三三、三三六	〇、〇八
一九四二	六一、三二七	一六、四一九	〇、〇二七	四三、六〇九	七、四六六	〇、〇二
一九四三	六八、五六二	三三、四二二	〇、〇四七	四七、四四二	八、五七三	〇、〇一
一九四四	八六、七三七	三三、八五六	〇、〇三九	六二、五三二	一一、四〇九	〇、〇一
一九四五	一〇二、八七五	一〇、二〇一	〇、〇一〇	八四、四四三	一五、六四三	〇、〇一
一九四六	九四、二五四	一五、五四四	〇、〇一六	七九、八七六	一五、八二五	〇、〇一
一九四七	八八、六八九	一八、八四七	〇、〇二二	七九、六四四	一一、八九四	〇、〇一
一九四八	九七、四二六	二九、五五二	〇、〇三〇	九〇、六六九	二〇、〇五四	〇、〇二
一九四九	九四、八三二	三九、五九三	〇、〇四二	八六、六五三	一七、四八九	〇、〇二
一九五〇	六五、七四六	三四、七四九	〇、〇五二	五三、六一九	一五、九三三	〇、〇二
一九五一	四九、五四四	四三、四七五	〇、〇九二	二六、七五六	七、三六九	〇、〇二
一九五二	三六、六三〇	五三、六二二	〇、一四六	二二、七四四	八、七六〇	〇、〇三
一九五三	三五、七九〇	六〇、二五九	〇、一六六	二八、一三二	一五、二九四	〇、〇五
一九五四	三五、二四〇	一〇五、二〇二	〇、二九九	二五、四六七	一六、四六五	〇、〇六
一九五五	三三、〇二二	一五八、〇九八	〇、四七九	二七、四三二	二四、八五二	〇、〇九
一九五六	三九、〇六九	一、六八三、三三三	四、三〇八	一〇、〇六八	三九、六〇九	一、一六
一九五七	四二、五二九	二、一三三、一〇八	四、九八二	四〇、六七	六四、七二二	一、五九
一九五八	三五、九四五	一、八六、〇六一	四、五九二	三五、九一六	四七、〇九六	一、三二

移民送金額

一九一九年（大正八年）七月一日横濱正金銀行支店が
 リオデジャネイロ市に開設せられて以来、同行を経由し
 て行はれた邦人移民送金額は何程であつたか、其の概要
 を各年度に就て掲げると次の通りである。

年次	金額（單位圓）
一九一九	一九〇、一九七
一九二〇	二二三、六二六
一九二一	六五、五三八
一九二二	二五九、〇二八
一九二三	二六五、九一六
一九二四	一、一五五、三二五
一九二五	一、四六一、一六六
一九二六	六六〇、九〇六
一九二七	八三一、八二九
一九二八	一、七三七、〇六二
一九二九	一、二一七、四〇六
一九三〇	五四九、〇四〇
一九三一	一五四、三五八
一九三二	一七八、七四六
一九三三	一三、一五一
一九三四	五一七、三二三
一九三五	四二九、七八四
一九三六	七七五、四八三
一九三七	一、一九九、三九一
一九三八	三八〇、七四三
一九三九	三三七、六〇二
合計	一一、六〇三、六二〇

送金額の多少はブラジル国に於ける景気不景気を反映してゐるが、一九三〇年乃至一九三五年並に一九三八年乃至一九三九年は、伯国為替管理法上に於て送金制限を受け、国内の景気如何に拘らず送金額減少せざるを得なかつたのである。

横濱正金銀行リオ支店は前述の如く、大正八年七月一日の開設にかゝり、邦人移植民の進展と共に貿易其の他に対し多大な努力犠牲を惜まなかつたのであるが、創業以来の同支店支配人氏名並に 其の就任年時を示せば左の通りである。

支配人氏名	就任時
前田 忠	大正八年七月一日
大野 篤雄	大正八年八月二日
鈴木 萬壽雄	大正九年六月十六日
樋口 勝	大正十年十一月七日
小島 要	大正十二年二月十三日
日沖 政吉	昭和二年七月二十九日
名和田 政一	昭和九年八月二十三日
椎木 文也(現任)	昭和十一年五月二十一日

以上に依つて概略日伯貿易の推移発展を知ることが出来やうと思ふ。日伯貿易が将来輸出入ともに多く発展性のあることは疑ひなき所である。

要は今一層統制ある進出を期すべきであらう。

終りに日伯貿易の開祖とも云ふべき藤崎商会に就て、その功績に酬ゆるため、当時の努力を略記したいと思ふ。

同商会主藤崎三郎助は仙台の人、資性英俊、三十歳にして既に中央実業界に名を成し、荒井泰治、楨哲等と塩水港製糖会社を創立し、その他幾多の諸会社に関係を有した。

欧米漫遊後明治三十四年には佛国リオンの市場に絹織物等を輸出するなど志は常に海外にあつた。

日露戦争直後印度貿易を劃策中、堀口九萬一任地ブラジルより帰朝し、日伯貿易を大に勧奨したのが動機となり、松本某を印度に派すると共に、ブラジルへは支配人野間貞攻郎以下後藤武夫・佐久間重吉・田中正雄を渡航せしめ、貿易の事に当らしめた。



日伯貿易の開闢
藤崎三郎助

この一行は明治三十九年五月五日神戸出帆の阿波丸（日露戦後日本郵船の歐洲航路再開に於ける第二船）にて出発、佛国マルセーユを経て、同年七月十六日サントス上陸、翌日サンパウロ市に到着したのであつた。当時首府のリオデジャネイロ市は漸く市区改正を急ぎ衛生設備に専心中であつたが、一般には猶不健康地として恐怖されてゐた関係から、南都サンパウロを事業地として選んだのである。

開店は同年九月廿四日O J a p a o e m S a o P a u l o の屋号を以て、乗出したのであつた。

当時ブラジル人は、未だ日本および日本人に関して充分なる認識なく、前記野間支配人一行がサンパウロに到着した頃には、同地には農商務省の実業練習生大平善太郎が唯一人ゐただけで、奥地モジアナ鉄道沿線に居た鈴木貞次郎も着伯したばかりであつた。

かゝる状態であつたから、日本品の宣伝と販路開拓には容易ならぬ苦心を要したのであつて、それが酬ひられるに至つたのは数年後からで、明治四十四年には北伯サン・サルヴァドル（俗にバイア）市に、四十五年にはレシフェ（俗にペルナンブコ）市に、更に大正四年リオデジャネイロ市に夫々支店を開設し、多数の日伯両国人行商者と連絡し、全国的に日本商品の販路を拡張した。後同商会はサンパウロ州ピンダモニャンガーバ市附近に農場を買つて之を経営することとなり、大正十五年長年の貿易業を中止した。

恰も同年当主藤崎三郎助逝去し、その報天聴に達するや畏くも生前の貿易業に対する勲功を思召され贈位の御沙汰があつた。

なお前述野間支配人の同伴せる三青年中、佐久間・田中の両名は数年後にブラジルを去つたが、後藤武夫一人だけはブラジルを墳墓の地として奮闘今日に及んでゐる。昭和十年以降カーザ東山に入り、現在総務部長兼工業部副長の椅子にある。

第三節 投資

南伯に於ける主なる本邦投資―『カーザ東山』（商事部・銀行部・農事部・工業部・地所部）―その事業概要および特色―野村南米農場―小麦試作上の功績―日伯柘植株式会社のバーラ・マンサ農場

現在南伯に根をおろした本邦投資としては、東山農事株式会社、ブラジル拓植組合、海興株式会社の外農業方面では野村農場、日伯拓植株式会社位のものである。此のうち、ブラ拓、海興は其の発生から云ふも特種なものであり、純然たる投資は他の三者のみと見ることが出来る。

東山は流石に目先の利害に頓着せず、何等か大乗的な態度を以て、牛歩堅実な前進を持続して居り、野村農場、日伯拓植また財界の如何に動ぜず、孤城を護つて将来を期するが如くである。

殊に野村農場は近年小麦栽培に成功し、聯邦政府は之を以て将来外国産小麦の輸入を防ぐ隅光を見出したものと喜び、関心と称読一方ならず、其の收穫期には農相自ら現場へ出馬して祝賀すると云ふ有様である。

なほ伯棉の輸入を目的とする日伯棉花株式会社が、昭和十一年二月大阪に設立されて以来、東洋棉花株式会社・小西商店・伊藤忠商事会社・日本棉花株式会社等は、支店又は出張所をサンパウロに設け、『ブラ拓』も亦商業を営むなど伯棉の買付盛んに行はれ、且本邦への輸入量

頓に増加した。

この間往々にして同業相食むの弊なきにあらざりしも、兎に角関西の有力なる会社・商館が、競ってブラジルに進出し、同時に我が国の紡績工場が、伯棉を多量使用するに至ったことは注目に値する。

また此の伯棉の輸入増加は昭和九年本邦棉業視察団の訪伯に踵いで、翌十年平生経済使節団が、ブラジルに於て当局と協議を遂げ、特に尽力せる結果であり、延いてサンパウロ方面の棉花栽培・生産拡張に寄與すると共に、斯業に従事せる無数の本邦移植民にも裨益を与へた。

由来移殖民事業は、投資企業と併進することに依つて、健全なる発展が期し得らるべきもので、投資企業の為には、ブラジルに於て養成された人材を登用することが、双方の利益と思惟される。

然るに中等以上の教育を受けてゐる邦人学生は、サンパウロ市だけでも、その数千二三百名に上つて居り、逐年増加の一途にあるから、今後十年を出でずして万を突破することは疑ふべくもない趨勢にある。誠に喜ばしき限りではあるが、一面折角養成された是等の人材も、用ゆる所がないとすれば、民族的発展の上にこれほど不経済なことはないのである。

東山・ブラ拓・海興等僅か三社に過ぎぬが、これ在るがために、どれだけ人材が適所を求め得て居るかを思ふ時、一段の高所から総合的な計画を日本の朝野に切望して已まないのである。

左にブラ拓、海興を除き他の本邦投資に関し、概様を記述するであらう。

カーザ東山

カーザ東山（東山農事株式会社）は周知の如く、三菱系の会社であつて、伯国事業は一九二七年（昭和二年）の創始にかゝり、爾来十余年左記の如き沿革を経て拡張発展を続け、現在に於ては農・商・工・金融の各部門に互り何れも業礎確立し、伯国に於ける東山の名は在留邦人間には勿論、伯国人間にも日と共に喧伝せらるゝに至つた。

規在は伯国諸事業は『カーザ東山』なる称呼の下に包含する事とし、『カーザ東山』内に商事部・地所部・工業部・農事部・銀行部および総務部を設け、各部に部長を置き、本社参事山本喜誉司総支配人として全事業を統轄する。現在職員五十二名を擁し、他に邦人傭員七十六名・外人傭員百三十四名を有してゐる。

（イ） 商 事 部

資本至二千五百コントスを以て、『カーザ・トーザン・リミターダ』なる有限責任持分会社を組織し経営の主体とす。伯国法律上の本店は今尚サントスにあるが、商事部の事実上の本部はサンパウロ市にある。営業所はサントス、サンパウロ、リオデジャネイロの外、リンス、マリリア等奥地六箇所に支店を有し、更に各地に代理店網を有する。

商事部の国内業務は、珈琲コミサリオ業その他の農産物取扱・珈琲精選工場・精米工場および倉庫業の経営・農具・農薬剤・肥料の取扱等であつて、国外業務は生糸・毛糸・鉄工品そのノ他雑貨の輸入および笹麻子・棉実・珈琲の輸出等である。

現在は副支配人参事水上不二夫が商事部長を兼務してゐる。

右諸営業の内、コミサリオ業とは一言にして謂へば珈琲の委託販売と其の委託主に対する農業金融機関とをかねたものであつて、邦人として最初に染手せるものに属する。

奥地各鉄道沿線主要地に配したる代理店網により、着々その成績を挙げ、開業後既に十年の経験を有し、其の信用亦絶大にして伯国に最も必要なる農業金融に多大の貢献を致し来つた。



東山農事株式会社・長坂本正治

現に珈琲受託取扱高の如きも、伯国珈琲総輸出量の約一%に達し、同国に於ける日本人生産珈琲の約二八%を示すの盛観である。

就中最近二年に於ける本邦生糸の伯国輸出の進況は、『カーザ東山』の努力に係る所抄くない。

(ロ) 銀行部

従来商事部コミサリオの補助機関として、奥地邦人の珈琲その他農穫物の生産に必要な農業金融をも営んで居たが、他面伯国には一般在留邦人の安心して預金し得る適当なる銀行なく、特に相当の資金を持参せる新移民中言語の不便なること、土地の事業に不慣れなること等の為に、所持金の処置に困惑する者ある実状に鑑み、一般邦人の勤儉貯蓄の便宜を計ると共に更に之を奨励し、将来発展の資たらしめんため之が受益の範囲を拡張して邦人全般に及ぼす目的の下に、一九三三年(昭和八年)資本金二百コントスを以て、『カーザ・バンカリア・トーズン・リミターダ』なる有限責任持分会社として独立せしめ(昭和十四年十二月資本金を二五〇コントスに増加す)、本店をサントス市に置き、昭和十二年支店をサンパウロ、リンス両市に設け、本支店ともカーザ東山商事部事務所に於て營業をなし、主として定期頭金および小口預金の受入をなしつつある。

而して昭和十四年に於て更に奥地珈琲棉花の中心地たるマリリア、プレジデンテ・プルデンテの二個所に支店設営の運びとなつた。

この銀行部は其の規模に於て、大資本を擁する一流銀行には比すべくもないが、日本人経営の銀行としては先鞭をつけたもので、年と共に邦人の預金者増加し、現在定期その他を合せ、預金総額一萬四千コントスに達し、なお漸次増加の一途を辿り、一面保留利益を蓄積し、更

に支払準備を豊富に保有するが故に、其の経営振りは堅実無比と称せられ、邦人植民者の信用絶大にして其の経済的發展に著しき寄与をなしつつある。

(ハ) 農 事 部

伯国に於てカーザ東山が農事に着手せるは、一九二七年（昭和二年）の事であつて、現在カンピーナス附近に一、六〇〇アルケイレス（約四、〇〇〇町歩）、ピンダ市附近に二、六〇〇アルケイレス（約六、五〇〇町歩）合計四、二〇〇アルケイレス（約一〇、五〇〇町歩）の農場を所有経営する。

右はファゼンタ・モンテ・デステ・リミターダと称する有限責任持分会社を資本金二千コントスを以て組織し、以て農事経営の主体となし、山本喜誉司之が部長並に農場長を兼務してゐる。

カンピーナス農場は其の経営の合理化および設備の整頓等の点に於て、伯国屈指のもので、常に伯国農政当局者の推称を受け、伯国人農業者の參觀する者少からず、かくて日本の誇るべき農業技術を伯国に紹介し、技術を通じて日伯親和に寄與しつつあるが、又奥地在住の邦人農業者も其の農業技術或は経営法に関し実地見学のため団体を作り或は個人的に来場する者甚だ多く、これが接待・案内乃至指導に農場員は忙殺される有様である。両農場の概略は左記の通りである

(A) ・カンピーナス農場

当農場はサンパウロ州カンピーナス郡内に介在し、地

味豊沃、総積二六〇〇アルケイレス（約四、〇〇〇町歩）、現在農場内総人口一、一九〇人、戸数二三四、主要なる事業は珈琲・柑橘・植林および牧畜で、外に油桐栽培・棉花・玉蜀黍・米作および雑作を行つてゐる。

珈琲は樹数二十五万本で年産四、五千俵（百斤入）に達する。

尚過去十年に渉り伯国珈琲栽培業者を脅かせる害虫ブルツカの駆除に対し、ウガンダ寄生蜂の利用を実際的に應用普及せしめた功績は、伯国官憲は勿論斯業者間に感謝の念を高められつゝある。

柑橘は現在のところ未成樹多きため年産三、四萬箱に過ぎないが、数年後柑橘園完成の暁には、十五万箱に達すべく、所産品は大部分歐洲市場に輸出する計画で、既に荷造工場を買収経営し、昭和十三年以来少量の試験的輸出を開始してゐる。

なお生果のまゝ輸出するに止らず、これが加工・缶詰等の事業に着手すべく、其の準備中である。

常農場の柑橘はバイアナ種、ワシントン・ネーブル種、ペーラ種等のオレンヂの外、グレープ・フルーツ並にレモン等で、樹数四万五千本に及び、全伯国を通じ屈指の規模に属する。

植林も亦主要部門の一であつて、主としてユーカリ樹を植栽育成し、九カ年の法正計画を以て伯国に必要な薪材又は木炭として市販する。

牧畜は牛を主とし繁殖肥育の二部に分ち、現在約九〇

○頭を繁殖し居り、昭和十三年七月ミナス・ジェライス州首府ベロ・オリゾンテに於て聯邦政府主催の第七回全伯国畜産共進会に、過去八箇年に瓦り不斷の努力をはらつて育成せるゼブー種インドブラジル系種牛（伯国の氣候風土に最適の肉用種）を出陳したところ、既界権威者の嚴正なる審査の結果は、堂々ブラジル第一の最優秀牛として其の榮譽を勝ちえ、大統領杯その他幾多の名誉ある優勝表彰を獲得し、一般在住同胞のために万丈の氣を吐き、本邦官民に多大の感銘を与へたのであつた。

（B） ピンダ農場

ピンダ農場は同じくサンパウロ州内ピンダ郡にあつて、嘗て藤崎商会の所有・経営に属した歴史を有する。

総面積二、六〇〇アルケイレス（約六、五〇〇町歩）現在農場内戸数二二〇、総人口約二、〇二五で、米作および牧畜を主体とし、その他多少の雑作を行ふ。

米作は最も重要なもので、伯国に於ては従来殆ど陸稻のみなりしも、当農場に於ては他に率先して灌漑水田に着目、日本式水稻に成功し、現在その作付面積約二四五アルケイレス（約六百町歩）におよび、其の牧穫高は一萬三四千俵に達する。

米種は伯国在来品種の外、日本優良品種の栽培を行ひ、一部は後述の酒造工場用に供し、他は付属精米工場に於て精白の上市販する。

牧畜は牛の繁殖および肥育を主とする。肥育とはミナス・ジェライス州等の奥地より瘦牛を多数買入れこれを

農場内の牧場に放し、数箇月間肥育したる後、肉用として市販するのである。

当農場は消費市場に近く、且廣大なる牧場を有するを以て、肥育牛事業は牧畜業中有利なる一部門をなしてゐる。

現在ピンダ農場内放牧牛は一、八〇〇頭内外に達する。

(二) 工業部

現在工業部門としては酒造工場および絹織物工場を経営し居り、なほ骨粉工場・柑橘加工場および鉄工所を逮設中で、山本喜誉司が工業部長を兼任してゐる。

(A) 酒造工場

昭和九年資本金二百コントスを以て、『インヅストリア・アグリコラ・カンピネーラ・リミターダ』（カンピーナス農産加工会社）なる有限責任会社を設立して経営の主体と為し、カンピーナス農場内に工場を設け、清酒の醸造を開始した。

最初年一千石の醸造規模としたるも、需要に應じ難きを以て、醸造能力二千石まで工場を拡張する事となり、最近完成を見るに至った。

伯国の氣候は四季を通じて温暖なるを以て、当工場は完全なる冷蔵装置を設け、これによりて『仕込み』をなし、天然式醸造を行つてゐる。梨品は『東麒麟』『東鳳』なる商標を以て、サンパウロ元扱店および奥地代理店によりて一般に販売しつゝあるが、本事業は元來營利のみを目的とせず、伯国在留邦人の保健上有害なるピンガ

酒（甘庶製焼酎）の飲用を防止せんとする目的から出發したもので、従つて品質に特別の注意をはらひたる結果、今日に於ては伯国人間にまで愛飲せられるに至つた。

（B） 絹 織 工 場

これは昭和十二年資本金一千コントスを以て、『テセラージェン・デ・セーダ・パウリセア・リミターダ』（パウリセア絹織会社）なる名称の有限責任持分会社を設立し、サンパウロ市所在外人経営の絹織工場を買収経営する事となつたものである。

同工場は織機八十台女工二百名の規模を有し、生産能力一カ月廣幅もの約五万米、伯国上流向高級絹織物の製織を主眼とし、生地のまま又は精練染色の上販売する。主要原料たる生糸は、総て本邦産のもので、近時は羽二重を製造して居る。伯国の関税は絹織物に対しては殆ど禁止的高率であるが、生産原料に対しては左まで高率ならず、従つて優秀なる日本絹物の消費を伯国人間に拡むるには原料としての生糸を輸入し、これに日本の製織技術を加へて宣伝する外はない。

日下販売小売り店をも経営し、氣永がに宣伝につとめ、日本産品の優秀性もブラジル人社会に漸次認めらるゝに至つた。

（ホ） 地 所 部

市街地の土地建物の管理売買を目的とするもので、サンパウロ、サントス及奥地都市に於て大小の土地建物を

経営管理してゐる。

その経営は『カーザ・トージン・リミターダ』の名に於て行ひ、水上不二夫之を兼任する。

以上に依つて大略東山農事株式会社の伯国に於ける事業内容を尽したが、同社は岩崎久弥男爵の経替に係る朝鮮の東山農場その他の業務を継承して、大正八年十一月一日創立、現在資本金一千万円、農業・林業および牧畜を主目的とし、東京市丸の内に本社を置き、事業地を内地・朝鮮・台湾南洋および南米に有し、直営或は分系会社をして経営せしめてゐる所の本邦に於ける最も強力な海外企業の一である。

伯国に於ける事業の経営振り乃至社風に見るも、流石がはと首肯せらるゝ点少なからず、また各般の事業内容も徐々進展し、三菱王国の将来を思はせる堂々の容姿たるを妨げぬ。

東山農事の本社主脳部は、取締役会長兼専務取締役坂本正治、常務取締役相川貞吉、同君塚慎、取細後岩崎隆弥、監査役深井三男、同前田幸太郎である。

伯国に於ける同社の強味は一に人材の揃つてゐることであり、且常に後進の養成を怠らず、而かも事業会社とは云へ人間の上に物質を置かずして、人物を目標とする点など推称に値するであらう。

同社伯国事業の基礎は君塚慎の創設以来十一ヶ年の拮据苦辛によるものであるが、なほ君塚は単に東山の人と

してのみならず、伯国滞留中は邦人の体育・衛生等諸般に亘り、つくすところが少なくなかった。

昭和十五年七月本社詰となり、後は前述山本喜誉司、水上不二夫の兩人、次いで総務部長たる在留邦人中の先輩後藤武夫等により諸事業は継承されて遺憾なき現状にある。東山の叙事を終るに当り、ここに取り締役会長坂本正治に関する逸話を一つ採録して置く。

前掲酒造工場の項に於て記述した通り、其の目的は在伯邦人の保健上有害なピンガの駆逐にあつた。

従つて品質の良きものを安値に売り出さねばならぬのであるが、現場の責任者としては慈善事業にあらざる限り、採算を忘れる繹には行かぬので、此の儲かるピンガ酒をも内証で造つて居た。

所が偶々来伯した坂本会長にそれを発見せられ、『おい、君これは何の工場かね。東山はピンガを造つては居らぬ筈ぢや。早速工場を壊はしたらよからう』と御機嫌いとも斜ならずであつたそうである。東山の事業の一面が窺はれて面白い。

二、野村南米農場

野村農場は一九二六年（昭和元年）末の創設で、野村徳七を社長とする野村合名会社の海外事業部の南米に対する唯一の事業である。

同農場はパラナ州内、サンパウロ・パラナ鉄道バンデイランテス駅の南東約二〇軒の地点に所在する。

総面積一、三五〇アルケイレス、その内繹は、処女林七五〇アルケイレス・珈琲園二五二アルケイレス（珈琲樹三二一、〇〇〇本・年産一万五千俵内外）、小麦栽培地四〇アルケイレス、牧場地四〇アルケイレス、雑作地一三六アルケイレス、道路および圃道一一アルケイレス、建物敷地二〇アルケイレスとなつて居る。

而して現支配人は牛草茂で、農園内総人員一、二〇〇人、内日本人は二十二家族百二十人、その他は全部ブラジル人・イタリア人及ポルトガル人等である。

北パラナ一の開発は主として珈琲全盛期の一九二九年前後に行はれたものであり、此のテーラ・ロシヤ地帯に栽培さるるものは珈琲の外なしとして、殆んど他作物を省みず、特に小麦栽培の如きは、一般に想像すらされず、又その栽培の可能性を信ずる者もなかったのである。



野村合名会社々長野村徳七

然るに同農場に於ては、一九三一年僅少の小麦種子を手にして試作を開始し、当初は全然未知の世界であつた適種の選鐸・播種時期・播種方法等の試験に没頭し、爾来数年にわたり毎年各品種を一年間三六五日を十日毎に刻んで播種して適期試験を行ふ等、あらゆる苦辛を経た結果、漸く一九三七年に至り、印度原産プーザ四号種が最適種であり、また播種適期は四、五の両月を好しと

し、小麦生産は十分可能なことを確認するに至った。而して比等小麦試験栽培に関する報告書は、当時既に伯国内小麦自給政策を提唱して居た所の農相フェルナンド・コスタの認むる所となり、農相は其の報告書に依り愈々伯国に於ける小麦栽培に関する自信を深め、その結果途に同農場は、一九三八年以降三カ年間に、農務省の小麦種子採取場に指定された。

而して第一年度（一九三九年）二、〇〇〇俵、第二年度（一九四〇年）八、一〇一俵の小麦プーザ四号の精選種子を聯邦農務省に納入したのであつた。

フェルナンド・コスタ農相はパラナ州執政官マヌエル・リーバスと共に一九三八年九月三日、一九三九年八月十七日と再度に亘りて住訪し、親しく同農場小麦収穫祭を挙行した程である。

なほ北パラナ州に於けるプーザ四号種子配給と其の牧穫量は次の如くである。

年次	種子配給量（俵）	收穫量（俵）
一九三八年度	二〇〇	三、〇〇〇
一九三九年度	一、〇五〇	一五、七五〇
一九四〇年度	五、〇九六	七六、〇〇〇

以上の如く野村農場に於ける小麦栽培の研究および其の成功は、今後伯国の輸入小麦に封する解決の一助として、技術的な寄与を為したものと云ふ事が出来よう。

三、バーラ・マンサ農場

バーラ・マンサ農場は、関西財界人の一人川西清兵衛を社長とする日伯拓植株式会社の経営に属し、昭和三年三月の創立である。

資本金百五十万円（昭和十四年百万円に減資）経営農場はサンパウロ州ノロエステ線アバニヤンダーバ駅左側西方十四軒に在る珈琲園である。

面積五百アルケイレス、栽培珈琲樹数三十二万本で、土地利用の内繹は、珈琲園一六三アルケイレス・放牧場八五アルケイレス・貸地七八アルケイレス・雑作地その他六四アルケイレス・原始林一一〇アルケイレスである。而して牧牛百五十頭・豚五百頭、外に馬およびラバ六十頭を数へ、なほ珈琲精選機・精米機等の施設に欠くる所なき一農場である。

在耕者は大部分ブラジル人その他はイタリア人・エスパニヤ人・ポルトガル人で、約百家族常住してゐる。

関西に於ける財界屈指の巨頭川西の事業としては



日伯拓植株式会社社長
川西清兵衛

甚だ貧弱の感なきをえないが、会社創立当時はブラジル移植民高調の折柄、預ねてより海外の事に関心を持ってゐた同人の事として、利害を度外視した奉公の意志も手伝つて一口乗った程度の事と推測される。

安東義喬が車務取締役となり、現地ブラジルに於ける業務を担当するに及び、日伯貿易に着眼し、先づ毛糸輸出の途を開き、続いてブラジル産工業原料を我が国に輸入し、同社としては今や珈琲園の経営よりも、寧ろ商業を重要視するに至った。

第五章 移民誘入に関する日伯交渉由来

一、最初の移民交渉と当時のブラジル事情

明治四十一年四月二十八日、ブラジル行日本移民七百八十一名が、東洋汽船の笠戸丸をもつて神戸港を出発した。

明治二十七年、ブラジルのサンパウロ州、プラド・ジョルダオ商会代理人、チャールス・アレキサンダー・カーライルなるものが来朝し、日本吉佐移民合名会社に対し、本邦移民をサンパウロに誘致したき旨を申入れてから、丁度十五年目、感銘探い第一回ブラジル渡航移民である。カーライルの吉佐移民会社に対する申入れは、折角の来朝にも拘らず、物にならなかった。

吉佐移民会社は、相当乗気で折衝したのだが、如何せん当時日伯両国間には、未だ修好條約の締結なく、無條約国への移民輸送は、帝国政府の堅く禁ずるところであ

つたので、どうにもならなかったのである。

一説に、カーライルと吉佐移民会社業務担当者佐久間貞一との間に、移民輸送に関する契約が出来たのだが、その契約に不備の点があつたので、政府の許すところとならなかったとある（「佐久間貞一小伝」）が、しかしこれは当たらない。契約の不備といふやうなことは末節の問題だからである。

しかし、どつちにしても、これはこれで終つたので、十数年後の移民渡航の実現とは、直接の関係がないのである。

この第一回ブラジル移民の渡航実現には、もつと手近なところに、拠つて起る発端があり、従つてこの移民の実現事情、渡航事状を記するだけならば、直接その発端に飛びついてよいのである。

けれども我等は、その発端に飛びつく前に、前記二十七年の最初の交渉以後、引つづき両国関係者の間に、どういふ交渉が繰返されたかを見て行かなければならぬ。そして、そのためには、先づこの時代に於けるブラジル事情、特にブラジルに於ける移民関係の事状を概観して置く必要があるのである。

ブラジルは一八八八年五月をもつて、国内の奴隷を解放した。わが明治二十一年のことである。アフリカ黒奴は、ブラジルに於て三百年の歴史を持つ。一八二一年以後、ブラジル政府は、並々ならぬ犠牲をはらつて、歐洲からの移民誘致に努めたが、何程の数も得られなかった。

黒奴は依然ブラジルの労力の支柱をなした。

しかし一八一四年以来、奴隷売買の禁止及びその解放を目的とする英国の努力は、このブラジルにも熱心且つ強力に仕向けられ、ブラジルは一八五〇年に至って、遂にその売貞買を禁止せざるをえなくなった。

ブラジルの民間移民事業は、これと前後して勃興した。植民会社、植民協会、移民誘入業者が続出した。みな政府の保護のもとに、相競って歐洲移植民の誘入に努めた。その結果は見るべきものがあり、一八五〇年以後十七年間の入移民数は、一八五〇年以前三十二ヶ年間のそれよりも、はるかに多数であった。しかし一方、奴隷売買禁止による打撃も大きく、ブラジルはこれによつて、アフリカ沿岸よりの労力補給の道を失ってしまった。

国内労力需要者が、このために困難したことは勿論である。加ふるに、奴隷売買禁止以来、国内に於けるこれが解放運動も盛んとなり、一八六四年には、自由アフリカ人の解放を実現した。国内全奴隷の解放も、も早や時の問題たるに過ぎぬ。国内の労力需要者は焦り、政府もこれが対策に腐心した。しかしついにその日は来た。

一八八八年五月十三日、ブラジル議会は左記法案を通過し、即日皇帝ドン・ペドロ二世の裁可を経て發布した。

第一條 本法發布の日よりブラジル居住奴隷全部を解放す。

第二條 本法に抵触する規定は之を廃止す。

ブラジル政府は、奴隷解放による労力の欠乏を、歐洲

移民の導入に待つべしとし、この解放実現と前後して、多数の移民誘入業者との間に、右に関する契約を取結んだ。

移民誘入業者の活動は、これより欧洲全土に展開した。政府は一八八九年一月、欧洲各国に駐在する自国官憲に対し、右移民誘入契約の締結を通告し、この目的を達成するためには、駐在官憲の協力を俟つこと大なるものありとし、「我が帝国の繁栄の大部は、実に本件に繋るが故に、帝国政府は貴官の勤勉活動および愛国心にまつことの大なるは、又申すまでも無之候」と附言してゐる。

その年十一月、ブラジル帝国政府は共和国となつたが、欧洲移植民誘致のための努力には変更がなかつた。

翌年六月、共和国仮政府は、「外国移民配置規則」を公布し、共和国移植民政政策の根本を示した。

この規則は、第一編、第二編より成り、第一編に於てはブラジル共和国政府の与ふる特典を享有する移民の具備せざるべからざる條件、特典の保証およびその他移民の享くる便益、一ケ年に一万人の移民を導入する船会社に対しては、賞金十萬フランを與ふべきこと、移民が帰国せざるべからざる場合には、政府に於て帰還費を負担すること等を規定し、第二編に於ては、移民の入植、私有地内の植民地を經營する者への奨励金等を規定してゐる。

この規則第一條に、「本国に於て刑法によりて処罰せられたることなき強壯にして農業に適する個人は、共和国

の諸港に入ること自由なり、但しアジア又はアフリカの土人は此の限りにあらず、右両者は適時定むる規定により、国会の許可を得たるときは入国するを得」とあり、本法が歐洲移植民にのみ適用さるべきことを明示したのであるが、しかし二年後の一八九二年十月、日支両国移民の入国も亦自由であり、従つて本法に定むる各種の特典に洛し得る如く改められた。

一八九四年十二月、聯邦政府は預算法第二六号をもつて、移民事務は今後一切各州自らこれを管掌すべしと規定した。財政上の都合からである。聯邦政府は一八九二年八月、メトロポリタン会社と、歐洲移民誘入に関する大規模の契約を締結したが、しかし到底その負担に堪へなくなり、二十二萬五千円の賠償金を支払つて解約してしまつた。当時、舶邦政府の財政は頗る窮迫してゐたのである。

移民事務は一切各州自ら管掌すべしといふことは、即ち各州は自らの負担に於て、外国移民を誘入せよといふことである。サンパウロ政府は、翌々一八九六年三月、ア・フィオリタ会社と、更にその翌年は、ア・フィオリタ会社及びジョゼー・アンツーネス・ドス・サントス会社と、夫々大規模の歐洲移民導入に関する契約を締結し、契約当初の年度たる一八九六年より、多数の歐洲移民が直接これに流れ込んだ。他の各州また能力に應じて、これを実行したといふ迄もない。

明治二十七年のカーライルの来朝は、聯邦政府が移民

事務を各州に移管する直前のことであつたのである。

なほパラ州知事ラウロ・ソドレーは、一八九六年の施政報告中に、同州土地局が其の前年（明治二十八年）八月二十二日に「東洋移民貿易会社」の代表者ジュリオ・ベナヴィデスとの間に、日本移民三千人誘入の契約を結んだ事実を挙げてゐるけれども、元来同会社は日本の会社でもなく、また右契約履行のため、日本側へ交渉した事実もなく、全く契約調印のみに終つたらしい。

二、官命を帯びてブラジル視察

プラド・ジョルダオ商会の、日本移民ブラジル誘致に関する吉佐移民会社への申入れは、前記の如く無條約国なるが故に、物にならなかつたのであるが、しかし日本としても、これは万更ら見捨てた話ではなかつたのである。

当時、メキシコに対する榎本正らの植民地開設計画があり、また前年（二十六年）には、布哇からグアテマラフに転航した移民の問題があつたりしたので、外務省としても中南米地方に対する興味は、少なからず動いてゐたのである。

それで外務省は、前記カーライルの来朝の直後、同年（二十七年）の七月をもつて、根本正を中南米視察の旅に出した。ニカララグア、グアテマラフ、ブラジル等に於

ける移植民事状、特に邦人の発展の適否について調べて来いといふのである。

根本は当時最も熱心な移植民運動家の一人であつて、榎本子の植民協会の中堅であり、また同子らの対メキシコ植民地計画についても、重要な役割を演じてゐたのである。しかも彼れは、その年二月のメキシコの現地調査の旅から帰ったばかりであつた。

九月十五日、リオデジャネイロに着き、それより十月二十六日に至る間、ペルナンブコ、バイア、リオデジャネイロ、ミナス・ジェライス及びサンパウロの各州を踏査し、また各関係要路の人とも会つて、この国が日本人の移民地として、極めて有望なることを看取した。

ブラジルばかりでなく、ニカラグアも、グアテマラも、また然りといふことで、帰朝後これらに関し、当時としては可成り詳しい報告書を当局に提出してゐる。

彼が旅行中、榎本子および殖民協会の人々に宛へた手紙に、ブラジルに関する見たまゝ、感じたまゝの、興味深い記述がある。恐らくこれはブラジルを実査して、ブラジルの事状を記した日本人最初の記録であらう。

日本移民に適すべき地はペルナンブコの南部に有之、特にサンパウロ、ミナスは最も宜しくと存候、土地肥沃にして到る処樹木高く生ひ茂り、小生が曾て墨西苛（メキシコ）ソコヌスコ地方にて目撃したると同様に御座候、又サンパウロ 市とサントス港の間には交通の便利充分

に具はり居候、ナツシメント氏の紹介に依り、サンパウロ州の知事に面会仕候処、知事は懇切に待遇せられ、小生サントス港に出港の節は、特に別仕立の馬車用意被致呉候、サンパウロ市よりサントス港に至る道路は中々立派なるものにて、高度は大抵二千百フィートに有之、随て氣候も温和に御座候。寒暖計は途中馬車の内華氏八十五度サントス港にて八十五度を示し候、着後移民取扱所一覽仕候、来住の移民 上陸の節は、先づ此処に着し候手順にて、百般の便宜備はらざるなく移民に対する取扱方法完全致居候には一驚 を喫し候、目今歐洲特に伊太利より来航するもの陸續踵を接し、毎週数百人に及び候、小生もサンパウロ取扱所にて一度目撃仕候（中略）

ブラジルは米国と同じく大平原を有し、土地は概して肥沃に御座候、就中ミナス、サンパウロ、リオ・グランデ・ド・スール、サンタ・カタリーナの諸州最も盟飴の地方に御座候、ミナス、サンパウロ州最も温和に有之、午前七時小生此書簡認め居り候室内にて塞温器正に七十五度を示し候、天候も桑港又はメキシコ府の如く、至つて長閑に御座候、日本移民事業に取り最も望みあるはサンパウロ州に有之、縦横に瀰漫せる幾多の大平原は、以て無数の市街を建設し、永住の地と為すに足るべく、生計の程度を高め、財富を増殖し、子女に充分の教養を施し、何不足なく愉快に生活するを得べく、彼我両国の利益不過之と被存候、只必要なるは勤勉不倦の職工及び忍耐に富みたる労働者に御座候、何卒日本移民移植の儀

御尽力有之度希望致し候、まことに日本の為め而已ならず、実に人類を救ふの美事に有之と存候

根本はサンパウロの大平原を觀、同州々官民の日本移民待望の実狀に接し、真にこれ邦人永住の天地であり、こゝに勤勉不倦の多数同胞を送ることは、「人類を救ふ美事」だと思つた。

日本移民事業勃興期に於ける一先達の感動である。

三、東洋移民会社移民輸送計画頓挫

二十八年十一月、日伯修好條約が締結されたが、これは専らブラジル側の働きかけによるもので、日本から移民を誘致することが、差当つての目的であつた。

これより先、二十五年十月、その駐仏公使をして、我が駐仏公使野村靖に対し、日伯間修好條約締結の希望を伝へ、日本政府の意向を知りたいと言つて来た。我が政府は対等の條約を締結する積りならば相談に乗つてもいい、がーと伝へた。

これに対し、ブラジルは日本がこれまで各條約国に与へたと同様の待遇を得られまいかと言つて来た。日本は勿論、絶対に御免だと答へたことである。

その後、ブラジル側の事狀で遷延し、前記の如く二十八年十一月に至つて、謂ふところの対等の條約の締結を見、三十年二月批唯交換を終つた。

よつて帝国政府は、ブラジルに帝国公使館を開設するに決し、同年八月初代公使珍田拾巳が着任開館した。

その年一月、吉佐移民会社は社員青木忠橘をブラジルに派遣した。

二十七年申越のあつた移民輸送の件につき、もう一度サンパウロのブラド・ジョルダオ顔会と協議し、今度は物にしやうといふのである。

既に日伯両国の間には條約の締結を見、且つサンパウロが日本移民の仕向地として恰好な舞台であることは、根本の实地踏査によつて明かにされた。

加之、根本はそのブラジル旅行中、ブラド・ジョルダオ商会の実力も確めて居り、商会の責任者ブラド、ジョルダオ両名についても、榎本子宛書簡中に、左の如く附言してゐるのである。

ブラド氏は温厚の人物にて、目下商工銀行頭取の地位を占め、サンパウロ鉄道会社の頭取を兼ね、五百萬弗の巨額を運転するの資力ある人に御座候、右は吉佐移民会社の御参考迄に申上候、契約御訂結の場合には同氏の記名 必要に御座候、同氏の記名は美事の由、当市在住の或紳士申居候、此の紳士は小生ニューヨーク某氏の紹介状に より面会したる事に御座候、又ジョルダオ氏と申候は、ブラド氏の親戚にて有之、頗る好人物に御座候、母方は 米人に候へ共、英語には熟達被致候

かういふ人達が日本移民を熱望し、移民に有利な条件をもつて誘致してくれるといふのであれば、青木の交渉も纏らぬ筈はない。

しかしこれ等の人達が、根本のいふ如く確實であり、これらの人達とする移民輸送契約が、ゆるぎなきものでなかったことは、やがて事実が証明する。

がとにかく青木はブラジル行の目的を達した。五月、青木から「交渉纏る」の電報が入った。

これより先、同年二月、吉佐移民会社を母体として、新たに東洋移民会社が設立され、事実上吉佐移民会社の事業を継承した。

日本郵船会社の近藤廉平、加藤正義、その他多数の有力者がこれに参加し、その規模も一段と強化された。

即ち青木の電報が入ると、会社は時を移さず、プラド・ジョルダオ商会の代理人、在横濱のミッドルソンなるものとの間に、本契約を締結した。

東洋移民会社はプラド・ジョルダオ商会の要求次第、もしくはその要求より相当の期限内に於て、農事労働夫を供給すべし。

其の人数は双方の相談によるべしといえども、其の第一回人数は一千五百人より少なからず、二千人より多からざるべし。

但し第一回の分は試験の積りを以て派遣するものなる故、その後の派遣は第一回分の成果如何によるべきもの

とす。

而して、その第一回移民は出来るだけ速かに送れといふのだ。

会社はすぐに移民募集に着手した。南米大陸へ初めて送る移民である。会社は商売を離れて、心の燃えるのを覚えたであらう。

移民は満二十歳以上、三十五歳以下の農民たること、罪人若くは開港場の住民はこれに充つることを得ず。(同第三條) この年、布哇には所謂日本移民上陸禁止事件なるものあり、これがため布哇より送還されたもの、また布哇に渡航すべくして中止になつたもの、凡そ二千人が神戸に集会し、各移民会社はこれが善後処置に苦しみぬいた。

青木の電報が入つたのは、この騒ぎがあつてから間もないことであつたので、一千五百人程度の移民をうることは、比較的容易であつた。

東洋移民会社と應募移民間の契約の要旨は、左の通りであつた。

一、ブラジル国サンパウロ州に於て、珈琲栽培並に之に関する普通有用の業務に従事すること。

一、契約年限は、労働に従事すべき耕地又は農国に到着したる日より五ヶ年たるべきこと。

一、貸金は一ヶ月三十志(当時凡そ十五円)とし、その二分の一はブラジルに於てこれを渡し、残額は日本に於

て渡すこととし、日本渡の内半額は東洋移民会社これを頂り、移民帰朝の上、利子を附して渡し、残り半額は月々これをその家族に送りて生活費に充てしむること。

一、労働時間は毎日正味十時間とし、その衣食住につき、雇主より給與さるゝもの左の如し

イ、衣服、毎年二組

ロ、住居、適當の容積ある臥眠場と日本風の浴場を具備する

ハ、食料は到着後半年は日本食を給し、爾後はブラジル食を給す

一、往復の船賃及び船中の食料はプラド・ジヨルダオ商会に於て負担すること

而してこの契約によつて渡航する移民は、移民会社手数料として十八円、保証金として四十円を用意しなければならなかった。帰国の船賃まで契約面に書込んでゐたのである。

ブラジル移民ばかりでなく、往復の船賃を雇主が負担するかどうかといふことは、當時に於ける移民契約の重要な条件の一つであつた。

復航船賃の保証がなければ、政府がこれを許さなかつた場合さへあつたのだ。應募移民にしても、我が骨を埋むるの新天地を開拓するのだといった心掛けのものは殆んどなかった。

應募移民は八月十五日、郵船土佐丸をもつて神戸発航

の橡定であり、移民会社は万端の準備を了して、出発の日を待った。

ところが同月五日、プラド・ジョルタオ商会より一通の電報あり、曰く「珈琲暴落のため一大恐慌が起り、約束の移民は引受難し、出発を中止されたし」と。

会社および移民の驚きは一方でなかった。

この場合中止は即ち契約の破棄を意味した。而もプラド・ジョルダオ商会は、この一通の電報だけで、契約を破棄しようといふのである。重天な不信行為である。

東洋移民会社業務担当社員佐久間貞一は、九月、外務省に対してプラド・ジョルダオ商会の現状取調べ方を出願すると同時に、同商会に対する損害要償の手続きに着手した。

翌三十一年四月、駐伯珍田公使から、同国は当分移民事業の見込なく、かつ損害要求の出訴するも無放に帰すべき回答があつた。

而も佐久間は外務省に請ふて要償裁判に於ける日本公使の助力を得ようとしたが、遂に何等得るところがなかった。

「這般の要償の金額は本社が移民の募集および解散に要せし費用並に土佐丸の儀装に対し日本郵船会社に支払う可き損害賠償の額とを合せ、総額二十九万九百七十余円を以て、其の請求金額と定めたるものなりし（佐久間貞一小伝）、この損害が一円の賠償もえられなかったのだから随分な打撃であつた。

後にわが在伯公使館通澤官外山義文は、前記東洋移民会社とプラド商会との契約に言及し、

先年プラド会社と東洋移民会社とが、取結びたる契約中に記入せる移民待遇上の諸條件、例へば食品の種類、数量を定め若くは日本風の浴室を設くと云へるが如き諸條件は實際に於て根本的虚偽誇大の事實にして、珈琲耕地の實況は、絶對的に右等諸條件を許すべき余地なき事とある。油断のならぬことばかりだ。

(通商彙纂百六十五号)

四、日本移民会社の契約と伯国移民業者の乗朝

東洋移民会社の前記の如き計画頓挫の直後、リオでは我が移民輸送に関する、もう一つの契約が成立した。

三十年十一月三十日附日本移民会社対ア・フィオリタ会社の契約がそれである。

日本移民会社業務担当社員島内義雄が当時リオに滞在し、ア・フィオリタ会社日本部社員アンジェル・フィオリタなるものと、この話を纏めたことである。

尤も右は仮契約で、これが効力を有するためには、更に東京に於て本調印の必要があると附記してある。契約條項の主たるもの

日本出發港よりサントス又はリオ港まで、成年一人につき英貨九ポンド、未成年は歐洲移民に通用するものと同額を支給す(第三條)。

この契約に基く移民は、サンパウロ、リオデジャネイロ、ミナス・ゼラエス州に限り使役す（第五條）各船の移民は一千人乃至一千五百人とす（第六條）。

島内はこの契約を纏めるために、同社員一名と共に、可成り永くブラジルに滞在したやうである。

しかしこの契約が実を結ぶためには、東洋移民会敢の計画頓挫による打撃が大き過ぎた。関心者がみなブラジルを警戒してしまった。

わが在伯公使館から本省に宛てた報告なども、日本移民の出稼地としてのブラジルは、殆んどゼロのやうに書いてあり、有力者が資本を持って出て行くのでなければ、物にならぬとしてあるのだ。

これに就いては、次節に於てまた記すが、そのため外務省の警戒も嚴重になり、折角の契約も、本調印の運びに至らずして止んでしまった。

その後また東洋移民会社が、前回の失敗にも拘らず、否、その損失を取戻そうとしてのことであらう、パラ州移民といふのを計画した。即ち三十二年七月、その契約案なるものを警視庁に提出し、大体かういふことでやる積りだから許可を得たいと願ひ出た。

警視庁は外務省に計った。

外務省は三十三年四月、その移民は絶対にならぬと通牒を発した。

パラ州移民は即ちアマゾン移民である。

アマゾンに就ては、三十一年二月、珍田公使から、いわ

ゆる本邦人の移住地にあらずといふ意見の具申があり、その後任、大越公使、また極力これを警戒すべしと言つて来てゐる。

それで結局、これはそのままに立消えとなつたことである。

三十四年八月、リオの人マルシアル・サンツ・デ・エロルツ（marcial Sanz de Elorz）なる者が来朝し、また本邦移民誘致につき画策した。

その前年（三十三年）、サンパウロ州政府は、翌年中五万人の外国移民を誘入するため巨額の補助費を計上した。サンツはこのサンパウロ州政府と、日本移民六百家族を誘入すべき契約を結び、なんとかしてこれを実現したいと、意気込んでやって来たのである。サンツとサンパウロ州政府との間に締結された、日本移民誘入に関する契約といふは左の通りだ。

第一條 契約当事者マルシアル・サンツ・デ・エロルツは、本契約調印の当日より起算して、向ふ十八ヶ月間の期限内に、日本移民六百家族をサンパウロ州に誘入し、且つ自己の費用及真任を以て、サントス港まで右移民を運輸するの義務を有す。

サントス港より当市移民宿泊所までの運輸は、州政府の費用を以て之を支弁すべし。

第二條 前條の家族は凡て本規程に該当したる個人を以て組成するを要し、且一家族中、少くとも三人の労働

に耐へ得る者を有すべし。

労働に耐へ得る者とは、本現程に該当したる農業移民にして、満十二年以上五十年迄のものを云ふ。

第三條 州政府は前條の條件に準じて移民を誘入したる契約者に封し、左記の割合を以て補助金を支拂ふの義務を有す。

満十二年以上五十年迄 移民一人に付 英貸七ポンド

満七年以上十二年迄 同上 三ポンド六志

満三年以上七年迄 同上 一ポンド九志

第六條 契約者は日本移民家族の配布を受けたる本州農業耕主より、移民誘入に関する他の諸雜費を任意に受領するを得

第十二條 契約当事者は日本移民に対し、本州が歐洲移民に適用する慣例規定外の待遇、及び給料若くは権利葬務を約束せざるの義務を有す

移民は自ら好んで日本を出発し、到着の上は任意に本州内耕主を選んで労働の約束することを得べく且つ州の、植民規則一切の特典を受くるものとす。

サントは日本に着くとすぐに、各移民会社関係者の間を飛び廻った。しかし各関係者とも案外に冷静で、興味をこれに繋ぐものが少なかった。のみならず外務省は、三十五年三月を以て、各府県宛通牒を發し、「近頃ブラジル行移民募集のため、同国より渡来し、各地移民会社に募集方申入居候もの有之候由に聞及候処、当省に於ては

目下の処同国行移民は渡航許可せざる方計につき、貴県へ認可出願候者有之候はゞ認可相成らざる様いたし度し」といつてゐる。

これではサンツも手が出ない訳である。帝国殖民会社（岡山県）と厚生移民会社（和歌山県）とが、サンツとの間に移民輸送の計画を進め、契約書は作って見たが、政府の意向が右の次第であれば、これもまた御流れとなるより外なかった。

サンツはブラジル出発に際して当時公使館三等書記館として、ブラジルに在勤してゐた堀口九万一から、日本の関係者に宛てた添書を貰つて来たのであるが、堀口はサンツに会つた際に、前記契約書についていろいろ尋ねて見た。

日本からブラジルに来るには、どんなことをしても二百六十円を要する。横濱マルセイユ間が百五十円、マルセイユとサントス間が六十六円、マルセイユに於ける船待滞在費、その他会計四十四、五円は省くことが出来ぬ。をれを一人について僅か七ポンドの補助では、来るものがあるまい　　。

サンツはこれに答へて、渡航費は十四ポ（注・以下ポはポンド）と見積り、内七ポを補助とし、のこり七ポはサンツの方で立替へて、移民到着後、一ケ年間にその賃銀中より差引くことにすれば、決して因難ではあるまいと思ふ　　。

堀口は、わが在伯官憲がみな日本移民出稼地としての

ブラジルの価値を認めざるに對し、ただわづかに距離の遠いこと、従つて住復の費用の嵩むことだけが難点であり、これさへ解決されれば、日本移民の出稼は、そう悲觀したものではないと見てゐたのである。

五、歐洲各国の伯国警戒とイタリア移民の慘状

珍田公使は赴仕後、健康勝れず、在任一年末満にして帰朝し、大越成徳がこれに代つた。

両公使とも ブラジル事情の研究に熱心し、殊に同国が邦人移民の送先として、好適か否かに就いて、細心の注意を払つた。外山義文、堀口九萬一らも、この時代、相前後して公使館にあり、しば々サンパウロ州に出かけて行つて、珈琲耕地に於ける各国移民の活動状況を調査した。

しかし堀口の前記の如き見方を除いては、これら官憲の本省に対する報告は、皆ブラジル悲觀論であり、資本家による植民地経営以外には、成功の道なしといふのであつた。

三十一年一月二十日附の珍田公使の報告も、翌年十月十四日附の大越公使の報告も、而して同年十二月十五日附珈琲耕地の実況に関する外山義文（通譯官）の報告も、みなこれに尽きてゐる。

特に外山義文の報告の如きは、歐洲各国が如何にその国民のブラジル渡航を警戒してゐるかにつき、左の如く

附言してゐる。

伯国政府が移民誘導に熱中するに方り、一意其の目的を達せんと欲するの熱心より、移住希望者の果して国力の發達に資するに足るべき種類なるや否や、詳細これを検するにいとまあらざるのみならず、之を募集するに於ても、独り当国に於ける事情の陽面のみを掲げ来りて盛んに之を提唱し、其の陰面にいたりては努めて之を掩抑して、只 管外国人の移仕心を誘起せんことを試みたり。

政府既に然り、況や私立移民会社若しくは汽船会社の如きに至りては、もと純然たる営利事業に他ならずして、定数の人員を誘致するをえば、その利ここに収まり、その責つとに尽くるものなるむ以て、会繹なく事実を矯飾し、氣候の快適、地味の豊穰、遺利の潤沢等、有ゆる甘言を放ちて愚民を誘ひたる結果として、伯国に此すれば一層好望なる加奈太地方に於てすら猶且つ数百名の應募者を見るに至れり。

以て彼等の遊説の如何に巧妙なりしかを 察するに足るべし。

況んや縦来人口過剰の弊に苦しめる歐洲都会にありては、募集員の甘言に傾聴するもの更に多く、伯国は恰かも一種の樂園なるが如き想像を画き、一たび之に移任すれば、数年を出でずして容易に一家の恒産を立つるを得べしなど妄想を懷き、續々募集に應じたれども、一旦

実境に臨み、その状況に接するに及んで、氣候にまれ、地味にまれ、将た食住にまれ、毎事彼等の案外に出づるもの多く、最も痛切の失望を感じたり。

是に於て不平苦情となり、悶着百出、殆ど拾収す可からざる有様を惹起せり。其中には就雇の途なく、落魄糊口に窮し、結局本国領事館の手を煩わす者続々之あるに至れり。

事情右の如くなるを以て、木国政府は益々伯国移民を制止するの必要を感じ、或は法令を以て之を禁じ、或は諭告をもつて之を諭止せり。

即ち佛国に於ては一千八百七十四年に發布せる伯国移民の禁令依然効力を存するを以て、愈々嚴重に之が実行に努め、独国に於ては一千八百五十九年普魯士国商務大臣の發布したる法令により、新に伯国移民会社を起すことを禁ずると同時に、その既設にぞくする移民会社の許可を取消すべきことを規定したる條令ある以て、之を適用して嚴に移民の伯国行を制止したるため、普国より移住の途全く杜絶したるのみならず、間接に於て独逸帝国全般に於て、伯国移民計画は實際之を行ふこと能はざるに至れり。

喚太利匈牙利政府も亦伯国移民を禁制する目的を以て、嚴重の取締法を設けたるを以て、募集員も其手段む施すことを得ず、その他瑞典、諾威の如きに於ても同様の方針を取りて、伯国移民の挙を防過したり。

又、英国に於ては別段法令を設けて之を禁止せざりし

も、伯国移住の唱道せらるに際し、速かに伯国駐劉の公使領事に命じ、實際の状況を調査せしめ可否の意見を徴したるに、執れも異口同音に其の不可なる旨を具申せるを以て、移住民事務局をして随時伯国に関する実況を報道し、人心を警戒せしむる等、百方諭止の手段を採れり。

(通商彙纂第百六十五号)

これでは日本当局も、また移民会社関係者も、興冷めせざるを得ぬことであらう。

当時欧洲各国中、最も多数の渡伯移民を送ったのは、イタリア、エスパニヤ、ポルトガルの三国で、これらの移民は独・仏・露・英等の移民とは本国の事状も異なるので、苦労は苦労にしても、また何とかやって行けたのである。ところが数年来の珈琲の増産は、三十年春に至つて市值の大暴落を来し、前年の半額にもならぬといふ悲境に陥り、各耕主の困難は極度に達した。

みな次期の収穫を抵当に、仲買商人から二割四分といふ高利を借りるといふ騒ぎであつた。

その年十月、大越公使はこの恐慌下に於ける各国移民の状況につき、長文の電報を本省に送つてゐる。

而して特に伊太利移民の惨状につき就中、サンパウロ州に於ける伊太利移民の如きは、非常の困難に陥り、其救済を求むるもの日一日より頻りなりければ、当地駐劉伊太利公使は、其本国政府の命に依り、着任後末だ一週

間ならざりしに、直ちにサンパウロ州に出張して、其事
実を取調べ、二週間前帰着致し候間、就て其の実況を聞
き候処、同公使は曰く、移民の惨状の實際は、当地にあ
りて聞きし所よりも、尚ほ一そうの惨状にて、実に困厄
の極に陥るとも評す可き有様にして、彼等は数ヶ月前よ
り其労働賃銀を受け取らざるのみならず、中には一年も
賃銀不渡のものすくなくらずとの事に候（中略）而も
其賃銀不渡の移民の数は、伊国労働者の過半、即ち三十
萬人に達せらると云ふ。

依つて同公使は、サンパウロ州政府に向て其救済方法
を協議せしも、目下如何とも致し難しと答ふるの外、何
等救済の計画も実行せらるべくもなく、去りとて如斯き
多数なる移民を一時に帰国せしむる繹にも行かず、同公
使は今や此等の困窮せる移民救護方法に付、大いに苦慮
熟考中なりとの事に候

これは前記マルシアル・サンツ・デ・エロルツの来朝
後間もないことで、同人の計画による移民の渡航を禁じ
た当局は、あゝよかったと膝を打って喜んだことであら
う。それで当局はこの電報を大々的に都下の新聞に掲載
させてゐるのである。

第六章 移民渡航前景

一、楽郷福土・杉村公使の呼びかけ

明治三十八年四月、前通商局長杉村濬（ふかし）が弁理公使として、伯国に着任するに及んで、ブラジルは再び我が移民関係者の眼に、華かに映って来た。

杉村は着任勿々、国書捧呈のため大統領（サンパウロ出身のロドリゲス・アルヴェス）に謁見した。

するとその席上、大統領は杉村に向って、何とかして日本の移民をこの国に誘入したいものだと話した。

次で大蔵大臣に会って見ると、また同じ話が出、幾何もなくしてサンパウロ州を回って見ると、同州官民は挙げて日本移民の誘導を懇請するといふ始末であつた。

国書捧呈の為に大統領閣下に謁見す。其の際閣下は余談として日本移民に及べり。其の後大蔵大臣を訪問す。

大臣曰く、我国人口未だ足らず、願くは日本植民地を作ることに力を尽されんことを云々。後又サンパウロ州を巡視せしに、同州の官民は熱心に口本移民の誘導を懇請して已まず、殊に同州の農務長官及び重なる農場主は、予を導いて移民収容所は勿論、遠く各農場を巡視せしめ、且移民誘導の方法に就いて、懇々要請する所ありたり。因て思ふにサンパウロ州が日本移民を切望する

は、左の四点に原因するものゝ如し。

第一、内地の農業開発に益々多数の耕夫を要すること
第二、従来は伊国移民に依頼したるも、伊太利の移民は不潔なるのみならず、多くは出稼的にして去来常なく、珈琲牧穫期の如き多数の労働者を要する際には、往々にして耕主等に支障を蒙らしむること

第三、両三年前、移民のことに關して伊国政府と葛藤を生じたる末、伊国政府の要求を拒絶したるより伊国は其の報復手段として契約移民の渡航を禁じたる為め、サンパウロ州は特に移民の欠乏を感じることに

第四、歐洲珠に独逸の如きは、移民奨励と共に勢力扶殖の底意あるものゝ如くなるを以て之を喜ばざること

これは杉村のブラジル、殊にサンパウロ州に於ける日本移民待望の、如何に熱心なりしかに關する第一回報告である。杉村は仔細にこの国に於ける諸事情、諸状況を觀察し、自ら日本移民をこの国に誘導するの適切であることを信ずるに至った。

それで先づサンパウロ州の農務長官に対し、左の三問を發して見た。

第一、日本移民は未だ当州に来るものなく、土地の事情に暗く最初より永住的家族の移民を望み難し。乍去移民は年一年と当州の生活を樂み、親戚朋友を誘致する形勢に推移りたる場合には、家族連の制限を勵行するも可なり。

若し当州にして現行法を固守し、家族連れにあらざれば旅費を給せすと云はゞ、日本移民は或は成功し難きを恐る。

之に対して変通の考案なきや。

第二、政府は移民旅費を幾許まで償給し得べき見込なるや。

政府償給の外に雇主より補給の道なきや。

第三、右旅費は後日返済を要せずして可なるや。

これに対して、サンパウロ州農務長官は、左の如く即答した。

第一、御申出の事情は尤と聞ゆれば、最初は日本移民に限り、特別法を設け单身者といえども旅費を償給することゝ為すべし。

乍去筆身者は去就常なく、雇主に困難を感じしむること多ければ、三五人一組となり、一家屋に居住し、互に相制して容易に耕地を去らしめざる様にしたし。

当州政府は日本移民を希望すれば、最初は可成丈鄭重に之を取扱ふことゝすべし。

又最初移民を送る時期は四月を可とす。同月は漸く秋冷に向ひ、且つ珈琲收穫の季節に近づき、移民の取入最も多き際なれば、何卒其頃に到着する様計画あらんことを望む。

第二、欧洲移民に給與する旅費は距離の遠近に幾分差等あるも大抵六ポンド内外なり日本は拒離遠しといえど

も政府の都合もあれば七ポ迄を給與し得る見込みなり。但し此点は緊要問題なれば必要の場合に臨み書一面にて協議すべし。

第三、旅費は後日返済を要せず。

杉村公使は這般の消息を本省宛報告するに際し旅費給與の項に附言して「本官等を案内せる重なる耕主の一人は、政府より七ポ、耕主等より協議の上七ポ、合計十四ポまで給与するも行はれ難きに非らずと言へり。」と言つてゐる。

サンパウロ州の官民が、如何に熱心に日本移民を要望してゐたか判るのである。

サンパウロ州政府は、定住移民が欲しかった。広大な植民地でも作る計画だったなら、なほ更らこれを歓迎する。



駐伯公使時代の杉村澄

このためなら州政府は、出来る丈の援助と、特権とを与へるであらう。

歐洲からの出稼移民を相手にしてゐたのでは、州の産業を堅固なる基礎の上に発展せしめることは困難である。外国人に依る植民地をどんどん作つて、州の人口を増加しなければならぬとした。

州政府はそのため、進んで州所有土地を開放することゝし、またその農務長官は、移民の土地所有の道を容

易ならしむるため、州内地主を説いて、従来全く例のなかった土地譲与の方法を講じたといはれる。

一九〇五年（明治三十八年）露国移民のために州所有のポンパール荘地内に植民地の創設を許可し、これに思ひ切った援助と特権とを興へた。

道路の開鑿は勿論、植民の家屋建築用木材、開墾用牛馬を興へ、且つ州の費用を以て植民地内に農作物試作場、農業中央市場等を設け、植民の生計を維持するためには、日雇労働に依る収入の保証さへ与へてゐる。

其他のあらゆる便宜と保証とを与へ、これを以て後來出現すべき植民地創設計画の模範たらしめんとした様子だ。これを新オデッサ植民地といふ。

日本移民に初めからこのやうなことが期待出来ないにしても、漸次そういう計画にまで発展させたい。がとにかく今労働不足で困つてゐる。永住移民だの、家族移民だのと六つかしいことを固守せぬから、多々益々来て貰ひたいといふのだ。

サンパウロ州の官民が日本移民導致につき、このやうに熱心であつたのは、前掲杉村の報告にあるごとく、歐洲移民の欠点に辟易し、その欠点ある移民さへ充分に得られなくなつたためであること勿論だが、日本移民といふものを未だ全く知らず、知らざるが故に、より高く評価したためであらう。日露戦争に於ける日本勇将の名前などは、早く既にこの地に伝つてゐたのである。

杉村は、このサンパウロ州に日本移民を入れることの、

愈々適切であることを痛感した。

彼れが三十八年八月三十日附をもつて、本省に送った『南米伯刺西爾国サンパウロ州移民状況視察復命書』は、その具体的表現である。

彼れはこの復命書に於て、サンパウロ州移民状況の全般を論じ、前記新オデッサ植民地に関する州政府の法令を掲げ、同州官民の外国移民要望の切実なる事状に言及し、気候、衣食住、衛生、賃銀、言語およびその享有すべき権利、興へらるべき社会的待遇より觀察しても、こゝに多数の日本人を入れること、何等差支へあることなし、寧ろ本邦移民のためには最好の場所なるを認むと言ひ、結論に於いて左の如く切言してゐる。

今や伊国移民禁止のためにサンパウロ州は移民不足を感じること切にして、宜民一般労働者を歓迎する時機なるを以て、本邦移民の排斥さるゝ米国等に行くよりは、寧ろ当州に来ること我移民一般のために大に便利とする所なるべし。其の距離は勿論米国よりは遠隔なるむ以て、米国行に比すれば其旅費稍々多きを厭うも、幸にしてサンパウロ政府は其の渡航費の全部又は一部を償給するが故に、是亦甚しく苦慮するに足らず、況んや其償給に預りし移民とても之に対して何ら弁償等の義務を将来に負ふにあらずして、且つ当州に着する上は、全く自由なる労働者として取扱はるゝに於てをや。

濠洲に於ては全禁せられ、北米に於ては迫に遭ひ、加

奈陀に於ては排斥せられ、南洋諸島及布哇に於ては其の労働区域の年々縮少せられんとする我移民等のために、当サンパウロ州の如きは実に天与の楽郷福土にあらずるなき欺、あに移民のためのみならず、我が資本家なるもの又一考を要すべきものであり。夫は米穀其他諸般の耕作に過する地にして而も鉄道附近に位して運輸交通の便あるに拘らず地値極めて廉値なるが故に、資本家若くは企業家たる者は此等の地所を買受け此に自ら日本村を建設し、其移民をして耕作及び其他の作業を為さしめば、其事業の大なる丈け、それだけ利益の多かるべきは明知せらるゝものあり。若又地所を買入るゝことを欲せざれば、前述せる露国人植民地の例に倣ひ多少の資本を投じて日本植民地を創設することゝなせば是亦将来に於て有望なる事業といふべし。

右等に関し在本邦の海外企業家、有志家若くは深慮ある移民会社等が多少の経費を惜まず、自ら出張し若くは其同志又は社員を派遣して当州を实地視察せしむることは亦喫緊事たる可しと思考する所なり。

（通商彙纂第六十九号）

この時代に於ける他方面の邦人の状況は、濠洲は明治三十四年聯邦成立と共に日本人進出の道を封鎖し、アメリカは学童問題勃発直前のこととて形勢暗澹たるものがあり、カナダまたこれに倣ふといふ始末で、三十六年以後急数に勃興した比島移民も勿ち振はなくなり、只僅か

にペルー方面に相当数の渡航を見るに過ぎぬ状況であつた。

それ丈けに杉柑の報告は、新鮮なる魅力を以て伝へられ、新聞もこれに注意を払うという風だったので、反響は甚大であつた。地球の裏側の、全く未知の世界を指して、敢然起上る幾人かの勇断者がゐたのである。

二、黎明の渡伯者

明治三十九年六月二十九日、リオデジャネイロの一汽船会社から、ペトロポリスの我が公使館に電報あり、「貴国人三宅栄次郎なるもの、仏国マルセイユより到着せり。彼はマルセイユ乗船の際盗難にかゝり、一物を有せず、日本語の外、何国の言葉も解せざれば、日本語を解するもの一人、至急派遣せられよ」と。

ところが、その翌三十日の朝、当の三宅栄次郎が一人で公使館にやつて来た。そしていふことに

自分は京都市大黒町五條上ル大黒湯の所有者にして、年齢三十四、曾て遊侠に耽り母の勘気に遇ひ大黒湯を譲られて別家し、僅かに湯の貸錢を以て生計の資となせり。遊侠の夢一たび醒むるや、大いに奮発して家道を興さんと決心せし折柄、偶々大阪朝日新聞紙に、杉村便理公使の報告を載せるを見、伯国に渡航して労働に従事せば、家道を興すの資金を得るも容易なるべし。好機逸すべからずと思ひ、終に本年三月九日を以て旅行免状を

得、四月四日横濱発の備後丸に便集し、仏国マルセイユに着し、彼の地に止まること十日、かくて六月二日便船を求めてサントス港に向ひ同地を出発せり。

然るにマルセイユ滞在中、一日買物をなさんと市街を徘徊中、掏摸のために紙入を奪はれ一文なしとなれり。去れども幸にして乗船切符は既に購入後なりしむ以て指環等を売却して小遣錢を作り乗船したるに、船中にては他の乗客と區別してすこぶる厚遇せられ、船員中余が盗難にかゝりたる事実を知る人あり。甲乙語り伝へて戎は煙草を恵むあり、或は金錢を与ふるあり、意外なる同情を村て船中何不自由なく、二十日余を経過し、六月二十四日を以て船はサントスに着したり。

（水野龍「南米渡航案内」）

サントスに着くや否や、すぐ同地の官憲に五ポンドの金を要求した。曰く「杉村公使の報告によると、伯国政府はブラジルに渡航した日本人に対し、をの渡航補助として五碑乃至六碑を給与する筈である」と。

素論ブラジル官憲によつて、そのやうなことが簡畢に受け容れられる筈がなかった。サントスからまた船に乗せられ、同二十八日をもつてリオに着いたといふのである。

無茶は即ち無茶であるが、一文なしでリオの港に上陸した光景など、愉快この上もないのである。

結局三宅は、三浦（荒次郎）通譯官の奔走で米国大使館の掃除夫に雇はれたそうである。

この三宅と前後して、同年中ブラジルに渡った日本人は、俄然二十数名に達した。續いて翌四十年にも若干人の渡航者があつた。

これらの渡伯者の渡航動機は、無論一様ではない。しかしその大部分は杉村公使の報告を見て立ち上った人々である。

三十九年の渡航者中に、隈部三郎といふ人がゐた。鹿児島県人で曾て判事を奉職し、また弁護士を開業してゐたのであるが、一日新聞紙上で、杉村公使の報告を見るに及び、我れの生くるところ、実にブラジルにありとなし、全家族（妻及び子供四人、内三人は女）を件つて、敢然伯国に渡った。彼れと志を同じくする二人の青年も同航した。杉村の報告は、こんな辺鄙の有力者をさへ動かしたのである。

隈部は着伯後、サンパウロ市で一室を借り一家これに閉じこもつて、煙草を巻いたりして細々とやつてゐたが、四十年十二月、リオデジャネイロ州のマカエー郡サント・アントニオの日本人植民地（この植民地に就いては後に記す）に人り、自ら鋤を拉つて米作に従事し、子女にブラジル語の教育を受けさせるため二里にも余る遠路を通学させ、言語に絶する苦勞をしたのである。

しかし折角開墾したその米作地も、地権の不確實のためこれを放棄せざるを得なくなり、爾後造船所の人夫、

呉服屋の倉庫番などをやり、子女の教育に全力を注いだ。夫妻ともに現世的成功を断念し、喜んで子女の教育の犠牲となつたのである。

三十九年九月、サンパウロ市に、ブラジルに於ける最初の日本商店藤崎商会が出現した。その誘因は、堀口書記官が三十八年十二月、ブラジルから帰来し、翌年一月、東京集会所でブラジル事情に関する講演をした。

渋沢栄一子の主催にかゝり、集まるものは都下の貿易業者、銀行、船舶、移植民関係等であつた。

ブラジル在勤数年、しかも話上手の堀口のことである。講演は列席者に多大の感銘を与へた。

藤崎もその列席者の一人であり、意大いに動いて、一日堀口を訪問し、更に詳細なる事情を聴取して、堀口の斡旋の下、サンパウロに前記の店を設置することにしたのだといはれる。（長澤倉吉『藤崎三郎助』）

山県勇三郎の渡伯は翌四十年だ。

彼れは杉村の報告も見たであらう。堀口の講演も聞いたであらう。しかし彼れは、三十六年、既にペルーのアンコンに人を派して、漁業を始めて居り、またその渡舶も、サンパウロを眼差してのことでなく、首府のリマ附近であつた。

山県は、我が実業界の勇将で、日清戦役当時より日露戦争の終る頃までの活動振りは、却々素暗らしいものがあつたのである。本店を東京に置き、大阪、大連、泰皇

島、それから北海道の根室、函館、小樽、釧路等に夫々支店を設け、石炭を主としてあらゆる事業に手を出したものである。

肥前の平戸の出身で、早く北海道に渡り、こゝで事業界への基礎を築いたやうである。

しかし日露戦役終了後間もなく、財界の恐慌で一たまりもなく参つて終ひ、負債三百五十万円、首も廻らぬ破目になった。彼れは破綻の境遇に陥るや、直ちにアンコの使用人（岩永安固）をブラジルに回し、首府リオ市附近の事状を調べさせ、傷きたりと雖もこの山県――の意気を以てブラジルに渡つたのである。

彼れは日本から数名の花火および漆器職人を連れて行つた。そしてリオの郊外ティジュカに借地して、花火を作り、漆器の製造を始めた。しかしこれは、忽ち失敗に歸した。

続いて同じ州内のアラルアマといふところで沼地附近に土地を借り、農牧をやる傍ら、そつと製塩などを試みて見たが、これもどうもうまく行かなかつた。

彼れのブラジルに於ける波潤万丈の生活は、かくの如くして展開するのであるが、しかしこれを書くためには、別に一書を充てなければならぬ。線も太いし、考へもズバ抜けてゐた。

山県、隅部らを除いては、他はみな独身の青年ばかりであつた。

彼等は、大抵サンパウロ市に集つて、ホテルの手伝に雇はれたり、手つとり早く自ら行商を始めたり、帽子製造の職人になつたりした。

後に海外興業会社の支店長となり、日本の移民のために尽くすところがあつた明穂梅吉（三十九年渡伯）などは、差当りイタリア人に雇はれて、麦稗帽子を編んでゐたのである。

しかしこの時代の人々は後に大抵相当のところまで行つてゐる。

三、水野龍の渡伯とその交渉

明治三十九年の二十数名の渡伯者中、こゝに改めて取上げざるべからざるものは、水野龍である。

本邦ブラジル移民は、遂に彼れによつて実現されるからである。皇国殖民会社の社長である。

当時彼れの記すところに、予は数年来、彼の北米に於ける日本移民の事情と、北米人並に歐洲移民等の日本移民に対する態度とに鑑み、日本移民の爲めには、更に別天地を発見せざるべからざるを思ひ、近くは韓国、満洲、遠くは南米、南阿、南洋に就き秘かに研究する所あり、ついに南米の可なるべきを断じ、南米に就いて其の利益得失を研究し、結局南米中にても伯国、其の伯国中にもサンパウロ州の我が移民地に最も適當なるを信じつゝありき。

然るに昨年日露戦 争の酷なるに及ぶや、凱旋軍人の中、一時多数の失業あるべきむ想ひ、之を南米移民の先鋒として本邦移民の端緒を開くは、時機を得たるものならんと信じ、一篇の意見書を草して朝野諸先輩の意見を問ひたるに、何れも其の可なるを称せざるはなかりき。然れども責任ある計画としては、公使の報告其他の材料のみを根拠として事を断ずるの不可なるを思ひ、身一たび彼地を踏査して然る後、実行の可否を断ぜんと欲し、南米行を企つるに至れるものなり。

（水野龍「南米渡航案内」）

水野は三十八年十二月をもつて東京を發し、東洋汽船会社南米西海岸航路第一船グレンファーク号でペルーに渡り、智利、アルゼンチンをへて、ブラジルに入った。三十九年三月二十七日のことである。

船中に一青年あり、鈴木貞次郎と称し、智利に渡るのだといふ。即ち水野これを説いてブラジルに伴ふ。

初めブラジル最南部のリオ・グランデ・ド・スール州を視察し、次でリオデジャネイロ州に入り、第一番にペトロポリスの杉村公使を訪問した。

被れは、身を以て現地を踏査し、「然る後実行の可否を断ぜんと欲し、南米行を企つるに至れるもの」といつてゐるが、しかし実は東京出發前、既に実行の可なることを信じ、これを実行せんとしてやって来たのである。

彼れが云ふところの一篇の意見書とは、「南来移民の断

行を望む」と題するもので、日本国内の状況から説き起し、北米、カナダ、豪州、その他各地に於ける本邦移民の状況を詳述し、日本人今後の発展地は南米、殊にブラジルだと結んでゐる。出発二ヶ月前の三十八年十月附だ。彼れはどこまでも移民を開始する意気であつた。

だから、杉村公使に会うと卒直にいった。

御説に従つて、日本移民を始める積りで来たのだから、サンパウロ州当局へ斡旋を願ひたいと。

杉村も意気旺んである。

やらう、大いにやらう、斡旋も應援も手伝いもする。

早速三浦通訳官を連れてサンパウロへ行きたまへ、三浦君も熱心だぞといった。



本邦ブラジル移民創始者
水野龍

水野は四月十五日、

三浦通譯官同道でペト

ロポリスを出発し、翌十六日サンパウロ市着、すぐに同州移民および植民会社社長ベント・ブエノを訪問した。ベント・ブエノは前サンパウロ州内務長官で、サンパウロの有力者であり、州当局の意を体して、各国移民の導入に努力してゐたのである。

彼れは水野、三浦を迎へると、忽ち日本移民歓迎論をまくし立て、協力して是非実現しなければならぬといふ熱心振りだ。十八日同人の案内で、州統領（州知事）と

農務長官とを訪問した。

州統領曰く、日本の余れる人口を移して、当国の開発に資するは、余の最も望むところ、足下の尽力によりて日本移民の端緒を闢くむ得ば、何の幸か之に加へん。

農務長曰く、日本の移民は当国の農事改良に、至大の利あらんと信ず、足下がこのことのために渡来せられたるは、深く謝するところなり。

耕地の視察に就いては、属官を随行せしむべければ、篤と実地を審査せられ、なお移民の契約等に就ては、サンパウロ州移民及び殖民会社長と協議の上、一日も早く日本移民の実行るゝ様尽力あらんことを望む。

（前出・「商米渡航案内」）

水野は、二十日より二十五日まで、前後六日間に互つて、州内の重なる耕地を見て歩いた。どこの耕地でも大変な歓迎だった。耕地の状況は、別に心配の種になるやうなものもなく、労働者の生活も悪くなかった。彼れは凡てが自分の預想通りであることを喜んだ。

水野とベント・ブエノは、如何にして日本移民の渡航を実現すべきかにつき研究した。

日伯間には航路の設備がないのだから、航路の便ある歐洲移民と同一に取扱ふことは出来ぬ。

しかし別に航路のない移民に適用する方律はない。サンパウロ州には、一八九九年九月九日附移民移入事務規定、一九〇〇年九月二十日附の移民移入事務取扱規則、同年三月十五日附の植民地事務規則があるだけだ。

これらの法律は、みな歐洲からの移民および植民を日標にして作られてゐる。移民取扱人（船主又は航海会社）は、自己の負担に於て移民を輸送し、移民上陸後、州政府から一人につき幾らの補助金（輸送料）を貰つてゐる。移民取扱人によらざる自費移民も矢張り上陸後、その渡航費を払戻して貰つてゐる。

けれども航路の便なき日本移民は、そういふ繹にゆかぬ。これは一つ新しい法律を作らせることだ。そしてその法律に基いて、日本の移民取扱人と州政府とが預めその人員および輸送上の條件に関する契約を締結することである。

幸に州政府は今、もつと積極的に、多数の移民を誘入するため、新しく移植民法を作りかけてゐる。そうだ、これに日本移民を目標とする新たな條項を挿入させることだ。それより外にこの大目的を達成する方法はない。

水野とベント・ブエノとの意見はそういふことで一致した。

しかし新移植民法案に特別の條項を加へさせることはそれでもいゝとしても、大体どんな條件で輸送を開始すべきかは、預め研究して置かなければならぬ。

兩人はこれに就いても、詳細に互つて研究した。

そしてこの辺ならば、なんとかやれそうだといふところまで到達した。

もうこれでよし、後は新移植民法が出来てからの話だ。州政府も大体の同意を与へた。

しかし水野は、いふところの新植民法の出来るまでブラジルに止つてゐることが出来なかつた。

話がこゝせで進んでは、これに伴ふ準備も幾らかはやつて置かなければならず、かたがたこの旅行も余り長くなるので、一度日本に帰ることとし、七月を以て帰路に附いた。

これより先き、五月十九日、杉村公使急性脳溢血で逝く。

「病床に侍して投薬するも七昼夜、而も遂にその致なく、十九日午後四時三十分を以て公使は遂に永眠せられぬ。呼悲哉、痛哉」――これ水野の悼むところだ。

水野は帰途につくに際し、同行の鈴木青年を、一珈琲耕地に托し、實際、日本人がどんなに働くかといふことを、ブラジル人の間に見せびらかすことにした。

鈴木は実によく働いたやうである。早稲田出身のインテリだといはれる。

蓋しブラジルの珈琲耕地に於ける最初の日本人である。

水野の帰朝後の報告に曰く、

余がサンパウロ州に於て日本移民の件につき協定したのは、サンパウロ移民及び植民会社長ベント・ブエノ（前内務大臣）にして、その條件はサンパウロ政府が欧州移民に対して与ふる保護は、凡て日本移民にも均しくこれを附与し、且つ欧州移民の独身ものには其の旅費を支給せざるの規定なれども日本移民は独身者と家族移

民に均しく之を支給すること、及び其の金額は欧州移民より多額なること等にありて、双方の意思は全く相一致するに 至りたれば州政府亦此協定の條款に同意し、本年の議會に特別法案を提出し、且つ豫算に於て日本移民に支給すべき旅費額を請求し、その通過を待て日本移民輸入を開始することゝなれり。

（前出「南米渡航案内」）

これに間違ひはないやうである。

ところが世上伝へて曰く、サンパウロ州政府は当時北米およびカナダ方面に展開する深刻な排日運動に刺戟せられ、この運動の性質およびペルー、布哇等に於ける日本人活動の状況を調査研究して見た上でないと、水野の交渉に應ずるを得ずとなし、直ちに調停員を開係地方に派遣することに決したので、水野は一旦帰朝することにしたのであると。

サンパウロ州政府が日露役後後愈々深刻になつた北米、カナダ方面の排日運動に注意を払つたことは事実であらう。

そしてペルーおよび布吐方面に、日本移民の活動状況調査のため役人を派遣したのも事実である。

しかしこれらはサンパウロに日本移民を入れることが、愈々現実の問題になりかけて来たからであつて、サンパウロ州の関係者が、そのために水野との交渉を躊躇したといふやうなことはなかつたのである。

四、移民契約本極り

水野は四十年九月、再びブラジルに渡った。

新移植民法はその年一月三十日をもつて公布されてゐた。その第二十條に曰く、「政府は新方面よりの移民導入を奨励する目的を以て適當と認むるときは、該移民誘入の契約を為すことを得、但し契約者毎にその員数を定め、州の利益に最も適合したる條件を附することを要す」。謂ふところの日本移民誘入のための特別條項がこれである。

この條項による契約当事者は、現前の問題に関する限り、水野龍とサンパウロ州の当局である。

移民および植民会社長ベント・ブエノと水野との間のこれ曾での交渉は、みなこれに譲らなければならぬ。

水野は杉村の後任公使内田定槌等の應援のもとに、州農務長官ドクトル・カロルス・ボテリヨと日本移民輸送條件に関する正式の交渉を開始した。内田は水野より少し早く、四十年の五月に着任した。九月十日ペトロボリスを發し、南部諸州視察の旅に出かけ、サンパウロ州にあること十五日、各方面で盛んな歓迎を受け、すこぶる感じをよくしてゐた。

「サントス港に到着の際は、同地の官民秦楽を以てこれを迎へ、すこぶる鄭重なる待過を受けしが、これ畢竟本邦移民の渡来を希望する趣意に出でたるもの」と自ら語つ

てゐる程である。

かくて水野と農務長官との交渉は、故障なく進行し、十一月六日をもつて同年より向ふ三ヶ年間に日本移民三千人輸送に関する正式調印を了るに至った。條件の主なるものを挙げれば次の通りだ。

「会社は農業者にして農事労働に適する者三人乃至十人より成る家族を組織せる日本移民三千人を募集しサントス港まで運送するの義務を有す。

但し十二歳以上四十五歳までの勇女を労働に適する者と見做す。

二、石工、大工又は鍛冶の如き農業者に非らざる者も移民全数の五分の一までは輸入することを得

三、移民の輸入は本年より開始し毎年一千人を限りとし第一回は本年五月中に到着し第二回以後は千九百九年及び十年の四月中にサントス港に到着する様之を募集運搬すること

四、毎回移民の輸入せらるゝ毎に政府並に会社は其の都合により契約を解除することを得

五、政府は日本よりサントス港迄の移民の船賃として十二歳以上の者には英貨十ポ宛、七歳以上十二歳迄の者には五ポ宛、三歳以上七歳の者には二ポ十志を支払ふこと

六、政府は前記船賃の中、十二歳以上の者に付いては四ポ宛、七歳乃至十二歳の者に付ては二ポ宛二二歳乃至

七歳の者に付ては一ポ宛之を雇ひたる雇主をして償還せしむ

七、耕主は政府に償還したる金額を其の雇入れたる各移民の給料中より引去ること、又植民地に入りたる移民に對しては、右金額を政府に於て其地区の代償と共に徴収すること

八、移民は珈琲耕地の労働に従事するか、又は植民地に入るべきものにして珈琲耕地に雇入らるゝ者に對しては、通常歐洲移民に供給すると同一なる家屋を貸与し、珈琲採取の賃銀は五十リツトル入一袋に付、伯貨四百五十レイス乃至五百レイスとし、臨時の労役に封しては一日付二ミルレイス乃至二ミル五百レイスの割合をもつて賃銀を支給すること

九、政府は日本移民のため伯刺西爾中央鐵道に沿ひ數ヶ所の植民地を設置し、各植民地の配当地区は家族の人数に従ひ、十エクタール乃至十五エクタールにして、其払下代値は一エクタールに付四十ミルレイス以下とす、又配当地区払下代金第一期払込は、移民が農事着手の際之を為し、其の後の払込は一年又は二年を証て順次之を為し、最短期五年最長期十年以内に全額の支払を了るべきものとす

十、政府は植民地に就く移民に對し、最初一年間無代にて屋舎を貸与す。其他の就業條件は聯邦規則に従ふ

十一、珈琲耕地に入りたる移民は少くも第一回の收穫を行ひ、且つ其耕主に對し負債の弁償を了りたる後にあ

ら されば植民地に入り地区の配当を受くることを得ず
十二、会社は葡萄牙語又は西言語に通ずる日本人通
弁六人を募集しつ契約調印後四ヶ月以内にサンパウロに
到着せしむること、其給料は各一ヶ月二百ミルレイスに
して政府又は耕主に於て之を支排ひ渡航費は政府に於て
之を支弁す

十三、会社は共移民船を以て珈琲を運搬するにあたり、
サントス港より少日本諸港迄運賃一噸に付十弗以上を徴収
することを得ず、又右移民船にはサントス港より日本
迄往復とも一等船客六人迄を政府の爲め無賃搭載するこ
と

十四、現行移民及植民法施行條件中、此の契約の各項
に抵触せざる部分は、本契約の一部として効力を有す

右の内、十三の珈琲運搬に関するものは無論、直接移
民には関係のないことで、ブラジル珈琲の日本への販路
拡張の企てであつたが、これは空文に過なかつた。

水野は後に明治四十三年十月十一日に至つて、サンパウ
ロ州政府との間に、日本に於ける同州産珈琲宣伝に關す
る契約を結び、これに基いて東京にカフエー・パウリス
タを設立した。

第九の日本移民のための植民地設置に關する條項は、
最も注目すべきものであつて、これに就いては後に詳し
く言及する機会がある。

第七章 移民渡航開始と当初の困難

一、第一回移民の渡航とブラジル人の絶讃

水野龍の皇国殖民会社は、四十一年二月二十五日、ブラシル行移民一千人募集に関する外務省の認可を得、直ちにこれが募集に着手して、七百八十一名を程た。

男六百人、女百八十一名である。

内最も多数を占めたのが沖縄県で、三百二十五人、鹿児島県第二位百七十二人、熊本七十八人、福島七十七人、以下廣島、山口、愛媛、高知、新潟、東京の順序であった。

七百八十一名の内、家族移民七百三十三名（その家族数百六十五）、独身者四十八名であつた。

皇国殖民会社は、これら移民の輸送條件として、各移民との間に、左の如き契約を取結んだ。

移民対皇国殖民会社間契約要点

一、労働の種類 珈琲採取（外に石工、大工、鍛冶あり）
一、契約年限 第一回の珈琲採取期（約半ヶ年）
一、労働時間 時間の制限は伯国の法律習慣に依り就業前之を協定す

一、賃 銀 1日給の場合二ミルレイス（二円二十錢）
乃至一ミル五百レイス二円五十錢） 2請負の場合珈琲一

袋（凡二斗八升入）に付四百五十レイス乃至五百レイス（三十錢）

一、衣食住および医薬 上陸の日より六日間は居室および食物無代、病気の為め六日以内に就業地に出発し能はざるときは、其の間食物医薬無代

一、旅 費 往復共に自弁、但し往航船賃の中、一定額（年齢に依り差等あり）をサンパウロ州政府にて補助す。

補助費中十分の四は雇主に対し償還

一、植民地に入るべきもの 植民地に入るべきものには、無代にて屋舎を給し、かつ一定の地区む年賦にて払下ぐ。

珈琲労働を終りたる後、植民地に入るものとす（但し例外あり」注 大工、石工、鍛冶等に封する賃銀に就いては、契約中規定なし

（外務省通商局『移民取扱人に依る移民の沿革』）

契約期間約半年といふのは、サンパウロ政府渡航費補助に対するものであつて、移民が目的地到着後、各雇主との間に締結すべき契約に伴ふものとは別である。

皇国殖民会社はこの契約に於て、渡航者の立場を保証し、またサンパウロ政府に対する渡航者の義務を明示したのであつて、渡航者が如何なる耕主に雇はるるかは、サンパウロ到着の上で決定するものである。

その雇はるべき耕主と移民との契約の仕方により、條

件は必ずしも同一でないのであるが、皇国殖民会社はその義務期間中珈琲採取賃銀に関する限り、前記の如く保証するといふ訳である。

移民と各耕主との契約の仕方については、後にまた記述するか、とにかく移民一同は、前記の契約を通じて、サンパウロ到着後に於ける生活の安定と、豊富なる発展性を想像した。

遠い大陸に於ける恵まれた労働の日を信じて、自ら鞭撻し勇躍した。

乗船笠戸丸は、四月二十八日神戸を出発し、航行五十日にして六月十八日無事サントスに着いた。

七百八十一名の外に、十二名の自由渡航者のあつたことを附記して置く。

何せ長い航海のことゝて船中種々の問題が起り、殺人事件まで惹起したのであるが、サントス到着の光景はともかく無事に見えた。水野龍自らこれが輸送指揮に当り、上塚周平が皇国殖民会社代理人として乗込んでゐた。

一同は翌十九日上陸、初めて見る異境の風物に感激を新にしつゝ、同日中にサンパウロへ輸送された。

上陸勿々のこの意義探き同胞移民の様子はどんなであらう。

そうしてこの同胞を迎へ取ったブラジル人の印象はどんなであつたか。東洋の戦勝国民は、ブラジル人の見物に値したこと勿論である。

埠頭には多数の官民、新聞記者などが集つて、物珍ら

しげに歓迎した。

勇氣鬱勃たる、しかし乍ら恐ろしく行儀のよいこの新移民は、日本の国旗と伯国国旗を両手に振り乍ら彼等にまみえた。

六月二十五日附コーレイオ・パウリスタノ紙の報ずところに

移民は十九日船より上陸し、同日サンパウロに到着せり。

其の船室および共の他の設備を見るに、皆相当の清潔を保ち居り、之により日本人が下流人民に封する取扱法を窺知するに足るべし。

さればサントスにては日本船の三等室は、大西洋航海の歐洲船一等室よりも清潔なりとまで評せるものありき。或は之を聞いて疑ふもの無きにあらざるべきも、其の皮相の觀察にあらざること左の事実を一読せば首肯するを得べし。

移民収容所に入るに当り被等は整然として列車より下り少しも混雑せず、其の車中を検するに一点の吐唾の痕なく、又果物の皮等の散乱せるもの一も無かりき。即ち見る者をして不潔なりと思はしむべき一物をも存せざりしなり。

斯くしてサントスよりサンパウロまで特別列車にて四時間の後（何故に余の一行を此の移民列車にて移民と同車するを許さざりしか、余は了解に苦しむものなり）、秩

序正しく列車を出で、移民宿舎所の大食堂に入りて食卓に就きたりしが、入るを得ずして廊下に佇む者もありたり。

移民は男女共洋装を為せり。男子は鳥打共の他の帽子を冠り、女子は上衣と袴を連着せる洋装を為し、腰の囲りを胴締にて締め、極めて簡筆なる婦人帽を冠り、裝飾ある帽子留針を以て之を頭に付けたり。

其の梳れる毛髭は嘗て日本画にて見たる日本婦人を想起せしむ。

去れども絵画の日本婦人と異なる点は、大なる櫛を有せざるに有りき。

勇女共に値安き靴を穿ち、靴下をも有せり。

又或る一人は三箇の勳章を持ちしが、其の一箇は金にして日露戦役の勳功に依りて得たるものなり。また真鍮の頭を有する小さき竹の捧の先に附けたる小旗を持ちたるもの多かりき。此の旗は一对宛ありて一は日の丸にして他の一本は黄緑なり。即ち日本国旗および伯国国旗なり。是等の移民は吾人に厚意を表さんが為、日本に於て作れる絹の伯国国旗を特に持ち来れるなり。

優美なる又高尚なる心事なる哉。

移民の着用せる洋服は、皆日本に於ける大工場にて調製せしものなりと云ふ。已に洋服は日本全土に広がりしと見ゆ。而してその洋服は皆移民等が自身の費用を以て買ひ調へたるものにして、見るさへ心地よき清潔なる新しきものなりき。

又婦人は木綿の手袋を用ゐたり。

一時間程食堂にありし後、彼等は自己の室及寢台を見んがために出て行きたり。

然るにおどろくべし。

後等の去り　し後には、一の煙草の吸殻又は一の吐唾も有らざりき。

これ他国移民が忽ち其の居所を踏みにじりたる煙草殻および吐唾を以て不潔を極むるに此して雲泥の相遣なり。

彼等は規則正しく食事を終れり。中には一時間余も食事を後らされたる者ありたれども、少しも喧嘩不満の色なく、先の者の食事を経るを待ち居たり。

(移民調査報告書第二)

以上は事実ありのまゝの記述であらう。やが大波瀾を捲き起すべき敢為不屈のこれらの移民も、航海五十日を要して到着した運命の新天地だけに、初めの中は戒心自重、一挙一投足にも細心の注意を払ったことであらう。不潔で乱暴で、土着人から何と思はれようが、てんで省みるところのなかった歐洲移民のそれに比べたら、遠来のこの新移民は、まことに絶讃に値したのかも知れない。なほ右の新聞記事は、その後半に於て、この日本移民が

- 一、伯国語を学ぶに熱心であること
- 一、妻を信頼し、多額の現金をこれに託すること
- 一、携帯品が多いのは、歐洲移民の如く全く貧困者でない証拠であること

などを論じ、最後にサンパウロの産業は、この移民に

依つて遺憾なく開拓せらるゝであらうと結んでゐる。

二、移民配耕と耕主との契約

移民達は六月二十五日まで、移民宿泊所にあり、翌二十六日より七月六日にわたり、デユモント、カナアン、サン・マルティニヨ、グアタパラ、フロレスタ、ソブラーダの六耕地に配耕された。

待ちに待った日本移民の耕地入りだ。

楽隊で迎へてくれた耕地さへあつた。

移民達はその配耕出発に先ち、各自その雇主との間に、入耕條件に関する契約書を作製、これに調印した。彼等は日本出発前、皇国殖民会社との契約書に於て、珈琲採取期約六箇月間に於ける、日給又は請負労働を承知した。

しかし今この移民達が、各雇主との間に収結んだ契約は、一農年といふことだった。それは彼等がその自由意思に依つて、この国の農業労働上の習慣に従つたものと解すべきであらう。

移民は、珈琲採取期の半ば頃に到着した。

即ち皇国殖民会社との契約に依る賃銀収得期は、僅にその後半をのこすのみであつた。

この後半を終つて、珈琲耕地にのこされるものは、珈琲樹の手入である。

而して日本移民がこの手入に従事するためには、矢張

りコロノとして一農年の義務を負担しなければならぬのであつた。

今、移民および耕主間に締結された契約書を見るに、凡そ十八條から成つて居り、第一條より第十四條に至る迄は、州内各耕地に共通の一般條件、即ち一農年間に於ける耕地生活の規範だ。

第十五條以下第十八條までが各耕地特別の條件で、労働賃銀、その支払時期、移民の自己計算に依る或る種作物栽培の許否を規定したものである。

而して労働賃銀は

一、珈琲樹一千株の手入（年額）

二、珈琲収実賃銀

三、臨時労働賃金

に分れ、夫々の耕地の賃銀を別々に記入した。

即ちこれを前記六耕地別に示すと

	珈琲樹一千株 の手入賃銀 ミル レイス	同収實賃銀五十 リットルに付 ミル レイス	臨時労働 賃銀（日給） ミル レイス
カ ナ ー ン	八〇・〇〇〇	〇・五〇〇	二・五〇〇
チ ャ モ ント	八〇・〇〇〇	〇・四五〇	二・五〇〇
サン・マルティニ	八〇・〇〇〇	〇・五〇〇	二・五〇〇
フロレスタ	七〇・〇〇〇	〇・五〇〇	二・五〇〇
ソブラード	一〇〇・〇〇〇	〇・五〇〇	二・五〇〇
グアタバラ	一〇〇・〇〇〇	〇・五〇〇	二・五〇〇

労働者一人の珈琲樹手入れ受持数は、普通三千本である。

従つて一千本八十ミルとすれば、三千本で二百四十ミル、一家に三人の働き手があれば九千本七百二十ミルだ。また珈琲実採取期間は約五箇月で、一日平均六ミル程度になる勘定であつた。

人数が多くなれば、牧入も亦従つて多くなる訳である。臨時労働といふのは文字通り耕主から臨時に興へられる仕事であつて、その与へらるべき日数の定めがなければ、確定した収人とはいへぬのである。

賃銀はみな毎月勘定といふことであり、移民自身の計算による間作（珈琲樹間に豆、野菜、玉蜀黍等を作る）も許された。

そしてこの間作もまた相当の収入になるといふのだ。

移民達は、耕主との間に取決めた以上のやうな収入を胸に刻んで、六耕地に別れて行つた訳である。

六耕地には夫々日本人通訳がついて行つた。

通訳六名中一人（鈴木貞次郎）を除く外は、みな外国語学校の出身で、移民達より一足さきに、シベリア經由大西洋を渡つてブラジルに着いてゐたのである。

各耕地也記畝多民数レ、通訳六名ノ名を挙げておく。

耕地名	人数	家族数	單獨者数	通訳
ヂュモント耕地	二二〇	五一	一八	加藤順之助
フロレスタ耕地	一七三	二四	三	大野基尙
カナアン耕地	一五一	二四	一	嶺昌
サン・マルティニョ	一〇一	二七	一三	鈴木貞次郎
グアタバラ耕地	八八	二四	四	平野運平
ソブラード耕地	四九	一五	一	仁平高

註 外に単独者八名がサンパウロ市に於て就職計七百八十名で、当初の渡航総数に対し一名不足であるが、船中に殺人事件があつたといふから、恐らくそのためであらう。なお右の表は、外務省通商局『移民取扱人の沿革』に依つたのであるが、合点の行かないところは適宜改作した。

サンパウロ市に残った八名といふのは、鍛冶大工など、特別の技術を有するもので、これらはサンパウロ当局の斡旋をもつて、夫々就職したことである。

皇国殖民会社の書記として、移民と共に同航した香山六郎は、サンパウロ市に残った人々を左の如く記してゐる。

鹿	同	同	山	兵	長	熊
兒			口	庫	野	本
島	鍛冶工	大工職	洋服師	大工職	野菜園	家庭労働
	池上二次郎(及その妻)	鯨島直哉	原口貞藏	沖川祐吉	鞍谷誠一	矢崎節夫
						島村タジユ(及その弟)

(在伯日本移植民二十五周年記念鑑)

(在伯日本移植民二十五周年記念鑑)

会計九名で、一人多くなる。

しかしこの数字にまで囚はれたくないのである。

三、移民就働後の紛争とその離散

移民就働後の状況如何。願くは光榮ある我が第一回ブラジル移民の上に幸多かれ。

彼等が故国の山河を後にするに當つて、はるかに描いたこのサンパウロ珈琲国、香り高き労働の日を恵め！

公使館の三浦通訳官は、七月六日移民宿泊所出発の最終移民と共に、サンパウロ市出発、上塚周平および州農事監督一名を伴つて、関係六耕地を見て歩いた。ヂュモント耕地では、配耕勿々から移民側に不満のあるを見た。

移民の宿泊所にあてられた長屋は、土間に枯草が薄く敷いてあるだけであつた。

「俺達は馬ぢやない」。

この耕地の移民は六月二十九日に入耕し、七月五日まで家屋の振分け、寝台作り等に費し、翌六日から愈々珈琲実採取を始めたのだが、しかし一家族三人で、四キロ、五キロ位しか取れなかつた。七キロ半が一俵（五十リットル）で、一俵採取しても五十レイスであり、一人で一日四五俵も採取出来る勘定であつたのだ。

それが三人かゝつて一俵にならなくては困るのである。だからそんな日が三日も続くと、移民達はもうやり切れなかつた。

三日日の夕方、三浦通訳官と上塚代理人とが、加藤通訳の案内で、珈琲畑に顔を出した。

移民達の不平は、彼等に向つて爆発した。

三浦通訳官の取計ひで、耕主側はその翌日、今迄より結実の多い畑を渡したが、一家三人で、一俵位の採取高に過ぎなかった。マアマア辛棒となだめつゝ、三浦、上塚はサン・マルティニヨ耕地へと去った。

（在伯日本移植民二十五周年記念鑑）

三浦、上塚の一行は、かくして全耕地を見て歩いた訳であるが、移民の不満はどこへ行っても蔽ひ難きものがあつた。上塚はサンパウロ市に引揚げて来て、その事務所に現はれ、椅子に腰かけてがっかりしてゐた。机に頬杖をついてゐる。

書記香山「新地の模様はどうでした。」

上塚「皆んな喰へぬと云つて騒いでゐる。珈琲が余りなつて居らんで、一日三大家族一生懸命働いて一俵半か二俵しかちぎれぬ。全くあれでは喰つて行けん。」

上塚は不安でならなかったのだ。

ヂュモント耕地の移民の不満は、その後愈激しくなるばかりであつた。

上塚は八月一日、耕地側の通知によつて、同耕地に急行した。

内田公使に従つて渡伯したといふ宮崎信造を通訳として連れて行つた。居ること七日、極力移民の慰撫に努めたが効果がなかった。

上塚は悲愴な面持ちで、またサンパウロ市に帰った。

八月二十二日、同耕地より急報あり、移民騒いで収まらずと。即ち三浦通訳官は公使館よりサンパウロ市にかけつけ、水野、上塚、宮崎等同道で、現場に急行した。しかし現地の事情は入耕移民全部を引揚げさせる外に、方法がない程さし迫つてゐた。移民達は矢張りその労働を以てしては、生活費を得ることが出来なかつた。

彼等は移民会社とその一統を恨んだ。水野、上塚等が急行すると、竹槍、鍬、鎌をとつてこれを迎へるといふ騒ぎだ。

右のやうなパンを嚙り、塩のおかずに粥をすすり、文字通りあしたに星をいただき、夕に月を踏んで帰る終日の労働が、僅か五百レイスか一ミルの収入にしか当らぬ。移民会社はおれ達を喰ひものにした。家族の中では腹立粉れに夫婦喧嘩、何ぜこんな所へ連れて来た、明日にも日本へ帰しておくれ。隣りでは家長会議が初まつて、明日から畠の仕事を止さう。食う米がなくなつた、耕地の牛を殺して食つてやれ、移民会社の野郎共、竹槍に串ざししてやれ

（農業のブラジル第三卷第八号）。

移民達の激昂の有様が見えるやうだ。

水野等の一行が乗込むと、小丘に上つて演説をするものがある。言々火を吐くやう。一行も移民の窮状には胸を打たれたやうだ。馬から降りた上塚周平 諸君を今日の窮状に隋れた責任は私どもにある。申訳けの言葉もな

いが、しかし私どもは今日まで諸君が幸福で あるやうにとばかり努めて来た。不幸にして不景気の絶頂、剩へ珈琲の凶作である。私どもの希望はこれがため 果されず、諸君が苦しまなければならぬ破目となつた。

私の生命を捨てよといはるゝなら、固より生命は惜くないが、願わくばもう少し生かして置いて、諸君のために尽さして貰ひたい。私は生命に替へて諸君のために尽すことを誓約する。

(同上)

かくて一行は州政府当局と協議の上、移民一同二百十人をサンパウロ市移民宿泊所まで引揚げさせた。

九月四日、州農務長官よりまた電報である。

曰く、サン・マルティニョ耕地にストライキ勃発、形勢不穩、警察隊を派遣することになるかも知れぬと。

即ち三浦、水野等これに急行、耕主の要求により首謀者および強硬移民二十余名を退耕させて、ことを納めたのだが、しかも間もなく問題が再発して、また数名の移民が退耕するといふ騒ぎ。これと前後して、各耕地でも紛擾が勃発し、退耕者続出して蜂の巣を叩いたやう。僅にグアタパラ耕地が比較的平穩であるといふに過ぎなかった。

サン・マルティニョ耕地の紛擾は、賃銀毎月払ひの約束に拘らず、耕地がこれを実行しなかつたので、これを

約束通り実行し、かつ移民一家族につき四百乃至五百ミルレイスの前借りを許すこと、外数項の要求を提出したのに対し、耕主がこれを容れなかったのに始まるのであるが、移民達は現金を持たず、現金を持たなければ、耕地の売店で法外な値段で日用品を買はなければならぬ。ところが耕地の売店は後で説くやうに耕主の搾取機関と来てゐるので、賃銀の前貸しなど思ひもよらぬことであつたのだ。

他の耕地も大同小異で、みな耕地又は耕地支配人との感情の衝突か、然らざれば牧入の不足に上る生活苦の爆發である。

紛争は、十月下旬に至つて一通り鎮静した。しかし退耕者は依然として多かつた。耕主側も移民会社側も極力これが阻止に努めたが、しかも何程の効果もなかつた。同十二月十五日より翌年一月七日に亘り各耕地を視察した甘利通訳官は、右移動について、左の数字を齎らした。

耕地	配耕数	退耕者	現在数
カナ	一六一	二九	一三九
フロレスタ	一七〇	一〇九	六一
グアタパラ	九〇	二六	六四
サン・マルティニョ	九八	三二	五六
ソブラード	六二	二三	三九
チュモント	二〇一	二〇一	〇

この表中、配耕数に就いては誤記が多い。

従つて退耕者数といふのも、誤記なきを得ない訳である

が、しかし大体の動向は明瞭である。

デュモント耕地配耕移民の全員引揚げのことは前に記したところであるが、この中、七十人はその後左記三耕地に入耕し、甘利の視察当時も同じ数を維持してゐた。

ヴェアド耕地二十二名、カンポスネット二十八名、サン・ジョアキン二十名

つまり配耕後半年にして、原契約耕地を去るもの四百三十名、前記デュモント耕地退耕者の中の七十人を差引いても三百六十名である。

その後更に九箇月、四十二年九月下旬、野田通訳官がまた関係耕地を回つて見た。その齎らされた数字を見よ。前記耕地中、本邦移民の止まるものは、実に百九十一名に過ぎなかつた。

カナアン耕地二十三名、サン・マルティニョ二十七名、グアタパラ―三十四名、ソブラード五十二名、ヴェアド三十三名、サン・ジョアキン二十三名。

然らば渡航全員七百八十一名中、この百九十一名を差引いた他の多数移民は、どこへどう散つたことか。

無論正確な数字を得る訳には行かないが、同じ野田の報告の中には、大体左の通りだと記してある。

サンパウロ州中前記以外の耕地労働者 四〇名

サンパウロ市中 一〇二名

サントス市中 一一〇名

西北鉄道布設工事労働者 一二〇名

リオ及びミナス州にある者 三八名

アルヘンティナ転住者

一六〇名

死 亡 者

六名

合計五百七十六名で、全数に対しなほ十四五名不足してゐるが、四家族一団となつて、ゴム採取のためアマゾンへ出発したといふやうな話も残つてゐるから、大方そんなものが、この数字に該当するのであらう。

耕主との契約書は、今や一片の反古紙である。

四、耕地生活の貧困

甘利通訳官は、前掲四十一年末より翌年初頭に亘る移民移動表記載の報告書中に、本邦移民のかく移動の激しきは純農者が少なかったからだと言いてゐる。

「目下耕地に止り労働に服するもの尚ほその数三百三十九名の多きに達し、彼等は何れも農をもつて身を立て来りたるものなれば、当地着後と雖も珈琲摘採およびその手入等には容易に慣れてこれを苦とするものなく、却つて歐洲移民よりは結果の良好なるものあるべき見込み」だ
とある。

しかしその見込みが当らなかったことは、九箇月後の野田通訳官もたらすところの、前掲数字に明かである。

移民就職後の紛争勃発、および退耕者の続出をもつて、純農者が少く、非純農者の多く混入してゐたためであるとする見方は、ハワイ官約移民初頭の紛擾以来、屢々繰

返されて来たのであるが、この見方の余りに単純であることは、いづれの場合に於ても、全体の眞相を衝くことが出来なかつたことで判る。

野田通訳官は、これを家族構成のよくなかつたこと、および耕地労働者の牧入よりも、退耕者の収入に、より多くのものがあつたことに歸してゐる。

即ちそのカナアン耕地視察の項に曰く

明治四十一年六月、本珈琲園に入りたる本邦移民は二十四家族にして総人員百五十五名より成り、悉く沖繩県人なりしが、元来彼等は夫婦の一家族に独身男子一名、又は数名を合併し、表面一家族なるが如く装ひたる虚構の家族組織にして、多くは他人同志の集合なれば、他外国移民が事ら夫婦親子および兄弟姉妹の關係をもつて構 成せる眞の家族とは全くその趣を異にし、これがため耕地役員および他の労働者をして、日本人は一夫多妻の家族制を有せる末開の蛮人にあらずやと疑はしめ、勢ひその輕侮を受けたのみならず、本邦移民自身に於ても、一家族として和合すべき筈なく、寢食および労働上に屢々衝突を醸し、その結果先づ眞家族の付属物にすぎざる独 身者より漸次耕地を逃亡し、サンパウロ市及サントス港等に出でて他の職業に従事し、中には珈琲園に於て労働するよりも、却つて多額の収益を得たるものあり、而して誘惑的報道を得ると同時に、一面園主より逃亡者に対する罰金を課せらるゝに至れる努働者は、彼是れ打算の末、寧ろ耕地を去る方利益なりとなし、眞の夫婦者

にして逃亡したる輩も少なからず、入国後八箇月を経たる時には、在国移民の数、百十九名ありしが、本官巡回の当時（四十二年九月下旬）には著しく減員して、僅に二十三名となれり

（移民調査報告書第五）

同様のことはまたグアタハラ―耕地の状況に関する記述の中にもいつてゐる。文中、「逃亡者に対する罰金を課せらるゝに至りたる労働者」とあるのは、自己家族（たとえ偽装であるにせよ）逃亡者を出したため、引受珈琲樹数全部の手入れが出来ず、これを返納した結果、耕地主に於て別に賃銀を払って他人に手入れを行はせねばならぬので、耕主はその賃銀を残留者の賃銀の中から差引いたことをいふのである。

の制度は各耕地共通で、夫々その契約書に明記するところである。

野田又曰く「珈琲労働者即ち小作農夫とサンパウロ市、サントス港等に於ける非農民労働者との送金を対比するに、前者は後者に劣るを見るべく、是れ確かに本邦移民が珈琲園を棄てゝ他の職業を逐はんとする一大原因たり」。

しかし乍ら、耕地労働者の賃銀は、右の如き退耕者の得たる貸銀に劣るばかりでなく、事実その賃銀をもつてしては、生活を維持するさへ容易でなかったのである。移民紛擾の原因も、また滔々たる退耕者を防止し得な

かったのも、全くこれに基くのではないかと思ふ。

かりに生活はこれを維持することが出来ても、その得るところの金額たるや、誠になさけない数字であつた。

野田はその視察中、ヴェアド耕地の支配人につき、在耕者十二家族の取入を調べて見た。最高四百四十ミルレイス（夫婦および弟一人）、最低十ミルレース（夫婦）といふ数字である。

ここで野田の記すところに、前掲計算は早急の際これを行ひたるものなるを以て、幾分の違算なきにあらさるべきも、一箇年勤勉労働の結果、男子二名女一名の家族にて僅々四百四十ミルレイス、即ち邦貨に換算して凡そ二百七十円に足らず、此の金額は家族三名が伯国に渡航するために費したる費用全額を支弁するに足らず、況んや此の二百七十円と云へる純収は成績最良の移民にして、其の最も少き者に至つては、漸く一箇年の生計を維持したるに過ぎざるをや。

―本官は大体論として移民に封し頻々々被雇地を転替することは不利益なるを以て、成るべく永く一耕地に忍耐すべしと説きたれども、本耕地に於ける事情は、既述の如くなりのを以て、是非今一年本耕地に留まり労働すべしとの説諭を加ふるに忍びざりき。（同上）とある。

このやうな移民達が、退耕移民の収益の多きを見て、その後を逐はんとするのは当然のことである。而してその後を逐つたといふことは、決して移民移動の原因では

ない。移民の移動を助長した一つの作用に過ぎない。原因はあくまで、耕地に於ける彼等の貧窮であつたと言へよう。

移民来着以後、本年（四十二年）九月までの送金者中、指を第一に屈すべきは鹿児島県人大工職鮫島直哉なる者千五百ミルレイス（凡そ我が九百円）を送金したるにあり、なほ他の大工職数名も一人に付千二百ミルレイス（我が七百二十円）を送金し、之に次で最も多く途金したるは、サントス港ドックに於て労働せる仲仕連にしてサンパウロ市に在る各種労働者と合せ、人数二百名内外にて、毎月約九千七百ミルレイス（凡そ我が五千八百二円）を本国に送金す。（同上）

これも矢張り野田の記するところだが、前記ヴェアド耕地の同胞の収入に比し、差額の大きさに驚かざるものもあるまい。耕地契約労働者が、その耕地に止つて働くといふことは、労働者にとつても雇主に取つても無論好ましいことである。これを輸送した移民会社も、またこれを以て理想の成績とする。

れどもその移民達が、新地に止まることのために、押し寄せて来る貧窮を避け得なかつたとすれば、その耕地に止まるよりも、寧ろ出でゝ新運命を打開する気になるのは無理からぬ事であつた。

五、耕地の現実と耕主の態度

第一回移民離散の原因は、要するに耕地生活の貧困にあつた。

珈琲樹一千本の小作料いくら、珈琲実採取賃銀五十リツトルに付いくらといふ契約があつても、初めの中は労働になれず、後に慣れても各自の受持樹数は一定の限度があつた。また日傭労働の賃銀いくらといふ約束があつても、実際にその労働に服し得る機会少く、おまけに間作による収入といふのが、全く計算違ひであつた。

原契約六耕地中、初めから間作を許さぬものもあつたが、先づ原則としてこれを許した。無論その間作による所得は移民のものだ。だから移民達はせいぜいこれに精を出した。玉蜀黍、豆、野菜の類であるが、しかしこれは自家消費に当てる以外には、牧入の中に数へることが出来なかつた。

「これを他に販売せんとするも、耕地内にては需要者なく、耕地外にも二三里の間には町村なく、夫れ以上の遠距離に搬出するときは、全く運賃倒れとなるを以て、其の販実は甚だ困難なり。」

これはカナアン耕地の移民に就いて野田の記すところである。同様のことは他の耕地についても云へるであらう。また本邦移民最初入園の当時、各住家の後方にある

若干の空き地に養鶏を試みたるもの少なからざりしが、彼等は他外国移民の如く、子女を携帯せず、何れも壮年者のみにて早朝より夕刻まで野外に出でて労働し、留守番として家に居残るもの一人もなきが故に、狡猾なる外国人はこの虚に集じて本邦移民の飼養せる鶏を盗み去りたるに依り、その後は養豚のみを行なうこととなり、幼豚を購ひて飼育すれば余り費用および手数を要せずして、七八箇月後には相当の利益を占むるも、これまた自家消費に給する外、他に販売することは甚だ困難なりといへり。

各耕地には耕主経営の売店があつた。これが一つの搾収機関であることはいふ迄もない。

グアタパラ耕地は最初の紛擾の時にも、割合に平穩であり、その後の退耕者も他の耕地に比して少ない方であつたのだが、この耕地に初めから通訳としてついてゐた平野運平は、後に邦人植民地の建設に従事し、邦人のブラジル発展史中に、悲壮な場面を描き出した人だけであつて、勇敢にこの搾取機関を排撃した。

移民は金銭の代用たる耕地より発する手形を以て、耕地付属の商店より物品を購入する習慣なりしが、その値の-highきこと驚くべきものあり、移民は該手形をもつて、グアタパラその他の市場に至り購入せんとすれば、諸商店はこれを受取らず、かつ市場への距離大なれば勢ひ耕地の商店より買はざるべからず、平野氏は該商店が、不当の利益を収むるを快とせず、支配人に協議して数十

年来因習せる万障を排し、移民に現金交付することに改め、平野氏自ら移民を代表し、グアタパラーその他の市場に至り多額の需要用品を購入し、耕地の荷物用列車に積載し、耕地に持ち帰り移民に分配せしにその価格商店の半ばに相当したり。

（移民調査報告書第九）

これはずつと後に藤田総領事の報告したところだが、幸に平野運平の如き人をえたからこの搾取を排撃出来たのであるが、一人の平野蓮平を得ざる他の耕地の移民達が、これによつて搾取されたところのものは、蓋し甚大であつたらう。

それからもう一つは、移民に対する耕主の態度であつた。

これは移民の収入とは在接の關係はないのであるが、しかも全くなしとはいへず、特に移民の退耕には至大の關係があつたのである。

耕地に売店を設け、移民に現金を渡さずしてこの売店の品物を買はせ、もつて搾取の機関としたところに、耕主の一面を見ることが出来るのであるが、然らば我等の同胞は、これらの耕主によつて如何に取扱はれたことであらうか。

遠来のこの新移民を遇するに、若干の温情を吝まなかつたものもあつたかも知れぬ。けれども長い間、奴隷を使役して来た連中である。新移民を待つに、すこぶる

手堅たかったことは事実である。

数十年来の因習だといふ前記の耕地売店も、実は奴隷使役時代の遺物でなかったか。第二回移民到着後（第一回移民到着後二年、四十三年五月　―　この移民の渡航事情については後に記す）、當該移民に就いて惹起した紛擾中に、サンタ・マリア耕地、サンタ・アナ耕地、ジャタイー耕地等に関する深刻な争ひがある。

特にジャタイー耕地のそれに、耕主の暴慢無礼な態度を見る。

ジャタイー耕地には、第二回移民二十三家族八十三名が入耕した。耕地ではこの移民に対し一家族二人につき、珈琲三千本乃至四千本を受負はせた。一千本九十ミルの割合である。一年二百七十乃至二百六十ミルに当る。耕主はこの賃銀として毎月二十一ミルを各家族に支払った。けれども移民達は、とてもその支給される賃銀ではやっていけなかった。

市場に出るに七里もある。どうしても初地の売店で買はなければならぬ。その売店が恐しく高いのだ。移民達は就労六箇月目に、九十ミル（多いのになると三百ミル）以上の借金を負ってしまった。失望落胆その極に達した。移民は借入畑に来、豆、トウモロコシなどを作つてゐた。その年の収穫米三百二十俵を予想したのに、耕主の牧場の牛馬が一夜にしてこれを喰ひつくしてしまつた。耕主の責任なれば、せめてその半分だけでも負担されたいと懇請した。耕主は頑としてこれを聞かず、通訳

香山六郎、移民会社代理人上塚周平は耕主に談判して是非移民の懇請を容れてもらひたいと言つた。

耕主答へて曰く「移民各家族につき半俵宛給すべし」と。二十三家族ほ対し十三俵弱の弁償である。損害三百二十使の十七分の一だ。移民達は涙を吞んでこれに服した。

翌四十四年一月末の賃銀支払日、耕地売店は、同月の賃銀全部を移民負債の一部として売店に渡さなければ、爾後物品を供給しないといつて来た、通訳はこれを移民一同に告げ、移民の承諾を得て、賃金全部を直接耕主より売店に支払はせた。

ところが翌日売店の通告に円く「爾今日本移民に封しては、現金にあらざれば物品を供給せず」と。移民達は一杯食はされたのだ。

売店は耕主の親戚が経営してゐたのだが、實際の出資者は耕主であつた。そうしてこの耕主は、サンパウロ州商工務長官の養子だといふのだ。

移民の憤激は当然である。移民一同は耕地脱走を企てた。「耕主は此の企を探知し、耕地在住の各国移民四十名に武器を携帯せしめ、本邦移民の逃亡に備へしめたり、然るに移民中、松原某なるもの、深夜便通のため外出したるに（耕地には梗所の設備なく、移民は皆山野に行き用便する習俗なり）番兵たる黒奴の一人、式装のまま突然松原を捕ふ。同人抵抗せしに合図により四十人許り四方より現はれ来り、松原を取囲み乱打せんとせしとき、本邦移民は此事を知り、又各々獲物を携へ之に対抗せん

とせしかば、香山通訳現場に赴き鎮撫しつゝ、ありしに、耕主も武器を携へ出て来り松原に向へり。香山の尽力にて双方共血を流すには至らざりき。移民一同は耕主の斯く暴威を逞しくせしことを憤り、断然労働せずと主張して止まず、香山通訳通夜説諭して漸く翌日悉皆労役に就けり。然るに耕主の決心すこぶる堅く、日本移民にして労働を肯ぜざれば、サン・シモンより兵士を呼び、圧制的に服務せしめ、若尚ほ承服せざれば牢獄に投入せんと宣言す」

（移民調査報告書第九）。

サンパウロ州商工務長官の養子の耕地がこの通りだ。サンタ・マリア耕地、サンタ・アナ耕地の紛擾も、みな耕主の冷酷なる圧制に基く。両耕地とも前伯国大統領ロドリゲス・アルヴェスの所有である。かういふ一流の耕主が、日本移民を牛馬の如く取扱つたのだ。第一回移民就労働耕地中、かくの如きものなしとどうして断言し得るであらうか。所詮ブラジルの耕主達も、本邦ペルー移民初期に於ける同国耕主の態度と大差なかつたとしてよからう。

ジャタイ耕地の移民達は、右騒動後一時労働に航したが、その月（一月）三十日を期してみなこの耕地を出てしまった。上塚周平の奔走によるのである。耕主は借金返済を終らざる中は、如何なる手段に訴ふるも移民を解放せずと主張した。移民は耕主のそういう主張に対抗して、骨を路傍に曝すともこの耕地に止まる能はずと宜

言した。

上塚周平は耕主および移民の間に立つて、斡旋大に努めたが致なく、途にかゝる耕地に移民を置くは人道上忍び難しとあつて、移民の負債は後に移民会社代理人（上塚）に於て、責任を以て支払ふべしの一札を入れ、これを解放することにしたのである。

六、移民会社の困難

移民の動揺離散による移民会社の打撃は深刻であつた。いろいろと出費が多く、移民から預つた金さへ返せぬといふ有様であつた。

水野は日本民族の発展、実にこのブラジルにありと起つたけれども、彼れの皇国殖民会社は、豊富な実力を持つてゐるのでなかつた。皇国殖民会社ばかりでない。

移民会社といふものが、どれもこれも大した資本を持つてゐなかつたのである。外務省に納入する保証金が、即ち資本金だといへないまでも、少くともそれが資本の大部分であつた。

皇国殖民会社は、ブラジル移民の輸送開始に先立ち、これが保証金として、十萬円の納入を命ぜられた。水野はこれを承諾して移民募集に着手したのだが、保証金として調達しえたものは五万円だけであつた。五万円ではどうにもならぬ。移民はどしどし神戸に集つて来る。しかし船は何時出るのだから判らぬといふ。どうも様子が

変だといふので、移民達は警察へ相談に出かける騒ぎだ。水野を援けるものに土井権太あり、水野と共に八方奔走したが、金は容易に出来そうもない。

移民達は、宿賃を会社で払へといふ。一日五十銭だ。仕方がないからそうすることにしたが、これが七百八十一名だから、一日ざっと四百円だ。

そう出発が遅れるのでは、船会社でも、滞船料を貰はなければならぬと来た。一日五百円だといふ。会せて九百円、これは耐え難き負担であつた。

水野は青柳郁太郎と懇意であつた。青柳は夙に邦人発展地としての南米に着眼し、明治二十六年独力ペルーを視察したといふ斯界の元老だ。

この青柳が中国移民会社の麦田宰三郎と知り合ひだといふので、水野は青柳に是非話をしてくれと頼んだ。青柳は土井と共に麦田を訪ね、出来るものなら何とか應援を乞ふと申入れた。麦田は幹部と協議したが欠張りいけなかつた。

あゝどうしたらいいのか、毎日九百円づゝの損害である。土井はまた大阪に飛んで、四苦八苦、やうやうのことで三萬円を調達した。それを外務省へ持ち込んで、丁度八萬円、どうかこれで御許しを願ひたいと頼んだ。時に通商局長石井菊次郎、移民係が中村巍であつた。石井は結局これを容れた。

こんな思ひをして七百八十一名の移民を運んだのだ。出発前からもう相当に打撃を受けてゐるところへ持つて

来て、上來說いたやうな移民就働後の紛争と離散である。
気の毒といへば実に気の毒な話である。

移民達は、その神戸出発に際し、会計七千六百七十五円
の現金を移民会社に託した。
即ち

沖縄県移民

五千五百二十円

庸兄島県移民

一千六百三十円

山口県移民

五百二十五円

サンパウロ到着後、これがなかなか払へなかつたので
ある。

「本年（四十二年）九月中、東京本社より現金二千元を送
附し来り、夫々関係者へ支払中なるを以て、なほ今後移
民に対し償却を要する負担額三千七百二円現存せる旨、
代理人上塚周平より申出たり」これは野田通訳官が本省
に対する報告中に記したところだが、つまり会社は、野
田が上塚についてこれを調べる前に、一千九百七十二円
だけ支払ってあつた訳で、東京本社より送金の二千元
云々といふのは残額五千七百二円に対するものである。
サンパウロ到着後、一年有半を経してなほ五千七百二円
の未支払があつたのだから、永野の苦衷も察すべきもの
があるのである。

この支払を受けずしてアルヘンティナの方へ転入し、
居所不明のものがあつたといふ。

永野の苦衷も察すべきものがあるが、彼れのもとにあ
つて、直接移民との諸交渉に当らなければならなかつた

上塚の苦心も並大抵ではなかつたのだ。

彼れは実は移民会社代理人として渡伯したが忽ち展開した移民の窮状に、同情を禁ずることが出来なかつた。デユモント耕地の紛争の際、自分は生命は惜くないが、もうしばらく生かして置いて、諸君のために尽させてくれといったのは、決して一時逃れの言葉ではなかつた。彼は真にこの移民達のために生命を投げ出して奮闘して見ようと思つたのだ。

移民の貧困を彼れは見てゐられなかつた。耕地を飛び出して来て困つたものが、彼れのところへ集つた。彼れはをれらの移民と共に、極度の貧困に落ちていつた。オモチヤ屋を初めて、窮迫者と共に食ふ仕かけであつた。同志と共に植民地を始めるために、パラナ―州まで出かけて行つて、土地の下付請願に成功したが、少しばかりの金が出来なくて断念した。

即ちこれらの事状を眼のあたりに見てゐた第一回移民の回顧談に

原料のブリキはマタラゾ（サンパウロ市在住イタリア人富豪）の塀から失敬し、竹は練兵場の後の竹数から断らずに貰つて来ることにした。その日も丁度サツクを持って竹を一尺くらいに切つてサツクへ入れて、いざ立上る所へ巡查が来て、「オ・ジャポネース！」上塚氏はそういう危険を冒してオモチヤ屋を続けた。

竹トンボ、色紙の扇、笛、馬といったやうなものを、いろいろと考案して売つて歩いた。

香山氏、間崎氏などよい売子だった。

投々発展して北伯のベレン、アマゾナスのマナオス方面まで遠征した。

売れる時は一日八百ミルも上げるといふ盛況だった。儲かれば儲かるほど居候が殖えた。

後藤武夫氏を同伴してパラナ―州を視察した。時の州統領モンテイロ閣下とクリチ―バ市の官邸で面接して、土地の下付を請願した。州統領は上塚民の請願を容れ、サント・アントニオの地三千アルケイルを無償提供することを口約してくれた。しかしそれにしてもセルカ（囲い）だけはしなければならぬ。そのためには五コントスの金が必要であつた。

帰聖して奔走したが五コントスの金が出来なかった。上塚は州統領の厚意を謝して、一時見合せるといふ手紙を出した。

北米の親友井上新平氏から、一萬ドルを携へて急行するといふ電報が来た。上塚氏等一統は、胸を躍らせて天佑を謝し、井上民の来着を待った。

井上民は船の中で大金を入れた鞆を盗まれてしまった。小使錢も持たずにサントスに着いた。今や友の窮状を救ふどころではない。却って上塚氏等の痩せ骨む齧ることになった。

仕方なくこの井上氏、一年近くも上塚氏の許にあつてオモチヤ造りの手伝ひをした。

（農業のブラジル第三卷第八号）。

七、植民地設定の特権放棄

サンパウロ州政府は、日本移民のために、ブラフジル中央鉄道に沿ひ、数箇所植民地を設置すべしとは、前掲同政府と水野龍との契約書にある通りだ。

而してこの植民地に入るべきものには、無代にて屋舎を給し、一定地区を年賦にて払下ぐ。但し珈琲園労働を了りたる後、これに入るものとす（本章皇国殖民会社対移民契約書）。

けれども前記のやうな移民の紛擾とその離散はこれを実現せしむるに由なかつた。

水野と州政府との第二回移民輸送に関する契約は、四十一年十一月をもつて調印を見た。これは第一回移民就働後の成績に鑑みて、最初の契約を改訂したものであるが、水野はこの契約改訂に際し、惜しいことに前記植民地設置に関する権利を放棄してしまつた。

第一回移民がその就働後の動揺のために、サンパウロ州政府をして、その義務を履行せしむるに由なかつたとしても、爾後輸送さるべき移民がまたそうであるとは限らない。のみならず日本移民が、州政府設第の植民地に入るといふことは、日本人がブラジルに生きるための、最も恵まれた特権であつた。

日本人は契約移民として珈琲園に入るよりも、植民と

してこの地に定着することの方が望ましいことであり、より偉大な効果を挙げる所以であるとは、内田公使以来出先官憲の等しく切言したところであつた。

無論契約移民として珈琲園に入らずに、初めから植民で押して行くとすれば、そのために要する経費は莫大である。けれども幸に珈琲園労働を了へたもののために、州政府が植民地を設定してくれるといふ。これは捨つべからざる特権である。

水野がこれを勘棄したのは、州政府の要請に基くのだといはれる。水野は内田公使に叱られた。そのやうな大事な特権を放棄してしまふことは、取返しのつかぬ損失である。日本移民の定住発展のためほこれ程高値な特権はない。どうして無断でそんなことをして呉れたかと。けれども水野にして見れば、自ら誘導した移民を耕地に落付かせるさへ困難である上に、既に輸送したる移民の動揺のために、少なからぬ経済的打撃を受けた。寧ろ致命的打撃である。植民地経営のため、また負担を増すなどは、実力のよく耐ゆるところではなかったのだ。

水野が初め、この植民地経営について抱いた希望といふものは、可成り壮大なるものがあつた。彼はサンパウロ州政府との間に、右に関する契約が整ふ以前、リオデジャネイロ州にも土着的農業移民を送るため、日本人の植民地を作りたい旨、同州知事に申し入れた。

州知事これを容れ、四十年十月一日契約調印を了し、候補地として、左の如く決定した。

一、マカエー耕地サント・アントニオ耕地（政府にて買上の上、下付）

二、サン・フランシスコ・デ・パウラ郡インベーの官有地

三、其他便宜に應じ指定せらるる買上地又は官有地

けれども、これもまた運命は同じであつた。水野の経済力がこれを生長せしむるに由なかつたのだ。尤もこの契約は全然手を着けなかつたのではない。右候補地の中、サント・アントニオ耕地には、隈部三郎一家六人、片岡治義一家三人が入り、米田耕作をやつて見た。四十二年、外務省書記生相馬称徳の同地視察の報告に 当地内在住の熊本県人隈部三郎は、昨年（明治四十一年）九月より凡そ三百二十坪程の米田を試作せるに、其の結果頗る良好にして施肥の必要なく、一年に二作を収穫することを得、玆ち九月下旬植付に係るものは、本年一月に収穫し終り、其の刈りたる株より新芽を發し、五月に至らば第二回の収穫を得べしといふ。

目下此の橡定 日本植民地内にある本邦人は前記隈部三郎一家六人及び高知県人片岡高治義一家三人の二家族なり。

隈部三郎は一昨年（明治四十年）十二月より当地内にて農業に従事し、片岡治義は皇国殖民会社の測量手として昨年十二月当地に着したけれども、未だ測量を実行

するの運びに至らず、昨年六月中サンパウロに渡来せし移民山形県人高桑 治兵衛、岡柑繁吉と共に農業に従事しつゝあり、本年乾季（五月頃より）に入るに至らば予定植民地の測量に取 かかる都合なりと云ふ。

当予定植民地は昨年九月よりサン・ジジョゼー・デ・ソーゴなる隣耕地主ジョゼー・カルロス・コスタなる者リオ州政府の命を受けて之を管理しており、当予定植民地内にある十数町歩に亙る昔時の珈琲園よりの収入を以て 道路其他地内の日本人居住の家屋修繕に当てつゝあり。

当地在留日本人の事業の成績としては、別に見るべきものなく、隈部三郎の開墾に係る数町歩の場所あれども現に耕作しつゝあるは凡そ一町歩余の地に過ぎず、これ斯る交通疎遠なる地に孤立して労力の不足及び 欠乏と闘はざるべらず、且また皇国殖民会社の方針確定せざるを以て一時耕地を縮少し、只管会社の方針の定まるむ持ちつゝある有様なり（通商局移民調査報告書第二）。

結局隈部等の努力は徒労に帰した。

この権利を取得したのは、リオデ・ジャネイロに於ける邦人最初の商店を経営した太平三次であつた。水野が州知事に交渉し、本極りに至らずして放つて置いたのを、太平がブラジル人ラファエル・モンテイロと提携し、一九〇九年十二月三日、州政府との間に契約を締結し、この耕地に日本人を入植せしむるの権利を取得した。

しかし契約者の無資力のため、事業を進めることが出来

なかった上に、土地所有権に疑問があつて、州政府は限部の出願に対し、容易に地券を下付しなかったので、限部は数年努力の結晶たる数町歩の水田をすてゝ此の耕地から出てしまった。

上記の如くして、水野の植民地計画と、その得たる特権とは空に帰した。

第八章 第二回以後十二年間の移民情勢

一、一万五千誘入後の中絶

第一回移民就働後の成績に鑑み、水野龍・サンパウロ州政府間の最初の契約は、既記の如く四十一年十一月改訂されたが、水野の皇国殖民会社は、最初の移民輸送による打撃によつて、自らこれに継続するの實力を失つてしまつた。勿論なんとかしてこれを継続したい意をもつて、劃策大いに努めたのであるが、外務省がこれを許さなかつた。

よつて水野は、移民輸送契約に関するサンパウロ政府との権利義務を挙げて、高知県の富豪竹村与右衛門に譲渡してしまつた。水野の胸中察すべきものあること勿論だが、しかし水野はこの権利義務を譲渡したからといつ

て、この仕事から手を引くといふのではなく、竹村の資本と結んで、なほ大いに為すあらんとしたのである。

かくて竹村の名によるブラジル第二回移民は、四十三年五月四日神戸を出発し、六月二十八日サントス港に到着した。人員九百六名（外に自由渡航者二名）、四百四十七家族だ。この移民出発前、竹村と各移民間に取結ばれた契約書第七條に

契約期限は実地就業の日より満二箇年とす。但し此の期間中第五條の義務償却を了らざるときは、その義務終了の日を以て期限とす。

とある。

而して第五條の義務とは同契約第四條掲記の移民渡航費補助金額（十二歳以上八ポ、七歳乃至十二歳の者四ポ、三歳乃至七歳の者二ポ）に対する一部償却の義務であつて、前條渡航費補助金中、十二歳以上の者十五円、七歳乃至十二歳の者七円五十銭、三歳以上七歳の者三円七十五銭の割にて移民を収受したる雇主に於て州政府へ納入せしむべきにより、移民はその給料中より雇主に対しこれを償還するの義務あるものとす。その残はこれを償還するの義務なし。本條金額の支拂の責任は、各家族全貞に 歸し、家族全貞は家長の負債に対し、連帶責任を負ふものとす。

とあるのがそれである。

契約書は更に同盟罷業並にこれに相似の行為を堅く禁じ、労働上苦状ある場合は、必ず移民取扱人（即ち竹村）

派遣の役員を経て雇主に交渉すべしとある。

移民就働後の紛擾に備へたものであること勿論である。而もこの契約書には、各々二人の保証人が記名されてゐる。

移民九百六名は、サンパウロに到着後、左記十七耕地に配耕され、各国移民の間に、少しばかり交じつてゐる同胞先輩移民の姿に眼を見張り乍ら、無事を祈つて就働した。

けれどもこれも全く無事といふ訳に行かず、数個の耕地には引続いて紛擾が展開され、関係者は相当辛い経験を嘗めた。

特にサンタ・マリア、サンタ・アナ、ジャタイー耕地のそれが深刻であつた次第は、第一回移民動揺の原因を究明する際に、合せて記述して置いた通りだ。

しかし流石に第一回移民程の退耕者を出さず、配耕後九箇月を経た四十四年三月、なほ原契約耕地に止まるもの六百八十一名で、差引二百十五名が退耕者であつた。

決して少いとはいへないが、第一回移民が、配耕半年にして四百余名の退耕者を出したに比すれば、格段の相達といはなければならぬ。

即ちその配耕地名、人員、および四十四年三月、現在各耕地残留者数は左の通りであつた。

耕 地	配耕人員	現在数
グアタパラ	二二六	二二五
サン・マルテティーニョ	一〇六	五五
ヴェアード	四四	三七
サン・ジョアキン	七〇	六一
ボアビスタ	三八	三八
セルラ	一九	一七
サンタ・カンディタ	四八	三四
パライゾ	一一	一一
ジャタイ	八三	三
ソブラード	六七	五一
アラクワミリン	四五	三一
サンタ・マリア	四六	四七
サンタ・アナ	二二	一三
サン・フランシスコ	二三	一一
グアリロ	一四	一四
サン・ペドロ	二一	一四
サン・ジョアキン	二三	一九
計	九〇六	六一八

第二回移民輸送後半年、四十三年十月四日、竹村の業務代理人上塚周平とサンパウロ州政府との間に、移民輸送に関する新契約が結ばれた。

これより先き、東洋移民会社は、同じくブラジル移民

輸送開始の目的を以て、神谷忠雄をブラジルに派遣し、次でまた業務代理人豊島昌を派遣、州当局との間に運動を続けてゐた。

東洋移民会社は、既記の如く明治三十年、サンパウロのプラド・ジオルダオ商会と移民輸送契約を締結し、移民出発の間際になつて中止を喰はされ、莫大な損害を蒙つたことがあるだけに、水野のブラジル移民開始を黙つて見てはゐられなかつた。かくて神谷、豊島等の運動は効を奏し、前記竹村の輸送契約より少しく後れて、十一月十二日に豊島代理人と州政府との間に契約が成立した。これら契約による両社移民は四十五年三月をもつて輸送されたが、人員 および家族数は左の通りであつた。

竹村殖民商館 巖 島 丸 三六七家族

一、四二二人

東洋移民会社 神奈川丸 二五七家族

一、四一二人

これら移民の配耕後の状況も、また必ずしも無事でなく、移民対雇主、邦人対外国移民等の葛藤が数個の耕地に於て演ぜられ、殊に東洋移民会社の方は、初めての輸送移民で、万事が新規であつたから、それだけ手を焼くことが多かつた。しかし大観して本邦移民は、既に乗るべき軌道に乗つた形であつた。

翌大正二年には、両社とも各二回づゝ輸送した。

三月 竹村殖民商館 第二雲海丸 三八四家族
一、五〇六人

同 東洋移民会社 若狭丸 三九四家族
一、五八八八

八月 竹村殖民商館 帝国丸 五二七家族

一、九四六八

九月 東洋移民会社 若狭丸 四七〇家族

一、九〇八八

けれども、更にその翌年もといふ訳にはいかなかった。
問題は先方から提供される破目になった。三年三月に入つて、両社が左の通り移民を輸送すると、サンパウロ州政府はもう補助移民は御免だ といつて来た。(第二章第二節三参照)

竹村殖民商館 帝国丸 四〇八家族

一、八〇九八

東洋移民会社 若狭丸 四二二家族 一、
六八八八

明治四十一年第一回移民輸送以来、こゝに至るまで輸送回数は丁度十回、人員一万四千八百八十六人、三千七百三十四家族に上つた。

二、補助金中止の原因

竹村、東洋両移民会社とサンパウロ州政府との移民輸送に関する契約は、最近輸送の移民がサントス港到着後二箇月以内に、その旨を通達することによつて、双方とも自由に契約を破棄することが出来るやうになつてゐた。

サンパウロ州当局が、渡航費の補助を要する日本移民を断つて来たのは、この規定に基くのであるが、しかし何が州当局をしてこの権利を行使せしめたか。

恐らくそれには若干の政治的懸引があつたかも知れぬ。しかしその最も大なる原因は、移民の定着性が、他の外国移民に比して著しく稀薄だといふに帰する。イタリア移民は、耕地契約労働者として、勤勉かつ柔順であつたばかりでなく、よく一箇所に留つた。各耕主がこれを歓迎するのは当然である。

日本移民の退耕率は漸次低下し、漸くその進むべき軌道に乗つた観があつたとはいへ、しかもなほ退耕者の数は相当多かつた。契約書その他の手續に於て、周到な退耕防止の方法を講じて、完全にその目的を達することは出来なかつた。

而してその退耕は、初期の場合に於けるが如く、耕地労働の幻滅と、耕主に対する堪へ難き不満に基くものばかりでなく、長く同一の境遇に繋がれてゐることを欲しない性情と、よりよき境遇條件への止み難き憶懐に基くものが少くない。

イタリア移民がよく定着したのは、「移民の多数が無学文盲で、長く契約移民の境遇に甘んじ、他地方の事状に通じなかつた故であると見られてゐる」(外務省通商局伯国移民史)のに反し、日本人は少くとも彼等の如く無学文盲でないばかりでなく、現前の境遇を一日も早く転換して、新たな境遇に於て何かやって見たいといふ慾望

を有した。自由好愛の精神に於て、イタリア移民の此ではないのである。このやうな性状は機会ある毎に発現し、闇夜に乗じて耕地を脱するといふやうな方法さへ、諸所の耕地に演ぜられた。謂ふところの夜逃げ移民がそれである。

山田掲之助はこの夜逃移民の実景を描いて左の如く記してゐる。

夜逃げと言へば何か悪いことをしたとか、酒屋や米屋の支払が出来ぬとかいふので、夜中にこつそり逃げ出す事になるが日本移民に対する夜逃げの言葉は、少し考へ方を変へなければならぬ。

何等かの事情によりてコーヒー耕地を出て行くために、色々と交渡を重ねる。耕地の方では一向に聞き入れて呉れない。移民会社の方でも出るには賛成しない。自分は最早出たい一杯で思ひ詰めてゐる。思ひ直す余裕もなければ暇もない。

この暇のないといふのが曲物で、誘惑の手が既に回つてゐるからだ。引張り出さうといふのであるから、要するに利を以てしてゐる。出るための費用は大概その方から持ち込まれる。

ぐづぐづして居つてはその方の約束が違反になる。さりとて大手む振つて出るには出られず、もがきにもがく。結局引張り田し屋と秘密会議が開かれる。それでは今夜何処々まで車を持って来ておくから夜中こつそり来い

といふことになる。

この作戦計画が成り立つと今度はいやに落付いて来る。昼間は如何にも留耕を決心したやうな振りをする。つまり嵐の前の静けさである。

かくて萬籟声を潜めた真夜中頃、疾風迅雷的におさらばむ決め込む。夜道に轢る轍の音も間もなく闇に消える。さて車上の人の運命は果して闇か光明か。

翌日支配人や監督が彼等の居らぬのに気付く。小屋を覗くと古ぼけた柳行李が昨日のままに置いてある。

荷物がある以上逃げたのではあるまい。しかしなんだか様子が変だといふので、行李を開けて見ると驚いた。如何にも荷物をおいてあるかの如く見せかけるため、古行李の蓋丈が伏せてある。開けてくやしき行李の蓋と澄してはゐられぬ。

支配人が尻餅をついても最早や追ひつかぬ。監督が地団駄踏んでも取り返しは出来ぬ。これが日本人の夜逃げといふのである（山田揚之助『ブラジルを直視して』）。

長い間、かういふ場面に接して来た人の記述だけに、如何にも眞に迫つてゐる。かうまでして新境週に突貫する人々を、道徳的にのみ批評する訳には行かぬ。彼等は早く日本出発当時の目的を達したい。金を蓄へて日本に帰るのもいゝし、一廉の農業者として独り立ちになつて見るのもいゝ。

そのための近道を求めて歩く。第三者が傍で批評する

やうな訳には行かなかつた。

しかし渡航費の補助を出して、この移民を導入した方の側になつて見れば、現前の成績に聞くより外にない。将来段々退耕者もなくなるだらうなどと、氣を長くしては居られない。それで先づ日本移民の値打は、これまでの成績でよく判つた。もう渡航費の補助は出せぬと来たのである。

かう断る前に、サンパウロ州政府は移民渡航費補助金支払方法に、一つの條件を付けて来た。即ち右補助金は、移民がサンパウロ移民俗泊所到着の日より九十日の期間内に、在サンパウロの移民会社代理人に支払ふが、補助金中、十二歳以上は二ポンド、七歳以上十二歳までは一ポ、三歳以上七歳までは十志を夫々担保として州金庫に保管し、移民が労働に従事して在留することを確認した上、移民到着の日より一箇年後に、同じく移民会社代理人にこれを支払ふといふのである。がこれは竹村、東洋両移民会社にとつて相当な痛手であつた。移民会社はその州金庫に保管せられた金額を、移民出発の際に、移民への立替勘定として船会社に払ってしまった。移民が一年間落付いてくれれば無事であるが、落付いてくれぬからといって、移民からその立替金を取立てることは先づ不可能であつた。当然これは移民会社の背負ひ込みだ。それだけに両移民会社とも、移民の移動防止に力を入れたのだが、なかなかもつて一筋細では行かなかつた。

サンパウロ州政府から渡航費補助を断られると、移民

会社は無論それが復活運動を開始した。我が出先官憲も應援した。しかも一向に効を奏しなかったばかりでなく、偶々森岡移民会社がブラジル移民取扱開始の意図をもつて渡伯せしめた西坂万吉が、無補助移民を連れて来るから、サントス上陸後、耕地までの無賃輸送、移民宿泊所に於ける無料宿泊、その他州の事情の許す限りの健宜を興へて貰ひたいと交渉しても、一切御免だといふ挨拶であつた。事こゝに至つては、更に尽すべき手段がない。竹村、東洋両移民会社代理人は、運動を断念して引下つた。西坂もまた一物を得ず、空虚なる土産を携へて帰国した。秋泡落莫、急転直下の場面である（第二章第二節三参照）。

三、州政府補助並に移民の復活

竹村殖民商館主竹村興右衛門は、ブラジル移民中絶後、移民事業から手を引くことになった。竹村は商館の権利義務一切を水野龍に譲渡した。水野はこれを基礎として別に南米植民株式会社を創立した。即ち移民中絶後はこの南米植民会社と、東洋移民会社、森岡移民合名会社の三社が、待機の姿勢にあつた訳だ。

大正五年三月、右三社合同して『ブラジル移民組合』なるものを組織した（第一章第三節参照）。そして同年夏、組合は神谷忠雄をブラジルに派遣し、サンパウロ州当局との間に、日本移民導入再開の交渉に当らせた。サンパ

ウロ州政府は、欧州大戦の勃発で、欧州からの移民を得られず、ホトホト弱つてゐた。組合代表神谷忠雄は、そこを見ぬいて乗込んで行つたことだ。

サンパウロ州政府は、アントウネス・ドス・サントス会社に、毎年移民一万人導入の特権を付與してゐた。国籍の如何を問はぬといふのである。水野は当然この会社と取組んだ。八月十四日、日本移民導入の協定は成立した。その條件は大要左記の通であつた。

一、ブラジル移民組合は、州政府がアントウネス・ドス・サントス会社に興へたる特権中の條件を以て、一千九百十七年以降毎年日本移民四千人以上五千人までを組合その経費を支弁して渡航せしめ、これを当州首府なる移民宿泊所に引渡すことを要す

二、ブラジル移民組合は、前記特権中の條件の下に誘入されたる移民に対し、州政府より直接左の額即ち

十二歳以上

九ポンド

七歳以上十二歳迄

四ポ十志

三歳以上七歳迄

二ポ五志

を受取り、該金額を州金庫より入手したる日より起算し、二日以内に左の通りア社に支払ふことを要す

十二歳以上

一ポ

七歳以上十二歳迄

十志

三歳以上七歳迄

五志

この協定に於ける日本側署名者は、ブラジル移民組合代表田口道造となつてゐる。田口は東洋移民会社代理人で、大正二年からずっとサンパウロにゐたのである。

この契約による移民は、六年四月の若狭丸から始つた。即ち契約期限四箇年間に輸送された人員は左の如くであつた。

出発年月日	船名	家族数	総人員
六・四・二〇	若狭丸	三五一	一、五三一
六・六・十二	河内丸	一五一	五六二
六・六・一六	しやとる丸	一九	六三
六・九・二一	たこま丸	二一	七〇
六・一一・三	若狭丸	五〇三	一、七四四
六・一一・三〇	しやとる丸	二四	七八
七・二二・六	はわい丸	六九	二二五
七・四・二五	若狭丸	五一二	一、八五一
七・五・三一	しやとる丸	二六	一〇七
七・七・二一	博多丸	四三四	一、六九六
七・九・六	讃岐丸	三三五	一、二七三
七・一〇・二〇	はわい丸	七〇	三五九
七・一一・二十八	若狭丸	一〇一	三九二
八・一・二一	博多丸	一五〇	六一二
八・三・二七	讃岐丸	一七九	七九七
八・五・二七	鎌倉丸	一三六	六二三
八・七・二二	はわい丸	六一	二三九
八・一〇・一八	讃岐丸	六九	三一

八・一一・二五	鎌倉丸	一九	九三
九・三・三〇	土佐丸	九一	四五〇
九・七・二	河内丸	二九	一九三
九・一〇・一	土佐丸	二七	一六三
九・一二・二七	ぱなま丸	三六	一六五
―（ブラジル時報社「新進のブラジル」）―			

ブラジル移民組合は、この移民輸送中、一人九ポの渡航補助では、移民を募集することが困難である。よつて更に増額されたい旨、前記アントウネス・ドス・サントス会社および州政府に懇請した。それが容れられて十二ポンドとなり、後更に十七ポとなつた。歐洲から移民を得られなかつたことが、州政府の弱味であり、組合側の強味であつた訳である。

これより先き、大正六年十二月、海外興業株式会社が創立せられ、東洋移民会社、南米植民会社がこれに合併してしまつたから、ブラジル移民組合は、残る一つの森岡移民会社と海外興業会社といふことになつた。しかし海興は九年十一月に至つて、森岡移民会社を買収したので、組合はこゝに解消し、爾後ブラジル移民は海外興業の一手に歸してしまつた。ブラジルばかりでなく、海興は森岡移民会社買収と同時に、日本に唯一の移民会社となつたのである。従つて爾後移民取扱人に依る渡航者は、みな同社の取扱ひである。前掲ブラジル移民輸送表中、九年十二月のぱなま丸移民三十六家族は、海興の名に於

て輸送されたものである。

四、同胞五万・州政府の補助廃止

大正五年八月、上掲『ブラジル移民組合』とアン
トウ・ネス・ドス・サントス会社間に締結された、サン
パウロ州政府補助移民毎年五千人宛の輸送協定は、大正
九年をもつて満了した。

ブラジル移民組合の後をついだ海外興業会社は翌十年、
在サンパウロの山田揚之助をして前年迄と同様の補助支
給運動を試みさせた。しかし容れられたものは僅に三千
人、それもその年限りといふことであつた。十一年更に
運動を試み、藤田総領事も、山田の運動を應援し、奔走
大いに努めたやうであるが、州農務長官は、容易にこれ
を容れなかつた。この年州政府補助移民は一万人と決定
されたのであるが、これが全部ポルトガル、エスパニヤ、
イタリアの三国移民に割当てられ、日本には一人も廻つ
て来なかつた。独・澳両国移民も同様であつたが、日本
に一人も割振られなかつたのは、大正三年に於ける場合
と同じく、耕地定着の成績が思ふやうでないからといふ
にあつた。大正六年以後、補助移民の復活を見たのは、大
戦の勃発で、歐洲からの移民を得られなかつたための便
宜に過ぎなかつたのである。

日本移民は耕地定着の成績が思はしくない上に、一人
について十七ポの渡航費補助を出さなければならぬ。

だから歐洲の状勢が變化して、この方面から多数の移民を得られるやうになれば、自然日本移民は有難くないものになって来る。

藤田総領事は、十一年、日本移民に対する渡航費補助が全く認められてゐないのを知ると、州政府農務長官エイトール・ペンテアードに、その理由を質問した。長官これに対し書面同答を寄せて曰く

日本移民は資本を携帯し来り、在耕僅か一年内外にて独立農民に移るは、既往の事実の示すところである。日本人が耕地に定着せざる為め、州政府は新移民募集招来のため、巨額の費用を投じ、其の補充を計らねばならぬ。

日本移民に対して、州政府は渡航資十七ポを補給し采れるが、毎年耕地に対し、日本移民を補充せんとせば、政府は結局二年目には日本移民一人につき三十四ポを支払はなければならぬ。これに反し、葡、西、伊の各国移民は永く耕地に止るが故に、僅かに十七ポの支出にて事足る訳である。州政府の補助が、日本移民に給せられざる理由は右の通りであつて、何等他の意味があるのではない。

けれども、山田等は屈せず運動を続け、耕地に於ける日本移民の実況および移民運送船のブラジル国のため貢獻しつゝある実状を陳述これ努め、遂に十一年分として、六百人の渡航費補助の承認をえた。即ち前年度の五分の

一に過ぎない。しかしこの承認は、遂に日本移民に対する州政府の最後の補助であつた。十二年、百七十家族、十三年百五十家族、十四年十家族の日本移民が、それぞれ州政府の渡航費補助を得て渡伯してゐるが、これは此等移民を自己所有耕地に就働せしむべきことを條件として、当該関係耕主が直接州政府と交渉し、その渡航補助を獲得して来て、これを海興に委託したものであつた。それも十五年にはもう一家族もなかつた。

これより先き、大正十二年、我が政府は大震災躍災者救済の意味をもつて、一人二百円宛の渡航費補助を支出し、ブラジル移民百十名を送つた。而して翌十二年には、大阪毎日新聞社が、皇太子殿下御成婚記念として一名三百円宛二百名の渡航費を補助し、政府また同年中多額の補助を支出したので、同年中の海興取扱ブラジル移民は三千七百五名、翌十四年には四千六百三十八名に達した。

十四年、ブラジルに於ける同胞は五萬人と推算された。「明治四十一年以降大正十四年迄の移植民渡航者二九、四五四名に、伯国に於ける出生数一四、八七三名を加へたる五四、三二七名より、同じく其の死亡数四、六七七名および退伯（帰国又は転国）による減少数約三、〇〇〇名、計七、六七七名を差引きたる四六、六五〇名を以て大体の邦人在留数と為すことが出来るのであるが、實際に於ては移民会社取扱以外の自由渡航者、他国より転住したるもの、および移植民以外の者をも加ふるときは、先づ今日ブラジルに在留する邦人の総数を五万人と見る

ことが出来やう」（井上雅二『西半球を巡りて』）

在留者の大部分は、勿論農業に従事する。而してこれを農業経営の状況によつて大別すると、

珈琲耕地契約労働（大正十三年十一月現在） 一、八三
一 家族

借 地 農（大正十二年末現在） 三、〇〇〇

准借地農（珈琲幼樹の請け負い耕作者（同上） 二、
〇〇〇

土地所有独立農（同上） 一〇、五〇一

右の内、土地所有独立農の所有面積は、当時年賦払込中のものを含めて、約六万アルケイレス、我が十四万六千五百町歩と概算された。この土地所有者一〇、五〇一家族は、農業者全数の約三割五分、借地農及び准借地農また全数の四割八分弱を占めてゐる。即ち在留総数の八割三分が独立および半独立農の地位に進んでゐるのである。

（前出「西半球を巡りて」）。

邦人進展の跡、眞に目覚ましきものありといはなければならぬ。

第九章 同胞発展の地帯別概観（上）

大正十三、四年頃までの邦人ブラジル渡航の趨勢と、在留同胞の躍進および其の裏に潜む先覚の苦心などは、概要第七章および第八章に記した通りである。爾後邦人のブラジル渡航は益ます増加し、大正十五年（昭和元年）より昭和十五年に至る十年間の入国者数（二三二七二九人）は、その前十八年間の入国者数（四一、二六九人）の三倍以上に達した。而して斯くの如き増加の主なる原因は、ブラジル移住の有望かつ安全なことが、一般に知れわたった為であること勿論ながら、また同時に之に対する官民の企画ならびに施設の進展および充実による、渡航が甚だ容易になった為でもあつた。政府は此等渡航者に対し、渡航費全額の外、後には支度金までも補助するに至ったことは、既記の如くである。

斯うして後続部隊が、たとへ時々一高一低はあつたにせよ、通覧して逐年級数的に増加しつゝ繰込むで行つたと同時に、現地ブラジルに於ける邦人発展の舞台は逐次拡大せられ、かつ其の進展の部門ならびに方途も、年と共に多岐多様化した。

即ち最初移民は全部コロノとして、比較的少数の珈琲

園に配置されたが、その就働耕地の数は、移民の渡航同数を重ねる毎に増加し、後って日本移民の分布地域も益々拡大されて行つた。最初は主として旧珈琲地帯と呼ばれるパウリスタ、モジアナ、ソロカバナ（本線）三鉄道沿線地方に限られてゐたが、同一地帯に属する他の織道沿線を始め、間もなくノロエステ鉄造ならびにソロカバナ延長線の所謂新珈琲地帯に向つて押広げられるやうになつた。

次にコロノは進化して、或は小地主となり、或は借地農となつた。そして旧珈琲地帯に於て、小口の土地を購入することの至難であつた結果、土地が安値かつ容易に入手し得られるサンパウロ州奥地の新開地方に向つて、邦人農民の移動が盛んに行はれ、なほ更に州界を突破して、三角ミナス、マトグロソ、パラナー、リオデジャネイロ等の諸州にまで進出するに至つた。

また其の業種の如きは、大部分農業者であつたけれども、必ずしも農業に固着せず、或は故国に於て曾て従事したる経験を有するがため、或は新に計画を立て、商工業、漁業その他自己の得意とする職業に転向した者も決して少くなかつた。

別途の企画に属するイグアペ植民事業、アマゾンニアに於ける開拓事業等については、章を改めて別に叙説することとし、本邦移民が其の発祥地サンパウロ州を中心に、漸次隣接諸州に進展活躍するに至つた経路を、以下地帯別に辿つて見ることにする。

一、旧珈琲園地帯

リベIRON・プレート市を中心として展開された一帯の地域は、所謂サンパウロ州の経済的心臓部たる珈琲園の中枢地である。西に東に、南に北に、行けども行けども珈琲園の連続であつて、部落も交通も此の珈琲のために開かれ、珈琲のために栄え、誠に全地帯珈琲一色と云ふてよい。モジアナ鉄道の開設されたのは、実に一八七五年八月廿七日、ドン・ペドロ一世の帝政時代であつた。即ち今を去る六、七十年前から此のテーラ・ロシヤ（赫土）地帯に珈琲は盛に植栽されたのである。

多年の珈琲不況以来、モジアナ線の名は二種の憂鬱さへ感ぜらるる様になつたが、然し今以てサンパウロ州経済の大動脈であることに變りはない。まして日本人が此の楽土ブラジルに移住するを得たのも珈琲のお蔭であつて見れば、其の昔アフリカの一角エティオピアから転々移植されたという此の珈琲が、たとえ遠い将来地上から滅し去らうとも忘れてはならないのであらう。

抑も日本移民は、その開始以来、大正末期に至る間は殆んど全部此のリベIRON・プレートを中心として分布配耕されたのである。昭和に入り大量の邦人進出を見る様になつても、其の半ばは依然此の方面に散布され、同胞は移住の洗礼を所謂旧耕地地帯で受けたのであつた。

ある者は逃亡して都会に走り、或る者は契約を完了して三角ミナスの米作に転じ、また或る者は新地帯に集団植民を企て、稀れには石山耕地（註・石塊多き耕地）に、石の上にも三年と頑張り通したのも皆この地帯であつた。希望を捨つるあり、鬱憤を晴らさんと企つるあり、諦観、忽後、各種各様の凄惨と豪快を以て舞台化したのも、誠に往時に於ける此の地帯であつた。今サンパウロ州各地にあつて或は産を成し、或は社会人として其の名を成せる先駆者も、亦若干其の配役を仰せつかったに相違なく、稀れには脚本書きの主人公となつた場合もあつたであらう。斯くて所謂第一世の生存する限り、モジアナ地帯は過ぎし日の労苦を懐かしき夢物語として、貯蔵する心の故郷であらう。

現在モジアナ線及びこの地帯に包含せらるべきパウリスト線、サンパウロ・ゴヤース線並にアララクワラ線等、サンパウロ総領事館リベイロン・プレート分館の管轄に属する範圍に在住する邦人数は全伯同胞の約八分の一内外である。而して其の殆んど九割九分までが、耕地生活・借地農等で、棉花・米作・甘庶其の他一般農業に従事してゐるが、比較的旧い人と新しい者が多く、中間の人々は大体他地方へ転出移動して居る様である。集団的でないのと、借地農またはコロノが多いため、恐らくは文化的思想的に新地帯例へばノロエステ方面の邦人より相当遅れてゐるのではないかと想像される。然し集団的でないから雑音もなく、静かな生活が出来るにより、ブラジル

人に伍して孜々金儲けに倦まざる人々には却て好都合である。事実財的には比較的健全な発展を遂げて居る分子も決して少なくない。もともと旧地帯へ落着かうと云ふ人々は、特に余儀ない事状でも存するか、さなくば雷同性の少ない眞面目な其の代り保守的な部類に属する。それ故思想的な方面に格別の注意を払はねば、文化的カボクロが出来上る恐れありと考へられる。

リベイロン・プレート分館の調査に依る昭和十年以降

年次	男	女	計
昭和十年	二〇、九二八	一七、九七二	三八、九〇〇
昭和十一年	一九、二四七	一五、八三八	三五、〇八五
昭和十二年	一九、一四八	一五、九〇八	三五、〇五六
昭和十三年	一八、四三一	一五、〇六四	三三、四九五
昭和十四年	一八、三〇三	一四、九六二	三三、二六五

而して昭和十四年に於ける分布概況は、

モジアナ線	一四、九五九人
サンパウロ・ゴヤース線	三、八九六人
サンパウロ・ミナス線	三七六人
パウリスト線	七、八八四人
アララクワラ線	四、〇五九人
サンパウロ州内小計	三一、一七四人
ミナス・ジェライス州内合計	一、七九四人
ゴヤース州内合計	二九七人
總計	三三、二六五人

なほ同管内邦人の土地所有概況は左の如くである。

地方別	鐵道驛	土地所有者数	土地所有面積 アルケイレス
モジアナ線			
ジャルディノポリス驛	四	四	八九〇
バタタイス驛	二	二	六〇〇
フランカ驛	一	一	三〇
サンジョアキン驛	二	二	二八〇
グワラー驛	二	二	三〇〇
イツペラーバ、ミゲロポリス驛	四	四	二二〇
クラヴィニョス驛	二	二	二八〇

パウルスタ線	ジャタイー驛	一	三〇
	バリーニャ驛	六	六〇〇
	マルティニョ・ブラド驛	一八	二二〇
	ルジタニア驛	四	一一〇
	モンテ・アルト驛	六	一五〇
	リンコン驛	一	四〇
	モツカ驛東京植民地	一九	五〇〇
アララクワラ線	サンタ・アデリア驛協昭植民地	三〇	二〇〇
サンパウロ・ゴヤース線	オンダ・ヴェルデ驛	五	一〇〇
サンパウロ州内合計		一二七	四、五四〇
ミナス・ジエライス州	エンジニエイロ・リスボア驛	一	八〇
ゴヤース州内	ネロボリス驛	四	一八五
同	同驛カンナ・ブラヴァ植民地	三	一三八
總計		一二五	四、九四三

大略旧珈琲園地帯に於ける邦人の慨勢は上記の如きものであつて、さしたる力を持つて居ないが、歴史的には在伯邦人揺藍の地とも称すべき所である。有名な故平野蓮平も此の地帯のグアタパラー耕地に多年支配人をしていたし、三角ミナス米作の開祖であつた故瀧津仁三郎、荒熊の如き富岡漸なども往時は盛んに此の辺を駆け回つた。また現在踏み留まり只管指導的な役割をはたしつゝある者に八ツ田一藤、福川為然の兩人あり、更にモツカの東京植民地には其の創設者長崎県人馬場直が今なほ健闘しつゝある。同植民地は、大正四年の建設である。リベイロン・プレート分館管内同胞六千家族の内、土地所有者は前掲の如く僅に一二五名に過ぎぬ。残る九割九分の邦人は一日も速に土地を所有して農民としての健実な

発展を期すべき部類に属する。

この旧珈琲地帯に於ては、他の新地帯に於けるが如く、土地分譲が殆んど行はれざりしたため、邦人で地主となつたものは極めて少数であるが、その中で最初に土地を購入して自作農となつたのは、福岡県人簗原磯吉である。簗原は大正二年九月若狭丸で着伯し、本地帯アルヴァレンガ駅フィゲイラ耕地に入り、コロノとして契約期限を終へて後、リベイロン・プレート市から十二キロ手前のヴィーラ・ボンフィン駅に近きサンタ・クルーズ耕地に移つて二年居り、大に耕主の信用を博し、其処に土地を求めて独立農となつたのであつた。

二、サンパウロ市近郊

現在サンパウロ市を中心として、凡そ三、四十軒内外の円周中に約千五、六百家族の邦人が、或は集団し、或は点散して盛に馬鈴薯栽培や一般蔬菜の栽培に後事してゐる。就中コチア、ジュケリー地方は既に二十余年の歴史を閲し、馬鈴薯の産出地として知られて居るが、一擧千金の夢を逐ふ借地農業者が其の大部分を占め、必しも健全な発展とは見る事が出来ない。この外フレゲジール・ド・オー、グアルーリョス、エメボイ、サンパウロ鉄道のヴァルゼア、カンポ・リンポ、サント・アンドレー、リベイロン・ピーレス各驛附近並にタイパス、サンターナ、オザスコ其の他到る処に散布され、転々と所を変へ

てゐる。然し最近部分的には若干定着の傾向を示し、果樹栽培・養鶏等に着目する者も出て来るやうになつた。

是等邦人の大多数は曾て旧耕地地帯或はノロエステ、ソロカバナ方面に居つたのであるが、大いに儲かると云ふ噂を聞いて集つて来た人々で、確実な方針のもとに資金と技術とを持つて転住した分子は甚だ稀れと見てよい。従つて常に有為転変を繰り返してゐる有様である。恐らくサンパウロ市の發達と共にまだまだ増加するであらうが、一面優勝劣敗は一段と激しくなるであらう。その結果サンパウロ市民は結構な野菜が豊富かつ安値に提供されることになる、甚だ喜ばしき次第に相違ないが、その為に邦人農業者は多大の犠牲を払はねばならぬのである。

サンパウロ市から二十五料ほど離れたヴィラ・サンベルナルドに、一九三五年、松本龍一の創設した瑞穂植民地と称するのがある。面積は二百アルケイレスに過ぎないが、現在四十家族の地主を有し、誠に落付いた村である。松本は山口県豊浦郡の出身で、一九二八年渡伯以来七年間、耕地生活や旅行やらで一通り在伯邦人の歩む道を辿り、奮起して右瑞穂植民地を建設したのであつた。二世を如何にすべきやと云ふことが彼の中心的関心事であつたから、凡ての産業方面も子弟教育に結びつけて考慮された。それ故良き環境を作るために、如何に金を並べても難点のある植民には一町歩の土地も売却せなんだ。斯うした理想と固い決心を以て始まつた植民地ゆゑ、サンパウロ市郊外では殆んど他に類例のない健全な發展を

してゐる。産業組会の運営・移住者間の融和等、誠に人なるかなの感を強うする。児童に対しては徹底的な日本教育並にブラジル語の教授を以てし、男女青年の訓練・家長研究会等、寸隙なき系統立った組織に依り、向上一路の努力を払って居る。米こそ未だ自給の域に達してゐないが、農法も極めて弾力性に富んだ経営形態を持つてゐる。即ち果樹（主として葡萄・レモン・枇杷）・養鶏・乳牛・養鯉・蔬菜としては甘薯・トマト・其の他の雑菜類を配し、植林事業としては主としてユーカリ樹である。更に昭和十五年皇紀二千六百年記念事業として、この一小村は瑞穂洗心堂を建設したと云ふことである。

瑞穂村の外に珍らしいものとして此の近くのサント・アンドレー驛から二、三軒の地点に日本荘と云ふ郊外唯一の日本庭園が存在する。これは文化的な意味からも紹介に値するものであつて、勿論経営者は盆栽・果樹園等を本業とするのだが、道楽とは云へ見事なものである。最近相当知名なブラジル人なども日曜毎に自動車を駆つてこの日本荘に遊び、その結構の勝れたるに驚くと共に、日本古来の造園に陶酔の一日を送る者が多くなつた。主人を三好綱一と称し、俳名を案山子と云ふ。

当年（昭和十五年）五十五歳、愛媛県松山の産、昭和三年渡伯のイグアペ植民の一人である。此の地に庭を築いて早や十年になるが、それが面白いことに、借地なのである。『何うして土地を購入せんのですか』と問へば、答

が仲々振つてゐる。『どうせ何にもかも借りものですよ。死ぬ時持つて行く訳でなし、地主が立退けとあらば、亦何処へでも行つて、日本の庭を作りますよ』と、そうとう徹底した心の持主である。画も善くし、特に案山子が上手で、郷里にある頃中村不折・巖谷小波・野田大塊その他から賛を得たこともあると云ふ。

三、ジュキアー鉄道沿線

この鉄道沿線には、現在イグアペ植民地関係を除き、約九百家族の邦人が在住してゐるが、其の大部分は沖縄県人である。右方は峻厳な海岸山脈にせかれ比較的狭く、且地形複雑を極め、従つて大掛りな農業には適すべくもないが、周年気候温良、冬季といえども降霜の憂なく、雨量は相当多いので、米作・バナナ栽培等に適し、更にサントス、サンパウロの両市場を近くひかえてゐる便宜があり、自給経済を基礎として悠々落付くには好箇の地帯である。

ジュキアー鉄道はサントス市を起点とし、ペルイベ駅まで八十六軒の間、大西洋に沿ふて西南に走り、更に此駅より奥地へ向ひ、西北してグワラウー山脈の北麓を馳せ、リベイラ河右岸サントアントニオ・ド・ジュキアーに達す。全長百六十一軒を有し、曾て資本金八十萬ポンド全額払込の英国投資に成り、大正元年起工、同三年竣工を見たのであるが、当初は欠損続きで、業績甚だ振は

ぎりしも、昭和九年州政府がこれを買収して以来、バナナ栽培の勃興に伴ひ、収入も漸次増加し、現在では収支相償ふて余りある状態にある。

往時此の地方はグワラニー族の居住してゐた所であつて、海岸に接近してゐた為、之等の原始人とポルトガル国人が盛に河川を利用して交易をしたとのことである。一五三〇―四〇年頃のポルトガル植民時代は、本拠が現今のイタニヤエン駅コンセイソンにあつたので、此の地帯も当時は相当繁昌したのだが、政府がサンパウロへ移転するに及び廃墟となつた。

リベイラ河本流の兩岸は、イグアペ町との交通があつた為、古くより住民は所々に散在してゐたが、サントスよりこの地帯へは何等交通が開かれてゐなかつたので、数百年来、舟運の便ある河岸に只僅かばかりの所謂カボクロが居住してゐたのみで、南部サンパウロ地方一帯は殆ど全部原始林におおわれてゐた。即ちジュキアー鉄道は此のリベイラ河沿岸とサントスとを連絡する唯一の交通機関で、将来パラナ州に延長する目的を以て敷設されたものであつた。かゝる目的であつた故、一路処女林を伐開き突進したのであるが、当時は沿線昼なお暗く、オンサ（豹）など出没して人畜に危害を加へる程に人煙稀であつた。

第一同および第三同移民の沖縄県人中、サントスへ流れ込み、ジャワクワラの石切工場に就働した者および

・沖人足としてサントス埠頭に働いてゐた者が、三、四十名此の鉄道敷設工事に工夫として入ったが、其の中の平良松六郎・宮城利三郎等は竣工の後も、当線アンナ・ディアス繹に踏止せり、附近の土地を僅かばかり開墾して米作を試みた。其の時代は今日の如く精米所もなかったから、自ら之を白米にして一俵、二俵とかついで売り歩いたと云ふ。これがジユキアー線邦人米作の濫觴であつた。越へて大正四年には、何処からともなく沖縄県人が集来して八十家族以上に増加し、数に於て伯国人を凌駕し、此の地帯に於ける日本人の勢力は悔る可らざるものあるに至つた。

此の年現今のセドロ駅（当時ラブリンニヤと称せり）近傍に赤巖新野栄・山城柳吉および翁長徳の三人が、鉄道会社の土地を購入して入植したが、翁長徳のみは大正五年現今のビグアー（当時バナナール）に移住した。いづれもセドロおよびビグアー日本人の開祖である。

歐洲大戦当初、経済界の不況は、当線邦人米作者に大打撃を與へたが、其の末期大正六年イタリリー駅に精米所（通称コペラチーパ）の設置を見、米値亦順調を辿るに従ひ、邦人米作者も頓に活気を呈するに至つた。同年イタリリーに大城孫吉・伊波興彦・金城双三・古我知平三郎等、又アレクリンには宜野座岩松・名嘉文五郎外二三が入植した。此の後も風を望んで沿線各地へ邦人の入植する者激増したが、前後を通じ米作者にとり黄金時代は大正七八年の頃であり、初一俵二十二、三ミルレイス

に高騰した為、之により産をなして地主となり、或は家郷の借財を返済したるもの等多数あつた。初一俵三十二、三ミルレイスが通り相場の今日より見れば、異様に考へられる程であるが、当時日伯為替相場は円当り一ミル三、四百を上下してゐた時代ゆゑ、金の値値から見れば一俵百ミルレイスに相当するを以て、如何に得意であつたかゞ想像出来る。今より二十年前即ち大正九年のジュキアー線邦人分布状態と産業状況を示せば、

地 方	戸 数	人 口	自作農		小作農	
			戸 数	所有面積町	戸 数	借地面積町
リオ・ブランコ	一一六	七二五	六〇	五、〇〇〇	五六	三〇二
ベルイベ	二〇	七〇	二〇	二、七五〇	一	一
アンナ・ディアス	一五〇	九〇〇	二五	一、二五〇	二五	一、二五〇
イタリリー	二〇	一一四	七	九〇〇	一三	四〇〇
アレクリン(ベ・トレド)	四五	一六〇	一	一	四五	四五〇
ペドロ・パ羅斯	二二	九〇	一	一	二二	二五〇
ジュキアー	二九	一〇七	八	二、七五〇	二二	一七五
合 計	四〇二	二、一六六	一二〇	二一、六五〇	二八二	二、八二七

註 右地方中リオ・ブランコ植民地はイタニヤエン駅に注ぐリオ・ブランコの上流にして、大正九年知念亀・安谷屋長成・仲村渠広郎等の創設にかゝり、売出地二千アルケイレスと称せられ、一時隆昌を極めたるも、連年の洪水とマラリアのため、大正十二年以降邦人の影を絶ち、現在では父徳助の遺業をつげる賀数亀およびせる故古謝将義が河口近く所有せる三百アルケイレスのバナナ園(未亡人文子の経営)のみである。

ジュキアー線邦人生産物統計（自大正8年七月、至同九年六月）

種別	リオ・フランコ			ベルイベ			アンナ・ディアス			イタリリー			ペドロ・デ・トリン		
	数量	価格	数量	数量	価格	数量	数量	価格	数量	数量	価格	数量	数量	価格	数量
米	二〇、八〇〇	三、三〇〇	五、〇〇〇	七、五〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	五、五〇〇	八、五〇〇	一〇、〇〇〇	一四、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇
玉蜀黍	五〇〇	六、五〇〇	四、五〇〇	五、五〇〇	六、五〇〇	六、五〇〇	六、五〇〇	六、五〇〇	六、五〇〇	六、五〇〇	六、五〇〇	六、五〇〇	六、五〇〇	六、五〇〇	六、五〇〇
豆類	—	—	二、五〇〇	五、五〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
馬鈴薯	—	—	四、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
甘蔗	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
酒（ビンガ）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
木炭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
米（粳）	七、〇〇〇	九八、〇〇〇	五、一〇〇	七、一〇〇	七、一〇〇	七、一〇〇	七、一〇〇	七、一〇〇	七、一〇〇	七、一〇〇	七、一〇〇	七、一〇〇	七、一〇〇	七、一〇〇	七、一〇〇
豆類	七〇	一、三三〇	三五	六六五	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇
玉蜀黍	八〇	九六〇	六〇	七二〇	一、三三五	一、三三五	一、三三五	一、三三五	一、三三五	一、三三五	一、三三五	一、三三五	一、三三五	一、三三五	一、三三五
馬鈴薯	八〇	三、〇〇〇	六〇	一、五〇〇	一、八六〇	一、八六〇	一、八六〇	一、八六〇	一、八六〇	一、八六〇	一、八六〇	一、八六〇	一、八六〇	一、八六〇	一、八六〇
甘蔗	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
酒（ビンガ）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
木炭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

ジュキアー線の邦人が、米を主作物としたる結果は、勢ひ地力の消耗を来たし、他へ替地せざるべらざる事となり、旧耕のアンナ・ディアス以東の借地邦人は、新しき土地を求めて、西漸するに至り、他に移動し得ざる地主は、経営方針を改変するの余儀なきに及んだが、なか

んづく顕著なるは炭焼と酒造業とであつた。邦人として最初に此の木炭業に手を着けたのは、アンナ・ディアスに於ては屋比久孟香で、在来のカボクロ式焼方の不便なるを感じ、大正九年日本式常設竈を設けて、木炭製造に従事する外、同地邦人へも此の製方を伝へた結果、斯業も亦邦人産業の一として相当の地歩を占むるに至り、大正十三年には全線日本人のみの産額四万俵・値額百二十コントスを算した。

酒造即ちピング醸造はアンナ・ディアスの開租宮城利三郎を以て嚆矢となし、これ亦漸次各地に於て盛んとなつた。今日オウロ・ヴェルデ（註・緑色の金）と称せらるバナナも、當時は農家の周囲に自家用として栽植せられたるに過ぎず、市場向として大量に其の栽培が開始されたのは、実に大正十年ビグアーの追うな翁長徳に依る五千本を以て嚆矢とする。伯国人としては只一人同地の農園主、ルイス・フランクの三万本のみであつて、當時衆人之を見て其の無謀に驚き且嘲つたのであるが、今日此のオウロ・ヴェルデの後光に、同沿線在住邦人が七面鳥の如く一喜一憂をくり返す様、転た今昔の感を禁じ程ぬ変遷である。

同線邦人の移動乃至産業推移状態に関する大正十三年及昭和十一年の統計は左のごとくである。

（前記大正八・九年度分参照）

ジュキアー線邦人農家移動統計

地方名	大正十三年				昭和十一年			
	戸数	人口	自作農		戸数	人口	自作農	
			戸数	所有面積			戸数	所有面積
ベルイベ	七	二五	一	一	七	八	一	一
アンナ・ディアス	四八	一五二	二二	一〇四四	三二	一四四	九	五九
ラボゾ・タヴァーレス	二〇	四八五	六	三九	二四	一〇六	三	一〇〇
イタリリ	一五	九〇	一	七二	一六	四七六	二五	一、三〇〇
ペドロ・デ・トレド	一六	一八	五	一、五三	四二	五九	八	四七六
ブライーニャ	四八	一三五	二二	八八	二五	一〇四	九六	五四一
セドロ	一六	一八	五	一、五三	四二	五九	八	四七六
ジュキアー	四八	一三五	二二	八八	二五	一〇四	九六	五四一
計	二〇二	六四六、五五	三七〇	三、三九	八六一	四、〇二	三六八	六、六六

右表により、邦人農家移動は、雜穀栽培の如き短期作物より、漸次バナ、甘蔗等の長年作物に 轉じた結果、此等の適地を求めて西漸すると共に、地主の激増せるは其の土着性を示すものであり、小作者は今以て米作を主とし、ペドロ・デ・トレド及びイタリリーに多い。左に同線に於ける主なるバナ、園所有者を掲ぐれば、

氏名	驛名	バナ、株数 本	所有土地面積 アルケレイス
古谷重綱	セド口	二〇〇、〇〇〇	二六〇
藤田克巳	ジュキア	七六、〇〇〇	一二六
赤嶺新野榮	セド口	三五、〇〇〇	二〇
宮平牛助	セド口	三五、〇〇〇	二〇
翁長金助	ビグア	三〇、〇〇〇	一七
仲村嘉平	ブライーニャ	四〇、〇〇〇	二三
仲宗根宗忠	チャラサチア	四〇、〇〇〇	二三
上江洲智雄	ベドロ・バーロス	三五、〇〇〇	二〇
花城清安	イタリリ	一〇〇、〇〇〇	五五
比嘉平助	アンナ・ディアス	四〇、〇〇〇	二三

で、古谷重綱は曾て古く国民新聞記者であつたが、後加藤高明の知遇を得外交畑の人となり、漸次昇進してアルヘンティナ国駐在帝国公使となり、一九二八年退官後間もなく伯国に移住し、自らも拓人となつて此の地に農場の経営をなすと共に、他面、伯国人社会に日本文化の紹介に努め、在留同胞の指導・日伯親和のため、晩年を捧げて来た篤志な先輩である。また藤田克巳は盛岡高等農林学校卒業後同校の教職にあり又農会関係の仕事をやつてゐたが、单身ブラジルに來り、明治四十四年以降十余年の久しきに亘り、イグアペ植民地の創設経営に挺身した伯国邦人移植民の功労者である。

次ぎに昭和十五年度に於ける同沿線在留邦人の農家並

次に昭和十五年度に於ける同沿線在留邦人の農家並にその生産状態を示せば左の通りである。

地 方 名	戸 数	人 口	農家数		土 地		バ		ナ		米	
			自作	小作	所有面積 アルケイル	小作面積	本 数	收穫高	價 格	收穫量	價 格	
イタニャエン	三	九	二	一	三、四	一	10,000	10,000	10,000	1	1	
ベルイベ	八	四	一	四	一	二	10,000	10,000	10,000	1	1	
アンナ・ディアス	九	四	六	三	三、四	八	10,000	10,000	10,000	1	1	
ラ・タヴァーレス	七	二	三	四	一、九	六	10,000	10,000	10,000	1	1	
イタリリー	二	八	四	三	三、二	一、五	10,000	10,000	10,000	1	1	
ベドロ・トレド	二	三	一	一	一、五	一、五	10,000	10,000	10,000	1	1	
イベラー	二	五	一	一	一、五	一、五	10,000	10,000	10,000	1	1	
ベドロ・パロス	九	五	五	四	二、五	二	10,000	10,000	10,000	1	1	
ブライーニャ	四	二	二	二	一、四	一、八	10,000	10,000	10,000	1	1	
ビグアー	一	五	九	三	九、六	五、四	10,000	10,000	10,000	1	1	
セードロ	二	五	二	二	九、六	一、〇	10,000	10,000	10,000	1	1	
ジュキアー	二	三	四	二	九、六	四	10,000	10,000	10,000	1	1	
合 計	一、〇九四	五、九六	五、一三七	三、五五	一、九三	四、二八	五、六九	八、〇〇	二、三三	四、〇〇	五、〇〇	

註 総戸数一、〇九四家族なるも、自作・小作の合計は八五八家族にして、其の差二三六家族は、バナ、園就働 その他の関係家族数である。海興関係は之を含まず。

四、ノロエステ鉄道沿線

サンパウロ州に於て、邦人の最も発展してゐる地帯は、バウルーを起点として西北に延びたノロエステ鉄道の沿線地帯であつて、其の歴史も古く、かつ量質ともに他の諸地帯とは断然頭角を抜いてゐる。云はゞ在伯同胞の心臓部であり、サンパウロ市在住邦人商工業者の如きも、

此のノロエステ線の同胞を失ふ時、其の何割かは存立を脅かされるであらう。斯くの如き実力を養ひ得たるは、ノロエステの自然力にまつこと大なりしは勿論であるが、第一に主として集団植民であつたこと、第二に土地所有農の多かつたこと、第三に指導的人材の僚々たりしこと等が主なる理由を構成する。

恐らく将来とも此の地盤に狂ひがなからうと信ぜらるゝ所以は、既に在住邦人に郷土的觀念が培はれたこと、更にまだゝ手の着かぬ豊沃な原始林地が、ペイシエ河のエスピゴン（註・低山脈）にかけ、或は所謂ノロエステ変更線に沿ふてパラナー河に展開されてゐるからである。而かも此の新地帯は日本人が先陣をなした丈けに、次代にまたるゝ政治的關係から見ても、甚だ意を強うし得るのである。

このノロエステ地方に関し、大正十三年二月刊行の輪湖俊午郎編著『北西年鑑』に左の様な一節がある。

黒奴を使役して開拓したサンパウロ州、珈琲を輸出して富を待たサンパウロ州は、今以て豪農の支配する所である。ファゼンデイロなる富豪はサンパウロ州に関する限り、宛然一城主の響きをなす。幾千町歩の土地、幾百家族の移民、まさしく一族の主である。先年日本実業団がグアタパラ―耕地を訪れて、其の組織の大なるに一驚したとの事であるが、誠に故国に在つては夢想だに及ばぬ一偉觀たるに相違ない。然し乍ら此の金鉄の響き、此

の豪放榮華は果して何時まで続くであらうか。一八八八年の奴隸開放に依つて一天鉄槌を喰らつた彼等ファゼンデイロは、其の後無智な南欧移民群の輸入によりいささか小康を得ては来たものゝ、再び彼等移民の覚醒に悩まされねばならなくなつた。移民もいつ迄も馬鹿では居ない。金が出来れば無遠慮に耕地を去つて独立する。『こんなはずではなかつたが』とは未だ醒めやらぬ自髮耕主一様の痛歎である。戦後待ちも上げた歐洲移民も意の如く来らず、耕主は今更の如く勞力補給に困惑の状態である。耕地移民の出耕を緩和し、外来者の渡航を自発的ならしむる唯一の根本策は、耕地に於ける移民の待遇改善にあるが、こは耕地經營の出発方針を異にし木れる彼等ファゼンデイロに取り、更に難題たる以上、大農は煩悶裡に漸次衰微の一途を辿るものと観測される。此の煩悶をよそに見て出で行く移民群は抑もどこへ行くのか。ノロエステヘ！ ソロカバナヘ！ 聖州北西部は自由独立の標語である。

北西部住民の過半は二、三十町乃至百町内外の中産自作農にして、此の点は明かに他地方と異なる特長である。

此の特長は北西部の社会的發達に対し、将来凡そ三個の希望を与へる。即ち中産階級を基礎とするが故に、名実共に民意代表の地方政治の出現可能なこと、自作農なるが故に粗放大農に比し利潤多く、地方經濟の基礎安固なること、及び中産農集團の結果、地方都市の發達と文化施設の促進を招来すること等にして、執れも址会

的發展　を助成する有力な要素である。只だ遺憾なるは北西部住民の大多数は世界各国の寄り集り者にして、言語、宗教、思想渾然とし、為めに地方自治の訓練に至大な艱難を予想されるが、若し其の指導を誤らざれば正に各民族の美点特質を持ち寄った移民共和国の出現を見るであらう。抑も其指導民族は誰れか云々。

凡そ歴史ある地に、後進が入込み先人を凌いで其処に一勢力を扶植すると云ふことは、仲々以て容易な業でないが、前述の如くノロエステの開発は寧ろ日本人に始まったと称するも敢て過言でなく、事実サンパウロ州に於て、一般ブラジル人の認める邦人の勢力は、此の地帯である故に、飽くまで死守して将来を期すべきであらう。

ノロエステ鉄道は聯邦政府の経営に属し、軍事上の必要から布設されたものと称せられ、バウルー市を起点としてサンパウロ州内北西部を貫き、更にパラナー河を渡つてマト・グロッソ州南部を横断し、ラ・プラタの上流パラグアイ河岸に到つて止む。延長実に一千二百七十三軒の大鉄道である。一九〇四年（明治三十七年）に工を起し、二百八十一軒のアラサツバ市まで開通を見たのが一九〇八年（明治四十一年）の十二月である。其の後終点たる前記パラグアイ河の方向よりも工事を開始する事となり、マト・グロッソ州リガソン駅（連絡の意）に於て、両者が愈々連絡さるに至つたのは一九一四年（大正三年）十月三十一日の事である。

此の鉄道布設工事には日本人も大いに関係があるのであつて、明治四十二年七月、世に謂ふ通訳五人男の一人大野基尚が、モジアナ線フロレスタ耕地を飛び出した沖縄県移民と、デュモント耕地を引上げた移民二十三家族会計五十七名を率ゐて、アラサツバ駅奥、ティエテー河畔に沿つた現在のバグリー駅より鉄道工事を開始したのであつた。蛮雨と戦ひ、其の間幾多のマラリア患者を出し、今なほ比の附近には當時を語る邦人の無縁十字架が所々に立つてゐる。後のイグアペ植民地創設に關係のあつた藤田克己などの働いたのも其の頃の事である。また一方パラグアイ河方面よりは、其の頃アルヘンティナ国へ流れ込んで居たボリヴィアゴム採りの邦人団がラ・プラタ大河を遡つてこれに参加し、マト・グロツソの平原をサンパウロ州に向つて直進して來たのであつた。

期うした事情を顧みるもノロエステ沿線は邦人の発展地として当然酬ゆらべく運命づけられてゐる。なほこのノロエステ鉄道は目下パラグアイ河を越して延長工事が進められて居るから、鉱産資源に富むボリヴィア国の首都ラ・パスと通ずるの日も遠くはないであらう。然る上は太平洋岸と結ぶことゝなり、所謂大陸横断鉄道が完成するのであつて、此の鉄道沿線に邦人の基礎を築くことは、應て南米大陸の中央に進出する地理的な第一歩とも考へらるゝである。

ノロエステの同胞を語るには、地理的に三分して記述するを便宜とし又妥当とする。なぜならばバウルー、ア

ラサツ―バ間は最も早く開発された地帯であり、カンポ・グランデを中心とするマト・グロツソ州の邦人社会は全く特種な発達経路を取り、又アラサツ―バよりパラナ―河に至る原始林地帯は、アリアンサ移任地の建設に起源をなし三者異った形態乃至内容を持つてゐるからである。

それ故全沿線を三区分して、逐次その沿革と現況に及ぶ事とする。

(イ) バウル―、アラサツ―バ間

ノロエステ沿線へ日本人が初めて足を踏み入れたのは明治四十一年九月のことで、それはモジアナ線デュモント耕地へ配耕され、開もなく騒動を起した第一回移民二十七家族が一旦サンパウロに移民宿泊所へ引上げた際、その中の廣島・熊本両県人九家族を、香山六郎が引率してピーザ駅サン・ジョアキン耕地へ入ったのであった。然し新地帯への集団植民はその数年後の事にぞくし、一九一五年（大正四年）に建設された平野植民地および同年相前後して入植を開始したブリグイ植民地が最も古く、続いてリンスを中心とする一帯、プロミツソン等殆んど全線に亘つて邦人の進出分布を見るに至つた。一九二三年（大正十二年）未現在に於けるバウル―帝国領事館（一九二一年一月開設初代領事多羅間鉄輔）の調査に依れば、右区間の在住邦人の概勢は左の通りであつた。

驛名	土地所有者 家族	一年、四年 契約借地 家族	商工業者 家族	合計
ビリグイ	二九六	一四	六	三一六
ペンナボリス	三二	一	〇	四三
カビツーバ	六	二	〇	八
フロミッソン	二四七	一四六	二五	四一八
グアイサーラ	一三六	五五	五	一九六
リッス	一六九	二八九	一五	四七三
モンレヴァーデ	三三	三五	〇	六八
ベッナ	七四	一四一	二	二一七
グアラント	三四	一五	〇	四九
シンシナト	一四	一	一	六
アルヴェス	二二	六二	一	八五
アヴァイ	五	〇	〇	五
チビリサー	一七	五	〇	二二
パウルー	三	〇	八	一一
其他	〇	一六六	一	一六七
總計	一、〇八八	九四二	六四	二、〇九四

而して右土地所有者の所有土地面積・購入價格並に當時の所有珈琲樹數は、

植民地名	驛名	土地面積 アルケイル	土地所有 家族數	土地買入 價格合計	所有珈琲樹數	合計
ビリグイ	ビリグイ	二、三三三	二	二、六二五	二、三三三	二、三三三
ペンナボリス	ペンナボリス	二、三三三	三	一〇、八二〇	二、三三三	二、三三三
アメリカノ	カビツーバ	七	六	〇、八七五	一、一〇〇	二、二〇〇
上座植民地	フロミッソン	三、六四四	三	八、五五五	六、七七一	二、二二二
グアイサーラ	グアイサーラ	二、三三三	二	一、二二二	一、二二二	二、二二二
ホアピスタ	同	二、三三三	一	〇、七五五	一、二二二	二、二二二
バルボーザ	リッス	一〇一	六	一〇、一〇〇	一〇、一〇〇	二、二二二
カンベストレ	同	一一一	五	三、三三三	三、三三三	二、二二二

ウニオン	同	七五	四	二九、三三	三六、一〇〇	三〇、七五	一、三三、七五	八、五〇〇	二、六八、〇〇〇
コレゴ・オンサ	同	二二	八	一、八〇〇	三、〇〇〇	〇、七五	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇
第二上塚植民地	同	三、〇〇〇	一〇四	八、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
バルミッタ	モンレヴァーデ	三三	二	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
サントミンゴ	同	二六	六	七、八五	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇
コレゴ・リコ其他	同	二四	二	七、五〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇	一、八〇〇	一、〇八、〇〇〇
福岡植民地	同	二五	四	三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	六、〇〇〇	五、〇〇〇	二、八、〇〇〇
平野植民地其他	ベ ン ナ	一、三三	七四	一、九、二二	一、二、二二	一〇、〇〇〇	二、四、〇〇〇	一、四、〇〇〇	五、七、〇〇〇
グアランタン	グアランタン	五七	三三	二、二、二二	一、四、〇〇〇	六、一〇〇	二、一、〇〇〇	二、二、二二	二、七、二二
アグアデインマ	シンシナト	二六三	一四	二、八、三〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、五〇〇	一〇、〇〇〇	一、五、〇〇〇
ガ ル サ	アルヴェス	三二	三	三、四、〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、五、〇〇〇
イラセーマ	アヴァイー	一〇	五	三、三、〇〇	八、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、八、〇〇〇
チビリサー	チビリサー	二八七	一七	八、八、〇〇	一、〇〇〇	三、五〇〇	一、七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、七、〇〇〇
マカウバ耕地	バウル	二六〇	三	三、〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇
合 計		一八、五八	一、〇八八	一、三、三、一八五	一、六、八、七五	一、八、一〇、〇〇〇	二、三、七、二二	二、二、九、二二	二、六、八、〇〇〇

大正五年以降同十二年までの僅か七、八年の間に、前掲の如き邦人家族数と土地所有者の激増した理由は、当時珈琲の全盛期であつたからである。若し珈琲の如き永年作物なかりせば、おそらく斯かる発展はなかつたであらう。なぜならば米・棉・豆の如き筆作物は、採算的には必しも土地購入を要しないからである。珈琲あるが為に渡伯の因縁となつた日本移民はまた珈琲のお陰で土地を求め落ちつく様になつたのである。

斯く同沿線の日本人は連年増加発展の一途を直進し、昭和十四年初頭に於ては左の如き実勢を示すに至つた。

群 名	家族数	地表数	借地其の他	郷會生活者	所有土(單位アル) 地面積(ケイアル)
リ ン ス	一、二九二	六九四	五二四	七四	一一、三九四
グワイサーラ	一五〇	七六	四七	二七	九〇六
フロミッソン	五七〇	二七四	二七六	二〇	四、四二六
グアランタン	一三四	七三	五二	九	一、〇七六
アヴァニャンターバ	一三一	四七	八一	三	六四三
ペンナーボリス	三〇五	一八一	一〇九	一五	二、五一〇
グリセリオ	三二	二九	三	一	五四八
カフニランヂア	二五四	一一八	一二八	八	二、七四二
ラウロミューレル	二七	一	二五	二	一
ビラジュイー	二〇	一四	五	一	二〇八
トレド・ビーサ	四一	一	四一	一	一
アヴァイー	二九	一二	一四	三	二七二
チビリサー	三七	七	二五	五	一五六
パウルー	五七五	九五	三七〇	一一〇	一、九四九
ビリグアイ	五五四	三七四	一三四	四六	五、一九二
アラサツーパー	五六三	二八一	二二〇	六二	四、〇八三
合 計	四、七一四	二、二七五	二、〇五四	三八五	三六、一〇五

而して同期間に於ける農生産状態を一瞥すると、珈琲一、三〇七、七二九俵（未精選珈琲）、粉二七四、〇〇〇俵、実棉一、三六六、〇五七アローバと云ふ膨大な数字に達し、これが価格は約六万コントス内外（邦貨一千三、四百万円）に上る。

前掲はパウルー聯日会の統計であるが、調査洩れ約三割と推定さるるが故、実勢ははるかに高い。

パウルー、アラサツーパー間の鉄道沿線の両側には、殆んど邦人の姿を見ぬ所なきまでに分布され、集団個所も百数十に達するが、其の中心勢力は、自ら定つてゐる。郎

ちカフエランディア駅平野植民地を中核とする一帯、リンス、第二上塚植民地よりジェツリーナにかけた一帯、プロミツソンを中心とするもの及びビリグイ、アラフサツーバを連絡する左右の一帯がそれである。これ等五つの集団地方は、単に在住邦人の数・所有土地面積・乃至生産力が大なるばかりでなく、歴史的に見るも亦人材の配置からするも、抜くべからざる社会的基礎が確立されており、今後はこれが修正と一段の強化のみに依って、健全な発展を期し得られるであらう。

三十年の我が移民史を通覧するに、結局人の問題であつて、自然的関係の重要なるは云ふまでもないが、それは寧ろ第二義に属し、如何に土地の豊沃な所でも、悪き種子は良き実を結ばないのである。サンタ・カタリーナ州に於けるが如き条件下にあつても、なお且ドイツ植民はあの様な発展を遂げてゐる。良き土地は良き種子のみに限らず、また悪き種子をも等しく旺盛に育てる。それ故良き種子たることが肝要であり、斯くある為には先づ邦人自体に於て切瑛琢磨の必要がある。ノロエステの強味は一に恵まれた自然と共に、他地方に比して人物の多いことである。以下これ等五中心について概記するであらう。

平野植民地の創設者平野運平は、大正四年八月この地に入りてより、移任者と共に言語に絶せる苦闘を続け、大正八年二月六日植民地の大成を見ずして、悶死に近き

死をとげた。碑の表には『平野運平墓』としてあり、裏面に『大正八年二月六日死亡、行年三十四歳』と深く刻せれてゐる。

後年植民地犠牲者の為に鎮魂碑が建てられたが、其の碑文は左の通りである。

平野植民地ハ伯国ニ於ケル我植民地ノ嚆矢ニシテ静岡県人平野運平君ヲ以テ創始者トス

君夙ニ海外万里開拓ノ志ヲ懷キ東京外国語学校ニ学ビ明治四十一年第一回移民通訳トシテグワタパラ耕地ニ入り勤勉努力拔擢副支配人トナル君慨然想ヘラク邦人将来ノ発展ハ須ラク土地ヲ求メ独立スルニ在リト之ヲ聖州総領事松村貞雄君ニ諮ル同君大二之ニ賛同シ後援ヲ約ス君此処ニ於テ万難ヲ排シテ事ニ当リ大正四年土地ヲ選定シ敢 然職ヲ辞シ八月三日黄昏壯士七名ト共ニ密林ヲ排シテ現場ニ入ル即チ現植民地ナリ初年入植者八十二家族櫛風沐雨同心協力開拓ニ従フ然レドモ不幸マラリヤノ厄アリ医薬続カズ死者六十余名慘状言語ニ絶シ資金又窮乏ス君救ヲ松村君ニ求ム君囊底ヲ払ツテ匡救シ弥縫一時ヲ凌グ更ニ旱魃蝗群ノ災害アリテ平野君苦心慘憺漸ク難関ヲ突破シ得クルモ健康為メニ損ス会々大正八年グリッペノ流行ニ遭ヒ二月遂ニ斃ル松村総領事帰朝中卒然トシテ逝キ植民者為メニ其ノ柱石ト恩人トヲ失フ其ノ悲歎知ル可キナリ爾來同人互ニ相励シ能ク其ノ遺志ヲ継ギ据桔経営今ヤ基礎漸ク定マラントス而シテ植民地ノ建設比隣ニ行ハレ故人ノ理想ココニ漸ク達成ヲ見ルニ至ラントス植

民地内平野松村両君ノ徳ヲ慕フ者一碑ヲ建テテ其ノ偉業ヲ伝ヘ併セテ犠牲者ノ英靈ヲ弔ハントシ余二嘱スルニ碑文ヲ以テ　ス松村君ハ余ノ旧友ナリ生前其ノ知己ニ浴ス敢テ拒ム可キニアラズ即チ不文ヲ顧ミズ事歴ノ一端ヲ序シ是等諸氏　ノ誠意ニ酬ユルモノナリ

昭和二年十二月

特命全權大使　正四位勲一等　有吉　明　謹書

ブラジルに於ける邦人自作農植民地なるものは、青柳郁太郎のイグアペ植民地の創始を以て嚆矢となすが、平野運平の功績は、出稼移民としてサンパウロ州内にあつた邦人を初めて植民状態に移した所に第一の意義を存し、

第二には其の後に族生した土地ブローカーによる所謂植民地と撰を異にし、その創始者が自らを犠牲として移住者と共に生活し、感謝と全責任を一身に担ふ



平野運平

てここに骨を埋めた点に、拓人としての面目と底知れぬ苦渋を見るのである。さればこそ彼れの遺志をつぎ先駆の大業に殉ずる幾多の移住者が現はれて、此の地を護り而して今日の基礎を築き得たのである。誠に良き種は良き実を結び、其の実また良き種子となって次代の地上に芽生えるのである。三十年を二期として見る時、マラリ

ヤも蝗群の害も又旱魃も問題ではなく、植民地の成敗は所詮此の人の誠に要約されると知るべきであらう。現在この平野植民地の中堅人物は山下永一・植田勘三郎・佐藤勘七の三人を始め、此の植民地の住民たることに誇りを持つ青年層に数多く求められる。斯くこの集団地を中心として周囲の各小村は、恰も遊星の如く引きつけられて運行を続けてゐる。

次にリンス市を中心とする一帯であるが、此の地方に於て一番古いのはバルポーザと称する一小村で、大正三年土地を購入し、二年後の大正五年に入地したのであった。此の外比較的形をなしたウニオン植民地を始め十数個の植民地が周囲に点在してゐるが、これ等は平野植民地の如き発展ではなく、各自勝手にブローカーや、知人の手蔓や、若くは直接地主から土地を購入して、思ひ思ひに開拓に着手した大小の集団であつたから、相当無秩序なばかりか、時に渾沌として風紀は紊乱し、後にリンス青年会の部に記載するであらう如く、この青年会設立の動因が、実に邦人間の賭博の撲滅にあつたと云ふ事實に徴するも、過去の状態は想像に余りある。

然し大勢は何時までも斯くあるを許さず、リンス市の発展と共に日本人の体面と健実な発展に意を注がねばならなくなつた。殊にリンスは地理的關係から内外名士のお成り街道となつてゐたため、思想的にも啓発さるる所抄からず、今日に於ては面目を一新し、バウルー、アラ

サツバ間の邦人中心勢力地として恥しからぬ態容を整ふるに到った。恐らくここに到らしめた力はリンスの青年会と、八面六臂の苦労人佐藤次郎・温良篤実な藤永力蔵・或は眞面目そのもの、本田授・ウニオン植民地の内山吉蔵・永野勘太郎・其の他に依る不断の関心にあつた事と思はれる。なお数年前リンス市ヘブリグイより転じて来た梶本明経営の『ノロエステ民報』が和当眞摯な言論を以て地方人の覚醒を促したことなども与つてゐるであらう。

要するにリンス地方は明かに第二期に入つたものと考えられ、内部修正と共に一段と陣容を整備するに於ては、期して待つべき将来を持つが、ここに認識を改むべきは従来の農法、主として土地利用に対する再建であらねばならぬ。折角克ち得たる此の社会情勢を徒らなる金儲けに眩惑され、これを捨て去ることなく、あくまで多年苦辛の土地を正視解剖して、父祖の地、子孫の故郷たらしむべきである。

第三はリンス市左側四十数軒からペイシエ河の背後隆起地に到る中間に展開された第二上塚植民地よりジェツリーナにかけて一帯の地域である。第二上塚植民地は一九二二年（大正十一年）の創設にかかり、全くの珈琲地帯で、今後とも動かないであらう。最近パウリスタ鉄道の延長工事も着手されて居るから、完成の暁は安任の地として申分なき地である。此所には古老に亀井満・羽高

権蔵などがあり、利益を離れて移任者の為に労を惜しまぬ人々ゆゑ、対外的にも曾て問題なく今日に及んだ。此の第二上塚植民地に続くジェツリーナ郡の原始林に初めて斧を入れたのは、ペドロ・ボーイと呼ぶ一ドイツ人で、それは一九一五年のことであつた。當時は此の原始林にまだブグレ・（蛮人）が散住してゐたと云ふ。次で一九一八年ミナス・ジェライス州出身の伯人ジョアキン・バルボーザが入り来り、豪語して曰く、『四方八方見ゆる限りは我が土地だ』と、大分元氣であつたが、後多年の競争を続け、ともかく現在六萬アルケイレスの土地が同人の所有と確定した。日本人の購入した土地も、過半は其の土地の一部であつた。

一九二〇年佐藤一郎に率ゐられ、石井米吉外十八家族が右バルボーザ所有の新開地に入り、珈琲植附の請負契約を始めたのが、この地最初の邦人である。斯くて一九二五年頃から本格的に此の地に入り土地を購入するもの激増し、サンタ・アメリカ植民地を始め十一箇所の邦人集団地が生れ、現在一千五百家族、土地所有者約四百に達してゐる。土地所有者は大部分珈琲を主作とするが、他は棉作および米作を本業とする。此の地帯の中心人物は何と云つても農田源行であらう。次でサンタ・アメリカの清水東吾・石井米吉などであつて、特に農田は伯国農界と連路をとり、ジェツリーナに其の支部を設置する等、邦人全般を代表して外部に対する交渉に當つてゐる。

第四はプロミッソンの地帯で、こゝは上塚周平の主力を注いだ地だけあって、平野植民地と等しく、何物か精神的な動きが歴史づけられてゐる。上塚周平なくんば恐らく今日のプロミブソンはなかったであらう。其の創設は一九一八年（大正七年）五月であつた。尤も大正六年既に続雪太郎（注・マコ）外数家族が此地に在つたが、植民地と云ふものではなく、上塚の起つに及んで俄然大展開を劃するに至つたのである。

上塚は熊本県下益城郡杉上村の生れで、明治四十年東京帝国大学法科を卒へ、

翌四十一年四月ブラジル移民の開祖水野龍の業に加はり皇国殖民会社代理人として第一回移民と共に渡伯し、本拠をサンパウロ市に定



上 塚 周 平

め、耕地移民と共に只管苦渋を嘗め、ある時は事務所維持にさへ窮乏を告げ、紙製玩具を案出販売して之を支へた等の話は、余りにも有名な昔物語である。其の後大正三年初頭一旦帰朝し、新たに移民計画を懷いて奔走したが、志ついに成らず、越えて大正六年再び渡伯、翌七年前記プロミッソンに一大植民地を創始した。上塚は単に一個の植民地経営者たるのみならず、廣く在伯同胞全般に意を致し、住年財界の不況に際しては、自作農救援のため、星名謙一郎（昭和元年没す）等と共に決起して、

世に謂ふ八五低資の運動を展開、遂に之に成功して、兎も角数多き同胞の転落を防ぎ、或はノロエステ日本人会の創立、更に在伯邦人同仁会に対する運動等、公人としての挺身に己れを捨てた。昭和八年偶々日本移民渡伯二十五周年に当っては、畏きあたりより、其の功を御思召され、水野龍と共に叙勲の御沙汰を賜はった。一生娶らず、而かも清貧に甘んじ、昭和十一年七月六日其の病没に至るまで、在伯同胞のため全霊を捧げ尽した。言や易し、何人か拓人の心境を知るものぞ。今プロミッソン奥津城に静かに眠る英霊は、やがて我が民族の血に蘇るであらう。

上塚の植民地建設を一時援けたものに、鈴木貞次郎・香山六郎・間崎三三一・坂本留攻郎等があつた。また日本から態々駆けつけて財的支援を惜しまなかった上塚の盟友菊池恵次郎の名も同時に忘るべきではなからう。

特にプロミッソンを語る限りに於て洩らすべからざるは間崎三三一である。陰に陽に上塚を援けた事実と、此の地邦人のため公私ともに払った犠牲は決して少ないものではない。

更に終始一貫教育衛生方面に努力し来った鈴木秀造、また産業組会の桂石佐々木光太郎なども記録すべき人々である。

之を要するにプロミッソン邦人も亦リンス一帯の邦人と同じく、土地利用に認識を深めて経済の確保を計ると共に、精神的には上塚の大志仁狭に結び着くことに依つ

て、安住の基礎を築き得るであらう。

最後はブリグイ、アラサツバを一括した四囲一帯である。通称ブリグイ植民地と云ふのは、ブリグイ、アラサツバ及びコロアードスの三郡にまたがる三十有余の邦人集団地を総称するのであって、各々青年会・小学校或は文化施設を有する独立農村の聯合体を指すのである。此の辺一帯はもとサンパウロ市に本社を有したサンパウロ土地木材会社の開発にかかり、其の総支配人をジェームス・メーラーと云ひ、非常に親切な英国人であった。ここへ邦人が初めて入植する様になったのは一九一五年（大正四年）四月十九日のことで、佐賀県人鐘ヶ江藤太郎・東島初一外二三家族であった。

そこは現在のアグア・リンパ地積に属し、これが抑も当地帯に於ける邦人の草分であると共に発祥地である。翌一九一六年七月、此の会社は日本人部を改造し、其の頃若冠二十五歳の育年であった宮崎八郎を擢用して、本格的に日本人の植民を招致したのであったが、同人は生来世話好きであり、支配人また理解ある人物であった結果、数年後の大正十二年には土地所有者二九六家族に達し、ノロエステ線上断然優位を占むるにいたった。宮崎は此の会社に十数年勤務し、ジェームス・メラーの死後幾許もなくして同社を退いたが、自己の農場経営の傍ら相変らず邦人の為に尽力を惜まなんだ。何分大集団地ではあり、歴史も既に二十有余年を閲する邦人植民地ゆゑ、其の間種々なる経緯も織り込まれ、従って政治的苦境に

立つた場合も多くあるが、此の地帯に於て、洩らすを許されぬ一人である。

主作は珈琲であるが、最近棉作も仲々盛んになった。尚ほ所謂ビリグイ植民地とは飛びはなれた所にノーヴァ・プロミツソン植民地およびティエター河近くに故瀧澤仁三郎・野村秀去の兩人が売り出したアレグレ植民地があり、相当土地所有者もあるが、アレグレの方は殆んど米作・棉花の一色である。

大体に於てビリグイ植民地一帯は、初めより比較的落着きがあり、氣風が純朴であつて、恐らく将来とも最も健実な歩みを続けるのであらう。佐々木郭吉・安瀬盛次等は古くからの顔役であり、またアラサツーバ市内に於てはアリアンサ移住地から転住した勝田正通ドクター、同じく『日伯協同新聞』を主宰した中川権三郎など、一面の指導力を持った人々であらう。特に故大原栄蔵の如きは、此の地邦人の経済的發展に就ても、また名利發達も顧みず、只管人の和を求めんと願つて努力の点から見るも、忘れてはならない人である。

(ロ) アラサツーバ駅パラナー河間の同胞

アラサツーバ市よりパラナー河左岸のジュピアー駅に至る鉄道線路百八十一軒の両側に位する殆んど無辺の処女林地帯に、初めて斧鋏を入れたのは、一九二四年（大正十三年）のことで、而かも斯くの如き前人未踏の地の真只中に突入して、最初の移住地建設を企てたのは日本

人であつた。

即ち信濃海外協会の創始になるアリアンサ移住地がそれで大正十三年十一月二十日のこと属する。この事は、単に邦人開拓の先駆であつたと云ふに止らず、実に内外人を通じて誇るべき歴史的事蹟である。如何となれば此の移住地建設の目的は珈琲にあらず、米にあらず、更に棉作にあらずして実に人を作るにあつたからである。さればこそ其の理想と意気とは試練を経る毎に燃えあがり、此の処女林地の中心思想となつて徴動だにせぬ。良き地良き種子を養ひ、無窮に繁栄を約束された此の地に於ける我が民族の子孫は、サンパウロ州に与へた父祖の貴き遺産として、其の自負を久遠に伝ふべきであらう。

十七年前までは原始の昔より、全く野獣の徘徊に任せた此の緑の地獄も、其の後世に謂ふノロエステ変更線の起工と共に、アリアンサの方面に向つて急激なる開発が内外人によつて行はれ、今日同地帯には邦人のみにても千二、三百家族を算し、大アリアンサ及び昭和三年創始されたティエテー対岸のブラフジル拓植直営ティエテー移住地の移住者を含め合計約二千家族の集団を併算する時、ノロエステ邦人の実勢は漸次西北に移動するやの盛観を呈しつゝある。最近ティエテー、アラサツバ直通の自働車道路全通と共に、此の地百軒の原始林は昭和十五年の初頭より斧鉞の響に満たされ、森林のトンネルは此所にも彼所にも崩壊されて陽光を浴び、一方変更線ヴアラサイー駅よりパラナー河に至る六十七軒の沿道も亦

モウラ・アンドラーデを筆頭とし、サンパウロ州屈指の勢力に依って開発に着手されつゝある現状ゆゑ、若し志あらば州内各地散在の邦人にして、まだ土地を得ざる者全部を容るるとも、なほ余すところ莫大であらう。

この辺の地帯の中心は大体五箇所と見るべきである。

第一はグアラペスで、既に八百七、八十家族の同胞を算し、生産最も豊かな地方である。青年会の動きも活発であり、市内には大原栄助・瀬ノ上保正など代表的人物を有し、大農場の経営者中には乃木大将にそつくりだと云ふ建本建介、孜孜金儲けに倦むを知らざる宮木斎なども異色あり、また世話好きな吉瀬軍平、未だ若いが浮世の苦勞は一通り嘗め尽した三宅寿一など、いづれも此の地に若干足跡を残すべき人々に属する。

第二はヴァルパライゾであつて、こゝは一九三三年鉄道工事竣成以降急激に発達した地帯である。

特に一九三八年一月二日同市がコマルカ（行政区劃の翠位名）となり、アリアンサ大集団地方面の行政区内に編入された事になり、一段と活撥になつた。在住邦人農業者約五、六百家族で、矢野・瑞穂植民地など最も知られ、土地所有者も多い。左右に無限の農沃地があり、地理的關係から見ても、将来は必ず相当の發展を遂げるであらう。然しグアラペス同様、幾分新開地的な夢がのこり、思想的な方面の禍となつてゐる傾向がある。とにかくバウル、アラサツパ間に比し、土地が新しく未だ作り荒されて居ない故、今より土地利用について前者の轍を

繰り返さぬやう充分注意すべきである。

第三はアンドラジーナを中心とする一帯であるが、此の地は極めて最近着手された所であつて、従つて未だ邦人の数は少い。然し行政区の中枢地である關係と、資本の力と更に無辺肥沃な土地を有すると云ふ二点から見て、必ず大発展を遂げるであらう。ユートピアの一步手前と云ふ所である。

第四はアリアンサ、第五はティエテーであつて、これ等両地に関しては、後に下巻に於て叙述するが、此の大移住地こそは本格的な組織統制に一貫された邦人集団地で、何ものか次代に期し得らるゝ基礎と内容を持つ存在である。

以上アラサツバよりパラナー河に至る地域の鳥瞰的略述を試みたが、要するに此の地帯に於て、思想的にも亦経済的にも、其の心臓部をなすものは、云ふまでもなくアリアンサ、ティエテーの両移住地であり、此の広大無辺の天地は、日本人のサンパウロ州に於ける活躍舞台として残された最も重要な部分であらう。

(ハ) カンポ・グランデの邦人

カンポ・グランデはサンパウロ市より鉄路八九四軒、サンパウロ州境より四三二軒地点に於て、南部マト・グロッソ州の中心に位地した平原に立つ人口二萬内外の町である。これでも日本本土の三倍近い面積を有するマト・グロッソ州に於ける最も繁華な都会であることを知

る時、如何にブラジルの廣大であるかを想像することが出来やう。行けども行けども只これ果てしなき大地である。若し日本より眼隠しをされて伴はれ、此の広野に放たれたならば、恐らく無辺の地上に人影を見ざる寂参に氣でも狂ふであらう。それほど人口稀薄な同州の中心に、人口二万を算するは確かに大都會である。州境パラー河を發した客が十数時間車窓に眺むるものは、坦々たる草原と稀に点々散在する森林と、其の間に草を喰ふ牧牛と、野馬の群れ、野獸の徘徊であり、漸く人恋しくなつた其の夕刻、遙かにカンポ・グランデの電燈を眺めて蘇生の思ひがするのである。

此の町は畜牛の集散地であり、兼ねて聯邦第九師団の所在地である。此の都會はこれが為に存立してゐるのであつて、サンパウロ州内に於けるノロエステ線とは、全く趣を異にしてゐる所以も故にある。カンポ・グランデ市内及びこれに依存する近郊の邦人農業者を除いては、同駅とポルト・エスペランサ間に介在するアキタワナ、ミランダ等に二、三十家族の邦人あるのみで、殆んど記述するに足らない。それ故同州の日本人を語る限り、カンポ・グランテを以て尽きるのである。

ここの日本人は、殆んど九割以上沖縄県人であることを異色とし、ペルー移民の連中が、ボリヴィア、アルヘンティナを経て、更にラ・プラタ河を遡行し、明治の末葉から大正にかけ、ノロエステ線鉄造工夫として、起点ポルト・エスペランサより此の地に到り、カンポ・グラ

ンデ市発生と共に、こゝに落ちついた若干の同県人を中核とし、漸次増加発展して今日に至ったのである。鉄道全通の前年即ち一九一三年（大正二年）、聯邦政府の畜産技師として石橋恒四郎が此の地に在り、傍ら野菜園を始めたなど、内地人としては最も古い方であらう。カンポ・グランデ日本人会長片山日吉の最近の調査によると、同市郊外および植民地邦人家族数四〇〇戸、人口一、八三〇人、市内六三戸、人口一五八人と云ふ現勢で、主なる集団地はブラコン、マト・セグレド及びマト・セロウラである。土地所有者六八人、其の所有面積一、三二二アルケイレス、珈琲樹約六十万本といふことであり、その市内在住者の営業別は、

雑貨商	十三	呉服店	一
靴屋	一	齒科医	一
薬局	二	旅館業	二
バー	一	玉突場	二
果物店	三	洗濯業	八
理髪業	九	木工	一〇
裁縫業	四	左官	一
機械工	四	農産加工場	二
貸自動車	三	写真業	三

以上の如く、一通りの形をなした進出振りを示してゐるが、この地に於ける特長は、環境も手伝ひ、一見ブラジル人社会の欲する同化に近い濃厚さを持つてゐることである。

カンボ・グランテの旧き顔役は仲尾権四郎・山城興昌などである。

概略ではあるが、以上に依って、ノロエステ線に於ける同胞の沿革・現況及び各地帯別特質並に今日までの発展に力あつた所謂名士・顔役の鳥瞰的記述を終つたのであるが、ここにノロエステ全沿線の重鎮として、亡き上塚周平に代つたのみならず、全伯国同胞に対する金鉄の存在たる多羅間鉄輔のことにふれねばならぬ。

多羅間鉄輔は曾て外務省人であり、旧くエスパニヤにあつて其の若き日を、闘牛と南欧情緒の裡に送つたが、大正の初めブラジルに転任して以来十有余年、公使館の外サンパウロ・リベイロン・プレート、バウルーとサンパウロ州内各領事緒に在勤、最後にバウルー領事を以て官途を退き、自らも



多羅間鉄輔

拓人となつた人である。其の間初代総領事松村の幕下にあつては平野植民地の建設に尽し、或はリベイロン・プレートに於ける耕地移民の世話、更に在伯同胞の殆ど半分を管下に有する前記バウルー領事として、親しく邦人移植民の休戚に関心を持ち続けた。多羅間夫妻は子なきままに、又生来世話好きの為、幾多の子女を今日まで薫育し、縁づけて、それらの孫共に贈る衣類や玩具やらで、

両人の寝物語は果つべきもない。晴耕雨読、野菜を作り豚を養ひ、五百町歩の珈琲園を見回り、草花の手入れに疲れなば、眺望絶佳の階上ヴェランダの藤寝椅子に横はり、悠々一杯の熱き珈琲を喫して読書に耽る。然して事有る時は白己の名利を願念せず進んで在留民の為尽力する。この真摯な態度は自からノロエステに於て一般の信望を集めてゐる。

なほノロエステの関門バウル―市に於て、ここ数年来邦人の為に気を吐くものに芳賀仁吉がある。よく産をなすと共によく之を散じて私利に走らざる処確に一異色たるを失はぬ。

第十章 同胞発展の地域別概観（下）

五、パウリスタ延長線地帯

邦人が最も目ざましい発展振りを示してゐる既記ノロエステ地帯の関門はバウル―市である。而して同市をサンプアウロ市に結び着けてゐる鉄道は、ソロカバナ線（延長四二五軒）と、パウリスタ線（四一六軒）の二であるが、パウリスタ線は、ソロカバナ線がバウル―市に近づくかんとする少しく手前（二六軒）のアグードスに於て、東北から西南に後者を横断したうへ、大体西北に向かつて

延長されてゐる。北にはノロエステ鉄道が西北に走り、南には奥ソロカバナ線が略々之と並行して布設されてゐるから、このパウリスタ延長線は、此等両鉄道の間をノロエステの方に近く、ペイシエ河北方のエスピゴンに治ふて、州の西境を成すパラナー河に向ひ、サンパウロ州の西北部を貫かうとしてゐるのである。しかし現今開通せる部分は、延長計画の牛分以下で、絡点駅ポンペイアは、アグードスから一六六軒である。

第一回移民中、他の耕地からの出戻りの一部が、ヴェアド耕地に再配置された頃は、同耕地に近きピラティニング駅（アグードスより二七軒）が最前線であつたが、その後延長工事が断続的に進めらるると共に、この地帯が、漸く一般の視聴を集むるに至つたのは、一九二九年十二月現在のマリリア市（旧称アルト・カフェザール）に開通してから以後の事である。偶々珈琲植付が禁止されたと、一方棉花栽培の勃興を見るに及び、此の沿線地帯の開発が急速に行はれたのである。

一番古い邦人集団地は福寿植民地で、其の創始は一九一八年（大正七年）の事に属する。殆んど福岡県人だと云ふので、斯くは命名したとの事である。しかし甚だ其の名に叛き建設途上非常に難儀をし『御香料金一ミルレイス也、但し来年の収穫まで御待ち下され度候』と云ふ時代を経て来た。

珈琲が主作で恐らく最も健実な植民地の一つであらう。而かも村民競つて子弟の敢育に全力を傾倒し、多数の英

才が出てゐる。これと云ふのも平田源蔵・三坂嘉蔵などが、永い間に一種の村風を作ったからで、此所にも人だと云ふ事実を見せつけられるのである。一九二三年（大正十二年）末に於ける同線は左記の如く貧弱な状態であつた。

植民地名	驛名	土地面積	土地所有家族數	土地買入價格合計	所有咖啡樹數
福壽及ミランテ	ビラティニンガ	七六三 アルケイル	三三	一七八、一五〇 コントマン	三三二、七五〇
アグア・ブランカ	サントルジア	一〇四	一〇	三六、四〇〇	三〇、〇〇〇
合 計		八六七	四三	二二四、五五〇	三五二、七五〇

尤も大正八年半ば頃、今のガルサ植民地が、矢崎節夫により企てられたが、当時鉄道が無かったので、ノロエステ線プレシデンテ・アルヴェスから六十軒も原始林をくぐつて開拓に着手した。然し交通の不便から僅かばかりの家族で殆んど進展を見なかった。此の植民地が非常な勢ひで發達したのは、延長線がガルサ駅まで布設されてからの事である。

曾ては前掲の如く貧弱であつたパウリスタ延長線も昭和十四年に於ては左の如き飛躍を遂げている。

驛名	家族数	地主	借地	其他土地面積	開拓面積	咖啡面積	咖啡收量	根收量	棉收量	總收入
マリリア	二、〇五九	七九八	九八八	三、四二一	二、九八〇	九、〇七一	一、〇五五	二、〇六、三五五	八七、八三二	一、七六、六八五
ポンペイア	七九八	二六五	四〇一	三	四、七四四	三、一九一	二九三	二七、九二八	七二、八八〇	四、四、三三四
ドアルチーナ	三七八	二〇五	二四四	二六	二、二四四	一、八三三	五〇〇	四六、一四二	五、九七七	三、三四、八九五
ヴェラクルース	三〇一	二五九	二三四	八	一、六六七	一、五三三	四〇八	二八、五三〇	四、四六三	二、七、二六〇
ガルサ	二〇七	二六	八二	一	二、四四	三六	六	一、五〇〇	六、五五六	七六、五五〇
フルナン・ディアス	五三	二〇	三三	一	三、四四	一八二	三三	三、八〇〇	九四二	一六、五八二
ガリーリア	五八	四	四七	五	八八	四四	二	一、五〇〇	六七、四三〇	九八七
ジャファ	二六	七	九	一	二六九	二六〇	五五	四、八四四	一、八〇二	一、四七、六八
カブラリア	八四	二	七三	一	二六	一七	三	九六	二二三	九、八七〇
ブラジリア	六	一	六	一	一	一	一	一	一	一、五五〇
ピラティニンガ	四	一	三	二	一	一	一	一	一	二八、六六〇
オリエンテ	一	一	一	一	一八〇	一五〇	一〇〇	一六、〇〇〇	五〇〇	五〇〇
合計	二、九三三	一、七三七	二、〇三九	四六	二、九八五	二、七五五	二、五七三	三、六〇一	二、八七三	四、四、七四八

註：土地單位アルケイル、咖啡は依數、根も同上、棉は單位十五瓦、收入單位コント

同沿線は、ペイシエ河のエスピゴン地帯であるから、標高は相当高く、六百米を越ゆる所妙からず、従つて氣候は温和爽快であるが、其の代り地形は複雑で起伏甚しく、交通の障害が夥しい。殊にマリリア、ポンペイア一帯は、馬の背の如き所も珍らしくはない。それゆゑ開拓後表土の流失に禍せられ、折角の肥沃地も、余程農耕に注意せぬと急激に瘦衰する。

前表に見る如く、同線の邦人農業者には借地が非常に多い。右の統計には推定土地所有者一割、借地農その他に約三割方の調査漏れがあるゆゑ、實際は甚しく跛行的である。

先づ以て棉花一色と云ふも敢て支障なく、其のために一般の氣風は投機的で、如何にも新開拓地らしく、落ちつきのないのが本地帯の特長である。それゆゑ邦人社会

としての内容に何等見るべきものなく、棉作者対手のマリリア市に於ける数百家族の邦人商工業なるものも、混沌として中心を求められず、顔役連の内訌激しく、日本人会一つさへ纏まりかねて今日に至つてゐる状態である。

世人は此の延長線を指して、健康地と云ひ豊沃地と推奨し、或は棉の名所と呼ぶけれど、只それだけのことが、どれほどの値値を有するかに想到する時、夢を食ふて生きて居ると云ふバクの世界に乱舞するの感さへある。

棉作りは必ず移動すべき運命にあるを知つた資本家は、今日決して恒久的な繰棉工場を建てない、何時なりと邦人棉作者の移動方向に転じられる様、設計されてゐることは周知の通りである。

而して資本家の不生産的な計画に基く損失を償ふものは、投資家にあらずして邦人棉作者それ自身である。パウリスタ延長線に於ける邦人商工業者にしても、其の対象が借地農にある限り、安心した経営は困難である。

斯くて不動の大地に立ちながら、現実には地震の上に住んで居ると同じ故、氣が荒れるのも無理はない。同地の邦人産業組合が如何に青田借りに成功し、或は生産綿を比較的高値に販売しやうと、借地農を組合員の大部分とする以上は、只それはお祭りをしたと云ふだけであらう。以上の如き妄言も一に延長緑邦人に対する苦衷に外ならぬ。

然し大勢は前述の如きにせよ、必しも人材有為の士がない訳ではなく、一致協力将来を期せられたいものであ

る。ドアルチーナの村上達三、ガルサの大和甚三郎、マリリアの末松緑、沖周一郎、野村秀吉、中平三夫、松原安太郎等の如き、或は財を以て或は識見を以て挺身する時、断じて延長線は悲観すべきではない。寧ろ地の利、優れた沃土等は只人の和を得るに於て全面的に活気を呈するに至ること確実であらう。

六、ソロカバナ鉄道沿線地帯

ソロカバナ鉄道の幹線は、サンパウロ市よりパラナー河左岸のプレジデンテ・エピタシオまで、全長八百九十一軒に亘つてゐるが、邦人が多数在住活躍してゐるのは、アヴァレー（サンパウロ市より三七三軒）から先きの奥地大約五百軒の沿線である。

この沿線地帯も亦これを二区に分け、アヴァレーからオウリーニョス（北パラナーに通ずるサンパウローパラナー鉄道の起点）に到る約百三十軒と、それより先き終点に到る三百九十軒の沿道とに區別して記述するを便とする。

ソロカバナ全線の邦人は、現在推定九千家族内外と称せられるから、人口凡そ四、五萬であらうと思はれる。同線に於ける邦人農業者の増加は大正十二年以降のことで、当時の調査に依ると概略左の如き状勢であつた。

植民地名	譯名	土地面積	土地所有家族數	土地買入價格合計	所有珈琲樹數
第二モンソン	コロネル・レイテ	一、〇三三	五三	一八八、九四〇	一三三、九〇〇
第一モンソン	セルケイラ・セーザル	一六〇	二二	三五、〇〇〇	明治四十四年邦人入植、サンパウロ州中最初の同胞土地所有 六一、五〇〇
沿線十小集團地の合計		九八三	五一〇	一二三、六四八	
ブレジョン	アルヴァレス・マシヤド	二八七	六七	二九〇、一一〇	六二、〇〇〇
バイベン	サント・アナスタシオ	九四九	六〇	六四、五一五	一二八、九〇〇
合 計		六、四一二	二四三	七〇二、二二三	四八五、三〇〇

(イ) アヴァレー、オウリーニヨス間

この沿線中、日本人入植地として最も古きはセルケイラ・セーザル駅より右側二十一軒に位する第一モンソン植民地である。これは一九〇九年聯邦政府が特に在住諸外国人のために開設したもので、日本人の入植したのは一九一一年（明治四十四年）のことに属し、長崎県人淵清二外四家族である。恐らく邦人自作農としては此れが先陣だらうと考へられる。第一モンソンの開設に遅るゝ事三年にして、第二モンソンが約四十軒の草原地帯を隔て、開設され、此の両植民地へ次第に邦人が増加した。第二植民地の邦人は相当珈琲も栽植したが、雑作も多く、大体は於て地味は上等であつた故、其の後棉作が盛んになるにつれ、借地農の増減頻りにして、一向落ちつかずなつた。斯くて斯々に点散し、棉景氣如何で宛然麤に集まる金魚の如く、又もや一箇所へ群がるのであつた。

中には儲けた金で土地を購入する者も勿論あつたが、別に定着しやうなどゝ深く考へた訳でなく、借地或は歩合作農でも入れて頭をはねやうと云ふ企業者が主であつ

た。以上の如き状態を繰返して来たのが此の地帯であつて、徒つて邦人社会の中心的なものもなく、今日に至つたのである。現在最も多く集つてゐるのはアヴァレー附近であるが、約四百家族の中、土地所有者僅々四十一家族、面積二千四十一アルケイレス、内百アルケイレスより三百アルケイレスの所有者五人である。而かも珈琲は殆んど無い所をみると、此等大地主も結局小作者相手の土地持ちであると想像される。全部棉栽培で、米も肉も野菜も買つて食ふ農業者が大部分を占めてゐる。此の地に日本松三治と云ふ人があり、農具の發明や養蜂の研究等、相当一般邦人のために力となつてゐるが、大勢は何んとも致方ない様である。

次はオリーニョス市を中心とした一帯であるが、同市は交通の枢要地であるから、将来發展性もあり、現在市内のみにても四十家族あまり商工業に従事してゐる。一九二四、五年この地帯に悪性マラリヤが猖獗を極め、為に一時住民は減少したが、現在はそうした心配は更にない。附近在住の邦人農は約二百五十家族なれど、北方三十軒の地点に、凡そ三百家族あるから、會計五百五十家族内外で内土地所有者六十名、残りは全部借地者であり、棉花並に米作が主なる産業である。花田恵等がこの地方の世話役で、特に教育事業に力を注いでゐる。

(ロ) 奥ソロカバナ沿線

此所は邦人の人口も多いし、地味も良いし、まだまだ

左右の奥が深いから大いに頑張り尻をおちつくべき地帯である。恐らく邦人の集団地は百数十に達するであらうが、中心はバストス、パラグアッスー及プレジデンテ・プルデンテからアルヴァレス・マシヤド、プレジデンテ・ペルナルデス、サント・アナスタシオ、ピケロビー及ヴェンセスラウの六駅に亙る七十軒の沿線両側を一区とする三地帯と見て差支へない。

パラグアッスーは比較的纏つてゐる上に文化植民地があるので、将来思想的にも恐らく他に優れた何ものかゝ歴史づけられる事と思はれる。同地へ日本人が初めて入ったのは、一九二三年（大正十二年）のことで、ルテシア植民地の珈琲栽培者数家族を以て嚆矢とする。次いで二毎後の一九年五年に至り、文化植民地の建設が初まり、サペザール方面を合して約三十家旗の邦人が来て、同じく珈琲の栽植に従事した。当時現在のパラグアッスー駅は、僅に戸数二百をいわず、甚だ振はざる一田舎町で、日本人を見ること稀れであつた。然し一九二七年に至るや、俄然内外人の集団地續出し、ルテシア、文化、太陽、サペザール等の邦人植民も百二十家族を算するに及びパラグアッスー町も漸次活気を呈して来た。

斯くて年と共に此の地帯の人口は増加の一途を辿り、特に一九三四年以降棉作の勃興と共に、飛躍的發展を遂げ、現在に於ては邦人集団地二十余に達し、パラグアッスーを中心として、約一千三四百家族を算するに至つた。斯くの如き周囲の發展は当然パラグアッスー町を成長せ

しめ、今日戸数二千余人口一万を超え、商・工業ともに繁盛を極めつゝある。邦人の此の町に業を営む二十余戸、工場としては珈琲精選場二、精米場二、精棉工場二がある。

前述の如く此の地帯の開発は珈琲に初り、棉作の勃興と共にこれに転向する事となつたのであるが、この事は勿論連年の珈琲不況と、一方此の地帯が棉作に適してゐたことに主なる原因をみるのである。しかも将来は単作を専一とせず、更に進んだ而かも安全な多角農への転換を今より考慮するの必要を思ふ。折角土地所有者も多いし、また地味・気候乃至交通等から考へても、好個の地帯であるから、飽くまで落ちついた経営に入るべきであり、既に第二期に到達したことに深き認識を持つべきであらう。

一九四〇年度同地方農業生産に邦人が寄與した比率は左の如き概勢を示した。

珈琲	四万俵	(内日本人の生産五〇%)
棉花	百萬アローバ	(内日本人の生産七五%)

今日何処へ行つても、生産能力と云ふ点から見れば、日本人が断然頭角をぬき、驚異を以て一般ブラジル人に迎えられてゐるが、農民としての生活態度に至つては甚だ遺憾とする傾向を持つてゐる。斯うしたことは、一面賢いやうでも思想的空虚を意味するもので、一段の内省を要することと考へられる。幸ひパラグアスーには文化植民地があり、其の中心人物に森淳吉牧師および山田

登幸の兩人あるは、甚だ意を強うするに足る。

森牧師は多年米国に在住し、サンフランシスコ市第一リフォームド教会を牧してゐたが、同国の日本人に対する土地所有権禁止或は入国拒絶等に憤慨し、新天地を求めんとして一九一九年（大正八年）ブラジルを巡歴した。たまたまノロエステ線エイトール・レグラー（現在のプロミッソン）に於ける上塚植民地建設当初の実況を視察し、上塚・鈴木等と懇談の結果、ブラジルに理想郷の創設を企てんと決意するに至り、帰米後直ちに同志を集めて、南米文化植民協会なるものを組織し、其の実現に邁進したのであつた。これが今日の文化植民地発生の基調である。



吉 澤 森 牧

越えて一九二二年森牧師は山田登幸同伴、土地選定購入の目的を以て再び渡伯し、出田登幸は一旦帰米のうへ、翌々年家族を引連れ、本格的にサンパウロ州へ乗込み、一九二五年愈々土地構入の交渉を開始し、同年七月二十五日現在の文化植民地二千六十アルケイレスの契約は成つたのであつた。次で一九二六年、森牧師は三度び渡伯中森憲太郎を伴ひ来つて開拓に着手し、同年中に二百アルケイレスの森林を開き、珈琲三十万本の植附を了した。然るに翌一九二七年、はしなくも土地繋争問題が発生し、爾来数年間に亘り多大の経済的犠牲を払つたので

あつたが、後この問題も解決し、着々発展の一途を辿り今日に至った。其の間一九三〇年にも森牧師は北米より四度日の渡伯をなし、一九三六年愈々文化植民地に骨を埋むべく、妻女同伴北米を引揚げたのであるが、不幸にして妻女は航海中発病、カナーンの地を踏まずして遂に他界した。森牧師は今独り聖書と共に晩年を送り、只管この地邦人は勿論、一般外人に向つても、神の国の福音を伝ふことに専念してゐる。白髪の此の老牧師が伯国人に対する伝道の必要上、先年サンパウロ市郊外の宗教学校寄宿舎にあつて、若きブラジル人学生と共に起臥し、伯国語の研究に孜々としていそしんだ其の眞摯な姿、心意気たるや唯々頭が下がるのみである。斯うして最後まで希望を捨てず地上に良き種子を蒔き之を培はんとする努力が、将来何れの日にか酬ゐられぬことはないであらう。

次はバストス移住地を中心とする一帯であるが、これはパウリスタ鉄道の延長と共に当然交通的に同線に結ぶべき地帯であり、現に其の一部はこれに門戸を求めてゐる。バストスに就ては、テイエテー移民地と、共にブラジル拓植組合の部に記述するが、概括的に一言すれば、邦人大集団地帯として最も刮目に値すべき将来性を持つてゐると見るべきであらう。

第三はプレジデンテ・プルデンテよりプレジデンテ・ヴェンセスラウに至る連続六駅七十軒の鉄道両側の邦

人集団地帯で、凡そ五、六十個所の大小植民地が夫れから夫れへと展開されてゐる。これ等集団地中最も古きはサント・アナスタシオ駅のバイベン及アルヴァレス・マシヤド駅のブレジョン植民地で、共にこれは故星名謙一郎の売出しにかゝり、その開設は同じ年ではあつたが、バイベンの方が少々早かつた。それは一九一七年（大正六年）の事であるから、ノロエステ線の上塚植民地より一年早く、奥ソロカバナ線では最古の邦人植民地である。開設当時は此の地より約七十軒手前のインディアナ駅まで鉄道が通じてゐたのみであつたから、其の不便は想像に余りある。其の代り同地帯に於ける今日の邦人の勢力なるものは、相当優位にあつて、例へば前記アルヴァレス・マシヤド市の商権の如き、殆んど邦人の掌中にある現状で、竹井松子の裁縫学院、赤松節子の補習教育等、文化方面にも形を整へつゝある。

上記六駅間には、二千数百家族の邦人農業者が在住するが、其の中でも、殊に盛んなのは、ブレジデンテ・プルデンテ、アルヴァレス・マシヤド及びブレジデンテ・ヴェンセスラウであらう。

ブレジデンテ・プルテンテ地方の開発は、一九一九年ソロカバナ線が此の地に開通してからの事であり、最初の入地者は片岡音市・出利葉健吉の兩人だとの事である。其の後二十年の間にこの町は郡役所所在地となり、また地方裁判所が出来た関係から急激に発達し、それに連れ農村地の開発も活発となつて来たのである。現在周囲に

約六百家族の邦人が在住し、土地所有者約四百、市内には邦人団体経営の中学校・商業学校さへ出現するに至った。農作物は勿論棉作も盛んであるが、珈琲も五十万本近く所有し、それに果樹類約九千三百本、更にサンパウロ市へ搬出する馬鈴薯の如き年々十萬俵内外を産すると云ふ比較的健全な経営をしてゐる。この地の日本人会長は井上樹義で大切な世話役の一人である。

プレジデンテ・ヴェンセスラウの邦人発展状況につき、多年同地の日本人会長などを勤めた関常一の昭和十五年度調査報告を掲載すると左の通りである。

邦人家族数三六〇、内土地所有者二七〇、其の所有地面積三、四一七アルケイレス、借地農九〇、町内生活者四十家族、所有珈琲樹数四九八、八〇〇本、玉萄黍生産高二四、一九五俵、棉花産出量二一〇、四二〇アローバ、蓖麻子十三、〇〇〇俵、米八、二五〇俵、其の他一、八〇〇俵と云ふ片寄らない農生産を示してゐる。

アルヴァレス・マシャドも六百家族以上の邦人中、六、七割は自作農で、農作物の内容は、珈琲の生産高十五萬俵、玉萄黍四萬俵、棉花五十五萬アローバ、豆一萬俵、馬鈴薯二十萬俵、更に柑橘栽培数約三萬本と云ふ比較的健全性を持つてゐるが、何うしたことか、此の地の日本人間には内証が激しく、団体的行動が今日まで至難であつた。或は創設者故星名謙一郎の鬭争的性格が伝統となつてゐるのかも知れぬが、それなら星名の良き方面をも伸

張せしめねば、故人は浮ばれぬであらう。

星名謙一郎は青山学院出身で、ハワイ、北米テキサス州などに多年在住し、明治四十二年アルヘンティナ国へ渡り、間もなくブラジルに転じ、リオデジャネイロ州の山県農場に暫くいたが、大正四年頃サンパウロ州に来住し、翌年初頭邦人最初の言論機関『週刊南米』を発刊、大正七年当時北海道から渡伯した高知県出身の小笠原尚江と前記植民地を建設し爾来随屋に住み植民地を一步も動かず奮戦したのであるが、大正十五年十二月十三日一伯人の恨を買ひアルヴァレス・マシヤド駅頭に悲惨な最後を遂げた。

非常に意志の強い人であつて、時には無慈悲にさへ見えたとが、決して私利私慾の徒ではなく、一面高き識見と熱き



星名謙一郎

涙とを所有してゐた。常に大型のピストルを腰にしてゐたが、これに込められた弾丸は一発に過ぎなんだ。何故一発しか入れないのかと問へば、「我に二弾を要せず、己れを信じ得ずんば百万発も亦空し」と彼れは答へるのであつた。斯程豪胆な彼ではあつたが、晩年は日本に残した子女の写真など眺めて、ホロリとして涙を落すのであつた。

弊衣破帽、茅屋に満足しながら、愛犬とアンタ（猫）を友とし、二人の弧児を養ひながら、好漢好漢を知ると口

ずさんで居た。可なりの産を成してゐたが、凡そ大なる金を費消せんと欲せば、小なる金に注意すべし、俺れもやつと楚歌を破つて宿志を果たすべき機が到達したと喜んで居たのに誠に惜しいことをした。星名なくんば此の地帯今日の発展はなかつたであらう。アルヴァレス・マシヤドの墓地には此の拓人と偉大な宗教家中村長八郎の霊が眠つてゐる。

星名と共にブレジョン植民地を建設した小笠原尚江に
関聯して、弦に記述し置くのが適當と思はれる一事は、
高知県から北海道に移住して、子孫繁栄の裡に農業に成
功してゐた小笠原吉次が、更に志を大にしてブラジル移
住を思ひ立ち、九十一歳の老の身を以て、一族七十三名
を引具し、大正七年渡伯した壮事である。彼れは母国出



小 笠 原 吉 次

発に際し、まだ柄を附け
ざる鍬を手に取つて示し
ながら、「予は此の鍬を
ブラジルの大地に打ち打
込めば死んでも満足であ
る」と壮語したが、ブラ
ジルに無事到着後未だカ
ナンの地に其の鍬を打込むに至らずして、十一月十七日
午前三時半サンパウロ市に於て没した。なほ尚衛が最も
苦心したのは、ブレジョン植民地時代で、六年間に一族
の墓を建つること十七基の多きに及び、分離して他に移

転した者もあり、中には旗を捲いて母国に帰った者さへあった。しかし一族のアブラハムであつた吉次翁の遺志は、踏止まった多くの子孫によつて、遺憾なく継承されてゐる。

アルヴァレス・マシヤド駅を中心とする地方に於て、星名の衣鉢をつぐものとして、中心人物板東喜内・木村孝太郎の兩人がある。

板東は徳島県名西郡高志村の出身で、大正三年東京農大を出てから直ちに渡伯し、サンタ・エウドシアの米作を振出しに、リオデジャネイロ州の山県農場に居た事もあり、其の後転々とサンパウロ州及パラナ―の山奥を駆け回り、相当波瀾の経絡を辿つたが、十数年前最後に此地に来て落着いたのであつた。此の種の人々は大抵な所で身売りをし、領事館入りをしたり或は会社員にでもなるのだが、板東は流石武士の末裔だけに気魂に長じ、断じて降参はせず、終始一貫自ら鋤を執つて立つ篤農家として存在を確立したのみならず、奉公の大義に殉じつゝ、堅城を護り来つた同治線稀れに見る人物である。

木村孝太郎は京都山科の産、同じく大正三年渡伯、リオデジャネイロ州に在るピニエイロス農学校に学ぶこと二年、後サンパウロ州に來り、星名の経営せる『週刊南米』社に入り、星名の前記植民地開設と共に此の地に入り、爾來星名を援け、一方自らも經濟の獨立を計り、賢婦サカエを妻に迎えてから、一段と躍進、今日有数な財的地盤を築くに至つた。関係事業は東山ソロカバナ総総

代理人、商業銀行同市代理店、雜貨商、棉我其の他の仲買等で、悲らく其の財と其に彼れの穩健なる人柄は、此の地帯の将来に何等か良き影響と感化を期し得らるゝであらう。

以上に依つてソロカバナ全線の同胞に就き、概述を終つたが、要するに邦人の社会的基礎は奥ソロカバナにあるのであつて、若し此の地帯の自然的條件下に於て、何事も成し得ずとせば、そは日本民族の無能を語ると共に、恥を他国人環視の裡に曝すものと云ふべきであらう。

七、パラナ―地方

一般に「北パラナ―」なる称呼を以て知られてゐるのは、北隣のパウロ州との西部境界を成すパラナペマ河の南岸に広がつた、パラナ―州の西北部で、海岸からは遠く隔つてゐるが、既記のソロカバナ錢道幹線の一駅で、州界に近いサンパウロ州のオウリーニョス市を起点として、直にパラナ―州に入り、大体西方に向つて布設されたサンパウロ―パラナ―鉄道沿線の廣大な地域である。

パラナ―州全体には、約一千家族、人口にして凡五六千の邦人が在住するが、その内九割は北パラナ―即ち上記鉄道の両側に集中されてゐる。歴史的に言へば、パラナ―州で最初に日本人が活躍した地方は、パラナグアイ灣に而したアントニーナ市附近であつた。この海岸地方

の草分けは、後に海外興業会社に入った長谷川武で、大正の初期に数年間この地に於て奮闘した。續いて愛知県人原甚五郎・福岡県人安本茂吉が、長谷川の宣伝を聞いて、大正六年カカツ―河（パラナグアー湾に注ぐ）流域に入り、その後徐々に邦人の来住者が増加した。なほ此の外現今は州の首府クリチ―バ市の周囲に数十家族と、水野龍が昭和十一年八月三十一日、州政府からコンセツションを得て、州の中央部ポンタ・グロッサ市より鉄道にて二十一軒のデスヴィーオ・リーバス駅附近に開設した邦人移住地を始め、パラナグアー市、モレーテス等、州の中南部諸所に点在せる者も若干あるが、未だ勢を成すの数には達して居らぬ。

却説謂ふ所の北パラフナー地域中でも、カンバラよりシンザ河に至る間、又ジャカレジーニヨを中心とした一帯には、総計三百家族内外の邦人が在住してゐるが、土地所有者はさ程でなく、かつ集団的な状態にないから、余り社会的な力はない。カンバラ附近は其の中でも比較的整つてゐて、上野米蔵の如き古株が地方邦人の熱心な世話役を勤めてゐるが、大勢は何んと云つてもシンザ河の奥である。

それゆゑ北パラナーは、ピリアニトを中心としたティバジー河とコンゴ―ニャ河間に介在する一地帯、並にロンドリーナに結びつけられる一帯の邦人について記述すれば事足りると思はれるのである。

現在のピリアニト植民地と称するは曾て一九二六年十

一月二十九日、山科礼蔵・今井五介その他の日本に於けるお金持ちが、当時のブラジルに対する気乗りからの、時のサンパウロ総領事赤松祐之に委任し、二千コントス（邦貿約六十万円）を以てバルボーザより購入した一万アルケイレスの地積である。其の頃は漸くカンバラまで汽車が通じて居たばかりで、百軒も奥の此の地帯は勿論原始林の連続であつた。其の中へ前記赤松総領事が自動車で山坂を駆け込み、帰りには既に商談が纏つて居たと云ふ気早やさであつた。兵は急なるを要すで、このお蔭で今日の北パラナに於ける重要な地点が邦人の掌中に歸したのである。もとゞ資本家連の道楽半分を買つた土地ゆゑ、永く其のまゝ放任されてあつたが、昭和十三年五月四日、右資本家連の南米土地株式会社伯国代表たる海外興業会社の中野巖と、日伯産業会社代表矢崎節夫との間に契約成り、矢崎が主任となつて、同年六月より此の土地を一般に売出し、植民地を作る事となつた。鉄道は十年程前に開通されており、而かも此の土地の中間を貫ら二駅を持つてゐると云ふ至便さのため、土地は急速に処分されて社舞つた。

南米土地会社の此の一萬アルケイレス中、一千アルケイレスは、同鉄道会社に撫償提供し、其の代り鉄道（英国資本）株三百株を譲渡され、更に一千アルケイレスは同社直営農場として残し、現在十萬本内外の見事な珈琲が栽培されている。即ち残る八千アルケイレス（二万町歩）を以て植民地に当て、売出しを開始したのであつた。

此の土地は移住組合聯合会の初代専務理事梅谷光貞が萬難を排して購入した一万八千アルケイレスと云ふ廣大な「ブラ拓」のトレス・バラス移住地と境を接する。この南米土地会社の一萬アルケイレスにせよ、又梅谷専務の購入した土地にせよ、告時は相当批難があつたばかりか、其の後に於て南米土地会社も「ブラ拓」も大に之を持てあまして、対手かせはず売り飛ばそうとさへ試みたのであつたが、幸ひそれに到らず事済んだ。今日両移住地を合せ実に二万六千アルケイレスの大面積が、一括されて邦人移植民のために開放され、而かも殆んど八割まで処分済となつた。北パラナでも此の地帯ほど地味の豊沃な所はなく、純テーラ・ロシヤで恐らくサンパウロ州にも稀れであらう。其の上氣候は良く水は清澄で、山容亦日本の風色を彷彿せしむる絶佳の眺望を持つてゐる。此の地積のみでも三千家族を養ひ得る。ましてこれに境する廣漠たる土地を漸次邦人が買収せんか、将来は北パラナを制する一大勢力となるであらう。

トレス・バラス移住地に関する記述は、他の章に譲り、ここにはピリアニト移住地の概略のみ掲げる事とする。

昭和十五年七月までに処分済の土地合計五、二二二アルケイレス、購入者内外人を合し四〇三家族、市街地居住の商工業者その他二四九戸、内日本人一五二戸、同月末移住地内総人口一、一一八、主作珈琲（パラナ州は植附制限なし）、棉花、小麦その他の一般農作物、而して

移任地側責任者は前記矢崎節夫であり、南米土地会社現場支配人は渡辺万次郎である。

次にロンドリーナを中心とする一帯であるが、これは英国資本に成る鉄道と土地売を兼ねた一大会社で、パラナ州政府より譲渡されたティバジー河以北の実に五十万アルケイレスと云ふ驚くべき廣大な土地の処分を本業とする。土地買受人は主として歐洲植民者および日本人であるが、一九三〇年から売出しを開始し、日本人部にはマカコ・ヴェーリヨ（注・古顔の義）の土佐人氏原彦馬がお国訛りを巧にあやつり斡旋の結果、現在二百有余家族の土地所有者がある。ビリアニトにせよ、ロンドリーナにせよ、殆んど借地者のないことは甚だ意を強くする。ロンドリーナは一時非常に盛んであったが、同鉄道の延長工事が種々なる関係で中絶したため、昔日の如き人気はない。しかし地形もよく地味も亦相当良い故、必ず将来は発展するに相違なからう。

北パラナは総じてサンパウロ州棉作地帯に比し落着きもあり、また移住者の気風が純朴で、如何にも農村人の感じがする。恐らく右二大中心地は今後に於て、異色ある日本民族の文化的発展を見るであらうと想像される所以は、実に山容水態の我が意をえたと、荒々しい移住者の集団でないからである。

以上北パラナの記述を終るに当り、ピリアニト移住地の建設責任者矢崎節夫と、同州に關係の深い臼井介仁に就いて語るであらう。兩人ともに明治四十一年の第一

回船笠戸丸組であり、殆ど其の一生を此の国に送り、而かも子孫の為に喜んで骨を埋めんとする人々である。ブラジルに於て苦勞した人々、或は数奇な運命に悩みぬいた人々等は枚挙にいとまなき程、邦人発展の蔭に下積みとなつてゐるが、ここには唯だ兩人のブラジル生活の過去にふれ、大方の旧き邦人が辿つた足跡の一端を窺ふこととする。

矢崎 節夫 明治二十二年信州諏訪の生れである。小学校時代中村国穂と称する先生に学んだ。此の先生は後に県視学を辞して、身を県民の海外発展に投じ、大正四、五年の頃から南洋および南米進出に身を捧げ、大正九年の初めブラジル視察を思ひ立つたが・出発数日前最後の講演を終つた其の夜から、悪性流行感冒に苦しみ、日ならずして他界して仕舞つた。斯うした先生であつたから、若き日



矢崎 節夫

教壇に立つても、機会ある毎に子供等に海外の事を吹き込んだのである。矢崎も之に芽生

えた一人で、明治四十年土地の中学を卒るや、南米アルヘンティナの広野を夢み、翌年ペルーを経て同国に渡る準備が整つたのであつたが、笠戸丸がブラジル移民を乗せて出帆すると云ふ新聞廣告を見て、ブラジル渡航に急変したのである。青年の夢はどこでもよいのだ。青々と

した平原、果てしなき大海原が其の欲する几てゝある。斯うした夢の主は勿論矢崎一人ではなく、笠戸丸の同室には香山六郎青年を初め三、四人乗って居た。着伯後食はねばならず、食ふには働かねばならぬとあつて、明治四十一年八月サンパウロ市モーカの競馬場附近で野菜や花作りをやったり、後ビスケット会社へ一日二、三ミルの給料で働き、其のビスケットのかけらで空腹を満たした。翌年折角日本で思ひ立ったアルヘンティナが忘れられず、首都ブエノスアイレス市まで渡ったが、左程のこともあらう筈なく更にウルグアイ国へ引返し、同国サン・ホセー町で言語の習得かたわら牧畜方面の研究をして見たが、これも容易でないと解り、そこで歯科医の助手をして一年ほど働いた。越えて明治四十三年第二回移民船旅順丸が来伯するを知り、日本人恋しさに再びサンパウロ市へ舞ひ戻った。当時リオデジャネイロ港内サンタ・クルーズ島ラージ造船所に、第一回耕地移民の逃亡者が二、三十名ほど働いてゐたので、これが通訳として雇はれ、そこで暫く勤め、後佐久間重吉と共に、同州イグアッス村附近で借地農を初めた所、マラリヤでどうにもならず半年で退去した。斯くて大正元年リオデジャネイロ市内に開業せる米人齒医に就いてまた一箇年技工を習ひ、大胆にも同市で開業した。

大正四年森岡移民会社が、其の代表者西禎蔵（予備海軍中佐）を伯国に送り移民契約を企てた。其の頃の矢崎はもう一廉のブラジル通であつたから、右代表の依頼を

受け、最初ミナス・ジェライス州政府と交渉、次でサンパウロ州に来たが、当時はモラエス・バーロスの農務長官時代で、日本移民は好かぬとあり、東洋・南米の両移民会社の運動も効を奏せなんだ。翌年森岡移民の方は契約が出来かけて居た所、日本に於て右三会社を一丸とする組合が設立されたので、御用も済み、同年松村総領事の御伴をして旅行した。帰ってから大正六年ラビアーノ・コスタ・マシャードの所有地ティエテー河畔のパラナイバで、今度はお茶の栽培を始めたが、同耕主の依頼で、有名な石山耕地ヴィラ・コステイーナ珈琲園に監督として就任し、二百家族の内外人移民に号令をかけて居たが、大正七年耕主の所有地が現ガルサ邦内にあつて、これに手を着ける事となつた。これが現在のガルサ邦人植民地の在る所で、当時四アルケイル五十ミル三回払ひと云ふ奥地とは云へ安価なものであつた。

かくてサンパウロ州の日本人も増加し、矢崎自身もマカコ・ヴェーリヨとして一見識持つようになり、更に体躯強大押出しもよく、特に立源な髯の持主であることなども、可り有利に手伝つて、大正十年十月には、海外興業会社経営のアニニューマス農場長と出世をした。こゝでマラリヤ退治をしたり、珈琲では一権威者と評価され、青柳郁太郎のお目に止つて昭和二年にはレジストロ植民地の顧問を兼任した。其の間ヴィラ・コステイーナ時代に名あるブラジル人家庭の姪と、どうしたはずみか恋愛が成立して結婚もし、子供も出来て居たことをかき洩ら

す訳に行かぬ。なぜならば此の一事は矢崎の一生を決する大分岐点であつたかである。

アニューマス耕地に十年近くも勤め昭和五年一月に「ブラ拓」入りをし、事業部主事となり、同十一年パラグアイ国に拓務省が植民地を建設すると云ふので、其の調査のため出張、十二年再度此国に赴き植民地開設、日本植民移入交渉等相当の難事業を目出度完遂して、同年八月無事古巣サンパウロへ引きあげた。同じく其の年拓務省の嘱託として勸業部の北村豊治と共に、ウルグアイ国に出張し、同国に於ける植民事業に関する調査をなす等、「ブラ拓」時代は実に矢崎の全盛期であつた。越えて十三年一月同社を辞し、現在の日伯産業会社を設立し、自ら陣頭に立つて今日に至つてゐる。

ざつと筋書きは前述の如きものであるが、これだけでは一向味がなく、其の肉と血と神経と更に春夏秋冬を織り込まぬと、人間矢崎が動き山さぬが、とにかく古い時代の人々は名を成さず又産を成さずとも、いづれ大同小異の荒波をくぐりつゝ辛うじて其の舵を失はず生き延びて来たのであつて、只それだけでも人生の成功者と考へられるほど、移住史は斯かく単純なものではないと云ふことを、後の世の人々に語り伝へたいのである。

白井 介仁 これ亦明治二十二年生れで、原籍を広島県安芸郡本庄村に持つ。商業学校を出てから北米へ渡る考へであつたところ、水野龍がブラジルを邦人移住の無

上楽土たることを示さんがため、特に「舞樂而留」といふ文字を使用した宜伝の魅力に引かれて、笠戸丸で渡伯した一人である。北パラナーに足を人れたのは一九二五年のことで相当古い。非常に波瀾をへた閤歴者で、とても簡簞には書けぬから、本人の手記の一部を、そのまゝ左に掲載する。

私がブラジルで一番苦しいと思った事

ブラジルへ来て二箇年後、知人の世話でソロカバナ線鉄道会社の車掌として就任した。日本の鉄道車掌の考へで入ったが、其の当時のソロカバナ線車掌は、仲仕同様で途中の駅での荷物積卸

しは車掌の仕事であつた。力仕事に慣れぬ私には、四十四キロのメリケン粉が自由にならず、ブン投げて袋を破つて失敗、仲間のブラジル人か



仁井井白

ら笑はれた事があつた。其の日にやめようかと思つたが、折角世話して貰つた此の職を我慢できぬと意気地がないと思つて、兎に角一カ月辛抱して、それから出ようと決心した。此の一箇月間は人知れぬ苦勞したが、妙なもので習うより慣れよで、攻策に苦勞もうすらぎ、一箇月過ぎには、外人の大男の中で一人前に働かれる様になつた。二カ月後には豆一俵百リツトル入（七十五キロ）が担げ

る様になつた。然し此の一、二箇カ月の苦勞は、私の処世上大に益することがあつた。と云ふのは、人間は努力次第で、不可能と云ふことはないとの自信を得られた事である。

私がブラジルで一番愉快に感じた事

私が三十歳の時、クラヴィンニョス駅フローレス耕地支配人に任命された。フロレース耕地は面積三千アルケイレス、珈琲園約百萬株、発電所、珈耕・米・綿等の精選所、製材所その他種々なる設備があり、牧畜も牛馬二千頭以上、コロノその他の使用人二百家族余りもあつて、當時の労働者は喧嘩、同盟罷業で、ピストル沙汰、腕力騒ぎなど普通事であつた。

私は若年で殊に日本人であるといふので、世評ではあの「ジャポネジンニョ」にあのフローレスの大耕地が統治出来るものかとの噂があつた。其の時今が日本人の力を見せる時と思つた。珈琲部監督三名、労働者監督三名、都合六名の主なる部下が居つたが、何れも四、五十歳の年長者、噂の如く反意を示したが、断然命令を実行せしめ、従はざる者は退職を命じた。一方労働者には誠意、公平無私の態度を以て接しなお蔭で同盟罷業、同志喧嘩もなくなり、平和其のものゝ耕地になつたと同時に、新方針の事業も軌道に乗り、順調以上の成績をあげ、二百家族に余る家族を我が意中に集め、世評を裏功つてやつたことを考へると、愉快でならなかつたと同時に、一面寢食を忘れて働いたのである。

私の一番悲しくて残念であつた事

私の主人であり且つ親友であつたドトール・ジョアキン・プロコピオ氏は、ヨーロッパに游学、電気工学を学んで居られたが、氏を見識つたのは一九十三年歐洲戦争開始直後帰伯され、ボア・ヴィスタ耕地で面命したのが初まりで、性質実直な活動家であつた。ボア・ヴィスタ耕地経営を共にして以来、意気投合して私を子の如く弟の如く可愛がつてくれ、又信賴してくれた。フローレス耕地経営時代には、同氏不在中代理を命ぜられて居た。一夜プロコピオ氏は私を呼寄せ、突然私に日本へ帰国する希望があるかと尋ねた。私は一度日本訪問の希望はあるが、一生はブラジルで貴君と共に働きたいと返事したら、同氏は非常に満足して、能く云ふてくれた、君と二人で一生共に暮し苦樂を共にしやう、又時期を見て日本へ共に遊ぼうと約した。当時氏は北パラナーの肥沃なる土地を視察し、将来の事業は北パラナーにあるとし、土地を買ひ増し、北パラナー開拓の第一歩を踏むと同時に、英国の旧友と計り、北パラナー横断鉄道布設の計画を企て、私も其の布設草案に就き参劃したのである。

一九一九年いよいよ北パラナーに珈琲園開拓を決し、同年九月山焼後、私も北パラナーに移転、珈琲植附けに着手する予定であつた所、プロコピオ氏は此の年の五月北パラナー旅行二日前突然スペイン風邪のため急性肺炎となり、他界して仕舞つた。比の報をフローレスで接し

た私は、それが事実とは暫く信ぜられなかつた。此の時代私は将来の凡てを失つた感じがわき、残念な事はなかつた。今もジョアキン・プロコピオ氏が生きて居つてくれたらと思ふ事がある。

初期渡航者とブラジル語

ブラジル第一回渡航者笠戸丸組の通訳諸君は五人であつたが、何れもスペイン語科出身で、ポルトゲースは充分話せなんだ。

通訳さんに物を買つて貰ふ時、通訳さんが、「コモ・セジャマ」(何と云ふ名か)とスペイン語で聞いて居るのを、未だに記憶してゐる。無論笠戸丸組でブラジル語の話せる者は一人もなかつた。ブラジルの事情が分らぬのと、又血氣にはやつて同盟罷業をやつて追出されたり、又耕地を逃亡して各地に散布した連中が続出して、言語不通の伯国人中で、糊口の道を見いだすには皆精一杯の苦勞をしたものである。殆んど手真似挙動で用を足したのであつた。斯くの如く言葉で苦勞した関係上、第一にブラジル語を習はねばならんと思ふ心持ちは皆同様であつた。同志が寄り集れば、習った言葉を互に教へ合ひ、互に知つてゐる言葉は日本語を使はずにブラジル語を使つたものである。其の環境に生れた子弟はドシドシブラジル語を覚えて、父兄もそれを得意としたもので、指導者もよく失敗に失敗を重ね、日常生活のために流々転々と住居を変へ、家庭教育等也不可能其のものであつた。斯

うした状態の内に第二世はドンドン成長し、遂に日本語の話せぬ第二世が出来て仕舞った。

其の後各方面に日本語教育の設備も出来たが、既に成人した第二世青年は、変テコな発音の日本語を話す事を恥とし、その結果日本人と話すのを好まず、ついには日本人と接近することさへ避ける形勢あるを見て、実は不憫の感に堪へないのであるが、これも幼年時代に母国語を教へなかつた初期移民父兄の大失敗である。

強きブラジル建設を希望す

慈々ブラジルを永住の地と決定した場合、子の為に働く親は、子孫の将来を考へる時、比のブラジルを安住楽土の郷たらしめんと希現するのは当然であらう。安住楽土の郷たるには何よりブラジルが強き国たることを必要とする。敗残の民が如何に悲惨であるかは歴史の示す所たるのみならず、現に歐洲戦乱で日前に示されて居る事実である。若しブラジルが第三国の侵略或は其の支配下に置かれた場合、我々の後継者たる日系ブラジル人が、人種的に一般伯国国民以上の圧迫を受くることは、強国白人種の過去に示した行為に依つて明かである。

ブラジルを強国たらしめん為には、先づ我々が之を担ふの決意と勇猛心を必要とする。幸ひブラジルは各人種の混成で人種的偏見のないことは、我々日本人にとつて極めて有利であり、又ブラジル人の多くには黄色人種（純ブラジル土人）の血さへ其の血脈に流れて居る。これ

等の事實は我々日本人にとつて甚だ力強い所である。

此の際在留同胞は日系子弟に、我々独特の大和魂を以て、ブラジルに対する愛国心を發揮し、進んでブラジル人を指導し、世界無比の宝庫を協力開拓し、以て強国たらしむることは、日伯両国を強く繋ぐ所以たるのみならず、世界人類に寄興する八紘一宇の精神具現に外ならぬと思ふ。

この意味よりするも近来当国の主張要求するブラジル国粹化に、誠意を以て協力遂行に努むべき事と思ふ。

八、中央鉄道沿線地帯

サンパウロ、リオデジャネイロの二大都市を連結する此の中央鉄道線は延長四九九軒、ブラジルに於ける最も古き鉄道の一つで、約八十年前の開設に属する。海岸山脈とマンティケイラ山脈の間を走駆し、沿道の地形はサンパウロ州の一部を除き平坦なる個所が至つて少い。この地帯は既に百数十年前珈琲の生産地であつたが、地力の消耗並に奴隷解放の影響を受けて、労力の不足から暫時衰退し、後、主として牧場地に推移して行つたのである。

然るに右二大都市の發達に伴ひ、奥地在住邦人が蔬菜栽培に着眼した結果、交通至便な此の沿線へ進出するに及んで、一段と活氣をていする様になつた。邦人で此の地方に足を入れた最初の人は恐らく安田良一であらう。

それは一九一五年サンパウロ初代総領事松村貞雄が偶々ピンダ（註・ピンダモニャンガーバの略称）地方視察の結果として、サブカイア耕地に安田を推薦して米作を試みさせたのであった。

其の後一九二五年に至る十年間に於て、トレメンベール、モジー・ダス・クルーゼス、イタケーラ等の諸地方に、約四、五十家族の邦人が転任して来たが、殆んど記述すべき程の事はなかった。

当時広く知られて居たものでは、カサパーヴァの渡辺孝、サブカイア耕地を買収した藤崎商会などの此の地方に於ける米作、モジー・ダス・クルーゼスの片倉農場を経営し初めた揮旗深志位のものに過ぎなかった。斯くて中央鉄道沿線が漸く邦人の視界に映じ出したのは、左表の如く一九三〇年以降の事である。即ち、

地 方 別	一九三〇年	一九三五年	一九四〇年
ビ ン タ 附 近	五 人	八 人	一五 人
レノーボリス附近	一五	三〇	三〇
トレメンベ―	八	一〇	二五
タウバテ―附近	五	一五	二〇
グアラレーマ	一	七	三五
ジャカレイ―附近	二	三〇	七五
サバウ―ナ	一	三	一五
モジ―ダス・クル―ゼス附近 五箇所	九一	二四〇	三二五
スザーノ五箇所	三七	一二五	三〇五
ロマノ―ボリス附近	二〇	二〇	一六
ラジェアード附近	二	四	二二
イ タ ケ ー ラ	三〇	六五	一一〇
サン・ミゲ―ル	一〇	一〇	二〇
ボン・スセソ 附近	一五	二五	五〇
サンタイザベル地方	一五	二五	四〇
グアル―リス地方	三〇	四〇	五〇
其 の 他 四 地 方	六	一三	五一
合 計	二九一	六八〇	一一二〇四

右表の如く中央鉄道沿線の邦人は、殆んど集団の形を取らず、所々に点散して居るのであつて、其の中で比較的日本人の村とも思はれる程度のは、僅かにモジ―ダス・クル―ゼス、イタケーラ、スザーノの三地方に過ぎぬ。斯る状勢ゆゑ、地理的關係から考へても統制ある運動は仲々容易でない。例へば産業組合にせよ、青年指導の方面にせよ、団体的な行動は誠に至難である。

それ故ブラジル人社会へ無條件で溶け入ると云ふ意味の同化からすれば、斯うした分布は相当其の促進に効果を見出せるであらうが、優れた日本人の特質美点を失ふことなく、更に之を伸張充実せしめて、漸次ブラジル国家構成の重要分子となると云ふ点から見れば、かういふ行き方は決して当を得たものではない。

中央鉄道沿線の邦人にかぎった事ではないが、多くの場合目先の慾にかられ、信ずべからざるを信じ、時には信ずべきをも疑ふて、思慮浅きまゝに移動し、或は借地農となり、土地を求めたと云ふのが、邦人農業者の経路である。従つて居を移した後に於ける四周の關係乃至影響などに就ては殆んど無考へであつたと云ふてよい。斯くて生活を新たにして出発して見ると、其処に精神的の淋しさや、さては子弟教育の問題や、或は経済的進展から、必然的に同国人の協力結合を必要とするに至つた。所がもともと社会生活など眼中になく、極めて利己的な発足であつた為、いざとなつても地理的な制約に拘束され、或は横槍好きな島国根性などが災いして、その必要性を感じつゝも、容易に一致協力の出来難いと云ふことになつて来るのである。

前述モジール・ダス・クルーゼス、スザーノ及びイタケラの三地方は歴史も古く且相当集団性を持つてゐる所から、同地に於ける邦人の協力如何に依つては、将来見るべき發達を遂ぐるであらうし又斯くあらねばならぬと念願するのである。

モジー・ダス・クルーゼスへの邦人最初の進出者は、福島県人鈴木重俊と信じられ、それは一九一九年の事であるが、土地を買入れ自作農となったのは仲本某を以て嚆矢となすと伝へられてゐる。

またスザーノ地方にありては、其の前年即ち一九一八年、既に静岡県人萩原喜作が、此の地に足を踏み入れて居た。越えて一九二二年モジー・ダス・クルーゼスへは福島県人四、五名が、三角ミナスのコンキスタより来住し、先に居を構へて居た鈴木重俊および小野豊蔵等と土地を構入して農業を開始し、また同年岡山県人西江八郎もサンパウロ市より転住した。以上の人々が先づ以て此の地方の草分けと称し得らるであらう。イタケーラに最初入地したのは酒井睦雄で、同じく一九二二年の事であった。而して同地が本格的に邦人集団植民地として開始されたのは一九二五年以降で、石橋恒四郎の仲介によるイタケーラ農牧商事会社の土地であった。

中央鉄道沿線邦人の進出は、要するに此の地帯の気候・交通等に見る所あつて、永住土着の決心により内奥地より転住し来つた一部分と、一攫千金の夢を追ふ人々との混成であり、農作関係からいへば最初米作に志した第一期を過ぎて蔬菜栽培に移り、今日では大体に於て個人的試験時代を去り、日本人総体としての試練期に入つたと見るべきで、産業組合の活動など夫れを物語つてゐる。

蔬菜は殆んど有らゆる種類を栽培してゐるが、トマト

は此の地方が発祥地であるだけに今以て其の最たるものである。曾てトマトの如きはサンパウロ市場に於て見たこともない程であつたが、日本人が之を栽培するに及び、漸次需要を高め、今日では一日の消費約五千箱と称せられて居る。然し其の間邦人のトマト栽培者続出し、遂に生産過剰に陥り、如何とも方法のつかなかつた時代もあつた。当時市値慘落の結果、トマト栽培者は其の経営困難を極め、偶々一九三四年頃より三七年にかけ、奥地に於ける棉作好況の折柄、これに転向するもの同線のみにて優に二百家族を算したと云ふ。蓋し斯くの如きトマトの市値暴落は、一面サンパウロ市民の嗜好範圍を拡大し、次で消費力を著しく増大したと云ふ役徳はあつたが、前記退散二百家族の無意義な犠牲を忘却してはならぬのである。農学土松本桂一の推算に依る一九二六年以降一九四〇年に至るサンパウロ市一日のトマト消費量と日本人の生産量を掲げ、其の無統制状態の過程を知る参考に供する。

年次	一日の消費量(單位箱)	日本人生産量の比率(%)
一九二六	一〇〇	三〇
一九二七	一六〇	五〇
一九二八	二三〇	八〇
一九二九	三〇〇	九五
一九三〇	三六五	一〇〇
一九三一	四三〇	一二〇
一九三二	五〇〇	二〇〇
一九三三	六五〇	三〇〇
一九三四	八〇〇	四〇〇
一九三五	一、〇〇〇	五〇〇
一九三六	一、八〇〇	二五〇
一九三七	二、六〇〇	一五〇
一九三八	三、四〇〇	一三〇
一九三九	四、二〇〇	一四〇
一九四〇	五、〇〇〇	一四〇

右の如く一九三五年に於ける邦人栽培のトマトは、実に市場消費力の五倍を生産してゐたのである。斯うした結果から同鉄道沿線に於ける邦人の農業は、其の内容に轉換若くは修正を余儀なくせらるゝに至り、ここに果樹栽培・養鶏等が織込まれる事となつた。然しそれとて今より注意せぬとトマトとおなじ結果にならぬと誰れが保証出来やう。然し果樹・養鶏等は日本人に取り、蔬菜より遙かに有利であるから、この点一進歩と見るべきである。

一九三九年モジ―・ダス・クル―ゼス地方に於ける果樹の種別・本数並に生産量は左の如くであつた。

種 別	生産樹数	幼樹数	合 計	産出量
桃	四、一九三 ^本	一、七九七 ^本	五、九九〇 ^本	一三、六〇〇箱
葡萄	四二、一四〇	一八、〇六〇	六〇、二〇〇	一一四、〇〇〇匁
無花果	一三、八四〇	七、八六〇	二一、七〇〇	一六、〇〇〇箱
李	一、四〇〇	六〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇箱

最近はイタケーラの苺栽培も盛んとなったし、ユーカリの植林など企つるに至った。中央鉄道線の邦人は、サンパウロ市近郊の蔬菜作りに比し、土地所有農の数も多く、人物も亦抄くない故、将来発展の可能性は充分認めらるゝであらう。要は飽くまで互に譲り会ひよく人の和を得て協力の実を挙ぐるにある。同線に於て最も広く知られ且つ邦人の発達に尽して来た人々にモジー・ダス・クルーゼスの故渡辺孝（昭和十四年二月二十八月没）、農学士揮旗深志及イタケーラに於ける同じく農学士松本圭一等がある。渡辺孝はモジー・ダス・クルーゼス産業組合をして今日あらしめた育ての親と云ふばかりでなく、在伯同胞全般の指導者として遜色なき閱歴の所有者であり、揮旗深志も亦曾て月刊『農業のブラジル』誌を主宰し、その達識を健筆に乗せて邦人農業者の啓発に努め、自らも農場に退くや知友近隣の幹旋に寧日なく、常に何事か思索して已まざる温良赤誠の君子人である。松本圭一は往時国際労働會議に日本代表の一人として出席した程の人物で、アリアンサ建設の当初十数家族を率ひて此の地に移住し、後イタケーラに転じたが、其の後ブラ拓の初期調査部を担当し或は海興のエメボイ農業実

習研所長の職にあつて、相当公人としての役割を果たして来た。以上の三名は生来錢を取ることが下手で、経済的には甚だ恵まれなかった。徒つて唯物的な世の中に於てその価値を顧みられざるに何んの不思議はないが、然し斯る人物の無形な社会的影響は決して僅少なものでなく、こゝへ目が届く時初めて邦人社会は軌道へ乗つたと称すべきであらう。

九、リオデジャネイロ州

国都リオデジャネイロ市を中心に、聯邦府および之を圍繞するリオデジャネイロ州（以下リオ州と略記す）に在任する邦人の数は、サンパウロ州に於けるそれとは比較にならぬほど僅少である。

殊に移植民事業の上かも見て、素より微々たるものにはあるが、リオデジャネイロ市（以下リオ市と略記す）には、日伯貿易に活躍せる邦人商店を始め、横濱正金銀行支店などがあり、中央政府の膝元に近いので、日本人の優秀性をブラジル官民に、まのあたり見せる便宜を有する等の点に於て此等少数の同胞の活動は、すこぶる重要な意義を有する。

リオ州に於ける最初の日本人に関しては、岩木（岩城か不詳）某が、ノヴァ・フリブルゴ市付近の耕地にゐた事があつて、ブラジル婦人を娶り、その間に挙げた子女を遺して死亡した事実が伝へられてゐるけれども、何分

日本移民渡航開始前の事であるため今となつては其の詳細を知る由もない。

従つてリオ州に於ける初期の邦人について今日確知されてゐる事実としては、既記の水野竜・リオ州政府間の契約に依るサント・アントニオ耕地へ、明治四十年十二月に、隈部三郎一家六人、翌年十二月に片間治義一家三人が入つたこと、一旦同耕地に入つた安田良一が、四十年一月から一時マカエー郡カバリエイロ耕地に入り、同年十一月本邦人五名（サンパウロ州行移民の流れ）を呼寄せたこと、ペルー移民として渡航した熊本県人中島又吉が、アマゾニアを経て、四十年十一月リオ市方面に流浪し来り、中央鉄道メスキタ駅に在る建築材料製作会社の煉瓦工場に傭はれてゐたこと、そこへサンパウロ第一回移民にしてデュモント耕地から退去した五名が、翌年一月から加はつたこと、山県勇三郎が明治四十一年渡伯し、最初はリオ市のテイジュカに住み、煙花および漆器の製造に徒事したこと、藤崎商会店員として渡航した佐久間重吉が、同志数名と共に聯邦府の西方なるサンタ・クルースに於て米作を試みたるも、当時不健康地なりし等の事状により、失敗に了つたこと等を挙げ得るに過ぎない。

而して此等の邦人中、特筆すべきは隈部三郎と山県勇三郎とである。

隈部三郎は誠に不遇な一生を送つたが、その志たるや後進の畏敬すべき先覚者の一人であつた。鹿児島県の出

身で、判事および弁護士をしてゐたが、日本移民開始前、杉村公使の報告などを読むで、早くもブラジルに着眼し、明治三十九年佐々友房等と相計り、ブラジルに移住地経営を計策し、率先一家を挙げて歐洲經由渡伯したが、同志佐々友房は彼れのブラジル到着前に他界し、次いで当てにしてゐた駐伯杉村公使もまた逝去し、舵と推進機とを併せ失つた彼れは、已むなく時機の到るを待たんとして、サンパウロ市に転住した。旧き人々の話題に残る彼れ一家の煙草巻き時代は、実に其の後に於ける彼れのブラジル生活の第一頁であつた。

明治四十年十一月、水野龍の計画に参加し、リオ州サント・アントニオ植民地建設に従事したが、その事



移民開始前の篤志渡伯者
水野 三郎（大正一五・八・一―一九歳）

業は本邦より植民を招致するに至らずして中絶し、他方旧鹿児島藩主の一門男爵島津久賢を会長とする当時の日伯協会の副会長として、別にブラジルに植民事業を計画したけれども、これ亦同勇爵の逝去に会ひ、開始を見ずして已むだ。

しかし彼れは斯くの如き不運の連続に遭遇しながら、毅然として能く之に抵抗し、しかも其の希望を捨てず、明治四十三年大平三次がラファエル・モンテイロと共同して、すでに水野が放棄したサント・アントニオ植民事業を、新にリオ州政府と契約するや、彼れは従前の連続

事業として、之に参加することとなったが、この計画も亦中廢に歸したため、翌四十四年転向してリオ市に出で、ラージ兄弟商会、ライト・エンド・パワー会社等に、低地位に甘んじて勤務し、専ら子女（一男四女）の教育に全力を傾倒した。その間山県勇三郎と相謀り、塩の販売・日本船への食料および燃料供給等の業に従事して、生計を支へてゐたこともあつた。妻五百子も資性堅忍不拔で、賃仕事などして夫と苦勞を共にし、只管子女の成長出身を楽しみつゝ、其の良妻賢母振りを發揮した。

隈部夫妻の斯かる苦心は酬ゐられ、次女照子と三女陵子が、優良な成績で、聯邦府の師範学校を卒業したのは、大正七年頃のことであつた。そして此の二人の姉妹は、直に助教員としてブラジル人の兒童を教へることになったが、正教員として奉職するには、国法上ブラジル人であればならぬので、大正八年五月帰化してブラジルの国籍を取得した。日本人で最初にブラジルの中等程度の学校を卒業したのも、また帰化のトツプを切つたのも共に此の二人の姉妹であつた。

長男恵一はブラジルから北米に遊学し、学業成つて帰伯後病没、長女は当時イグアペ植民地の技師であつた藤田克巳に嫁し、前記次女照子はブラジル在勤の帝国官吏に嫁したが、二、三年にして是れ亦病没した。而して三女暁子は、北米より転じ来つてサンパウロ市に近きリベIRON・ピーレスに定任せる野上豊に嫁し、四女栄はリオ市西谷商店勤務高橋綱三に嫁した。かくて隈部夫妻は、

大正十二年以降再びサンパウロ州の人となり、老後を養つてゐたが、隈部三郎は同十五年八月十九日、多年の忍従と苦闘の跡を地上に残して、久遠の安き眠りに就いた。

山県勇三郎は万延元年（一八六〇年）長崎県平戸に生れたが、弱冠にして志を立てて北海道に渡り、その北端根室に身を起した一代の風雲児で、炭坑・海運その他手広く実業界に進出したのであつたが、日露戦役後失敗し、明治四十一年途にシベリアを経て遠くブラジルに渡り、新天地に再び其の駿足を伸べんとしたので

あつた。暫くリオ市に陣取り、色々と事業を劃策したが、事意の如く運ばなかつたので、



山縣勇三郎

結局明治四十四年リオ

州マカエー郡に於て、カシヨエイラ耕地および其の接続地約五千町歩を購入して、米作・甘庶栽培ならびに酒精醸造等を行ひ、更に大正七年に至り、同州カボ・フリーオ郡のサン・ペドロ・デ・アルディアに塩田をも購ひ、之を經營してゐた。

大正七年故国訪問の旅に上り、実弟中村精七郎と計り、ブラジルの近海航路並にリオ市に大学設立等の事業を目論だが、偶々第一次歐洲大戰終息の結果、日本財界の不況に影響され、志を得ずして翌年再び帰伯したのであつ

た。帰伯後新たに漁業なども開始して元氣旺盛であつたが、一九二四年（大正十三年）二月二十五日病にやり、波瀾重畳の六十五年を終へたのである。体軀頑健、まことに風雲児に相應はしき魁偉な容貌であつた。其のリオ州に於ける道場を出たものに故星名謙一郎・板東喜内・石橋恒四郎・坂元靖、其の後日サンパウロ州に来て活躍した数多い人々がある。何せ時代が時代であり、場所が場所であつた丈けに、特に是れぞと云ふ業績はなかつたにせよ、山県が存在は一異彩たるに相違なかつた。曾て実弟精七郎が山県救済のため若干の資金を携へてブラジルを訪問したことなどあつて、日本人なればこそと思はれる美しさを見せた。

山県の妻信子も仲々の女丈夫で、夫と共に不自由な田舎生活をなし、よく内助の功を挙げたのみならず、夫の没後は現地に於て塩田の事業を監督すると共に、ブラジルに於て挙げた三男一女の教育に尽瘁し、長男次男にはリオデジャネイロ工科大学を卒業させ、三男は日本に於て大学を卒業させた。

リオ州に於ける初期の邦人につき記述するに当り、書き洩らしてはならぬ一史実は、明治四十三年第二回移民と旅順丸に同船して、孤児八名が渡伯し、リオデジャネイロ湾内ヴィアナ島に造船所を有するラージ商会に引取られ、徒弟として教養を受けた事である。これは内由公使が当時の同商会主であつた老アントニオ・ラージと相談の結果、決定を見たもので、石井十次の献身的努力を

想はしむる岡山弧児院からと、東京市養育院からと、各四名づゝ選抜された当時いづれも十一歳から十三歳までの可憐な少年であつた。

彼等はヴィアナ島造船所に附属する寄宿舍に入れられ、当時ラージ商会に勤務してゐた福原庄五郎が、指導役として万事の世話をなし、造船所の徒弟として訓育された。八名の内一名は大正九年末十八歳で病死し、三名は素行不良で造船所を去り、浮浪生活に入つたが、他の四名は何れも一人前の職工となつた。

既記の如く中央鉄道メスキタ駅（リオ中央停車場を距る三十二軒）附近に、若干名の邦人が住居を定めた結果、それが縁となつて、その後同方面に於けるオレンヂ裁培業が起り、同時に土地の分譲行はるに至るや、二十九軒点ニローポリス、三十六軒点ノヴァ・イグアッスー駅の近傍に、土地を求めて定着する邦人漸く増加し、果樹の外蔬菜栽培などに従事する者も出来た。一九一五、六年（大正四、五年）頃就地した有銘兼順・古川林・有銘兼徳・檜木七蔵等が最も古参で、現在ニローポリスに約十家族、メスキタに六家族、それより遙かに西方即ちサンパウロ州寄りのレゼンデ（一九一軒点）に約十家族がある。

佐久間重吉等が先年マラリヤのために悩まされたサンタ・クルース一帯の低地は、その後中央政府により排水工事が行はれ、以前とは見違へるほどの健康地となつた

ので、サンパウロその他の地方から此所に移住し来って、蔬菜・果樹の栽培および養鶏等に従事せる同胞既に若干あり、漸次増加の傾向が見られる。

リオ、ペトロポリス両市間のレオポルディナ鉄道の一駅エントロンカメントに接近せるカヨアバ耕地が、十数年前分譲地として売出された際、其処に地区若干を購入した邦人が二、三あつた。その中一名は多年東洋汽船会社南米西岸航路の船長たりし長野県人高見沢森四郎であつた、彼れは退職後南米に進出の雄志抑へがたく、リオ市の近傍に於て金魚を養殖販売することに着眼し、先づ其の養殖方を学び、次に長期航海に依る輸送方法につき種々工夫を凝らした末、優良種の金魚数百尾を携へ、助手一名と同船して、昭和二年渡伯した。輸送の成績は極めて良好で、ほど八割が無事に到着したので、リオに上陸後、直に前記の耕地に赴き、分譲地を買取つて養殖池をこしらへた。暴雨のため川水氾濫し、大分金魚を流されたこともあり、また養殖の目的は首尾よく達成せるも、之が販売に困難するなど、悪戦苦闘を頼けたが、不幸昭和五年四月二十三日病殺し、是れより先き呼寄せられてゐた妻子は、遂に已むなく帰国するに至つた。しかしブラジルに金魚養殖の業を開始した功績は、永久に語り伝えられねばならぬ。

次にリオ市と上記エントロンカメント駅の略々中間に位する国有のサンベント耕地が、昭和七年労働省により内外国人農民家族に分譲せらるることに決定するや、時

の労働相サルガド・フィリヨは、この新設移住地に日本人農民家族をも入りたいと希望した。その結果主としてサンパウロ州から移転し来った邦人十家族が此所に就地して農業に従事しつゝある。

昭和二年高見澤と同船せる自由渡航者中に、挙家移住を敢行した滋賀県人春日亭があつた。最初企てゝゐたサンパウロ州行を、船中に於て変更してリオに上陸、ノヴァ・フリブルゴ市の郊外に土地を購入し、主として柿を栽培した。一時南米拓植会社に入り、全家パラ州に移り、数年間アカラー移住地の農業部長を勤めてゐたが、再びノヴァ・フリブルゴに帰り、不在中に柿樹が盛んに結実するやうに成長したのを幸ひ、生果の外柿羊羹などに加工し、かねて栽培せる花と共に、之をリオ市に送出販売しつゝある。

なほ比の外リオ州内十数箇所に三三五五散在せる者を合算すれば、州内に於ける本邦農民は総計八、九十家族に達すべく、在リオデジャネイロ帝国総領事館の調査によれば、昭和十四年十月一日現在の管内在留邦人数は

男 八二八

女 六二二

計 一、四五〇

また家族を単位とする分布状態は

リオ市 及 聯邦府 二〇七

リオ州 八九

ミナス・ジェライス其の他諸州 四六

であつた。

因みにミナス・ジェライス州中、サンパウロ、ゴヤース両州の中間に、楔を打込むだ形に突入してゐる俗に謂ふ『三角ミナス』並にサンパウロ州に接近せる西南部は、在サンパウロ帝国総領事館の管轄であるから、前掲統計から除かれて居り、同時に其の他諸州中には、エスピリト・サントよりセアラに至るまでの八州が含まれてゐる。

十、三角ミナス及ゴヤース州

(イ) 三角ミナス

三角ミナス(原語トリアングロ・ミネイロ)とは、ミナス・ジェライス州の西方の一部が、象の鼻に似た形状で突出し、さながも楔を深く打込むだやうに、サンパウロとゴヤースの両州の間に嵌入し、その鼻端に当る所は、マトグロッソ州境に達してゐる、大体三角形を成せる地方の通称である。

屈指の牧畜地帯で、同時に農業も行はれて居り、中心都市ウベラバの外に、ウベルランディア、アラグアリー、アララピア、コンキスタ等の都邑がある。

西北にはパラナイーバ河がゴヤース州との中間に流れ、南方はリオ・グランデ(訳して大河)を隔て、サンパウロ州と相對するから、両河は正に三角形の二辺を成し、

その会流点が角頂となつてゐる。また両河は合してパラナー河となり、末はラ・プラタ大河となつて南大西洋に注ぐのである。

サンパウロ州の旧珈琲地帯に布設されたモジアナ鉄道は、リベイロン・プレト市の先き十四軒の地点に於て二線に分岐し、右方は弓、左方は弦となつて、共に三角ミナスに入り、ウベラバ市に到つて合一した後、なほ北行すること百八十五軒、終点アラグアリーに於て、ゴヤース鉄道に接続する。

斯くの如くサンパウロ州の旧珈琲地帯とは、地理的に接近してゐる上に、鉄道交通の便も備つてゐるので、旧珈琲地帯に配耕された本邦移民中、既に契約を了つて、これから独立農とならんとした幾人かゞ、この三角ミナスに進入すべきは、蓋し必至の情勢といふべく、大正三年以来ラジェアド耕地および其の附近には、早くも五、六十家族の本邦移民が就働してゐた。

このラジェアド耕地は、前紀モジアナ鉄道右方線の一駅たるコンキスタ町を距る僅に三軒の所にあり、三角ミナスに於ける著名の富豪ジュンケイラ家の所有であつた。而して此の耕主はなお多くの日本移民を希望した結果、大正五年十二月十九日、ミナス・ジェライス州政府と伯刺西移民組合（代表調印者明穂梅吉）との間に、コンキスタ郡に就地せしむべき日本農業移民百家族までを誘入する契約が調印された。百家族全部を送出するには至らなかつたが、翌大正六年サンパウロ州行移民と若狭丸に

同船して、二十名の三角ミナス行移民が渡航した。

この間に於て、東洋移民会社の練習生として、大正二年十月に渡伯した新潟県人瀧澤仁三郎が、鬱勃たる英気を抱いて既記のラジェアド耕地に入り（同地方に於ける米作の有望なるを看取し、耕地内に初めて之が試作を行ひ、好成績を挙げた。そこで瀧澤は同耕地内に於ける米作を以て満足せず、その驚くべき強健な体軀を利用し、豪壮な意氣に乗じて、リオ・グランデ沿岸の地を探検し、その結果として富岡漸と共にメラシシア耕地に着眼した。

爾来三角ミナス米作の有望な事が喧伝せられ、サンパウロ州の珈琲園から移住し来る者、相踵いで増加し、大正七年五月渡進孝が調査報告せる所に従へば、専門米作者九十七家放、珈琲園内間作者八十九家族、其の生産量は会計二万六千有余俵であつた。然るに大正七、八農年度に於ける豊作にかへて、米作は粃一俵平均二十ミルレイスを唱へ、而かも生産費は状甚だ低廉であつたから、大正八年下半期だけでも、二百家族の新来者を迎へ、家族数四百十、米作地面積三千六百余町歩、收穫高十万俵に達した。また此等日本人米作者の分布区域は、主としてリオ・グランデの右岸に沿ふて、上流はコンキスタ附近より、下洗はモジアナ鉄道左枝のウコオン鉄橋の下手に及び、左岸すなはちサンパウロ州側にも諸所に米作地を見るに至つた。その様式は、ブラジル地主と契約し

て行ふ米作の請負、此等請負者との契約に依る小作、および地主との直接契約に依る小作との三種であり、土地を構入すること至難であつたのみならず、来作者には概して土地購入の意思がなかつたので、地主となつた者は、マンデイオカ耕地の広島県人池岡鶴吉など極めて少数であつた。

米作好況時代には、三角ミナス中リオ・グランデ沿岸の耕地には、到る処日本人の姿が見受けられたが、幾くもなく歐洲大戦後の不景氣が襲来し、他方米田の地力衰弱も一原因を成したと同時にこの地方のミナス・ジェライス州人は、由来専ら牧畜を業とし、農耕には経験も興味も少く、広大なる地域に放牧を行つて悠々たる生活を営み、自己の所有地を分譲して、地方の繁栄を計ることを思はざる傾向があり、日本人は同地方に於て土地を獲得し自営農となる宿望を達すること至難であつたのが最大原因で、米作者として移住し來つた日本人の大部分は四散し去り、昔日の盛況は何処へやら、まるで火の消えた如くなつて了つた。

是れも過去の一話に過ぎないとはいへ、歴史として記述の要ありと認められるのは、三角ミナスに初めて出来た日伯産業組合の事である。当時米作隆盛のため此の地方には千五六百人の同胞が集り、一体が甚だ好景氣であつた所から、是非とも日本人協同経営の産業組合が必要であるとの議勃興し、就中石橋恒四郎が最も熱心に之を主張した。その結果資本金百コントス（二千株・毎株

五十ミルレイス）を以て、日伯産業組合（S i n d i c a t o A g r i c o l a N i p p o n - B r a s i l e i r o）を設立することに決し、株式の募集を行ったところ、素より資本総額を得ることは不可能なりしも、申込千株を超えしその内約六百二十七株に対し三十一セントス有余の払込があつたので、鬼に角この払込資本金を以て開業することに決し、本部をウベラバ市に、その附属売店をコンキスタ町に設くることとして、盛大な開業式を挙行したのは、大正八年十月十日の事であつた。石橋は組会長に推薦されて就任したが、種々不測の困難起り、途に所期の目的を達するに至らずして、組合は間もなく破産倒壊して了つた。

なほ此れは三角ミナスではなかつたけれども、ミナス・ジェライス州中央部に於て、州都ベロ・オリゾンテ市より遠からざるモーロ・ヴェリヨ金鉱に、東洋移民会社が鉱夫移民百七名を周旋した史実を、ここに記載して置かねばならぬ。これは同金鉱を経営せる英国資本の「サン・ジョアン・デル・レイ」金鉱会社との契約によつたもので、相談は藤田臨時代理公使在任中に開始され、藤田は鉱夫移民は農業移民の如き定着性を欠くから不可なりとて、極力反対せしも其の効なく、途に之を実行することとなり、大正二年六月二十一日日本郵船会社歐洲航路船三島丸にて出発、八月五日マルセイユに着、同月十日佛国船「フランス」号に乗換へ、八月二十八日リオデジャネイロで上陸し、翌日汽車で目的地に向つた。し

かし就働後二箇月を経ざるに十名の逃亡者を出し、其の後も労務および待遇について、移民の苦情絶えず、移民会社側の説諭斡旋もついに無効に帰し、逃亡に踵ぐに逃亡を以てし、翌年二月二日以後は、ついに同鉾山に日本工夫の隻影をも留めざるに至り、徒に藤田代理公使をして先見の明を誇らしめたのみで、全然失敗に終った。

(ロ) ゴヤース州

ゴヤース州への日本人進出は、一九二九年(昭和四年)に初めて行はれた。是れより先一九二七年石橋恒四郎および松尾某の両名が、コヤース鉄道の当時の終点アナポリス(サンパウロを距る一、二〇〇粁)駅に近き同名郡に於て、郡官憲より官有地のコンセッションを得て、邦人移住地の建設に着手し、就地者を主としてサンパウロ州モジアナ鉄道沿線地方の珈琲園に労働せる本邦労働者中に求め、一九二九年に第一回植民七家族が、アナポリス郡セラド地方に入植した。翌年更に二十四家族が同地に入り、続いて一九三一年に三家族が加はり、邦人三十四家族の集団地が出来た。

然るに移住地建設計画者の調査研究に足らざる所があつたと見え、そのコンセッションは州政府の許可を得ざれば、土地取得は出来ないことが、後に至り判明した。斯うして郡当局が敢め州政府の許可を取付け置かざりしため、就地者が若干の金額を支払って購入した土地の所有権は、州政府により無効とせられ、之がため就地者間

に動揺が起り、内十一家族は程遠からぬ所に新に私有地を購入して移住した。これがカナ・ブラヴァ植民地と呼ばれるもので、昭和十四年八月には二十家族の集団地を成してゐた。

此等二箇所の集団地は僅々十二軒を隔ててゐるに過ぎないから、四十家族は一集団を成せるものと見る事が出来る。セラド地方在留者は会計一千五百町歩、カナ・ブラヴァの方は同じく一千二百町歩の地主である。

なほ州の新首府ゴイアニアの北方二軒の地に借地して野菜栽培に従事せる二家族、イニニューマス町附近に合計五百八十八町歩の土地を所有せる五家族、ピーレス・ドリオ町附近に二家族、イパメリー市に一家族、アナポリスにも数名の邦人あり、昭和十四年八月に於けるゴヤース州在留邦人は、合計五十家族約二百五十名で、邦人発展の地域は、斯かる奥地にまで拡張されたのである。

昭和十六年十二月十五日印刷
昭和十六年十二月二十日發行

ブラジルに於ける

日本人發展史上卷奥付

〔非賣品〕

東京市大森區山王町一ノ二五五六

著作兼 發行人 青 柳 郁 太 郎

東京市小石川區諏訪町五六
印刷所 株式會社當磐印刷所

東京市麹町區霞ヶ關外務省亞米利
加局(ラテンアメリカ中央會内)

發行所 ブラジルに於ける日本
人發展史刊行委員會